

平成27年9月4日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10 番	堀 岡 敏 喜
11 番	炭 竈 ふく代	12 番	山 口 敏 子
13 番	小坂井 実	14 番	佐 藤 高 清
15 番	佐 藤 博	16 番	武 田 正 樹
17 番	伊 藤 正 信	18 番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 好 彦
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	伊 藤 久 幸	開 発 部 長	竹 川 彰
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹
総 務 部 次 長 兼 秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏	総 務 部 次 長 兼 危 機 管 理 課 長	橋 村 正 則
民 生 部 次 長 兼 十 四 山 支 所 長	松 川 保 博	民 生 部 次 長 兼 児 童 課 長	村 瀬 美 樹
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 宗 治
総 務 課 長	立 松 則 明	庁 舎 建 設 長 準 備 室 長	伊 藤 重 行
税 務 課 長	山 下 正 巳	収 納 課 長	鈴 木 浩 二
市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久	保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一
環 境 課 長	伊 藤 仁 史	健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘
福 祉 課 長	宇 佐 美 悟	介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利

総合福祉センター 所 長	村 瀬 修	農 政 課 長	安 井 耕 史
商工観光課長	羽 飼 和 彦	土 木 課 長	山 田 宏 淑
都市計画課長	大 野 勝 貴	下 水 道 課 長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水 谷 みどり	生涯学習課長	安 井 文 雄
図 書 館 長	山 田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三 輪 眞 士	書 記	浅 野 克 教
書 記	伊 藤 国 幸		

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 同意第 1 号	教育委員会委員の任命について
日程第 5 議案第37号	弥富市個人情報保護条例の一部改正について
日程第 6 議案第38号	弥富市手数料条例の一部改正について
日程第 7 議案第39号	平成27年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 8 議案第40号	平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9 議案第41号	平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第10 議案第42号	平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第11 認定第 1 号	平成26年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第12 認定第 2 号	平成26年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13 認定第 3 号	平成26年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14 認定第 4 号	平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15 認定第 5 号	平成26年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16 認定第 6 号	平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17 認定第 7 号	平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18 発議第 7 号	決算特別委員会の設置について

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開会

○議長（佐藤高清君） ただいまより平成27年第3回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、伊藤勝巳議員と川瀬知之議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第3回弥富市議会定例会の会期を本日から10月2日までの29日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10月2日までの29日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、弥富市長から平成26年度の健全化判断比率報告書並びに資金不足比率報告書の提出がありました。

次に、地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告があり、それぞれその写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第4、同意第1号を議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第3回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案し、御審議いただきます議案は同意１件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第１号教育委員会委員の任命につきましては、浅野美喜子氏が平成27年９月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市鯨ヶ地二丁目37番地、浅野美喜子氏を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） これより同意第１号の質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第５ 議案第37号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第６ 議案第38号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第７ 議案第39号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第２号）

日程第８ 議案第40号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第９ 議案第41号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第10 議案第42号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第11 認定第１号 平成26年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第２号 平成26年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第３号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第４号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第5号 平成26年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第6号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第7号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第5、議案第37号から日程第17、認定第7号まで、以上13件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案2件、予算関係議案4件、決算認定議案7件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第37号弥富市個人情報保護条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第38号弥富市手数料条例の一部改正につきましても、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第39号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、病児・病後児預かり施設整備工事請負費、小・中学校修繕等工事請負費の関係費用の増額等を計上するものであります。

次に、議案第40号平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第42号平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの特別会計につきましては、全会計で1億5,484万1,000円の増額を計上するものであります。

次に、平成26年度各会計の決算認定についてであります。

平成26年度の決算につきましては、白鳥保育所の新園舎完成など、所期の目的を達成することができましたことは、市議会議員の皆様を初めといたしまして、市民の皆様方の御理解、御協力によるものであり、深く感謝申し上げます。

ここに、認定第1号平成26年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定のほか、認定第2号平成26年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定から認定第7号平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定までの特別会計につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけ、議会の認定を求めるものであります。

以上が提案する議案の概要でございしますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は関係部長に説明を求めます。

なお、補正予算及び決算認定については、総務部長に説明を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） それでは、議案第37号弥富市個人情報保護条例の一部改正について御説明申し上げます。

12枚はねていただきまして、条例のあらましがございますので、そちらをごらんください。これに基づきまして御説明申し上げます。

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の制定に伴い、次のとおり規定の整備を行うものでございます。

(1) 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報をみずから利用してはならないこと。

(2) (1)にかかわらず、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された情報提供等記録を除き、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報をみずから利用することができること。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のためにみずから利用することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除く。

(3) 未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人は、本人にかわって保有特定個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求をすることができること。

(4) 情報提供等記録については利用停止請求を認めないこと。

2. 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、事前に市長に対し、個人情報ファイルの名称等を届けなければならないこととするものでございます。

3. その他必要な規定の整備を行うこととするものでございます。

4. この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、情報提供等記録に係る部分については、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行することとするものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 続きまして、議案第38号弥富市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例を一部改正するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い必要があるからでございます。

1枚はねていただきたいと思います。

弥富市手数料条例の一部を改正する条例をごらんください。

第1条といたしまして、別表住民基本台帳カード交付手数料の項の次に「通知カード再交付手数料、1件につき500円」を加えるものとございます。

続きまして、第2条といたしまして、別表住民基本台帳カード交付手数料の項を削り、同表通知カード再交付手数料の項の次に「個人番号カード再交付手数料、1枚につき800円」を加えるものとございます。

附則といたしまして、この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行するものとございます。

1枚はねていただきますと第1条の新旧対照表、もう1枚はねていただきますと第2条の新旧対照表を添付しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 続きまして、議案第39号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ9,751万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を145億8,076万7,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、普通交付税2億455万2,000円、国民健康保険特別会計からの繰入金2,555万7,000円、繰越金2,989万3,000円を増額計上する一方、財政調整基金繰入金1億849万3,000円、市債の臨時財政対策債9,110万円を減額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきましては、財政調整基金積立金2,173万6,000円、民生費におきましては、病児・病後児預かり施設整備工事請負費1,081万円、教育費におきまして、小学校修繕等工事請負費561万円、中学校修繕等工事請負費3,800万円であります。

次に、議案第40号平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ8,365万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億3,065万2,000円とするものであります。

歳入といたしましては、その他繰越金8,365万2,000円を増額計上するものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者療養給付費1,899万1,000円、国庫負担金過年度分返還金3,082万円、一般会計への繰出金2,555万7,000円であります。

次に、議案第41号平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度保険料等の納付状況に伴い保険料等負担金過年度分等を計上し、歳入歳出予算の総額を4億6,492万8,000円とするものであります。

次に、議案第42号平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定において介護保険支払準備基金積立金、前年度保険給付費の額の精算に伴い国庫負担金の返還金等を計上し、歳入歳出予算の総額を27億4,208万円とし、サービス事業勘

定において一般会計への繰出金322万1,000円を計上し、歳入歳出予算の総額を1,533万1,000円とするものであります。

次に、認定第1号平成26年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額149億7,889万7,000円、これに対する歳入決算額は146億7,143万4,189円で、収入率は97.9%、歳出決算額は141億1,624万1,090円で、執行率は94.2%となりました。

歳入におきましては、前年度と比べ市税全体では1億187万円の増額となりました。その内訳は、個人市民税が3,162万円、市たばこ税が1,301万円の減額となる一方、法人市民税が1億181万円、固定資産税が4,242万円、軽自動車税が225万円の増額となりました。

市税以外の主なものでは、普通交付税が5億8,745万円、国庫支出金が14億5,403万円、県支出金が9億3,445万円交付され、歳入全体では前年度に比べ6.5%、8億9,120万円の増額となりました。

一方、歳出におきましては、総務関係では、ホームページ利用者の利便性の向上や運営業務の効率化を図るため、新システムを導入しました。

福祉関係では、新白鳥保育所の建設事業における新園舎を完成し、保育環境整備に取り組むとともに、消費税率の引き上げに対し、低所得者や子育て世帯の負担軽減対策として、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金を支給しました。

環境関係では、ごみの不法投棄対策として、引き続き監視カメラによる監視を行うとともに、新たに啓発看板を設置するなど、不法投棄を許さないまちづくりに努めました。

農業関係では、水田農業構造改革事業、多面的機能支払交付金事業を推進しました。

また、団体営土地改良事業、湛水防除事業を初めとする県営土地改良事業や、農道、排水路など農業生産基盤の整備に努めました。

商工関係では、企業立地指定企業交付奨励金制度により立地企業を支援し、雇用機会の拡大を図りました。

また、春まつり、芝桜まつり事業及び特産物PR事業を推進し、観光の振興に努めました。

土木関係では、道路利用者の安全対策として、佐古木竹田線、鍋田34号線の道路改良工事を引き続き行い、歩行者・自転車利用者の安全対策を推進しました。

防災関係では、津波・高潮対策として、白鳥小学校北棟の屋上整備を行うとともに、市民の防災意識の向上を図るため、防災ガイドブックを全戸に配布しました。

教育関係では、小・中学校の校舎等の長寿命化事業を計画的に進めるため、小中学校施設整備計画を策定しました。

学校施設整備につきましては、小・中学校への地震自動開錠防災ボックス設置工事、小学校特別教室扇風機設置工事、小学校緊急地震速報機器設置工事、弥生、桜、大藤、十四山西部小学校の屋内運動場天井撤去等耐震改修工事、栄南小学校公共下水道接続工事、桜小学校



保健室温水シャワー装置設置工事、十四山西部、白鳥小学校ベランダ手すり補修工事、弥富北中学校グラウンド改修工事を順次実施し、教育環境の整備に努めるとともに、英語教育の充実を図るため、外国人英語指導助手を引き続き全小・中学校に配置しました。

社会教育施設関係では、中央公民館ホール舞台機構つり物用ワイヤーロープ取りかえ工事、図書館棟空調設備改修工事、また体育施設関係では、木曾川グラウンドバックネット設置工事、おみよしテニスコート整備工事、子宝グラウンド防球ネット設置工事など、快適で安全な施設の整備を行いました。

次に、認定第2号平成26年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額ともに2,686万5,998円でありまして、各事業計画に基づいて公共用地を先行取得するものでありますが、先行取得した土地が前年度より少なかったため、前年度に比べ5,466万円の減額となりました。

次に、認定第3号平成26年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額43億3,556万4,184円、歳出決算額42億5,191万914円であります。

今後も高齢化の進展等によりまして医療費の増大が続く中、厳しい財政運営が続くものと予想されます。

次に、認定第4号平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額4億3,062万1,575円、歳出決算額4億2,848万2,050円であります。

次に、認定第5号平成26年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、保険事業勘定において歳入決算額25億5,374万5,308円、歳出決算額24億8,791万3,967円、サービス事業勘定において歳入決算額2,773万797円、歳出決算額2,450万8,175円でありまして、認定事業及び施設、在宅等の介護サービスを順調に実施することができました。

次に、認定第6号平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額2億7,319万1,395円、歳出決算額2億4,590万2,924円でありまして、各施設の維持管理を行いました。

次に、認定第7号平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額8億6,746万1,058円、歳出決算額8億3,597万197円でありまして、前ケ須、前新田、平島、鎌島及び操出地区の管路布設工事等の面整備事業を引き続き進めました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案13件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案13件は継続議会で審議することに決定しました。

日程第18 発議第7号 決算特別委員会の設置について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第18、発議第7号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の堀岡敏喜議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 発議第7号決算特別委員会の設置につきまして、提案理由を申し上げます。

平成26年度一般会計及び各特別会計の決算審査を行うに当たり、地方自治法第109条及び弥富市議会委員会条例第6条に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、委員定数9名をもちまして決算特別委員会を設置するものでございます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

ただいま設置された決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり、横井昌明議員、川瀬知之議員、三宮十五郎議員、佐藤博議員、山口敏子議員、炭竈ふく代議員、三浦義光議員、鈴木みどり議員、伊藤勝巳議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

なお、正・副委員長も名簿のとおり、委員長には横井昌明議員、副委員長には川瀬知之議員であります。よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時28分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 伊 藤 勝 巳

同 議員 川 瀬 知 之

平成27年 9月14日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博 | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長 | 伊 藤 好 彦 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長 | 竹 川 彰 |
| 教 育 部 長 | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼
財 政 課 長 | 渡 辺 秀 樹 |
| 総 務 部 次 長 兼
秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 | 総 務 部 次 長 兼
危 機 管 理 課 長 | 橋 村 正 則 |
| 民 生 部 次 長 兼
十 四 山 支 所 長 | 松 川 保 博 | 民 生 部 次 長 兼
児 童 課 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 山 守 修 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 平 野 宗 治 |
| 総 務 課 長 | 立 松 則 明 | 庁 舎 建 設 長
準 備 室 長 | 伊 藤 重 行 |
| 税 務 課 長 | 山 下 正 巳 | 収 納 課 長 | 鈴 木 浩 二 |
| 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 | 保 険 年 金 課 長 | 佐 藤 栄 一 |
| 環 境 課 長 | 伊 藤 仁 史 | 健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 |
| 福 祉 課 長 | 宇 佐 美 悟 | 介 護 高 齢 課 長 | 半 田 安 利 |

| | | | |
|-----------------|---------|-----------|---------|
| 総合福祉センター
所 長 | 村 瀬 修 | 農 政 課 長 | 安 井 耕 史 |
| 商工観光課長 | 羽 飼 和 彦 | 土 木 課 長 | 山 田 宏 淑 |
| 都市計画課長 | 大 野 勝 貴 | 下 水 道 課 長 | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長 | 水 谷 みどり | 生涯学習課長 | 安 井 文 雄 |
| 図 書 館 長 | 山 田 淳 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|--------|---------|---------|---|---------|
| 議会事務局長 | 三 輪 眞 士 | 書 | 記 | 浅 野 克 教 |
| 書 | 記 | 伊 藤 国 幸 | | |

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、鈴木みどり議員と那須英二議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 25年6月以来の2年間余です。新庁舎の建設問題は全く進展をしておりません。6月議会に続いて、なかなか進展しない新庁舎建設問題について、問題点の解明と再検討の提言をしていきたいと思ひます。

質問内容は詳細に通告してあり、簡潔に明快な答弁をお願いしたいと思ひます。これは、特に私は市長に申し上げたいと思っておりますので、市長の口から答弁をいただくようお願いいたします。

まず、問題点が多過ぎるにもかかわらず、市長も、議会も、問題点を解明し、解決しようとする姿勢も努力も全く見られておりません。訴訟問題を建設が進展しない原因にすりかえようとしている姿勢こそが問題であります。住民訴訟に対して判決待ちの成り行き任せの姿勢では、次から次へと疑問点、問題点が指摘をされ、解決のめども立たず、幾ら待っていても服部市長の在任中、また平成33年の合併推進債の適用期間内には新庁舎の建設は不可能になるのではなかろうかと思ひます。無責任と無能力を露呈しているようなもので、服部市長は真剣に新庁舎を建設する考えがあるのか、疑問さえ感ずます。

原告者らは服部市長の最初の支援者であり、厳しい市長選挙をともに戦った同志たちであります。訴訟問題にまで至った原告者の真意を尋ねたり、話し合ったり、建設場所の変更を

検討したり、創意工夫、努力と誠意は全く見られず、反省のない姿勢が問題であるのではないのでしょうか。

建設が進められないのは、隣地の土地取得の失態が原因であります。平成24年3月、庁舎改築等検討委員会の新庁舎建設基本構想、隣接地の土地約1,600平米を2人の地主から買収して新庁舎を提案してきたため、私が隣接地の土地は買収できるのかとただした結果、地主から協力すると言われたとの答弁があったため、隣接地の土地は取得できるものと判断をして、市長の要請により平成24年3月7日、弥富市庁舎建設特別委員会を設置し、基本設計関係の予算を了承し、弥富市新庁舎基本設計図が11月までに完成し、12月には市民に基本設計図を公表し、配布までしたのであります。

しかし、半年後の25年3月になって、一地主から、買収であれば1坪50万円、借地であれば1カ月1坪1,500円と超高額な要求条件になり、特別委員会は初めて用地交渉が難航していることを知り、協議の結果、当然了承できなかったものであります。

問題は、地主と買収金額等取得内容を合意することもなく、既に基本設計図関係予算等約5,000万円を支出しており、しかも基本設計図を市民にまで配布したというばかげた市当局の大失態が原因であるのではないのでしょうか。地主としては当然の要求であり、市当局の用地取得交渉の未熟さと怠慢を露呈したものであります。反省し謝罪して、改めて原点から検討すべきであったと私は思います。

しかし、5月になって、市の産業会館のある貴重な土地と同面積で交換することで合意できたとして、市当局は6月議会に補正予算として土地購入費1億1,620万円と物件移転補償費1億530万円を提案したのであります。交換比率が鑑定価格において1対1.28、28%も高い交換であり、地方自治法第237条第2項、地方公共団体の財産は、適正な対価なくして、これを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないとなっており、また市の条例、市長の裁量の範囲6分の1条項、要するに約16%を超えてはならないとなっておるのを超えており、私の経験からも、弥富町時代からも実例のない交換内容であり、大問題であるため慎重に審議することを提案したが、強行に議会で議決したため、市民から監査請求が出され、監査委員会が却下したため住民訴訟となって、現在、裁判所で審理中という不名誉な状態が続いており、次から次へと不条理な問題点が指摘され、現在に至っておるのであります。

不動産関係者からも、この交換については、1対1.28以上の格差があると指摘をされておりました。地主は大もうけするなあというような言葉も聞いたことがありました。そのため私は、市当局の土地の鑑定評価額による比率1対1.28に疑問を感じ、固定資産税評価額による比率を尋ねたところ、固定資産税評価額では1対1.40、国土交通省の路線価で1対1.3であるとの答弁がありながら、40%も高いということを知りながら、1対1.28を中心に議論されてきましたが、私は常に40%以上の格差があると確信をしてきたのであります。今回、産



業会館の土地の鑑定評価額等に疑問が生じてきたため、1対1.28について、まず最初に真相をただしたいと考えます。

産業会館の土地の鑑定評価額1平米9万1,000円に疑問を抱いた市民からこの指摘があり、私自身が直接、不動産鑑定書を見て確認したところ、この標準画地正常価格は1平米10万円となっているのであります。ここに、この不動産鑑定書もいただいて持っております。

要するに、図面で見てもらうとわかるように、この土地が市の産業会館のある土地であります。この南側20メートルと40メートルを交換地に出すということであったわけでありまして、そして、この評価額を鑑定士に依頼したわけでありまして、ここの20メートル真っ角が幾らであるか。これから換算すると、これが幾らになるか。こういう鑑定評価であります。

これは、20メートル・20メートルのところは平米10万円だということでありまして。ところが、この土地になると、個別的要因の補正というんですが、要するに規模は0.95、奥行きが長大であるということから0.96、そうするとこれは1平米9万1,000円となるということで、この話だけで来たわけでありまして。そうすると、ここに残地が残るんです。こういうようなことでもあります。

だから、普通、鑑定評価をするというのは、この土地全体が幾らであるか、そしてその中のどれだけかを交換地として出すということで、今の標準画地正常価格というのは、全体が幾らであるかということを示すことであると私は思うわけでありまして、このような鑑定をした経過をひとつ尋ねたいと思います。服部市長、お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

佐藤議員に御答弁させていただく前に、議員のお許しをいただきまして、さきの台風17号、18号の影響によりまして記録的な豪雨により、先週、茨城県、そして栃木県で甚大な被害となり、多くの方々が亡くなり、心からお悔やみを申し上げますと同時に、その被害に対して心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

私どもといたしましては、56年前の伊勢湾台風を思い浮かべるところでございます。どうか被災地の皆様方におかれましては、一日も早く復旧を願うものでございます。市といたしましても、堤防等のハード面の対策をよりしっかりとやっていかなきゃならないと考えているところでございます。

佐藤議員、申しわけございませんでした。

では、佐藤議員に答弁をさせていただきます。

議員は質問の前段でいつものごとく、私、あるいは行政に対しまして、あれこれと辛口で御意見をいただくわけでございますが、本会議の場で何を話されても結構かとは思いますが、大変残念なことに、このような話がいつもいつも出てくるということは、互いが全く信頼感

がなく、そしてある意味では不信感さえ抱いているとのあかしではないかと考えるところでございます。何とか改善をしなければならないとは思いますが、ままならないところでもございます。

原告者と話し合いをなささいという御質問をいただきました。少しお言葉を返すようでございますが、このたびの原告者が本当の意味で私の継続的な支援者ならば、2年ほど前、裁判が始まる前において、私の庁舎の件に対していろいろとお話があってもしかるべきではないでしょうか。何の話もなく住民監査請求をされ、棄却され住民訴訟、そして現在の裁判に至っているわけでございます。いまだかつて原告者と一度も膝を合わせて話し合ったことはございません。また、議員も常に原告者側に寄り添い、過去12回の裁判の口頭弁論におきまして原告側を擁護する意見陳述をされているわけであります。今、議員が原告者と話し合えと言われるならば、原告の方々と私を取り持っていただければとも思うところでございます。しかし、このことにつきましても、現実的には裁判が係争中でございますので、なかなか思うようにはならないと思っております。

こんな状況の中で、訴訟に対し、私どもは顧問弁護士と常に打ち合わせを重ねていただき、50年ほど経過する老朽化した市役所、災害時の司令塔としてなくてはならない市役所、市民の皆様との交流の場、あるいは行政のサービスの場として非常に重要な市役所、そのような状況の中で、市民の皆様は一日も早く新しい庁舎の建設を望まれているところでございます。そのような状況の中で、この裁判におきましても、本市の主張を認めていただき、一日も早く結審をいただきたいと今現在願っているところでございます。

御質問の鑑定評価額等の答弁にいたしましては、副市長から詳細にわたりまして答弁をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） まず、土地の評価の方法でありますけれども、公共用地の取得に伴います評価でございますが、損失補償基準、それから損失補償基準細則、土地評価事務処理要領などがございまして、標準画地を設定して行うなどの不動産鑑定方法につきましては、不動産鑑定評価基準等がございまして、これに基づいて行っております。

今回の標準地正常価格は10万円ということで、先ほど議員の言われたとおりでありますけれども、ここに至るまでの経過につきましては、まず取引事例等をそれぞれ収集いたしまして、その取引事例と事情補正、時点修正等を行い、建物がございましたら、そのそれぞれの事例につきまして建物の原価補正を行う。そして、それぞれを標準化補正しましたものを地域格差補正をして引っ張り出してくるということで、ここの中には収益価格、あるいは基準価格、これは地価公示地から出したものでございますけれども、同様に同じテーブルにのせて求めたのが、先ほど議員の言われた平米当たり10万円という標準値正常価格でございます。

これにつきましては、先ほど言われたとおり、条件としては20メートル・20メートルの正方形で、道路、19メートルの接道したものであるということでございますので、先ほど議員の言われましたように、それぞれ補正を掛けて9万1,000円という数字になっております。ですから、それぞれの基準に基づいて算出しておるということで、何ら間違っていないと思っております。

それと、先ほどお話がございました東側に土地が余ってしまうのではないかとということにつきましては、実際にはちょうどあの下を、ほかの北側の土地の排水、それから浄化槽の排水が通っておりまして、将来、南側の駐車場を交換地として出した場合に、そこはもう通せませんし、仮に公共下水が来た場合は公共ますということで、恐らく西側の歩道側に流すことになるかと思いますが、その場合は下水管は相当下のほうを通っていると想定できますので、下水の汚水処理には可能であると思っておりますが、産業会館の駐車場及び産業会館の雨水排水をするに当たっては逆勾配になってしまうというおそれがございますので、あの敷地については今後にも必要になると思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 例えば、今のここだけで鑑定評価をした場合と、このように平和通りがあり、国道1号線がある、この全体、しかも東側にはつけかえ道路がちゃんとあるんですよ、ここの中へ入っていけるように。こういうような立地条件の土地全体、しかも広大な面積ですし、非常に利用価値のある面積を全体で鑑定した場合、幾らになるのか。また、その事例等、国道1号線に面したり、こういうようなところの事例の金額があるなら、最近、五、六年の間に事例があったら、一遍それを示していただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 国道1号線での売買実例等については、把握はいたしておりません。

今のように一部のみを指定して鑑定評価を行っているという御指摘でございますけれども、土地評価事務処理要領、先ほど申し上げました中の第1条の第2号におきまして、所有者及び使用者をそれぞれ同じくし、これはそのとおりであります。かつ同一の用途、同一の利用目的の供されている一団の土地ということになっております。敷地全体の利用状況を見ますと、北側の国道1号線から職員駐車場として利用しております。さらに、次に進入路及び産業会館の敷地として利用しております。その南側に、今回鑑定をした職員駐車場があります。このように、その利用状況は明確に区分されております。以上のことから、敷地全体ではなく、南側職員駐車場の部分的鑑定を行っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それは、今、利用しておることなんで、実際にこういうところの売買が幾らになっておるのか、そういうこともきちっと調べないで、ただ鑑定士が20メートル

と20メートルを鑑定して、これが10万円だと。恐らくこんな今のいい土地全体を見たら、もっと価格は変わると思いますよ。しかも、ここのところの、こういうように類似したところの売買事例も調べないで、ただ鑑定士がこう言ったから10万円だけれども、個別的要因の補正をすると9万1,000円だということだけでやってきたということに、非常に私は疑問を感じます。

そしてこれが、間口が20メートルで奥行きが40メートル、細長い奥行き長大であるから、これは補正率を掛けると9万1,000円になるんだと。そういうような考え方で進められるならば、例えばこういうようなところへ公共の道路を引こうとした場合、これだけの鑑定をするんですか。ここ全体を鑑定して、そしてここは今の補正率を掛けて、一例を言うなら、これは10万円だと、ところがこれだけだから9万1,000円を買収する、そんなことやったことがありますか。また、そんなことで用地が買えますか。どうですか。その点を市長一遍、判断をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 土地の鑑定の評価につきまして、それぞれ今、大木副市長のほうから産業会館の土地利用につきましてのお話をさせていただきました。議員は全体的な土地の評価、鑑定評価を求めて、希望されるところの用地という形に対する鑑定評価を求めるべきではないかというふうにおっしゃるわけでございますが、私どもとしては、そのような全体的な鑑定評価をいたしておりませんので何とも申し上げられませんが、議員は1号線に面するところと平和通りに面するところという形の中で、1号線に近いところが鑑定評価が高いというふうにお思いでしょうけれども、実際は違います。1号線の路線価と平和通りの路線価では、平和通りの路線価のほうが高いんです。これが今現在の私どもが習得している路線価の違いであるわけでございます。そういった形で、標準区画という形の中で20メートル・20メートルという形に対しては、平和通りに16メートルないし19メートルの道路に面しているというような状況で、そのような20掛ける20の、いわゆる評価価格が10万円だという形で評価されておるわけです。

そうした形の中で、全体的な評価をしていないから何とも申し上げられませんが、1号線と平和通りに面する北側が高いということは、ある意味では不確かでございます。そういうような状況のものの中で我々としては、20メートル掛ける20メートルが10万円、そして20メートル掛ける今度は奥行きが40メートルになりますので、補正を掛けて0.91という状況で判断されて、この鑑定評価は間違っていないと確信をしております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） やっぱりもっと調査をすべきですよ。ただ鑑定士に、こういうやつで間違いない。それじゃあ、一般の今の市民の感情からしたら、さっき言いましたように、

これからこういうような、ここに道路がありますと。そして、ここへ新しい道路をつくるために買収するとなったときに、これは細長く、こうやって買収するわけですね。そうすると、これは細長いから補正率で安く買くと、そんなことができるんですか。やったことありますか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 確かに言われるとおりかもしれませんが、土地を買収する場合の鑑定につきましては1筆ごと評価しますので、先に切った状態というのは、もともと切ってあれば、そういう評価をするかもしれませんが、1筆ずつの評価をいたしておりますので間違いございません。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そうでしょう。そしたら、例えばこの土地の鑑定評価は幾らであるか、そしてその価格でこれを買わなきゃ買えんでしょう。違いますか。この評価が幾ら幾ら、ところが細長い買収だから、ここは補正率で安くして買いますと。そんなことを私、一遍も聞いたことがないし、そういう事例はないが、そういう事例はありますか、弥富で。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御承知のように鑑定評価というのは、その土地に対する間口がどれくらいあるのか、どういう道路の幅に面しておるのか、あるいは造成の段階においてどのようなことを講じていかなきゃならないのか、あるいは水道施設等の公共のインフラ整備がどのような形になっているのかという形で、さまざまな状況という形の中で判断されるわけでございます。そうした形の中で、先ほど副市長が答弁しましたように、残りの残地に対しては、まず新しい評価方法で評価していかなきゃならないという形でございます。我々としては、一体的な形の中で、それを全体的に道路に資するということについては、基本的にはやっております。個々の対応という形になっているわけでございます。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 先ほども申しましたように、土地評価事務処理要領第1条第2号におきまして、所有者及び使用者をそれぞれ同じくし、かつ同一の用途ということで、南側の駐車場の分だけを鑑定したと。しかも、この土地については、本人からの代替地の要望があったということで、評価をいたしております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） だから、私が申し上げておるように、この土地の鑑定評価をするわけでしょう。この土地の鑑定評価を、道路に面して。今、市長の答弁は、そんなことは常識だからわかっておるんです。土地の評価というのをどうやってやるのか。例えば道路に面しておるとか、あるいは下水が来ておるとか、いろいろそういうような立地条件がもとになって鑑定評価というのは出されるんですよ。こんなことは言われなくたってみんなわかってお

るんです。しかし、全体を評価して、そしてそのうちの一部を買収するのであれば、今度、これを補正して買うことをやっていますかということをお聞きしておるんですよ。そんなこと弥富で、私、聞いたこともありません。これからまだ道路を買わなければならないですよ。道路用地を買わなければならないですよ。全部これを買えば、この価格で幾らですということで買えます。この鑑定評価で幾らですと買えます。こうやって細長く買う場合だったら、これは10万円だけれども、この細長いような買収だったら、補正率を掛けて安くなるから安く売ってくださいといって買えますかということをお聞きしておるんです、私は。どうですか、市長。そういう例はありますか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今ここで具体的な例を示すわけにはいきませんが、例えばそういう残ったところの用地としていろんな公共の目的に資する場合においては、評価の仕方というのはあるわけがございます。だから、その辺のところにつきましては、先ほども言っておりますように、どういう形で鑑定評価するということは、道路に面しているか、あるいは間口がどれくらいのものになるのかということに対して、常識的な判断をもって評価を定め、そして補正率を決めて、そして評価額が出てくるというように考えておりますので、市としてそういうような状況のものについて、どういう具体的な例があるかということにつきましては、また調べさせていただき、委員会等で報告もしなきゃならないと思っておりますけど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 何回もくどいようだけど、例えばこの土地は道路に面しています。そして、幾ら幾らです。ところが、今度新しい道路をつくるために買いたいのはこれだけだけです。そうすると、ここはわずかしき道路に面していません。だから、この土地であれば幾ら幾らと。ところが、これだと狭くなるから補正率を掛けて安く買うようなことが実際にできますか。私は、そんなことは今まで聞いたこともやったこともありません。恐らく市でも、そんな買収はやっておらんでしょう。

だから、私が言うのは、一つにはそういうような、今回この土地に限って、こういうような鑑定の方法で評価額を出したということについては、2つの問題点があるということなんです。1つは、全体のものを評価して、そしてその中の今の土地についての補正率を掛けるというのが常識なんですよ。だから、補正率を掛けることは、私、当たり前だと思っておるんです、これは。ところが、評価を、全体をするのと、ここだけで評価するのでは全然評価の違いが出てくるんですよ。

それじゃあ、きょうはわからないと言うんだったら、例えば国道1号線に面したところの売買実例が幾らであったか、二、三カ所でも、一遍、次までに調べて聞かせてください。そ

して、この土地の評価が例えば平米10万円であるのか、近くのところの売買実例が幾らであるのか、そうしたことから換算してこの土地は幾らであり、補正率を掛けて幾らであるというような、そういうきちっとした根拠を出すべきなんですよ。ただ鑑定士が鑑定評価を出してきたから、それが絶対正しいんだというような方法で私たちは聞いてきたって、理解ができません、そんなことは。これがまず1つです。

それから、次に申し上げますのは、こういうような土地、この土地は弥富の財産なんですよ。市民の財産なんです。市民の財産であるから、これを交換地として出す。今回は交換地でなくて、7万1,300円でここの土地を買って、10万円、補正率を掛けて9万1,000円と言っておるけど、9万1,000円で、これを7万1,300円にして売り渡すというようなことなんです。が、こういうようなことについて議会の議決があればいいという考え方についての問題点、これを私は1つ指摘したいと思うのであります。

まず、こういうような鑑定評価を出す場合、例えば市のいろいろ契約、例えば契約規則とか随意契約の取扱基準によると、2者以上の見積もりをとることになっておりますね。今回、1者だけでやっておるわけです。しかも、1者だけでやっておりますから、これが絶対正しいという判断は私はいかななものかと思うんです。

例えば、市がいろいろ随意契約をやる場合、2者以上の見積もりをとってきなさいとか、2者以上の見積もりをとって幾らと決めるでしょう。1者だけでいいんですか、みんな。ここに市の弥富市随意契約関係取扱基準というのがありますが、これらも、小さな金額でありながらも、2者以上の見積もりをとるでしょう。これも同じことなんですよ。例えば1者だけでやって、それが絶対正しいという判断が妥当かどうか。まずこのことについて尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 最終的に鑑定を行った業者は1者であります。業者決定に際しては2者から鑑定をしていただく金額を出していただいて、そのうちで1者を随意契約で決めております。ですから、最初から1者ではありません。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そんなことを言っておるんでないんです。はっきり言うと、県のこういうような基準を出せといったら、同じ穴のムジナというか、同じところで入札をやって1者安いところにやってもらいましょう。これだけなら1者だけのものなんですよ。別途の例えば鑑定総合研究所とか、そういうような別のところからもう1者選んで2者で鑑定してもらおうと、恐らく変わってくるんじゃないかと私は思うんです。前に防災無線のときに一例があるでしょう。この中の決まったところだけで防災無線の入札をやったら、見積金額が3億どれだけですか。ところが、全体でほかのところも含めてやったら、1億数千万安く落

札したという経過があるでしょう。

だから業者を選ぶ、それが2者、3者と言っておるんじゃないありません。実際に鑑定をしてくれる業者を何者か選んで、その見積もりをとるということです。そういうことを私言っておるんです。ただ1者だけ。4者か5者か知りませんが、その中で入札をしたら一番安いのが落としたと。だから、その一番安いのが落としたのが絶対正しいと。そうじゃなくて、もっとほかのグループのところからやって、そしてその業者と2者で今の鑑定評価をとったら変わってくるんじゃないかと思うんです。市長どうですか。違いますか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げますけれども、我々としては最初から単独で鑑定評価をする業者を決定したわけございません。先ほども大木副市長が答弁したとおりでございます、そういう競争入札の結果、1者が選ばれて、我々はその業者に託したと。これは客観的な方法として私は正しいと思っておりますよ。そういう状況の中で、議員としての御意見があるかもしれませんが、私たちとしては、この鑑定評価の業者選定に対しては、正しい方法をとってきたと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 私、今、申し上げておるのは、全然市長と観点が違うんです。入札をやった結果、この業者が、何者か選んだ業者がやったから絶対正しいんじゃないんです。別のところからも選んでやれば変わりますよ。そういうことをもっとしっかりと、その結果こうですということで判断をすれば、これはまたそれなりに理解はされると思うんです。そのことは私は一遍十分考える必要があると思っていますので、よく今後検討してみてください。

それから次に、日本の国は法治国家であるんです。まず地方自治体の運営は地方自治法、そして条例のある場合は最大限にその条例を遵守するという、これが当たり前のことなんです。それはなぜかというと、執行権者の裁量権の逸脱や暴挙を戒め、公正な行政運営を期するために、地方自治法とか市条例において執行の規定を示しておるんです。

地方自治法第237条第2項では、先ほども言いましたように、地方公共団体の財産は、適正な対価なくして、これを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないとなっております。そして、また市の条例では、市長の裁量の範囲は6分の1、要するに16%、約16%を超えてやってはいけない、こういうように規定しています。この規定は今までみんな首長は守ってきておるんです。服部市長も遵守されるべきじゃないかと思いますが、どうですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員のおっしゃるように、私たち地方の自治体、あるいはそういった形の中では、その自治体が定める条例ということにつきましては大変重いものであることは



間違いございません。そういった形の中で、国が憲法を守るのと同じような形でやっていかなきゃならないわけでございますけれども、しかしそういう形の中で237条、先ほど議員のほうもおっしゃいましたけれども、その公共団体の財産は、条例または議会の議決なくしてはという形の前文条項があります。議会の議決というのは、我々がそういった形で他の行政経営に資する土地に対して取得する場合においては、1.16倍の私の裁量の範囲を超える場合においては議会の議決を得ると。そういう形の中で減額譲渡も可能であるということを定めてあるわけでございます。先ほど237条の後半の部分しか議員はおっしゃっておりませんけれども、前段の部分におきましては、財産等におきましては、譲渡もしくは貸し付けにおいて議会の議決を得るという形の中で、今後、私たちは減額譲渡する場合においては、議員の皆様と諮り、議会の議決を得てから、粛々と庁舎建設に臨んでいきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 先ほど6分の1を遵守しなさい、しなければならないというお話がございましたが、これは交換できる場合は6分の1内ということで、これを遵守というんじゃないくて、交換できる場合という規定でございます。先ほど市長が言いましたように、その6分の1を超える場合は、地方自治法第237条第2項の規定に基づいて無償、あるいは減額譲渡する場合は、この地方自治法に基づいた議決をすれば可能ということでもありますので、条例を遵守しなさいというものではないと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） まず、観点が全然違っておるんです。ということは、私が申し上げておるのは、確かにただし書きで、ただし議会の議決を得ればいいですよという、こういうことなんだ。だから、議会の議決を得ればいいですよという安易な適用、これは戒めるべきだと思うんです。ここのところを市長、間違えてもらってははいけませんよ。例えばどうする場合かといったら、この方法しかほかに方法がないと。例えて言うならば、堤防が決壊したと、今回、鬼怒川が決壊した。早速堤防の補強をしなきゃいかん。拡幅せないかん。その隣地の土地をどうしても立ち退いてもらわなきゃいかん。そのかわりに例えば他の土地を提供しなければいけない。そうしないと強固な堤防が復旧できない。こういうようなやむを得ない措置として、こういうようなただし書きを運用して、価値評価額が例えば30%であろうと、議会も市民もみんな了解するんですよ、そういうような場合であれば。他に方法がないというようなときに、このただし書きは適用するものなんです。

そして、他に影響するようなことがあってはならないんです。ここで市の庁舎だけにこういうようなことをやったといったら、今後、公共用地を買うときに、みんなこれを適用して、議会の議決を得て28%なり40%なり、みんな高く買ってもら、あるいは交換してもらわなきゃ提供しませんよという、こういう影響が出てくるから、今回こういうようなことについ

て監査請求が出ており、あるいはまた訴訟の問題になっておるんですよ。

要するに、やむを得ない措置であり、他に影響が波及しないような場合に限り、議会の議決を得て運用することができると。こういうように解釈すべきなんですよ。このような措置のために、こういう議会の議決を得てやればやれるという方法があるんです。今回の場合、用地交渉で難航しちゃった。だから、都合が悪くなったので、安易にただし書きを運用すれば、議会が議決してくれればそれでいいというようなやり方をやったから、今の反対が起こったり、訴訟問題に発展していくんですよ。今後これから、そういうような公共用地を取得する場合、このただし書きを要求されることが起こってきますよ。他に影響がありますよ。そのことを私は、もっと市長は考えていただかないといかんよと、こういうことを申し上げておるんです。わかりましたか。

それで、例えばこれ28%になっておりますが、私は28%ではないと思っています。固定資産税の評価額では40%となっておるんです。固定資産税の評価額だと1対1.4。これは大木副市長から議会へ答弁があったとおりなんです。40%違うんです。今回は、27年の3月議会で7万1,300円を買って、そして9万1,000円なり10万円なりの土地を7万1,300円で売り渡すということでしょう。こういうことで予算が組まれたわけでしょう。

そうすると、服部市長になって初めてこういうことが行われておるんです。今までにこんなことは一遍もありません。今後もこんなことはできないと思っております。あつたら聞かせてくださいよ。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 土地の買収につきましては、過去の例をいろいろこの本会議の場で私は話すつもりはございません。しかし、それぞれの首長の時代において、いかがと思われるような土地の買収の方法は過去にございます。そういった形の中で、私としては疑問に思っているところもございます。しかし、土地を求める上においては、その地権者の希望というものもかなえていかなきゃならないわけでございますが、方法としては売買で買収させていただく、あるいは地代という形の中で賃料を払って私どもとしては利用させていただく、あるいは交換地を求めていられるんだったら交換地を探して、その交換地の要望に対して我々としては準備していく、この3つの方法があろうかなあと思っておりますけれども、それぞれの方法につきましては、私たちは議会のほうにも御説明申し上げ、そして地主さんとの交渉につきましてもお話し合いをさせていただきました。他の方法が現在のところ、産業会館の土地を減額譲渡するという方法しか見出せなかったということは事実でございます。そういう形の中で議会のほうにも私たちは、この減額譲渡について、これからの議決を仰いでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今の市長の言われるようなことが、これが弥富の実例だということになったら大変なんです。私はそのことを申し上げておきます。

市民の中には、この前もこういうことがありました。何で市庁舎ができんだと。こういうようなことを言った人がありました。だから、私がこういうようなことでと説明をして、そして交換地として、こういうような格差のあるのを買って売り渡すんですと言ったら、みんな、そんなばかなことがあるかと。みんな反対なんです。だから、これが今後影響するということでは十分考えられるので、このことを私はきちっとすべきであると。

これを執行した場合、今はまだ執行する前に、できるだけこういうようなことで後に問題が起こらんようにしなきゃいけませんよということを言っておるんですが、これを執行した場合、服部市長の退職後なり今の執行後に、また住民で損害賠償とか、そういう請求が起こることは確実なんです。そうしたときに、恥ずかしい不名誉なことが起こるから、これは慎重に考えなさいよと。

交換は、あくまでも対価交換、それに例えば今言ったプラス市長の裁量が、6分の1条項ですか、そういうのが認められることであって、こんな28%、40%というような対価交換ではなくて、価値が違うものを同面積交換なんていうようなことは本当に今まで例がないですよ。市長は何か今までやってきた例があると。あるんだったら一遍示していただきたい。本会議でなくても、何も私、事実を別にここで言ってもらわなくても、そういう事実があるなら一遍聞かせてくださいよ。

今回、そういうようなことで、私は提案したいのはこういうことなんです。弥富市庁舎改築検討委員会の検討の見直しと住民投票の検討を提案したいと思うんです。検討委員会が開催された22年5月時点から現在まで5年以上経過しているけれども、建設は全く進展しておりません。情勢は変化しております。最大の問題は、市街化調整区域においては庁舎の建設はできないということで結論づけてやってきたわけです。それが今では、今ではというか、市長は3月議会で初めて、市街化調整区域でも建設できることを認めながら、合併推進債の活用期限に間に合わないかと否定した答弁をしておるわけです。答申後、約4年過ぎた現在も、隣地の用地取得ができないんです。見通しも立たないんです。そういうことであるならば、一度、検討委員会をもう一遍やり直すべきじゃないかと。現在では市街化調整区域でも方法を考えれば建設できるようになっております。現実には市街化調整区域で建設したまちもありますし、あま市も新庁舎を市街化調整区域で建設するための条例改正案を、この9月定例議会で議決することになっております。

また、9月9日の鬼怒川の決壊、テレビで恐らく見られたと思いますが、常総市役所の実情を一遍考えていただきたい。テレビで見られたでしょう。まだ昨年完成した市役所が浸水をし、市役所の機能が果たせなくなりました。ですから、新しい庁舎をつくるというんだっ

たら、耐震ばかりではなく、浸水しない高台にして建設することを私は痛感しております。前にもこのことは申し上げました。特に今回、国立競技場の建設問題も大きな問題になりましたが、総理大臣がこれはいかんということで、結局ゼロからの見直しを決めました。

こんなようなことをやって、後に禍根を残さないことを考えるのが大事な行政運営だと私は思うんですよ。だから、原点に戻って検討する勇気も必要であり、また新しく市民の声を聞くことも重要であります。新しく専門家を含めて検討委員会で議論するなり住民の意向調査をするなりして、急がば回れ、再度進言をしたいと思います。

服部市長は新庁舎建設を本心から進める考えがあるのかどうか、私は本当に疑問を感じております。もう時間がないので、市長の答弁は求めませんが、今回私は一案として、愛知県の防災構想との接合計画を一遍考えてみることも一つの方法ではないかということで、3月議会において黒川県議の質問に答えて、日光川下流のほうにヘリポート基地をつくるというような計画を大村知事は述べておられるんです。この地はゼロメートル地帯だし、一旦有事のときには非常に大事なところだと私は思っております。ですから、そういうものと接合する計画も一つの方法ではないかということを私は、大木副市長にも話しておきましたが、これが難しいかどうかはまた協議の結果になると思いますが、市長、検討されたでしょうか。どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 時間もございませんので、簡単明瞭にお話をさせていただきます。

今、議員の御質問の中で、私が3月議会で市街化調整区域の中で庁舎が建設できることを認めたという話をされていましたが、議事録を確認していただいても結構でございますが、このような発言はいたしておりません。例えば割愛があったとするならば、副市長が6月議会において、市街化調整区域から市街化に編入した場合において庁舎建設はできるということを思っておりますので、よろしくお願いいたします。

市街化調整区域での庁舎建設はできないのであります。それは、私ども弥富市が合併協定書の内容が尊重しなければならない。庁舎は、この場所で設置していくということが厳然として生きているわけでございます。また、新市基本計画におきましても、現在の庁舎の場所で建てかえるという形になっております。そうした形の中で、現時点で直ちに調整区域の中で市街化を編入した場合においても、とても時間が足りない。そしてまた、合併推進債、あるいは交付税措置という形の財政上のメリットが得られないということについては大変大きな問題であるわけでございます。

そういうような形の中で、新たな土地を取得し、庁舎を建設するにおいては、時間的問題、あるいは都市基盤整備という形の中で、さまざまな道路であるとか水路のつけかえ、あるいは造成費という形の中で多大な費用が発生するわけでございます。そういったことに対して

もなかなかできるものではない。

そういうようなことから考えまして、新たな場所で検討するといったような形で検討委員会を設置することは考えておりません。また、住民投票という形についても考えておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

それから、ヘリコプターの基地の誘致をという形で、それにあわせてお話がございましたけれども、これは大変重要なことであろうと思っております。昨年の平成26年5月に愛知県の防災局から発表されたのが、ゼロメートル地帯における大規模災害時における避難、あるいは安全性について、県のほうが平成27年度当初予算の中で調査費をゼロメートル地帯に対して立てられました。私は、いち早くそのことを察知申し上げ、5月からいろいろと検討を加えさせていただき、場所としては現在の弥富市の前ヶ平の愛知県農業総合試験場、いわゆる農業技術センターの跡地に、これは3.2ヘクタールございますけれども、ヘリコプターも十分おりられる。そういうような状況の中で、7月27日に愛知県の防災局長にお話をさせていただき、また8月26日には防災課長も現地を見に来ていただきました。防災局長もごらんいただきました。そういうような状況の中において、市民の安全を守るために、ぜひあの場所を私としては提案をしていきたいと思っております。

現在、この場所におきましては、蟹江警察署の建てかえというような状況の中で仮庁舎となる予定でございますが、新しい署ができた場合において、その跡利用という形の中で、ヘリコプターを含めたところの避難場所としてのことを県のほうに要望してまいります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 市長は、今の私が言っておることには耳を傾けようという考えはなくて、突っ走ろうとするんですが、後から後悔をせんように私は十分考えていただきたいと思います。

そして、服部市長に重ねて進言しておきます。弥富市長がこのような土地問題において、予算執行後、損害賠償請求を求められるような不名誉なことになってはならないということをまず第1に考えることです。それから、そのためにはまず法律を守ることです。ただし書きでやればいいんだというような考え方は改めるべきです。

次に、弥富市民のためにベストな庁舎建設はどうあるべきか、もっとしっかりと創意工夫と、それに向けての努力をされること。このことを私は申し上げて、時間が参りましたので終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、次の質問者の那須議員のほうから参考資料の配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付しましたので、よろしくお願いいたします。

次に那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二。通告に従い質問させていただきます。

通告書に出したものの順番が多少前後することがありますが、質問内容自体は変わっておりませんので、よろしくお願いいたします。

今回は国保についてでございますが、今回のタイトルとしてわかりやすく「引き下げ」ということでさせていただきました。

前々回、3月議会のほうで国保について質問させていただいておりまして、そのときには回答といたしましては、県に一本化されるので、その様子を見ていたいということで回答が終結しております。しかし、それから時がたつにつれて、基本的な業務は相変わらず市町村の責任で、徴収金額等も決定して行うことになるということでございますが、そのあたりについて市の見解としてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お尋ねの件につきましてお答えいたします。

今回の改正でございますけれども、都道府県と市町村の役割が明確化されております。市町村につきましては、地域住民と身近な関係の中、資格の管理、それから保険の支給、それから県の標準保険料の規定に基づきまして保険料率の決定、それから賦課・徴収、保健事業等を行うこととなります。詳細につきましては今後また順次示されると思いますので、その様子を見ていきたいと思っております。

また、県の役割につきましては、財政運営の責任、また各市町村の納付金の決定、各市町村の標準保険料等の設定、各市町村の保険給付の点検、事後調整、各市町村が実施する事務の標準化・効率化・広域化の促進を行うこととなっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 要するに、県のほうは納付金ということで決めて、弥富市が納付していくということでございますので、住民に徴収するのは弥富市が徴収して、それを上げていくという形になろうかと思っておりますので、そういった部分においては、市自体に徴収の権限というのがありまして、今までと変わらず市のほうで徴収額等も決められるということになろうと思いますが、そのあたりについてはいかがですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） この場合、先ほど申し上げましたが、あくまでも県の標準保険料というものが基本になってまいります。こういったところで県下全体的な広域化を図っていくという形になると思いますので、市が単独で、この金額だというような形のものは非常に難しいかなと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 市が単独でやるのは難しいと言いますが、逆に県が市町村ごとにこれこれこれこれと決めていくというのは現実的になかなか難しいということなので、今までどおりの形で出てくるかと私は予想しておりますけれども、これは続けてもあれですので、先に進めさせていただきます。

あともう1点、国から低所得対策として、保険者支援制度を拡充し、27年度に1,700億円、29年度からはこれが倍化、3,400億円と、財政支援が強化した形でおりとくと計画されております。今、わかっている分でいいんですけれども、このうち弥富市に入ってくる交付金というんですか拡充された分は幾らほどと予想されるでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お尋ねの件でございますけれども、まず御質問の中で2つありました。前半の1,700億円と、それから29年度以降と言われましたが、恐らく30年以降のお話かと思っておりますけれども、以降の1,700億円というものでございますが、これにつきましては性格の違うものでございます。

まず、最初の27年度から実施されるものにつきましては、低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者の数に応じた自治体への財政支援ということになっております。

続きまして、30年度から実施する約1,700億円と言われておりますけれども、これにつきましては財政調整機能の強化、また自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応、また保険者努力支援制度ということで、医療費の適正化に向けた取り組み等に対する支援、これはジェネリックとか、そういったものでございます。また、財政リスクの分散・軽減方策といった形のもので、これらにつきましては、議員言われますように、低所得者に対する形のものではなく、全体的な制度を保つためのものでございます。

前半の27年度から実施しておりますものにつきましては、議員も御承知のとおり、従来、950億円のものが1,700億円増加するということで2,650億円のものになりますが、これは現在の金額に比べますと約2.8倍という形になります。これが正確なものかどうかというのは、また制度的な問題がありますので、仮にという形の積算をさせていただいておりますけれども、満額今のような形で来た場合ということで御理解願いたいんですが、これが現在の2,378万円から6,658万円になるということでございます。増加分としては4,280万円程度と

ということになります。うち県と国のほうで3,210万円、また市としても1,070万円ふえます。ですから、市としましては全額が、市として潤うものではないと理解しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 最初の27年度、今年度からは2.8倍ということで4,680万円増額と。ただ、完全にこの額が市として、4分の1出さないといけないもんですから、単純にこのままふえるということではないとおっしゃいましたけれども、現実的には多額の予算が入ってくると言っているのではないかと私は思っております。

それを見込んで、他の市町村の動きを見てみると、例えば名古屋市では1人当たり3,000円ほど、京都でも5,000円ほど保険料の引き下げを決めましたけれども、弥富市は、こうした動きを得て、国保の引き下げをする考えはありますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まず御理解いただきたい点でございますけど、名古屋市と弥富市につきましては、保険料の算出の考え方が若干違っております。まずその点を御説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

名古屋市におきましては、総医療費見込み額から一般負担金を除いた金額を国民健康保険が負担する医療費といたします。その医療費から公的負担金と保険料総額を定めます。保険料総額から所得割総額と均等割総額をそれぞれ求めて、所得割率と均等割額を求めます。ここまでは当市も同じでございます。その先でございますけど、この所得割率と均等割額は、名古屋市の場合、毎年計算されているということでございます。医療費見込み額の増減、公費負担金額の増減、被保険者数の増減などにより変動する仕組みでございます。ということは、そういった要因によりまして毎年上がる場合もある、下がる場合もあるといったことでございます。ですから、今回はそういった支援がありましたので下がっておりますけれども、今後、それが少なくなったような場合、そういった事情が改めてできたら増額される場合もあるといったことでございます。

弥富市におきましては、条例におきましてそういったものを定めさせていただいておりますので、こういった形の毎年度の計算という形はとっておりませんので、そのことから考えまして、現在、下げるといった考えは持っておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 名古屋市とは算出方法が違う。弥富市においては、一定基準を決めて、それで毎年徴収するということと、名古屋市においては総額で割って、毎年計算し直して徴収する方法で、毎年変わってくるので、弥富市とは算出方法が違うから、名古屋市はできるけれども、弥富市は今のところ考えていないという御回答でございましたが、ここで先ほど



お配りさせていただきました表を見ていただきたいと思います。

これは、平成20年度から26年度までの国保に関する決算を三宮議員が一覧にまとめたものでございます。一番わかりやすいところから説明させていただきますと、一番下を見ていただくと年度末現金残高、要するに基金、貯金ですよね、これが平成20年度、1億3,500万円、平成21年度では1億8,200万円、ところが平成22年度に、これが一気に減って1,800万円となって、このままでは国保のほうで支払いができなくなるということで、まずいということで、23年度に国保税の所得割を1.5%ほど値上げして、23年度にはこの基金が戻って1億7,400万円、24年度末には2億9,300万円、25年度、2億6,500万円、26年度はちょっと減らして1億7,900万円と、こういう状態で推移しているわけでございます。

要するに、平成22年度が本当に危ないと、ヒヤリ・ハットの状態になったのは、22年度の国や支払い基金などの入ってくるお金、ここでいうと上から4段目から3つですね、国保支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、この3つを合算したのですが、ここで22年度は一気に21年度と比べて1億5,000万円ほど下がっているのが、これが一番主な原因となっております。

あとは、下から4番目ですね、1人当たりの税収を見てもらえばわかるんですけども、個人の収入減などで減収しているのもあわせて、この1億8,200万円ほどあった基金が底をつきかけて、補正予算なども組んで、そのときのその他繰入金、一般会計からの要は繰入金ですね、これを当初では、真ん中のほうにあるんですけども、括弧書きのところですけども、3億500万円まで市が繰り入れるよということで補正予算を組んでおりましたが、最終的には2億3,000万円で何とか基金を取り崩さずに済んだので、2億3,000万繰り入れて、この22年度はおさまったということが、この22年度にありました。

しかし、この状態で国や支払い基金などのお金が、こういう状態でしか入ってこないということであれば、値上げをお願いしなきゃいけないということで、市のほうも頑張って、その他の繰入金で繰り入れするので、市民も協力する形で23年度の国保の値上げがあったという経緯がございます。

ところが、その後、国や支払い基金などの入ってくるお金を見ますと、23年度は一気にふえて、その後は高いところで20億円を超えて入ってくるようになって、しかも23年度に値上げしておるものですから、現金残高がどんどんどんどんふえていったという経緯になっております。24年度末には一気に3億円近い2億9,300万円という、22年度から比べて多額な状態になっているということでございます。

本来なら、ここで国保の引き下げを行うべきところだったんですが、これは、市はどういう対応をしてきたかといえ、その他繰入金、法定外の繰入金を、予算では1億7,000万つけたものを1億円に下げて、その後も、25、26年度と1億円ということでございまして、し

かも27年度には当初予算から1億にしておるわけでございますが、結果として26年度の年度末残高と22年度の年度末残高を見れば同程度となっておりますが、ここで見ていただきたいのは、じゃあ21年度の1人当たりの税収を見ると9万1,115円ということでございます。ところが、基金は同じぐらいなのに、26年度では10万を超えて5,658円と。1人当たりの負担額でいえば、約1万4,500円ほど負担増となっているのが今現状でございます。そのかわり減らしてきたのは、その他繰入金である法定外繰入金と呼ばれるものでございますが、これは21年度では2億1,000万入っていたものを1億円に減らしているというのが今の現状。要するに、市の負担を減らして市民の負担をふやしたと言われても仕方がない状況に現在はなっております。

先ほど言いましたように、26年度末までは、予算としては曲がりなりにも、その他繰入金として1億7,000万円としていたものが、今度、27年度には当初から1億円に減らしているわけでございます。ここは、法定外繰入金を減らすのではなくて、市民の負担を軽減するべきだと私は思いますけれども、市としてはどのように考えておりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えいたします。

御指摘のお話でございますけれども、これは過去にも同様な御質問をたびたびお受けいたしております。市の考え方といたしましては変更しておりませんので、現段階におきまして法定外繰入金の増額は考えていないというのが現実であります。

また、先ほども話がありましたが、平成30年度から広域化に向けた協議が進められております。その制度についても注視してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 少し追加答弁させていただきます。

私どもといたしましては、一般会計から法定外の繰入金をするということにつきましては、まず原則をきちっと理解していただきたいわけでございますけれども、国保料を値下げするというような目的で、この繰り入れをしているわけではございません。そういう形の中においては、大変厳しい国保運営について、少しでも健全な形にしていかなきゃならないというような状況の中で繰り入れをさせていただいておるわけでございます。

そうした形の中で、前年度の繰越金というようなものがあるわけでございますが、これは歳入歳出の単年度差額という形で御理解いただければいいわけでございますけれども、その金額と、あるいは現在の医療給付額というような状況が一番大きいところですが、医療給付額がどのような推移を示しているかという形において、国保運営の必要性という形の中で、どれほど繰り入れたらいいかという形でございます。

例えば平成26年度決算表を見ていただけるとわかるわけですが、繰越金は約8,300万ほどでございます。これは、かつてない繰越金の額だろうと思っております。だから、私たちといたしましては、この28年度、例えば国保運営をスムーズにするためには、どのような形で法定外の繰り入れを皆さんのほうから御理解いただくということにつきましては、少し27年度と比較すると、現状として考える範囲としては膨らむんじゃないかなと思っております。過去の数字を見てみますと、繰越金と法定外の繰入金という合計額という形のものにおいては約2億5,000万前後実は持っておるわけでございます。これをしっかりと維持していかないと、今の弥富市の国保運営がスムーズにいかないということをまずはご理解いただきたい。決して繰り入れすることにおいて保険料を値下げするという目的とは全然違うということを那須議員のほうに御理解いただきたいと思っております。

こういうようなことから、しばらく平成29年までやっていくわけですが、平成30年からは、御承知のように、市町村単位から都道府県単位という形の中で、広域の中でこの国保を運営していくことになりました。そういうふうになっております。そういう状況の中で、県平均の保険料というのものもあるわけですが、それぞれの自治体がどれぐらい国保の運営において財源を要していかなきゃならないかと言われれば、当然求められます。弥富市としてはこれだけ拠出してくださいよということがあるわけですが、そういう形の中で保険料というのものも再度検討していかなきゃならない。あるいは、そういう数字ということに対して、我々は今まで繰り入れておった法定外の繰入金をどうしていくんだということについても考慮していかなきゃならないと思っております。しばらくの間は、そういったことは国保運営をスムーズにしていく上において、現在の市町村単位と、もう一つは都道府県単位に変わっていった場合において国保運営のあり方は違ってくるという形でございます。

私どもが最後に一番言いたいことは、社会保障・税一体改革というような状況の中で、国のほうが医療・介護・福祉・子育て支援というような状況に対して手厚く応援をしていくということを我々としては切に希望していきたいと思っております。その額として今年度は1,700億、3,400億という形で膨らんでくるわけですが、それが平成30年度以降、国保運営が都道府県単位になった場合にどれぐらいの財源が国から落ちてくるかということは、我々の保険料の問題であるとか、市が財源として用意していかなきゃならない額が決まってくるだろうと思っております。しっかりと注視していきたいと思います。

○議長（佐藤高清君）　那須議員。

○4番（那須英二君）　大分見解の相違がありましたけれども、まず法定外の繰入金は、別に引き下げるためにあるわけではないとおっしゃいましたが、今の現状として、国保の加入者がどんな生活をしているか、市長もよく御存じだと私は思っておりますけれども、そ

ういう状況を見て、市のほうは頑張って、ここは何とか救済していきたいという思いが私はこの数字にあらわれているんじゃないかなと思っておりますが、ただ私としては、これを前よりふやせとは言っておらんですよね。要するに、前と同じぐらいはせめて入れろよということを申し上げておるわけで、自分たちは、21年度は2億1,000万円入れておったわけでございますよね。しかも、23年度に値上げしておるんですよ。値上げした状態で、この法定外の繰入金を、自分たちは下げて、市民の負担はそのままという状態はまずいんじゃないかと私は思うわけでございます。

この1人当たりの負担額でいえば、先ほど言ったように1万5,000円ほど上がっておるわけですよね。年金もどんどん下がっていく状況の中で、しかも消費税も上がって負担も余計に大変になった。そういった状況の中で、ここは市のほうが頑張らないかん時期だと私は思っておりますけれども、ぜひこれは後でお答えいただきたいんですが。

その前に、医療費の関係も少し出たので、市長との見解を合わせていきたいと思いますが、この医療費については、見ていただくと、医療費のほうもちょっと載っておるんですけど、一番下から2段目を見てもらえばすぐわかるんじゃないかなと思っております。当初、20年度では、1人で考えれば28万3,949円、その後も29万前後で移行しておるんですが、最近では、26年度を見れば33万8,911円ということで、かなり医療費が上がっているように思うんですが、この原因は、じゃあ一体何なのかというと、下から6番目ですね、国保加入者のうちの70歳から74歳までの年齢ですね、要するに以前、老人保健であったものが国保に戻された、この人たちの人口の割合ですよね。例えば、20年度、21年度は見づらいので22年度で見ますと1,775人と書いてありますが、その横にちょっと小さな数字が出ていていると思いますが、割合としては国保加入者のうちの15%程度でございましたが、これが26年度にいくと19.8%、要するに20%、5%ふえておるわけですね。そうすると、必然的に医療費の部分も、特にこの年齢の方は医療費が当分かさばる状態になっておりますので、その人たちが割合としてアップしてきたので、それは医療費としてもアップせざるを得ないところでございます。この部分については、国もしくは県もしっかりと支援していただく必要があると私は考えております。

そういった意味も含めて、国からのほうは対策を打って、今回拡充するということで出したということであるかもしれませんが、現状の医療費の増加分については、そうした支援があるということでございます。だからといって、決して1人の人がわざわざ頻繁に病院に通うというような状況ではないということを私は申し上げておきます。これは自然増でありますので、しっかりと国に負担を求めていくべきだと私は考えておりますし、もしくは県はこの間ずっと国保の引き下げのための負担金をどんどん減らしてとうとうゼロにしたという経緯もありましたので、ぜひともこれからは、県が一本化するということであれば、県

にも負担を求めていくべきだと私は考えております。私たちの議員も、ようやく県議が2人出ておりますが、この部分については県のほうでもしっかりと要求させていただいております。

あとは、先ほど申し上げたとおり、とりわけ国保加入者の多くは非正規労働者や年金暮らしのお年寄り、または個人事業主であつたりします。中には、個人事業主の中でも、ゆとりのあるというか、大変事業がうまくいってゆとりのある方もいるかもしれませんが、それはほんの一握りでございまして、ほとんどの人はゆとりのない大変な生活になっております。特に年金暮らしの方は、介護保険料はどんどん上がっていく、もらえる年金はどんどん下がっていく、また今度から前期高齢の窓口負担は重くなると。2重、3重の負担増がどんどんどんどん押しつけられている状態でございます。

また、75歳以上になれば、今度は後期高齢者となって、今まで扶養であつた方も扶養から出て、その分大幅な負担増になると。その家族としたら、本当に負担増ははかり知れないものとなっている。こうした状況がありますよね。

市としては、ここにしっかりと精いっぱいのがんがれが必要だと思っております。だから、ぜひとも法定外の繰り入れを減らしていくわけではなくて、ここはしっかりと今までどおり2億円規模で入れまして、その部分で逆に基金が積み立てられていく状況であれば、これは値下げするという事で考えていくべきだと私は思っております。こうした法定外繰入金を、要するに今の市長の発言であると、私はちょっと認識がどうか分かりませんが、ゼロにしていくと、要は極力出さないようにしていくというふうに聞こえてしまうんですが、そういうことではなくて、しっかりと2億円規模はキープしながら、こうした国保に対しての軽減を図っていくことが今求められていることではないかと私は思っております。

この市の法定外繰入金、私の考えとしては、言うなれば国保で大変な負担をしている人たちを助けるお金だと私は思っております。それをしっかりとさせていただいて、しかもそこに国からもお金が拡充しておりてくる。そうすると、ここに国保の引き下げを可能とする条件が整ったわけでございますから、思い切って弥富の国保の引き下げを行うというふうに検討していくべきだと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

国全体もしかるべき、あるいは市町村においても国保運営がいかに厳しいかということは、議員御承知のとおりだと思います。我が弥富市におきましても、歳入歳出を見ていただきましても、40数億という金額があるわけでございます。また、高齢化時代というような状況の中で医療給付額は年々伸びてくるという形の中で、28億を超えるような状況の医療給付額でございます。

そうした形の中において、先ほども言いましたけれども、いかに国保の運営を安定化させるかというような状況の中において、我々自治体としては法定外の繰り入れということを議会で議決いただき、認めていただき繰り入れておるわけでございます。本来は、特別会計の中で、そういう形で収支がとればいいわけですがけれども、とてもとれるような状況ではないという形でございます。そして、一定額の繰越金、いわゆる単年度差益、歳入歳出の差益額を持っておるわけでございますけど、これは健康ということに対しては、いつどのような状況で状況が変わるかわかりません。そういうようなことに対して、市としては的確に対応していくためには一定額の繰越金を持たなきゃならない。あるいは、基本的なベースとしての基金も持たなきゃならない。これはこういう形の中でしっかりと持っていないと、これも国保運営のためには必要だろうと思っております。

先ほども言いましたように、過去の経過として、一定額という形の中で国保運営がスムーズにいくためには、私は2億5,000万ぐらい市としては用意しておかないといけないという形の中で、そういう状況の中で法定外の繰り入れをしてきたわけでございます。そういう状況の中で、平成26年度の決算においては8,300万ほどの繰越金しかない。これは過去においては少ない状況でございますので、これはしっかりと協議をしていかなきゃならない。これだけの繰越金だけでは28年度の国保運営は厳しいだろうと思っております。

そういうような状況の中において、我々としては、また議会の御理解をいただきながら繰り入れをしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、それと保険料という問題につきましては、これからしばらくの間、先ほども言いましたように、国がどのように援助してくれるか、あるいは県という単位のところと一緒にやっていく上において市の財源をどれぐらい持ち出していかなきゃならないかということが、これから具体的に決まっていります。そういう状況の中において保険料というのも設定していかなきゃならないと思っておりますので、いましばらくは、この保険料につきましては継続させていただき、平成30年から広域化という状況の中で、保険料はもう一度検討すべき状況になってくるだろうと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 市長、先ほど言われたとおり、基金自体を2億5,000万程度持ちたいということでございます。ところが、じゃあそれであれば、24年度は2億9,300万ありますよね。25年度は2億6,500万円と。この2億2,500万円が先ほど市長が言われた2億5,000万に近い数字だと思っておりますが、このときやったのは法定外の繰入金を下げておるわけですよ。2億円から1億円に下げてるわけですよ。それで、26年度は1億7,900万円になって8,600万ほど足らんとおっしゃいますけれども、法定外の繰入金を減らしておるから足らなくなったんじゃないですか。そういうことじゃないですか。ところが、そういう自分たちの

市の負担を減らしておきながら、ここは基金を持ちたいというのはおかしい話でありますので、ここは以前のように２億円規模で入れるということを市の決定として、市のほうがどっしり構えていただいて、その時点で２億５,０００万円の基金を超えていった部分において、そうしたら市民の引き下げを考えるとという方法で私としては考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員と少しその辺のところの考え方が違うわけでございますけれども、何回も申し上げます。例えばそういう形の中で１億の繰り入れで済むというような状況の中においては、市の財源としてはさまざまな財源として利用していかなきゃならないわけですが、一般会計といたしましては、それは御理解していただけたところだと思います。１億繰り入れることにおいて国保運営が比較的スムーズにいけるという判断をしたら、１億でいいんじゃないですか。運営についてですよ。だけど、２億繰り入れないといけないという状況の中だったら、これはまた議会のほうに諮って、私たちはそういう形で額をふやしていくということが必要だと思います。国保運営をスムーズにやっていくためにですよ。この高齢化社会において、そういう保険制度において、いわゆる国民皆保険制度において、これを維持するためには、市としても繰り入れをしていかなきゃならないというふうに思っております。本来ならば、これはいろんなところで議論があるところですがけれども、議会の御理解をいただくということでございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） もちろん１億円にすれば、余った１億は一般会計で使えるということでございますけれども、ただ国保の加入者がどういう状況に置かれているか、これを考えていただきたいと思います。本当に今、国保加入者は大変な状況になっておりますので、それが２２年度から比べて１人当たりでも１万５,０００円ほど値上げされておるわけですから、その負担を考えたら、市の繰入金は今減らすような状況ではないと私は思っておりますが、これは市長との考え方の相違がありますけれども、ここは私としては、市がこうした大変な方々に支援するつもりで、今まで以上にふやせとは言いませんが、せめて最低限、以前と同じように２億円程度の繰入金を行っていただきたいと思いますし、あと一番危惧しておるんですけれども、国から拡充した部分がありますので繰入金をどんどん減らしていきますという方向では、こうした低所得者対策にもならない。国から低所得者対策としておりてくるお金でございますが。ところが、市の法定外繰入金を減らすためのお金に使って市民の負担は全く減らないというような状況だけは避けていただいて、今後また討論する機会があると思いますが、ぜひとも本当に今の国保加入者の立場に立って、そういった方々を救うつもりで、市長として、市として、これからの方向として考えていただきたいと思います。

おります。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○11番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目にいじめ問題と子供の安心・安全対策について質問をいたします。

一昨年9月に、いじめ防止対策推進法が施行され、現在、各自治体で基本方針の作成や組織の設置など、対策を進めていただいております。こうした法律の措置を着実に進めていくのはもちろんのこと、各学校において日ごろからの地道な未然防止の取り組みが重要です。文科省が昨年10月に発表した全国の小・中・高校、また特別支援学校における2013年度の問題行動調査によりますと、いじめ認知件数が約18万5,860件で、前年度より1万2,000件余り減少したものの、依然として多くのいじめが確認をされております。

ことし7月5日、岩手県矢巾町の鉄道で中学2年の男子生徒がみずから命を絶ちました。生徒が担任の教師とやりとりをしていた生活記録ノートには、殴られたり、蹴られたり、首を絞められたりと、他の生徒からいじめを受けていたことを示唆する記述が残されていたということです。「もう死ぬ場所は決まっているんですけどね」などと自殺をほのめかす言葉も書かれていました。文章からは次第に追い詰められていく状況がうかがえます。担任教師と交わすこの生活記録ノートで、つらさを繰り返し訴え、死も示唆していたというものです。しかし、そのSOSは担任のところでとどまり、情報を共有できなかったと学校側は言います。学校も、いじめ防止対策組織が事態の把握に機能せず、調査の手拔かりも指摘をされています。

2011年10月に起こった大津市のいじめ、そして自殺を初め、相次いだ深刻ないじめ事件を受け、2013年に施行されたいじめ防止対策推進法は、いじめを単なる人間関係のトラブルではなく、決して許されない反社会的行為であると位置づけをした点に最大の意義があります。つまり、いじめを防ぎ、解決する責任は、学校現場にとどまらず、行政や地域、家庭の大人全体で共有すべきだという強いメッセージであると思います。

そこでお伺いをいたします。

私は平成25年の9月議会においても、同じくいじめの問題について質問をさせていただきました。大津の事件以来、いじめが社会的問題にまでなってきましたが、いじめに起因する凄惨な事件が後を絶ちません。今回のこのようないじめの事件、そうした現状について、再度教育長の認識をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。



いじめを苦に自殺のニュースを見るたびに大変心が痛み、なぜ周りはいじめに気づけなかったのかと疑問を抱きます。しかしながら、現在のいじめは陰湿化、巧妙化、潜在化が進行しておりまして、いじめの実態がつかみにくいのも特徴でございます。思春期の子供は自尊心も高く、反抗期であるため、あえて家族や先生にいじめを打ち明けず、発見がおくれるということもございます。

いじめをなるべく早く発見し対処すること、いじめられている子供の心に寄り添うのは、周りの大人の役目でございます。教育委員会としましては、学校の使命などを明確化いたしまして、いじめの未然防止、早期発見、解決への取り組みを定め、学校、家庭、地域、行政それぞれが役割を果たし、連携をし合って、いじめ防止のために最善を尽くすことが肝要であると思っております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいま教育長より対策等についてお伺いをいたしました。

法律は、学校や行政、そして地域や家庭の大人たちが共有すべき点で、具体的には、国に対し、いじめ防止基本方針の策定を求め、地方自治体に対して、地域いじめ防止基本方針の策定に努めるよう求め、また学校に対しましては、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めています。さらに、学校の設置者及び、その設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、自殺や大けがが不登校に追いやったような重大ないじめについては、市町村長らへ報告を学校に義務づけました。子供が孤立無援のまま追い詰められることのないよう、学校に対策組織の常設を義務づけ、情報を共有し、場合によって警察との連携も求めています。

そこでお伺いをいたします。

いじめ防止対策推進法は、自治体には地域いじめ基本方針を、また学校には学校の実情に応じた基本方針の策定を求めておりますが、我が弥富市の取り組み状況はいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） 平成25年9月に施行されましたいじめ防止対策推進法によりまして、昨年3月に弥富市いじめ防止基本方針を策定いたしました。いじめの未然防止と早期発見、対応策などについて取り組んでいるところでございます。教育委員会の使命としましては、大きく4点を掲げております。

まず1点目でございますが、学校の取り組みへの支援と取り組み状況の点検として、教育相談機能の充実に資するよう、スクールカウンセラーの派遣により適切な支援を行う。また、全児童・生徒にアンケート調査を実施し、その結果を分析するとともに、調査結果を各小・中学校にフィードバックして、その後の指導に役立てるよう指示をすること。

2点目は、効果的な教員研修を実施するため、専門的知識を有する講師を招いたり、事前研究やカウンセリング演習を実施したりするなど、教職員が目的意識を持って実践的な知識・経験が得られるよう工夫する研修の開催。

3点目は、組織体制・相談体制の充実のために、面談による相談だけではなく直通の電話による相談窓口を設け、ホームページには相談関係諸機関を紹介いたしまして、一方では適応指導教室の充実に努め、問題を抱えている子供への支援に努めること。

最後、4点目でございますが、家庭教育に対する支援としましては、さまざまな学習機会や情報の提供、ボランティア活動を初め親子の共同体験の充実など、施策を計画的に推進することに取り組んでもらいます。

次に、学校の使命としましては、実効性のある指導体制の確立のために、校長のリーダーシップのもとで、それぞれの教職員が役割分担の明確化を図り、いじめ・不登校防止対策委員会を組織いたしまして、いじめ防止に向けて学校と教育委員会、関係機関との連携の強化を図り、適切な対応に努めること。

また、適切な教育指導という観点から、いじめは人間として絶対に許されないという意識を一人一人の児童・生徒に徹底させ、傍観したりする行為もいじめる行為と同様許されないという認識を子供に持たせることや、学校教育活動全体を通して、お互い思いやり尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情のとうとさや信頼の醸成、生きることのすばらしさや喜びなどについて適切に指導することに力を注いでおります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員、今、質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩としたいと思いますので。

暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、次の質問者の三宮十五郎議員から質問の関係書類の配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いいたします。

引き続き炭竈ふく代議員、お願いします。

○11番（炭竈ふく代君） 午前中に引き続きまして質問に入らせていただきます。

午前中は教育長より、いじめ対策推進法に基づきまして4点に分けられて、具体的な対策、また取り組みについての御答弁をいただきました。

今回、岩手県での男子生徒へのいじめは、教訓が生かされずに事件は起きてしまいました。

子供の内容をキャッチする生活ノートというすぐれた手段を採用していても、学校のいじめ防止対策組織があっても機能せずに、生徒からの明らかなＳＯＳが届かなかったのです。担任の責任も問われていますが、問題はそこにあったのでしょうか。指導上の悩みを率直に同僚や上司に打ち明けられる環境が壊されてはいなかったのでしょうか。子供と向き合おうとすればするほど長時間勤務になるという多忙過ぎるジレンマで、課題の抱え込みや言い出しにくい風土も横たわってはいなかったのでしょうか。このような教師個人が抱え込んでしまう傾向がなかなか改まらないのが実情のようであります。

例えば東京都教育委員会の昨年の調査では、公立の小・中・高校でいじめに対しての学校の対策組織が取り組んだケースでは20%から25%にすぎず、多くは担任が個別に対応していたということでございます。

そこで、こうした事件が起こるたびに、教員一人一人が子供と丁寧に接することができるよう教員の負担軽減が問題になりますが、この点、我が教育委員会の取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

一旦いじめの問題が発生をいたしますと、対応に当たる学級担任の精神的な負担は一気に加速します。事実確認と子供への指導、保護者への説明や謝罪、さらに管理職への報告など、通常の業務に支障が出ることも珍しくありません。本市ではスクールカウンセラーを各校1名配置いたしまして、児童・生徒や保護者、教職員が必要に応じて相談できる体制にしております。

また、いじめ問題解決のための指導に関しては、担任1人で全て対応することがないよう、学年や学校全体の問題として取り組んでいくよう指導するとともに、学校からの相談には教育委員会の指導主事が迅速に対応するよう連携を密にすることで、教員の負担軽減を図るよう努めております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいまは、本市におかれましてはスクールカウンセラーの配置であったり、また相談体制など、学校と教育委員会が連携を密にすることで教員の負担軽減を図っておられるということでございます。

一方、全体で情報共有がしにくいいじめ問題の背景には、いじめ発生が学校や教師のマイナス評価になるという受けとめ方もあると言われております。このため文科省は2012年、いじめを早く見出し隠さずに対応した学校をむしろ高く評価するよう、都道府県教育委員会に通知もしています。そうした考え方が徹底されているのでしょうか。

文科省の集計では、2013年度に全国の学校で認知されたいじめは18万6,000件近くに上る

が、地域で発生度合いに大きな差異があり、捉え方のばらつきを映しているようです。今回の中学校も、2014年、2015年ともに、いじめはゼロであると町の教育委員会に報告していたというのです。文科省の諮問機関、中央教育審議会は、多様化する学校の課題に対応するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーなど幅広いスタッフも連携して当たるチーム学校構想を打ち出しています。いじめは、そうした対応が最も必要な課題の一つだと思います。

今回、中2の男子生徒は、生活記録ノートに「誰一人いない世界にひとりぼっちになったような感じ」と書いています。13歳の少年が抱いた孤立無援の絶望感を改めて思い、SOSに対応できなかった痛恨の教訓を着実に生かしていくためにお尋ねいたします。

いじめ・不登校などの実態をチーム学校として、学校、行政、地域が一体となって総力を挙げて子供たちをさまざまなリスクから守る体制についてはどのようにお考えになりますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） 御承知のように、チーム学校につきましては、現在、国の中央教育審議会で検討されているものでございまして、管理職の資質・能力の向上や事務職員の役割発揮など、従来の教職員の努力に加え、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを、巡回ではなく学校に常置する職にすることを目指すとともに、学校に地域との連携を図る地域連携担当教職員を置くことや、ICT（情報通信技術）を使った授業などをサポートするICT支援員の拡充、さらには部活動の指導や引率を顧問教諭同行なしに1人で行える部活動支援員の新設をすることで、教員が授業に専念できる体制づくりを推進し、複雑化する課題に一つのチームとして対応する構想のことです。

市内の各小・中学校におきましては、質の高い教育を児童・生徒や保護者にどのように保障していくか、その実現のためにどのような学校運営と教育活動を展開していくかを明文化した学校経営案を策定いたしまして、その中で教育の重点目標や家庭、地域との連携方法などを定めております。

本市としての取り組みにつきましては、各校へのスクールカウンセラーの配置、特別非常勤講師の配置や、一部でございしますが部活動への外部講師の活用をしております。また、地域では児童の安全を確保するためにスクールガードをお願いしております。

いずれにしても、国の中央教育審議会の最終的な答申を踏まえて対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 我が弥富市は、学校、家庭、そして教育機関関係、そして地域と、

それぞれの役割を果たされて、連携体制や教育指導など、またしっかり取り組まれていると理解をいたしました。今後もそうですけれども、このようないじめは、この学校だけではなくて、どこでも起こる問題だと思います。今後も子供のＳＯＳに即応できる体制づくりの充実をお願いいたします。

いじめ問題の次は、子供の安心・安全対策の一環として１点お尋ねをいたします。

先月、大阪府寝屋川市の中学１年の男女生徒が殺害・遺棄されるという社会に衝撃を与える事件が起きました。これまでも無抵抗の幼い子供が被害に遭う事件は後を絶ちません。連日の報道などを見聞きするたびに不安が増します。毎日の生活の中で我が子の安否を気遣うのは、どの親御さんも同じだと思います。

そこで今、子供の犯罪という観点から、子供の居場所がわかるＧＰＳ機能つき携帯が話題となっております。特に小学生をお持ちの保護者の方々より、ＧＰＳ機能携帯を子供らに持たせていただけないかという声が寄せられています。

例えば大治町ですが、平成26年の８月から、ＧＰＳ機能つき防犯ブザーを小学１年生の生徒に貸与するといった取り組みが開始をされています。本市は現在、小学校１年生の生徒に防犯ブザーが配付されておりますけれども、子供の位置確認ができることから、こうしたＧＰＳ機能つきが望まれています。

そこでお尋ねをいたします。

本市におかれましても大治町のようにＧＰＳ機能つき防犯ブザーを貸与してはどうかと考えますが、最後に市長より御答弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員に御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、大変痛ましい事件・事故が全国で続いております。そうした中、本市といたしましても各小・中学校において、子供たちの安全、あるいは安心という形の講習会を開いております。また、実践的な防犯教育を実施しているところでございます。特に低学年、１年生、２年生の児童には、わかりやすく教えていくことが大切であろうと考えております。ぜひとも議員各位におかれましても、各小・中学校における防犯教育に対して授業の参観を御希望いただければ、我々としては見ていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

また、各学校におきましては、子供たちの見守り活動という形の中でスクールガードもお願いをしているところでございます。大変感謝を申し上げます。

子供たちの安全ということでございますけれども、年間数多くのさまざまなメールが私の携帯にも飛び込んでまいります。どこどこでいかがわしい人が出没したとか、あるいは声をかけられたとか、あるいはもっと違う形において、そういったような話もあるわけでござい

ます。こういったことが今のところ大きな事件・事故になっていないということについては幸いかと思っておりますけれども、今後につきましてはしっかりと注視していかなきゃならないと思っております。

そういった形の中で、さらなる子供たちの安全のためにGPS機能付きの防犯ブザーを貸与していきたいと考えております。この事業の実施につきましては、平成28年度中、来年度に、その契約内容の検討をさせていただき、そして保護者の方に十分承諾していただくよう説明会を開催していかなきゃならないとも思っております。また、学校当局に対しても、しっかりとその機能をやっていただくためにも説明していかなきゃならないと思っております。それを28年度中に実施いたしまして、平成29年度の新しい小学校1年生から始めていき、1年生、2年生という段階について貸与していきたいと考えております。そして、また3年生以上につきましては現行の防犯ブザーを配付するという形で取り組んでまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

子供たちの安心・安全という形については、我々行政としての責任も重大であろうと思っておりますので、GPS機能付きの防犯ブザーを貸与していきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいま市長より、GPS機能付きの防犯ブザーの貸与をしていただけるということで、28年度は準備期間というんでしょうか、契約や説明等に当たるということで、29年度の新1年生から1・2年生に貸与してくださるということでございます。保護者の皆様にも本当に安心していただけるものと思います。

犯罪等危機意識を子供たちが持つこと、また大人が持たせることが大事かと思っておりますけれども、未来ある大切な子供たちを犯罪から守るための一手段として、今後も安心・安全への取り組みをお願い申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

2点目に、若者の活躍推進についてお尋ねをいたします。

去る6月17日、国会において選挙権年齢を18歳以上とする改正公職選挙法が成立し、来年夏の参議院選挙から18歳以上の人が投票できるようになりました。国では、新たに18歳、19歳の約240万人が有権者になるとのことです。日本の選挙権年齢が変更されるのは、1945年に25歳以上の男子から現在の20歳以上の男女になって以来70年ぶりとなり、まさに歴史的な法改正となりました。

選挙権年齢の引き下げの背景には、少子・高齢化のうねりの中で、地域や社会に対する若者の意欲や関心を高めるとともに、若者の声を政策決定の現場に反映させようとする政治側の意識があり、日本が抱える政治課題は若者の未来と直結しています。若い世代の声に耳を傾け、未来を見据えた政策をつくっていく社会となることが求められています。

国会図書館が昨年2月、198カ国・地域を対象に行った調査によりますと、18歳選挙権を

導入する国は8割以上を占めています。経済協力開発機構に加盟する34カ国のうち18歳選挙権を導入していないのは、日本と19歳選挙権の韓国だけとのことです。

18歳以上となれば、高校生の一部も有権者です。この9月には文科省が、選挙の意義や制度の解説、模擬投票の実践例などを載せた政治教育の副教材を全高校生に配付する予定と伺います。また、教育基本法では第14条で政治教育について規定をしております。その第1項が政治的教養、第2項が政治的中立についてでございます。このたびの18歳選挙権の実現で、国や地域の問題を主体的に考え行動するようになる主権者教育が中立性を保ちながら実施され、若者の政治への関心が高まることが期待をされております。

そこでお尋ねをいたします。

本市の新有権者は何名くらいになりますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 弥富市の新有権者は何名くらいになるかという御質問でございます。

選挙期日等によって違いますので新有権者の人数はわかりませんが、平成27年7月31日現在の人口統計資料の年齢別人口調査票によります18歳の方は462人、19歳の方は443人、ちなみに20歳の方は442人でございます。18歳、19歳の合計でいきますと905人、18歳から二十までの人数でいきますと合計で1,347人でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

前回の衆議院選挙を分析した資料によりますと、20代、30代の投票率は60歳以上の3分の2から半分程度とされています。以前から若い世代の政治や選挙への関心が薄れていることが問題となっております。投票数の多少の増加が見込めても、今後、若者の投票率向上が重要な課題になるのではないのでしょうか。

そこで、来年に向け、一層の市民、また新有権者に対する啓発、周知が必要と考えますが、本市はどのようにお考えになられるのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 来年に向け、市民、新有権者に対する啓発並びに周知に対し、どのように考えていますかという御質問でございます。

6月19日に公布されました公職選挙法の一部改正にて、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢を満20歳以上から満18歳以上に改めることとされ、公布の日から起算して1年を経過した日の施行日後初めて行われる国政選挙から適用されることになりました。

先ほど議員が言われましたとおり、総務省においては、文部科学省と連携して、政治参加に関する教育のための高校生向け副教材を作成しているところでございます。国・県と連携

して周知ポスターやリーフレットで啓発していく予定でございまして、市といたしましてもホームページでの啓発活動を行っていく予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいま御答弁をいただきました。国・県と連携をして周知ポスターや、それからリーフレット、そしてまたホームページということで、啓発していく予定であることをお聞きいたしました。確かに、そのようなことは大切な方法であると思えます。ですが、そのことだけではなかなか難しいのではないかと危惧しております。

そこで、こうした選挙に対する状況が変化する中、本市の取り組みといたしましてお尋ねをいたします。

さきの6月議会で伊藤正信議員の一般質問において、選挙法改正に伴う質問がございました。その質問に、本市では愛知県選挙管理委員会の主催による選挙出前トークを実施しているとの御答弁がございました。その選挙出前トークの具体的な内容についてお聞かせいただけますでしょうか、お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 選挙出前トークの具体的な内容についての御質問でございますが、愛知県選挙管理委員会と連携して、昨年度は弥富中学校で選挙出前トークを開催いたしました。選挙出前トークでは、初めに選挙についての説明を行い、事前に配付いたしました選挙公報と2名の立会演説会を聞いていただき、その後、実際に選挙で使っている道具を使用して投票所の様子を再現し、受付係、名簿対象係、投票用紙交付係、投票管理者、投票立会人も決めて順番に受け付けを行い、名簿対象で氏名の確認をして投票用紙を受け取り、記載台にて候補者の氏名を記入し、投票箱に投函をしていただきました。

また、開票についても、実際に選挙で使用する機具の説明を行い、開票及び集計作業を迅速・正確に行うための計数機を使って当選者を決めてもらいました。1時間ほどでしたが、投票から開票までを体験していただきました。今年度は、10月30日に弥富北中学校で、1月18日に海翔高校で選挙出前トークを開催する予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいまの御答弁で、実際の選挙を想定した上で、選挙の体験を通して、また政治への関心を高める意識づけとしての先進的な取り組みがなされていることがわかりました。

また、今回の選挙法が改正される以前から、このような啓発活動の取り組みを行っており、その事業を選挙権が18歳に引き下げられた点を踏まえて、今年度は中学生から高校生に対象を広げられたものと理解いたします。

こうした取り組みをより一層充実していただきたいのと同時に、私もさきの議会において、



教育部長の御答弁にもございました。親子参加の出前講座の実現を強く望むものでございます。その理由は、親子が選挙という一つのことをともに学ぶ機会があることによって、会話の話題も一つになることができ、さらにお互いの選挙に対する意識づけにもなるのではと考えるからでございます。

こうしたメリットを考えますと、今回の選挙法が改正されたことをきっかけに、親子参加の出前講座の実現をと考えますが、本市の御見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） お答えいたします。

啓発活動の一環としまして親子参加の選挙出前講座についてですが、将来の有権者である子供たちに対して意識の醸成を図る必要がありますし、政治への関心も高めていかなければなりません。したがって、教育委員会での取り組みとして、まずは県選挙管理委員会が実施している選挙出前トークを保護者の方が来校される授業参観の日など、学校行事に合わせて開催していくところから始めてみたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいま教育部長より、親子参加の出前講座も、選挙出前トークも、ともに開催をしていくことが大事だというお話をいただきました。私も、この選挙出前トークであったり親子参加の出前講座など、継続していただくことが若者の政治参加につながるものと考えます。

将来の地域や社会の担い手として、これからも若者が生き生きと活躍できる環境をつくっていただきたいことを望みまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 5番 三宮でございます。

通告に基づきまして、最初に市長に海部南部水道企業団の水道料金の引き下げについてお尋ねをいたします。

県下で1番と2番目に安い豊橋市と犬山市に比べて、13ミリメートル口径の一般家庭1カ月の使用水量10立方メートル、20立方メートル、30立方メートル全てで2倍以上となっております水道料金の引き下げは、下水道料金も加わり、ますます放置できない課題となっております。市長が22年度に企業長に就任された後、積極的な改善が進められましたが、まだ実現に至っておりません。この改善には、水道企業団の母体となっております現在の2市1村の合意が必要な課題でありますので、改めて市長の見解をお伺いいたします。

南部水道企業団の水道料金の高い最大の要因は、地盤沈下防止対策として地下水のくみ上げが全面的に規制され、全量を愛知県営水道から購入していること。そのため、この受水費が水道料金、要するにこれは県から買うお金ではなくて、南部水道が皆さんに供給する、あ

るいは県から各団体が買っている受水費ですね、これが、そこで地下水やいろんな水を含めて供給している場合の愛知県平均は1立方メートルに占めるのは36円でございますが、南部水道では26年度には2倍以上の77円にもなっていることです。企業団事務局からは、南部水道は100%県水を買っているので、他の団体に比べて優遇されていると説明をされておりましたが、お手元にお配りしました私の手書きの見づらい表の2枚のうちの1枚、内側を開いてください。県水供給単価と企業団受水費の比較という表がございます。

これは、今申し上げましたように、例えば南部水道なんかだと、県から水を買っても、結局、洗管や消防水利などでロスする水ですね、そういうものが年間大体8%ほどありますので、県から71円ほどで買っても、実際には70円ほどで買っても、さっき申し上げましたように24年度の場合は77円になる割合になってくるわけでありましたが、これはもともと県から買う値段ですね。優遇されているというふうに説明されておりましたが、確かに平成20年度は県が売っている平均価格は1立方メートル当たり71円10銭で、これには7円96銭の利益が込められておりますが、企業団は71円ですね、県が全体に売っておる値段よりも10銭安く買っております。それが、21年、22年、23年、24、25となりますと、ならずと1円が5銭ぐらい切れるくらいかな、5年間の平均。

それで、じゃあこの1円違うだけで、どれだけ1年間に違うかということ、パソコンで入っているのは企業団のほうでつくっていただいた数なんですが、平成24年度には1円26銭違うだけで1,408万2,000円、25年度は1,347万2,000円も違います。しかも、表のほうを見ていただくと、平成14年度から25年まで、県水の総収益と給水収益、そして真ん中ほどに平均給水収益、要するに売った値段ですね、原価が並べてありまして、その下に差額、要するに利益がどれだけかということを書いてありますが、平成14年度には1円21銭だったものが、平成23年には11円4銭、19%近いような利益を県営水道は上げているわけでありまして、南部水道のところは優遇されて、またほかの県下の直接住民に水を売っている海部南部水道企業団だとか、それから各市町直営のところが多いわけでありまして、そこがそれぞれに売っている利益で見ますと、海部南部水道は、24年度の決算では、給水原価に対して利益の上乗せは3.9%であります。また、日本中の海部南部水道と同規模団体では、平均でマイナス0.27%、愛知県平均は0.87%、尾張地域の平均がプラス1.62%。

少しでも住民に安くと努力をしている各自治体に比べて、余りにも県水のもうけは大き過ぎます。半分にするだけでも年間6,000万円以上の南部水道の経費の節減ができます。地盤沈下防止対策という県民的、国民的な課題に貢献している地域の水道料金値下げのためにも、また住民福祉のために貢献しなければならない県営水道としての使命を果たしていただくためにも、蟹江町も最近では100%県水になって大変苦勞されておるわけでございますが、こういうところの市町村長の皆さんとも力を合わせて、県水が100%のところはきちんと優遇さ

れるようにということと同時に、これほど多大な利益を計上するということは、全体の日本中の通常の水道事業を営んでいる団体、市町に比べて、私はあつてはならないことだと思いますので、その辺で市長の御尽力をいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に御答弁申し上げます。

水道料金等の問題につきましては、三宮議員の一つのライフワークという形の中で、以前からこの料金問題も含めて、海部南部水道のさまざまな課題について御指摘をいただいているわけでございます。

水道料金と密接に関係ある県水価格の引き下げをなささいという御質問だろうと思っておりますけれども、この問題につきましては海部南部水道企業団におきましても水道議会で協議をしているところでございます。また、そちらのほうでも御質問として上げていただきたいとも思っておるわけでございますが。確かに今、議員の御指摘のとおり県から買う購入費というものにつきましては、受水単価が県の供給単価と比較した場合には、平成23年度から25年の3年間の平均は1.52%ぐらい高くなってきております。そうした形の中で、高いところで契約をしているということに尽きるわけでございますけれども、その額が1,300万ほどの無駄ではないかと御指摘でございます。

確かにこういうような状況におきまして、企業団といたしましては、最近の企業の景気動向であるとか、あるいは給水人口そのものが、この海部南部利用域の中においては人口が減少傾向に入ってきております。そしてまた、住民の皆様の節水意識というのが非常に強くなってまいりまして、海部南部水道から配水する量が減少してきているのがきょうこのごろであると思っております。

そうした意味で、水道の基本料金の基礎となっている県からの承認基本給水量の減量というのが、県の企業庁に私どもといたしましても常に要望しているところでございます。いわば需給バランスが崩れているから、需要が供給を下回っている状態に今現在あるわけでございます。そうした形の中において、承認基本給水量ということに対して減量を求めていくわけでございます。

しかしながら、この給水量の減量には、過去3年間の県水受水量の実績を下回ることとはできないという旨の規定もあるわけでございます。そうした形の中で、さまざまな自然現象等ということに対しても予測をしながら、多少の余裕のある契約は海部南部水道企業団としても必要なあとは思っておりますけれども、いずれにしても、先ほど言うておりますように給水の需給バランスが崩れているということに対して、今の3年間の平均をとった企業庁からの承認基本給水量ということに対しては、やはり見直しをしていかなきゃならないだろうと思っております。我々としては、企業長、副企業長あわせて、このことにつきましてはさ

らに企業庁に対して要望していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 特に、なぜこんなに県営水道が利益率を高くしているかというのは、今、市長がおっしゃられたんですが、3年間というんですが、今から3年じゃないんですね。実質5年前にさかのぼって、その3年間の間の最高、1日当たり県から買った水を下回る契約はできないと。今、下がり続けていますので、結局、その差益でもうけている。実際に水を出さずに利益を上げている。ちゃんともうかる仕組みになっておりますから、経常利益で上げておるわけですが。そこで、以前は数円だったやつが10円を超えるようになったり、それから実際に18%だとか、南部水道の場合は買った水の20%は利益として貢献すると。こんな状態というのは異常だと思いますので、実態に合うものに改善することと同時に、100%受水して県営水道にも協力しておると同時に、地盤沈下の防止というのは、自分たちが住んでおるところだけじゃなくて、背後地にとっても非常に大きい問題ですよ、堤防の沈下だとかいろんなことが当然一緒に起こるわけですから。そこで貢献しているところが私は優遇されて当たり前だと思いますので、その点でもそういう仕組みを導入していただいて、そして今の異常に高い料金をせめて半減するだけでも、年間六、七千万円になるわけですので、県が赤字でやれというわけじゃありませんので、ぜひそれはそういう立場で頑張っているのと同時に、地盤沈下防止という国と県の公害防止対策の一番大きい役割を担っている地域で苦勞していることに対して、ぜひ愛知県としてもしっかりと支援をしていただくように要請していただくことを改めて申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、同じ水道料金の問題であります。海部南部水道の料金の高いもう一つの原因は、地震による液状化が心配されるところがほぼ全域であることに加えまして、ほぼ全域が人が住める地域であり、給水人口当たりの水道管の長さが際立って長く、今、お配りした資料の2枚目の内側のところで開かずに、海部南部水道と他団体というところの下を開いていただくと入っております。

これは平成22年度の決算で、その後、私が南部水道議会で質問したときに出した資料なんですが、南部水道は19年度末の1人当たりの管の長さが9メートル49センチ、愛西市、これは八開村と佐織町の地域ですね、旧の地域で7.53メートル、豊橋市のようにかなり面積の広いところですが、ただ人が住んでいるところは割方コンパクトに固まっているとか、それからああいう都市だからビルがたくさんあるとかということで5.59メートルというような状態で、非常にそのために設備投資がたくさんかかって、20年度末の1人当たりの固定資産は、南部水道が28万7,000円、愛西市が15万9,000円、豊橋市が17万5,000円、1立方メートル当たり減価償却費として経費に算入されているのが、南部水道が54円39銭、愛西市が34円40銭、豊橋市は40円71銭というふうになっておりまして、本当に立地条件でお金がかかるところな

んですよ。

この立地条件でお金がかかるところで、もう一回、最初の一番表の県水収支動向のところの下表を見ていただきたいんですが、これは平成7年から25年度にかけて、南部水道はたしか24年度に基本的に終わっておると思いますが、この時期の一番大きな費用がかかる石綿管更新事業をやったときに、愛西市もほぼ同じ時期にやっておるんですが、そのときに実際にどの程度の負担をしたかということを見ていただくためにつくったものであります。

海部南部水道につきましては、25年度の給水人口は8万8,167人、愛西市の旧佐織・八開地域は2万7,634人で、一番上に給水収益、水道料金ですね、水道料金は1年間に海部南部水道が21億2,800万、1人当たり2万4,132円であります。これに対して愛西市営水道は4億300万円、1人当たり1万4,595円で、南水の60.5%、9,537円1年間で1人当たりで安いというほどの差があります。

その差がつくられた大きい理由ですが、7年から25年の自治体の補助金、出資金として直接出した費用、海部南部水道は10億5,200万、1人当たり1万1,931円であります。これに対して旧佐織町・八開村、そして愛西市になってからも出ておりますが、合わせて17億5,900万、1人当たりになりますと6万3,650円で、海部南部水道の5.33倍、こういう負担をしております。そのことが、例えば企業債起債残高にいたしましても、海部南部水道は28億5,400万、1人当たり3万2,366円ですが、愛西市営水道は3億6,800万、1人当たり1万3,309円という違いになっております。これが単に愛西市だけの例ではない、全県的にこういう状態があることを、今の内側の表の、開かず反対側の「料金格差と基礎自治体の支援の差はここにも」という表を見ていただきたいと思います。

これはもう少し古い資料かな。平成21年度の決算ですから、似たようなものですね。このときに支払い利息が1立方メートル当たり5円以下——水道料金で負担する分ですね——が21団体ありまして、ゼロだとか0.幾らだとかというのがたくさんありますよね。南部水道はこのときに13円96銭の負担を皆さんにお願いしておりました。

それから、人件費とその他の費用。例えば、休日・夜間の運転の今委託しておる経費だとか、そういうのも含めたその他の経費なんですけど、南部水道が1立方メートル当たり45円99銭負担しているときに、30円以下の団体が18団体、さらにこの2つの合計で南部水道が1立方メートル59円95銭負担しているときに、事実上半分以下ですね、30円未満というのが11団体、40円未満が13団体ですか。こういうふうに、非常に安い経費で済む理由の中には、それぞれの自治体からの直接負担が補助金や出資金で出ております。南部水道は、これについては公営企業法で縛られており、補助金やそういうものは、法律に定めのあるもの以外はいただけないという説明をずっとしてきておりました。

そこで、どういうことをやったかといいますと、ここに県の水道事業統計の、各団体の状

況を毎年やった県の資料がありますが、この中にも、そういう費用を出しておるというのは、海部南部水道は石綿管更新事業については一円も出してないんです。そして、ところが佐織も八開もそうですね、愛西市になっても、補助金は補助金、出資金は出資金として、今言った額を全部出してきておるんですね。

こういうことは公営企業法を適用されるところでは常態になっておりますし、それから一番最初に見ていただきました頭のところに愛知県の状態が載っておりますが、上から3番目の補助金、これは県の補助金です。平成14年度は30億円利益が計上されておりますが、21億円は県の補助金を出した分が、この利益の中に入っておるんですね。その下のほうに他会計出資金というのが25億8,900万。これが一番びっくりしたのが、平成20年度、給水収益が301億9,100万ですが、補助金はこのときは8億1,500万ですが、出資金は99億9,600万円で1,000億円を超えて、要するに3分の1以上を出資金と補助金を負担して県営水道も成り立っておるわけですね。

だから、南部水道企業団が、企業長や、今は副企業長が南部水道議会に説明している公営事業法が適用されておるので、大っぴらにもらえませんかという話は、全然愛知県の実態からは成り立たないというのと、もう一つは、この問題は特に地震・防災対策ね、石綿管、非常に過大な負担がかかるわけですから、ここはライフラインの中核をなす水道事業が立ち行かなくなるとか、あるいはよそに比べて相当高い水道料金が当たり前というような状態で支えられておるというのは異常なことでありますので、また確かに地場なんかが安定しておる犬山市だとか小牧市なんかは、今でもかなり、私たちが老朽管と言っておるのが使われておるんですね。地盤が安定しておるもので、ここらみたいは心配しなくてもいいから、使える間は使いましょうみたいなことも経費の節約になっておるわけでございまして、そうしたハンデですね。

だから、2重じゃなくて、3重も4重もハンデがあるような状態の中で、結局、その大部分は水道料金で負担をするのが当たり前ということを南部水道企業団が言い続けてきたことが企業長や議員の皆様の頭の中にあるわけですが、県下の実態から見るとこれは取っ払って、むちゃくちゃ愛西市が出しているほど出せということは私は多分今は言えないような状態だと思いますが、それにしたって、きちんと大きい更新事業については負担をしていくとか、あるいはかつて安城市がやっておりましたように、利息については、この事業は全部安城市が負担をするとか、そういうことは決めて、少なくとも3市村が合意できる方向に向かっていく、それから実際にこういう実態を無視したことをいつまでも市民に要求するということは私はすべきではないと思いますので、その面でも市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

先ほど御質問の中にもありましたように、海部南部水道企業団が適用を受ける地方公営企業法というのがあるわけですが、この地方公営企業法によりますと、海部南部水道という形の中では企業会計という形の中で独立採算の原則を実施すべきであるという形でしっかりと規定はされております。そうした形の中で、我々として、構成自治体としては、この地方公営企業法の外枠というか、そういう形の中で、自治体から繰り出してもいいという財源というのが規定されておるわけですが、それは、例えば消防の消火栓等に要する経費、あるいは公園等で公共施設の無償給水に要する経費、あるいは児童手当に要する経費の一部というような状況においては、構成自治体から一般会計として繰り入れするということが公営法にも定められておるわけですが。

数年前に終わったわけですが、石綿管の更新事業というのが終わったわけですが、これは、国とか県の多額の補助金をいただいて、私どもの2市1村の流域において石綿管の更新事業をさせていただきました。こういう状況の中においては、国・県の補助金をいただくというようなこともございますので、一事業団としては構成自治体に対して一定の負担額を求めるという形の中で出資してきたわけですが、いわゆる先ほど言われました他会計負担金というのが、そういう状況でございます。これは額的には年間6,000万という形の中で出資いたしまして、私ども弥富市としては2,700万ほど毎年ずっと、この石綿管更新事業に対しては一般会計から繰り入れをさせていただきました。しかし、今、防災対策事業としてやっております塩化ビニール管の更新事業につきましては、この適用の範囲ではないという状況でございますので、一般会計から繰り入れすることができないわけですが、いわば基準に該当していないという形でございます。全て企業会計の中で海部南部水道が出資しているわけですが。

いずれにいたしましても、私ども構成団体、弥富市、愛西市、そして飛島村でございますけれども、一番重要なのは、企業団が水道事業という形の中でしっかりと健全に経営していけることだろうと思っております。そうした状況の中で、必要な財源についてはよく検討していかなくちゃならないということを思っておる次第でございます。企業長、副企業長あわせて、他会計負担金という項目ではなくて、水道事業という形の中で健全経営をしていくためにどうしていくかということについては検討していかなくちゃならないと思っております。

いずれにいたしましても、水道料金は高いと言われております。これは事実そのとおりでございますが、しかしこの水道料金を、少しでも今の現状の料金を維持するということが非常に重要なわけですが、外部要因といたしましても、中電の西火力が現在、燃料変更という形の中で電力の改修工事を進められております。この構成比、中部電力に対して配水する量というのは大変大きな量でございますが、こういったことが今とまっておるわけですが。

そういう大変厳しい状況もあるわけでございますけれども、今現在の料金を何とか維持していきたいというのが現状でございます。そうした関係も含めて、企業団経営にとって必要な財源というものを健全経営という形に対して我々は検討していきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今も市長がおっしゃられたんですが、公営企業法で禁じられているというふうにおっしゃられたんですが、だからどういうことをやったかといったら、さっきも言ったように、この中にいろんな数値の表がありますけれども、そういう資金の内訳を記載するところがあるのね。愛西市、旧の佐織町も、それから八開村だとか、ほかのところもあります。愛知県もそうですよね。きちんと出資金だとか補助金といって入れておるんです。今、市長がおっしゃられたように、今、企業長や、それから副企業長の皆さんは思い込んでおるもので、まだ禁じられておるというね。建前と実際は違って、そういう県の統計の中でも大っぴらにまかり通って、それも2年や3年ずうっとですよ。日本中の水道事業が同じことをやっておるんです、これは。なぜかという、こんな公害防止対策を水道料金で負担するというのはかなり無理があるんですよ。だから、こういう格差がついておるわけです。

したがって、公害防止対策だとか、この地域の特殊な事情、だから県も県の縛りで地下水を禁止するなら、今申し上げましたように、100%のところは優遇するというなら、優遇したことがわかるような仕組みにすることは当然ですが、同時に、この県下の状態や全国の状態から見ますと、自治体がどう向き合うか。したがって、前にも私ここで申し上げて、市長は、そんなといわれていたことがありますが、もともと公営企業ですから、税金は払わなくてもいいとか、所得税や法人税、それから固定資産税も、さらに不動産取得税を払わなくてもいいということもあるんですが、さっき申し上げましたように、平均してマイナス給水ができています最大の理由は、そういう給水収益に頼らない補助金や、負担金や、そういうものがある。愛知県は30億の利益を上げておるときに、21億円営業外収入で補助金を出しておるとかということをやっておるのが水道事業の実態なんです。

そのことを考えると、今、市長がおっしゃられたように、そういうお考えではなくて、今、県下、日本中でされている、国保の補助金と一緒にですね。そういうことをしなければね。だから結局、今、市長がおっしゃられたように頑張ると、愛知県で一番高い水道料金をずうっと維持するということになって、実際には1カ月に1立方使っても1,000円近い負担が発生するという仕組みになっておりますので、特にお年寄りが、せっかく福祉センターでお風呂に入って、うちでお風呂を沸かさんようになって水道料金が安くなったと思っておったら、基本料金が相当高いもので、余り変わらんといって嘆いているような状態を解消するためにも、この問題については一度、弥富市の部内でも御検討いただいたり、あるいはその関係、特に企業長、副企業長ですね、それから企業団の職員も含めて、こういう県下の実態も見て



いただきながら、今、市長がおっしゃられたように、必要なものについては出資する。出資金は大っぴらに認められていますから、出資金という形で出していただくのが、多分、建設費については一番妥当かと思いますので、一度そういうことも含めて御検討いただきたいということを求めて、もう少し、この問題の次の質問に移らせていただきます。

3つ目は、世代間負担の公平を図る財政計画の確立を行うように、特に南部水道のような余り自分で、そうやって料金で入ってくるから、それを当てにしているところで、余り世代間負担の公平というようなことについて気がつかないようですが、この間、南部水道は、議会の要請や市長の企業長就任、そうでないときは副企業長という立場で、この水道事業に参画されるようになったこともございまして、これまで大きく立ちおくりしておりました入札制度の見直しや電気・機械設備の更新に当たって、従来めちやくちな予算で発注しておったのを、弥富なんかのいろんな経験も生かして市長が企業長になったときに見直しをされて、予算の半額ぐらいで済ませたこともあります。20年度末に示されました、そういう改善が行われる前の中期的な財政計画では、21年から25年度までの5年間についての見込みは、次のようなものでありました。

5年間の純利益は、だんだん収入は落ちていく時期でありましたから、かなり大幅に落ち込むということで、21年度はまだ6,000万だか7,000万ほど見込んでおりましたが、あとの4年間で合わせても2億3,000万程度という状態でありましたが、これはいろいろ改善した結果、決算時には2倍以上の4億8,800万円に利益がふえました。それから、起債の残高については5年間で3億6,100万減らして32億1,600万にするという計画でありましたが、非常に入札制度の改善なんかで節約されたこともありまして、7億2,300万円、この時期に起債残高を減らすことができました。

さらに、新規起債、要するにお金がないから今やっておる塩ビ管の老朽管更新事業ですね、今、ポリエチレン管にしていますが、これも起債を起こしてやるという予定も組み、あるいは電気・機械更新事業もかなりの費用を見込んでおったわけでありますから、新規の起債を平成29年度まで11億3,000万円予定しておりましたが、その後、いろいろお金がこうやって入ってきたということから、平成29年度まで、その当時想定しておる事業で、あるいは26年度の決算の終わった後でも示された計画ですが、21年から29年度までは11億3,000万円の起債計画を3億8,600万まで縮小すると。

したがって、この間改善されました年度末の現金収支は、20年度末に比べて4億1,600万円ふえて、起債残高は7億2,300万円減って、新規起債の発行予定額は7億3,100万減らして、その上なおかつ未償却資産の残高が5億7,900万ふえまして、合わせて24億4,900万、年平均4億9,000万円の財政の節約ができたんです。びっくりするようなことが起こったんですが、ところが今、海部南部水道は、平成の頭で庁舎をつくって、そしてその後、石綿管更新事業

をやる、あるいは立田配水場、弥富配水場、佐屋配水場の電気・機械設備の更新事業をやって、相当お金を使って借金もしました。この借金も、この余ったお金でどんどん返していくということで、平成29年度末には今の借金の37%まで減らして、18億円ほどの借金にする計画なんですね。

だから本来は、今、中電が縮小して単年度は少し危ないかなというぐらいの状態になっておると言うんですが、これだけお金が浮いたときに、そういう費用を全部今の人たちの水道料金で返すというようなやり方は適切じゃなくて、これは市町村で長期に財政問題を担当してきた人たちの知恵もかりて、上手に起債を使いながら、何よりも愛知県で一番、県の表でいつもトップになっている高い水道料金という状態を解消することと、今、爪に火をともしような暮らしをしている人たちの思いに応えるということ、そういう方向でこの問題に対応していただくというかな。

もともと南部水道企業団は、これまではどちらかという、今言った独自採算性ということをやらずずっと言い続けたこともあって、市町村はお金はそれで出さんでもいいと。同時に企業団のほうは余り口を出してほしくないというような思惑もあって、かなりほかの市町村や、それから環境事務組合なんかと比べるといろいろなことがおくれていて、私たちが平成20年に行ったときにびっくりしたんですが、まだ企業長は、企業長になった人だけ企業長で、あとは一般議員として扱われておったんですね。こんなことはほかの一部事務組合でもとっくの昔に解決しておったことが解決されずに来て、さっき言ったようなことがこの期間にやられたから、こういうお金も残ったんですが。

そういうちょっと全体に役所の機構ですね、それから自分ところの持っているいろんな制限や制約、そういうものをきちんと見て計画的な財政計画を立てて、そして世代間の負担の公平、要するに起債をどう使っていくかということについては、ぜひもっともっと勉強していただくような指導を市長にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

財政計画という形で一口に言うならそういうことでしょうけれども、今、海部南部水道企業団といたしましては、中期的な計画という形の中で中期財政計画、平成32年までの財政計画を策定しておるところでございます。現状といたしましては、議員も御指摘のように、企業債の起債借り入れを今は少なくして償還をしていこう、返していこうということで努めております。平成25年、平成26年に対しましても、1年間で2億5,000万ずつ企業債の償還をしているところでございます。これは、平成29年度までは企業債を借り入れるということは現状としては計画がないわけです。実はその後に、さまざまな大きなプロジェクト事業が発生をしてくるわけでございます。

1つは、今現在進行形でございますけれども、老朽管の更新事業という形の中のものがまだまだこれから続くということ。それから、平成30年から立田排水機場の排水機の更新事業、そしてまた平成31年度から立田大橋の水管橋の更新事業ということが発生してまいります。これらはいずれも非常に大きな事業となります。当然、企業債という形の中で事業費を捻出していかなきゃならないという状況でございますので、御理解もいただきたいと思いますので、御理解いたします。

そういう形の中で、ある一定のときに企業債を軽くしておかないと、次の企業債を借り入れられないわけですね。そういうような形の中での財政の健全化を図っているところでございます。中電等の問題もございます。さまざまな問題がございます。また、橋の改修工事というもののに伴って新たな経費が出てくるという話もこの間出てまいりました。そうした形の中で大きな事業が次から次にあります。そうした形の中では、企業債を借り入れながら世代間の公平な負担をさせていただくというような状況になってくると思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 要するに南部水道の問題は、県水の問題、それから地震・防災対策の問題、今、市長が言われたように、これからも大きい設備の更新があるというようなことですが、しかしさっき申し上げましたように、平成21年当時は考えられなかったような相当収益の改善がされたわけですが、自分たちの立ち位置がどうも見えてないんじゃないかと思うんですね。ここは長く自治体の財務に携わってきた人たちの意見も聞きながら、そういうことも見通しながらきちんとやっていく。だけど一番は、愛知県で一番高いとしてずうっと毎年表に載り続ける、この状態を早急に解消すること。それは今言った、どれか一つが解決しただけでも相当前進できるわけですから、またそういう経験もこの間してきたわけですからね。一番トラウマは公営企業法の関係の縛りが何となくまだトップの皆さんの間にあることが気になりますので、ぜひそこは思い切って改善をしながら、一日も早く、市長自身も市民に公約したことでございますので、解決できるように進めていただくことを強く求めて、次の質問に移らせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 水道料金の問題につきましては、以前にも検討協議会ですか、水道料金の検討協議会という形の中で立ち上がったこともあるわけですが、そのときの結論としては、先ほども私、言いましたように、一日も今の料金を継続することが非常に重要であるという形の中で検討委員会が閉まったわけですが、先ほど来私がお話をさせていただいているように、水道企業団を取り巻くさまざまな内外の環境がございます。こういったことをしっかりと組み入れながら、改めて料金等における検討協議会を私として

は御提案申し上げていきたいと思っておりますので、また正・副企業長と御相談申し上げて、そんなような場づくりをしていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） ぜひそうしてください。特に減価償却費なんかは、水道は管路は40年ですが、スチール管やダクタイル鋳鉄管だとか、こういうものは50年、60年使えるのは、誰でもそうだと言っておるし、今布設しているポリエチレン管なんかは、多分、熱溶接していますので50年ぐらいは十分もちますよね。下水道は、はるかにやわいやつで50年もつ。私はこっちはちょっと眉唾だと思っておりますが、水道の50年は全く心配することないと思いますので、いろんな新会計に移ってややこしいちょっと理解に苦しむような問題もありますが、余力は十分あるところですので、ぜひそういう特徴を生かして、今、市長がおっしゃったような方向で進んでいただきたいと思います。

あと集中豪雨の問題、防災対策の問題を少しだけ質問したいんですが、この質問に先立って、さきの災害で亡くなられた皆さん、それから被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

私、台風前の夜間に起こった集中豪雨で、まちの一部が浸水したときと、それから台風の直後、結構雨が降った後、孫宝へ早朝に見に行ったんですが、1つは、せっかくすばらしい能力のある装置を持っておっても、タイミングが悪いと力が発揮できんというかな、とにかく最初に行ったときは宝川が満水になる。ところが、外のほうの水位が5メートルも高いわけですから、2カ所の排水機をフル回転させても、なかなか出ていきませんよね。そういう状態だった。

それから、あと台風の後には、そういう経験をした後ですから早目に水を落としておったこともあって、片一方だけ運転して、十分それに対応できるような状態だったんですが。せっかく巨費を投じてつくった施設で、しかもこの辺の調整池としての役割と、それから排水路、それからくみ出しの機能を兼ね備えた、やっぱりこれはすごい施設で、きちんと使えば相当のことに耐えられる。ただ、この間の東北の関東のような、あんな雨が降り続けたらどうしようもないことですが、それにしたってせっかくの施設があるわけですから、緊急時の指揮命令系統の一元化だとか、それから要するに夜間も含めてすき間のない対応ということになると、私は市の宿直機能だとか、そういうものも本当に考えていかないと、ゲリラ豪雨なんていうのは、これからそう異例のことでなくなって、ちょくちょく来ることが心配されますので、そういうことができるような対応。

それから非常に今、農家収入が大幅に落ち込んでおりまして、市のほうも農家の排水路負担に対してしっかり手を入れていただいておりますが、特に今回のことがあって、日常的な孫宝と関連する戸前というんですか、途中の特に町なかが市街化区域の農地と供用しておる

ということもありまして非常に工夫が必要だし、場合によっては空振りでも水をあけることもあると思うんですが、そういう費用負担も含めて、土地改良なんかともしっかりと連携して農家の負担にならないような方法を考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 御答弁申し上げます。

弥富市内には、御存じのように、現在、12の排水機場がございます。全て農業用の排水機場となっております。鍋田・十四山・孫宝排水の土地改良区がそれぞれ管理している状況になります。その排水機場におきましては、農地に利用した水だけでなく、弥富市内全域の雨水排水も賄っている状況でございます。また、ゲートにつきましては、弥富土地改良区管内だけですけれども、パイプラインの整備されていない農地への用水の取り入れ用として弥富土地改良区が管理している状況でございます。そのため事前に、あるいは緊急時において、市より各土地改良区に連絡を取りながら、ポンプの運転やゲートの操作につきまして各土地改良に責任を持って対応していただいているところでございます。

議員のお話の中にありましたように、ことし8月17日に、朝方ですね、結構大雨が降りまして、そういったことにおいて戸前の管理等々ない状況で、浸水等も起こったという状況もございます。また、9月9日の台風18号に伴う雨など、ことしに入りまして幾度となく大雨の降る状況となっております。特に弥富土地改良区管内のゲートの管理につきまして、開閉状況など市として、土地改良区と連絡を取り徹底するよう、市のほうからこの前申し入れたところでございます。土地改良区のない佐古木地区につきましても、地域の管理組織であります用水路管理委員会への連絡ということで佐古木地区のほうは対応しているところでございまして、もし連絡がとれないような場合がありますら、市から直接個々の役員に連絡を取りながら、市のほうの職員でゲートの上げ下げ、操作等を、今、対応している状況でございます。

また、それぞれ農家負担の軽減ということでもありますけれども、先ほど孫宝排水機場の話が出ましたが、こういった台風や梅雨前線におきまして豪雨が予想される場合におきましては、平常時はマイナス3.3メートルの水位を常に保っている状況でございますけれども、もし大雨が降るといような状況が確認されましたら、これを50センチ下げる、マイナス3.8メートルまで水位を下げるというような事前予備排水というのをお願いしているところでございます。予備排水だけでなく通常排水も含めまして、ポンプを動かすための燃料費や運転手の費用、ごみの撤去費用など、年間に必要な排水機の維持管理費用につきましては、他の土地改良区でも同じでございますけれども、県費と市費の公費で賄っているという状況でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 時間を気にしていただいているようでございますので早急に。

8月17日の早朝のゲリラ豪雨に対しましては、一部の地域の皆さんの道路の冠水等がありました。この場をかりまして、大変御迷惑をかけましたことをおわび申し上げていきたいと思っております。

弥富土地改良区のゲート数は、現在14カ所ございまして、これは弥富土地改良のみでございます。そして、16人の管理者で管理されておるわけでございますが、先日も事務局長、あるいは土地改良の理事長とも、私、個別に話をさせていただきまして、この連携は少しずい点もあるという形の中で、その管理されている場所をしっかりと事務局長のほうに連絡し、我々と一緒になってきちとした情報を共有化していきたいと思っております。

そして、最後に申し上げたのは、弥富土地改良区において、農地防災という役割で水管理をしていただいておりますが、今の事務局長1人では大変な問題だろうと思っております。先日御提案申し上げたのは、新しいスタッフを私どもの市のほうの責任のもとに支援させていただいたらどうかあということをお提案申し上げております。また理事長のほうの理事会に諮っていただきたいという旨の連絡をさせていただきました。以上です。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今、ゲリラ豪雨は想定外ということじゃないですもんね。本当に異常気象で、いつ何が起こるかわかりません。せつかく持っている施設の能力を活用するためには、宿直も含めた、特に防災は、どこでもそうですが市庁舎に集中していますよね。緊急時のいろんな県からの指示やそういうものも。そういうことを含めると、前に宿直を外部委託するというようなお話もあったんですが、一度そういうことも含めて、この問題については再検討していただきながら、防災時、緊急時の対応が守られるような市の体制をつくっていただくということをお考えいただきたいと思います。

最後に、少し私の持ち時間の中で市長にお願いしたいんですが、今、国会と政府の法の番人でありました、そういう役割を果たしてきた歴代のほとんどの法制局長官や、先日は最高裁の元長官も含めて、とても立場を越えてなかなか言えないような人たちが、今、必死になって、この状態を、これ以上、国民の声や憲法9条を越えていくようなことはやめてほしいということが日本中に広がっております。市長も一貫してこの問題では9条を守る立場だし、9条があったからこそ今日の日本があるというふうにならざるを得ないわけですが、国会も大詰めを迎えておりますので、自治体の長として、ぜひ安倍総理に、こうした人たちの声も聞き、国民の声も聞き、慎重な対応をしていただくように、また市民の皆さんにも、一貫して今までの市長の立場を貫いてくださることを含めたメッセージをお寄せいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 余りにも唐突な御質問ということで、少し戸惑いを感じているわけですが、この問題につきましては非常に政治的な問題であろうとも思っております。議長に一度お諮りをさせていただきたいと思っておりますけれども、私としては通告もいただいております。そういうような観点から、この場で発言することにつきましてはいささか戸惑いも感じておりますので、どのように御裁量いただきますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員に申し上げます。通告外ということで、この件に対する質問の答弁は避けさせていただきたいと思いますが、そのようにまとめていただきたいと思います。

○5番（三宮十五郎君） 確かに、その問題を直接通告はしてはおりませんが、防災ということであると、これほど大きい問題はないわけでありますので、ぜひ私の時間の範囲で、発言が許可されているさなかでございますので、市長が御答弁することをぜひお認めいただきたいと思います。いかがでしょう。

○議長（佐藤高清君） そういうことでありましたら、簡潔明瞭に市長のほうでまとめて、この防災に絡まして答弁をお願いします。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 無理やり防災の問題と、この安全保障関連法案の問題が、どういうところで私としては整合性があるのかということにつきましても、いささか疑問があります。大変難しい御質問をいただくわけでございます。困ったなあということでございますけれども、正直申し上げまして、これは先日、敬老の日、いわゆる長寿を祝う会合が某所で行われて、そのときに私は80歳以上の方を対象にして、この安全保障関連法案についての自分の私見を述べさせていただきました。80歳以上の方におきましては、軍事教練であるとか、あるいはさまざまな戦争に参加された方もあるだろうということも含めて、そういう形の中で、やはり日本は平和を守っていくべきだという形で述べさせていただいたところでございます。詳細につきましては、そういうお話を聞いていただければいいわけでございます。

いずれにいたしましても、この安全保障関連法案は、まさに今週が山場でございます。参議院の特別委員会で承認され、参議院の議決をするというような状況でございます。しかしながら、アンケートをとった場合において、国民の80%が、この法案に対する説明が不十分であるということをおっしゃっております。また、60%以上の方が、この法案に反対をされております。こういうようなことからして、国民的な意見というのが非常に、この法案に対する反対というようなことが出ているのではないかなあと思っております。私といたしましては、今週が山場でありますけれども、国会といたしましては、拙速に判断をするんじゃないかと、慎重に国民の声を聞きながら説明していかなきゃならないだろうと思っておるところでございます。

憲法9条の問題、不戦の誓いをした日本であります。また、憲法13条、いわゆる自由、あるいは平和、あるいは個人の幸せということを守ることが条文化されておるわけでございます。この9条、あるいは13条は憲法として遵守すべきであろうと思っております。

そういうような観点からいたしまして、拙速に急いでこの法案を審議して可決するのではなくて、十分に国民のほうに説明をされて審議をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。この程度でとどめさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） ありがとうございます。質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は2時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時26分 休憩

午後2時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

○18番（大原 功君） 駅のホームの転倒・転落防止、これは4回ばかりやらせていただきました。そのために全国の都市議会の中から、弥富市議会は本当に安全対策について一生懸命やっておるなということで、市長を初め、また職員、あるいは議員の皆さんが、これだけ議会で審議をしていただいたということで、弥富市のホームページでも多分大きく取り上げられたと思います。そのために、河村たかし市長は地下鉄についても、新たに転倒・転落防止をつけるというふうであります。

何回も私が言っておりますけれども、構築物について、都市計画課長、これは何ですか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） それではお答えをさせていただきます。

構築物とはという御質問ですが、一般的に人が継続的に居住、滞在する目的以外のため建設された構造物といわれております。建築基準法の面から考えますと、土地に定着している工作物から建築物を除いたものが構築物と考えられます。具体的には、橋ですとか、煙突ですとか、ダム、鉄塔などのことを指しているかと思われま。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、プラットホームというのはどうなります、これは。

○議長（佐藤高清君） 山田土木課長。

○土木課長（山田宏淑君） お答えさせていただきます。

駅のプラットホームにつきましては、PL法でいいます製造または加工された動産とPL



法ではされておりますが、ここでいういわゆる動産といいますと、民法上の動産、すなわち土地及びその定着物以外のものを指します。民法上、土地及びその定着物は不動産とされておりますが、本件でいいます鉄道のプラットホームは、土地に定着していることは明らかなです。民法上の不動産に当たり、動産ではないと判断いたします。そのため、P L法の第2条でいいます動産にも当たりません。したがって、プラットホーム本体はP L法の適用を受けないと考えます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、建築施工法政令というのがありますね。これの中には昭和31年の8月29日、政令で第273号というのがありますけれども、ここの部分の第15条はどう書いてありますか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） 大変申しわけございません。273号の15条について、後ほどお調べしてお答えさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 前回、全協でも市長から、できるだけ大原君の答弁については教えてあげてくださいということで言ったんですけれども、いやあなたと。山田君、それから開発部長とあったでね、たしか。そういうときに、あなたたちが、ただ私に押しつけるだけで、何を尋ねるのかということは全然聞いてないわけね。ただおたくらが出したのは、いわゆる文章的なものを出された。これはよくわかっています。出されたんですけれども、実際にして、あなたが出されたやつ、ここには鉄道事業法、鉄道事業等関連に対する安全性を図ると書いてある。これはどこに書いてありますか。法律にありますか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） お答えいたします。

基準法上にプラットホームが適用されないということをお答えさせていただきました。それでは、その安全を何で確保するかということになるわけなんですけど、鉄道に関しましては、鉄道の施設としてプラットホームは成り立っております。そのため、鉄道営業法及び鉄道事業法並びに技術基準としまして鉄道に関する技術上の基準を定める省令、そういったものから鉄道の施設の安全を図っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、ここに書いてあるんですけれども、鉄道設備等検査規則と書いてあるんですけれども、これは昭和62年3月2日、運輸省令ということで第11号で書いてありますけれども、この条文はどういうふうに書いてありますか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） 申しわけございません。存じ上げてないです。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 教えてくださいといって何も聞かずにあって、ただこういう文章の今の鉄道営業法という、こういうのだけ出してあって、これを出す以上は、中身を知らずにただ出すだけ、それでは全くミッションがない。ミッションってわかりますか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） ミッションとは、物の本来あるべき姿というふうに思っています。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） ミッションというのは自分の任務ね。最近では「ハイブリッド」という名前がよく出ておりますけれども、これは首長、あるいは長につく人、あるいは会社の一般の人、そういう人なんかは多目的にするという、そういう意味なんですね。だから、自分の任務がわからずにあって、ただこの文章だけ出したら、本当に何をやっておるか。大原は何を何回も聞いておるんだということになってしまう。

だから、そこに書いてあるように、前に市長からも答弁いただきました。ここの中には、さっき言ったように、第7条、法第12条の第3項の国土交通省令に定める鉄道設備の変更、次に掲げると書いてある。ここの中には、市長からも答弁いただきましたけれども、プラットホームについては一定の人数をすることが書いてあります。これは前にも市長に言われたけれども、1日10万以上の利用者があるところについては、順次取りつけなさいということにあるわけね。ここの中に、そういうふうであったんですけども。大阪の鶴橋ね、ここでは15万3,080人というふうで、平成24年ですか、このときにあったわけですね。こういうこともあるわけね。

鉄道に関する技術上の基準を定める政令、平成13年12月25日国土交通省令第151号、プラットホームというのがありますけれども、大野課長、ここは何条に書いてありますか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） 申しわけございません。鉄道に関する技術基準の省令のことでしょうか。

○18番（大原 功君） プラットホームだがね。

○都市計画課長（大野勝貴君） その中で36条にプラットホームの記述がございます。ちょっと読ませていただきますと、プラットホームは次の基準に適合するものでなければならない。プラットホームの有効長は、当該プラットホームに発着する列車の最も前方にある旅客車から最も後方にある旅客車までの長さのうち最長のものの長さ以上であって、旅客の安全かつ円滑な乗降に支障の及ぼすおそれのないものであること。ただし、地形上等の理由によりや

むを得ない場合であって、車両の旅客用乗降口の閉鎖その他必要な措置が講じられているときは、この限りでない。

あと2つございますが、プラットホームの幅についてでございますが、幅並びにプラットホームにある柱類及び跨線橋口、地下道口、待合所等の壁とプラットホーム縁端との距離は、旅客の安全かつ円滑な流動に支障を及ぼすおそれのないものであること。

第3に、列車の速度、運転本数、運行形態等に応じ、プラットホーム上の旅客の安全を確保するための措置を講じたものであることと定められております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） それだけの立派なものがここに書いてあるわけね。だから、これだけ書いてあって、前にも言いました。市側からの発言の中で、ホームの転倒・転落防止については市が負担をしなきゃいかんという話が多分あったと思うんだね。これは設置義務の中で、いわゆる今の構築物、ここに当たるわけね。だから、これは設置した人が自分がやらなきゃ。だから、名古屋市でも、東京都でも、鉄道会社については2020年までには、オリンピックがあるというので各自でつけるというふうに鉄道会社の社長が言っているわけね。それから、一般の市長なんかも、それから都議でも言っておるわけね。だから、これだけ安全を大事にしなきゃいかんということは目に見えるわけね。この間、テレビで皆さん見た。これだけやってみえるわけ。地下鉄なんかは、大野君、地下鉄に特急はありますか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） 地下鉄の特急の存在というのは、私が知る限り存じ上げておりません。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうでしょう。だから、私が言うように、弥富の近鉄の駅なんかは120キロぐらいの速度で走るわけね。地下鉄なんかは、恐らくホームに入るのは20キロか30キロ程度。これだけ遅く入っても、これだけの今の転倒・転落防止をつけるということです。これは、国民一人一人が大事に命を守ることなんです。

ここに書いてありますけれども、ここなんかだと、目の不自由な方、37%の方が駅でこけそうになったり転倒したということに書いてあります。

これだけ今、市側にも一生懸命やっていただいておりますけれども、いわゆる福祉、高齢者、あるいは今の認知症、子育て、障がい者を持たれる方、いろんな方がいるわけね。弥富市に目の不自由な方は何人見えますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 視覚障がいの手帳を持っていいらっしゃる方の人数でお答えさせていただきます。

これは1級から6級までございますけれども、合計で69名でございます。

○18番（大原 功君） 幾つ。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 69です。

○18番（大原 功君） 目の不自由な方な。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 視覚障の手帳を持っていらっしゃる方。

○18番（大原 功君） もっと大きな声で言ってよ。目の不自由な方は何人見えますか。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 手帳を持っていらっしゃる方が69名あります。目の不自由な方で手帳を持ってみえる方が69人です。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、てんかんなんかの方がありますか。何人ですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） てんかんにつきましては、今数字を持っておりません。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） この間も東京なんかでも、運転でてんかんということがありましたわね。その前には弥富市の中でも前教育長、その方の息子さんが駅で停車しておる車を押し出して亡くなられた。こういうこともあります。

そうすると、こういう方でも、方と言っではいかんですけども、利用されるわけね。そうすると、どこでどうなって、自分が駅で待っておるのが、後ろから押される方もあるかもわからん、それから目の不自由な方もあるかわからん。目の不自由な方に、黄色いラインを伝って、恐らくわかりにくい。誰かが手を引いてやらないかん。それが今の服部彰文市長の市民に優しい一人一人の安全・安心、これだと思うんです。ただ口で言うだけなら何もならんわけ。私どもは、こうやって議員をさせていただいておる。させていただいておるということは、市民の皆さん方から一票をおかりして、市民のために働きたい、働かせていただきたいという意味でしておるわけね。それが、全くバランスの違うようなことをしておったらかなかなか前には進まない。

そしたら、目の不自由な方はどうやって電車に乗っておりますか。見たことありますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 私の知っている限りでは、付き添いの方のある状況で電車に乗られている方は存じ上げますけれども、お1人でという方については記憶がございません。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 何遍もこのホームのことについては言っておるわけですけども、

本当に大事なものは、市民を守っていただくのは市長じゃないですか。市長が見えるから、我々が固定資産税や市民税、保険料、いろんなものを払いながらさせていただいて、そのかわりに安全で見てくださーいということなんです。市長の権限という、ファスト・トラック、権限によって四日市に申し上げて前へ進んでいただかないと、今言ったように69人の方の目の不自由な方ね。弥富市にはいろんなボランティアの方も見えると思います。だけど、なかなかそこまでは届かないと思うんです。そういうことを考えると、こういうことを早くしていかないと、いつまでたってもこの問題は解決しないので、市長からも強く言っていただかないかん。

それともう一つは、志摩サミットがありますね、来年。そうすると、恐らく特急も増発すると思うんです。名古屋から弥富、ここの中には特急が追加するように、電車が横に寄ると、2番線に寄るとかいうふうになっていますけど、これは何カ所ありますか。名古屋から弥富までの、弥富だったら準急と各駅がとまるわけね。2番線にとまるわけだ。そうすると、弥富とどことどの駅が名古屋までに特急の通過するところがありますか。

○議長（佐藤高清君） 山田土木課長。

○土木課長（山田宏淑君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

弥富駅から近鉄名古屋駅まで特急が通過する駅は、まず弥富駅から言いますと、順番に、佐古木駅、富吉駅、近鉄蟹江駅、戸田駅、伏屋駅、近鉄八田駅、烏森駅、黄金駅、米野駅で、名古屋駅で10駅ございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、今の志摩サミットとなると、恐らく特急の増発がよくなって、一般の今の各駅とか準急なんかは縁に寄らなきゃいかんようになる。そうすると、弥富の駅は今の列車の通っておる数よりも多くなるはず。だから、私は危険度があるから、早くこの問題は解決してくださいということをお願いしておるわけね。

だから、今のプラットフォームについては、平成13年の2月25日に施行された。そうすると、服部彰文市長が市長になったのは平成19年だと思います。そうすると、その前のときに弥富で特急にはねられた、誤って落ちられてはねられた。なったわけね。そうすると、この13年のときに、これはそういうふうにしなきゃいかんというふうになっているんですけれども、こういう人のことについて、亡くなった方について賠償請求というのは本当はやらんといかんわけね。憲法37条に公平な裁判というのがあります。だから、犠牲になった人を、ホームはきちっとしてあげないかん。これが曖昧で今までやっているから、ことしの6月に約款というのが新たに決められて、必ず文書に、条文化しなきゃいかんと法律で決めておる。

それから、もう一つは、ここに悪質な業者規制強化というのがありますから、これが処分をする、公開をするとなっているが、近鉄については13年にやらなきゃいかんことになって

いるんですけれども、これは悪質になるんですか。ならんですか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） バリアフリー法の中で、近鉄さんの乗降客数は現在1万2,000前後だと思われていますが、そういう中でバリアフリー化する対象駅となつてございます。現在は3,000人以上の駅が対象となっております。しかし、そういった防護柵とかをつけるに当たっては、近鉄も国と一緒に参加しております検討会というのがございまして、その中で方針が出されております。その中で、10万人を超えるような駅については優先して速やかに実施すると、そういうような方針が出されておりますので、現在のところそれが違法に当たるとは考えておりません。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 先ほども言ったように、建築基準法という中で、昭和25年の5月24日に法律の中で決められたわけね。ここの中については、先ほど言ったこっちのほう。鉄道施設検査等規則、ここの中には昭和62年の3月2日から運輸省から省令によって第11号というのがあるんですね。もうここで決まっておるわけね。10万人以上というのは、ここでもうつけなきゃいかんということが決まっておるわけね。だけど、こっちのほうでは、昭和31年ね、ここでは新たに法律はまた変わっておるわけね。こっちの前の法律はだめということなんです、これは。こっちが新しくなっているから。

だから、あなたたちがよく考えないかんことは、法律というのはイチモンですね。市長もよく条例を変えてされるけれども、例えば健康保険でもそうですね。昔はこれだけだったけど、今は条例を変えて、こうやってね。人が住むことによって、そのぐあいによって税を徴収しないと今の事業ができない。前も全協で言って説明いただいたときに、財政破綻は何ですかと言ったら、なかなか答えがなかった。財政破綻というのは、もともとが教育と福祉のみしかできないと思うんですね。あとの道路工事とか、こういう庁舎もできないわけ。そういうのができないから、できるためには税をいただく。それには弥富市に住んでいただきたい。多くの方が住めば、平島なんかだと、私が出たときには昭和58年ですから、約200軒近くしか家がなかったんですね。人がね。今は3,000軒近くあって、1万人近くの方が住んでいただく。これは、平島の東の地主さん、中の地主さんが協力していただいて、何とかしてやってくださいということをお願いをして今現在なって、弥富市もその税収に対してかなりのメリットがある。そして、そこへ来て、今、市長が日の出小学校をつくっていただいた。これによってますます今は平島なんかは住宅がどんどん来るわけね。そういう方が駅で事故があつたらいかん、あるいは交通事故があつてはいかんというのを市長が守っていただいておるから、皆さんが弥富市に住みたい、また市長のところに住ませていただきたい、こういう意味じゃないかなあと思うけれども、市長どう思いますか、これは。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員のおっしゃるとおりでございまして、安心・安全なまちにしていくということは、住みよいまちづくり、そして住み続けたいまちづくりということにつながっていくと思っております。私ども、今、東洋経済新報社では住みやすさランキングというのが表示されております。そういった形の中で、さまざまな条件はありますけれども、その上位としまして、813市の中で36番目に今ランクされているような状況です。もっともそういう形の中でさまざまな生活環境を改善していくことが、今、大原議員のおっしゃるように、安心して安全なまちということで皆さんに住んでいただけるんではないかなあと、思って、今後とも努力し続けてまいります。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今、市長が言われたように、過疎化対策、いろんなものについては、今の安全な駅、あるいは安全な道路、あるいは安全な防災、こういう市役所でもそうですね。早く司令塔をつくりなさいというのは皆さん言っているわけね。これと同じことで、その司令塔がなかったら、この間の水害のように、どこに助けを求めていくかということ。こういうことも含めると、早く進まなきゃいかんこと。

こういうことを議員として、議員は、出るときにはいろんな話が言われて、中には市民の手足になりたいというふうに言ってみえるけれども、中には畑、田んぼにおって、なかなかそういう人もないかもわからんけれども、私はいつも、32年約8期やらせていただいておりますけれども、やっぱり初心を忘れたら独裁者になっちゃう。初心は守らなきゃいかん。これを守らないと、弥富市の今の安全・安心はできない。こういうことは、議員も、職員も肝に銘じてやっていただくというふうにならないと、過疎化になって、今に1,000人とか2,000人減ってしまえば、弥富市の税収も減ってしまいます。こういうのも議員として市長の行政を手伝いながら、職員もそうですよ。そのようにやらないと、いつまでたっても、ただ聞かれたことが、全く今の一般質問で、これだけ答えればいいたろうという話になってはいけないので、ホームだけは、私は議会生命をかけてでもつくっていただきたい。そうじゃなかったら、悪徳業者として近鉄を新聞に載せていただきたい。どうしてもいかんとなるなら、近鉄の株を買ってでも、株主総会に行っても私はやりたい。このぐらい議会生命と命をかけて言っておりますので、市長、再度お願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員の、駅を利用する上において安心・安全ということに対して、定例議会で過去3回ほど、この問題につきまして御提案をしていただき、我々といいたしましても、近畿日本鉄道株式会社の名古屋統括部長、鉄道本部がありますのは四日市でございすけれども、そちらのほうに私も2回ほどお邪魔して、いろいろと意見交換をさせていただ

きました。

総括的に申し上げていきたいというふうに思っておりますけれども、大原議員が主張してみえます弥富駅における転落防止対策といたしまして、ホームドア設置等の対策を早期に実施していただきたいということを要望させていただきました。これにおきまして近鉄側の回答といたしましては、現在において車両における扉の数、車両において普通電車だとか、あるいは急行だとか、いろんな車両があるわけですが、扉の数が違うというような状況の中において、扉が開かない場所が出てしまうというような状況で、ホームドアの設置ということについても、その車両との関係で非常に難しいと。しかし、現在の車両は随時更新をしていくわけでございますけれども、なかなかまだそういう形で全車両を更新するわけにはいかないということでございます。

また、基本的には、先ほども答弁しておりますけれども、10万人以上の乗降客がある駅から順次検討していきたいということでございます。しかし、残念ながら、今、近鉄の中におきましては、どこの駅にもまだこのホームドアということが設置されておられません。こういった形の中で、近鉄のこれからの取り組みということにさせていただきたいと思っておるところでございます。

それから、弥富駅に特急電車を停車させていただきたいということが大原議員のほうからもございましたので、この問題につきましても御要望させていただきました。特急電車につきましては、都市間及び観光輸送を目的として、運転区間、駅利用者の実情や列車の接続等を考慮し、停車駅を決定しておるという状況であるそうでございます。今後もお客様の利用状況を見ながら検討してまいりたいということでございます。しかしながら今の現在のところ、弥富駅に特急電車をとめるということは、予定はないということでございます。弥富駅に限り特急電車がとまっていた場合には、基本料金のほかに510円の特急料金をいただかなきゃならないというような状況でございます。そして、名古屋までのかかる時間については、ほぼ今の急行電車と変わらないだろうというようなことでございます。そういうようなことで、特急電車は今のところとめる予定はないという形でございますので、御理解もいただきたいと思います。

また、さまざまな形でプラットホームの安全基準、安全対策については、これからは法を基準のあるものについては遵守していきたいという形でございますので、より一層、安心・安全に駅が利用できるようにしていただきたい。先ほども視聴覚者の云々ということがございましたけれども、これについても我々としても順次検討していただきたいと思っておりますし、また障がいのある方も思い切って健常者に対して助けを求めるというような状況も必要ではないかなあと思っております。お互いに相互理解のもとに正しく安全に乗っていただくということが必要だろうと思っております。



ただ、一つだけ改善策が近鉄のほうからございました。これは、プラットホームのベンチの向きを変えていきたいということでございます。現在はプラットホームのベンチに対しては、鉄道のレールと並行的にベンチがあるわけでございますが、これが酔っぱらいだとか、そういう形に対しては、電車に乗る場合においてふらふらというような状況の中で、転落をするというような状況が日本全国であるようでございます。そうした形の中において、プラットホームのベンチを90度回転させて列車方向に対して直角に持ってくるということでございます。これは、近鉄の全ての駅の中で弥富駅がモデルになると、モデルにしたいということでございますので、大原議員のプラットホームに対する安全策が鉄道本部の社長にまで届いたということだと思っております。そうした形の中において、さまざまな改善を今後していただくわけでございますけれども、そうした形の中で我々も、これからも住民の安心・安全の駅の利用という形に対して進めていきたいと思っております。

大原議員、議員生命をかけてというふうにおっしゃいますけれども、一応この辺でピリオドを打ちたいなあと思っておりますので、勝手な言い方でございますけれども、そういった形の中で、いろいろとまた今後お気づきの点については、私どもも四日市の鉄道本部に伝えていきたいと思っております。そして、市民の皆様が安全で安心して利用できるようにしていきたいと思っておりますので、初めて文書で回答をいただきましたので御報告申し上げ、総括とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長が言われたように、決して酔っぱらい対策だけじゃなくて、今の目の不自由な方、あるいは障がい者の方も見ていただくように関知していただきたい。

それから、今の特急のことですけれども、市長は平成19年2月5日になられたわけね。そのときの新聞は、市街化地域をつくりますよという話があったんですね。あれからは市街化というのが、まだ具体的な、ビジョンとしてはあっても、実はできておらんわけね。そうすると、そのときから市街化をつくっておれば、今は特急が弥富にとまるかもわからんね。そう思いませんか。あれから9年ですから。恐らくかなりの発展ができたと思います。

そういうのも含めて、市長には何遍も四日市まで行っていただいて、そして市民が誰一人隔てのない安全で安心、そういうふうにしていただく。また、いろんな駅についても防犯カメラをつけていただく。こういうこともしないと、中には目の不自由な方、あるいは耳のちょっと私みたいな遠い方は、特急が来ても本当にわからんときもある。目で見たら初めてわかるということもありますので、そういうのも含めて、また何度でも行っていただくと。よろしく願いいたします。

これで今のホームについては終わりますけれども、公共施設に、新聞に出ておるんですけども、この前、渡したかなあと思うんですけども、こういう公民館ね、公民館について

は、選挙事務所というのはやめたほうがいいよというふうに出ておるわけね。そのとき総務部長に行ったら、これは昔からつくっている地元の公民館だから、これはいいよという話だったんだけど、私は昔からつくっておる公民館は、私も平島ですけれども、勝巳君なんかは実行組合の役をやってみえるんですけれども、あれは実行組合がつくって、平島部落がつくったわけじゃないんですね。だけど、そこには補助金も出すわけね。いわゆる改修で出ておるわけね。そういうふうになると、これは補助金が対象で、農業のほうの補助金が出ておるわけね。

こういうのもあるものですから、どこら辺までが本当に正しいのか、正しくないのか、また世間では、こういうことはもうやめたほうがいいよというふうになれば、弥富議会は金魚のように美しいんですから、自分の襟を正してするというのは大事だと思いますけれども、総務部長、この点はどうですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 大原議員の御質問でございますが、補助金が支給されている公民館、集会所等を選挙事務所として使用しているということについての御質問でございます。

地区の公民館や集会所を選挙事務所として使用することにつきましては、公職選挙法につきましては抵触いたしませんということでございます。

また、公民館の建設に当たりまして補助金が出ている公民館は使用ができないということは公職選挙法には明記されておりませんので、公民館の使用は可能でございますが、選挙管理委員会といたしましては、使用される場合は地区の同意を得てから使用してくださいということで御回答は行っております。ただ、先ほども議員がおっしゃられましたように、全国でそれぞれ御指摘が出ておるところがところどころございまして、議論されているところがございます。それは承知しておりますが、公職選挙法上は使用可能となっておりますので、これにつきましても候補者本人が御判断をいただいて、使用するかないかということをしていただくしかないということでございます。以上でございます。

また、それでは土地改良、先ほどおっしゃられた実行組合が持ってみえる建物で補助金をいただいておりますところについてということの御質問でございますので、申しわけございません、こちらについては開発部長から御答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それでは、議員の御質問の中で平島西公民館ということで、あそこの公民館ということなんですけれども、西平島実行組合、農業者でつくる組織ということで今管理しているということでございます。伊勢湾台風以前から農業倉庫として利用していたということで、現在は地区のほうの集会施設ということで使っている建物ということでご

ざいます。

建築時において西平島の実行組合が、仮に土地改良から補助金が出ているかどうかということをやっと確認させていただいたんですけれども、地区の方や土地改良区のほうに問い合わせましたけど不明ということでした。仮に土地改良からも補助金が出て、これを活用して建築したという場合ですけれども、それも選挙事務所に利用する場合ですけれども、管理者としましては地区の実行組合のほうになりますので、最終的に使う使わない等においても、管理者であります実行組合のほうの判断になるのかなあと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、実行組合でも、集会所でも、公民館でもそうだけれども、固定資産税というのは免除されておると思うんですけれども、この点についてはどうですか、総務部長。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 市内の公民館、集会所についての固定資産税の免除の御質問でございますが、市内の公民館、集会所の固定資産税につきましては、公益のために直接専用する固定資産といたしまして全額を免除しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そういうことは、補助をいただいておりますということは、弥富市も国に準ずる。国は補助金の対象を受けておるものについてはだめだよというふうに、寄附にしても何にしてもだめだよということになっていますね。だから、そういう国に準ずる。地方は、弥富市の場合は県の事務所と同じように、県はまた国の事務所、それに準ずるということね。補助をいただいている以上は、そういうのも含めてしないといかん。ただ、補助金がなければね。補助金というのは、市が税金をいただく。皆さん方は各住宅を買って、そのものの固定資産税を払っていただいておりますわけ。だけど、それは集会所として市が、この分については、いわゆるコミュニケーション、いろんなものをするため、あるいは地域の発展のためにと、寄り合いをしたりいろんなことをやる。そのために、そういう利用活用するために、公民館、集会所とか、実行組合でも、実行組合と言うけど、実際には公民館という名前に変えてしておるわけね。実行組合だとお金が出ないから、公民館というふうに補助金が出ておるわけね。

だから、こういうのも、法律というのは、きのうまでよかったんだけど、きょうからまただめになるということもあるんですね。介護保険がそうでしょう。介護保険なんて前はなかったね。また、中には後期高齢者の人も見えるけれども、こんなものなかったわけね。だから、あるようになったときには、法律はどんどん移動するんだから、市のほうも、この対応

については、区長は市長の委嘱を受けておる人ですから、市民の区長というのは、地域の区長でありながら地域の自治会長でもあるということね。こういうのを含めると、こういうのも芳しくないやつは芳しくないというふうにしていかないと、選挙法には、そんな今の公民館の寄附というのは書いてないでしょう。だから、選挙法の中では違反にはならないよという形ね。それが例えば、総務部長が言うように、これは今の区費、いわゆる市の税金でそこは免除していますよというのと、恐らく選管でも、これは好ましくないというふうに出てくると思いますので、これもよく検討して、優しい弥富市、そして明るい弥富市をつくるには、襟を正してきちっとやっていただきたいなあというふうに思っておりますので、市長もこの辺については力いっぱい努力していただいて、皆さんが公平であるようによろしく願いを申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に三浦義光議員、お願いします。

○８番（三浦義光君） ８番 三浦義光でございます。

それでは、通告に従いまして、今回はこれからの弥富市農業について質問をいたします。

まずは、27年度産の米価について質問をいたします。

昨年度、26年度産の米価は、「コシヒカリ」で9,000円台、「あいちのかおり」においては8,000円台と暴落をしました。要因としては、流通の中での過剰米として多くの在庫を抱えてしまったということでした。日本経済新聞の電子版によりますと、九州で収穫が始まった27年度産の早場米が３年ぶりに値上がりしたという記事が７月に掲載されておりました。代表銘柄の宮崎産コシヒカリの卸向け販売価格は前年比より４％高いとのこと。米価格の下落が続き、経営環境が厳しくなった生産者らの意向を受け、ＪＡグループが価格を引き上げました。飼料用米への転作や天候不順で供給の減少が見込まれることも影響しました。ＪＡグループといたしまして、27年度産主食米の事前契約では、昨年度産米に対して４％から11％値上げをした販売基準価格を提示していることを明らかにしています。数量に関しましても拡大させることを目標としていて、26年度産米を上回る価格で事前契約し、販売環境を整備、生産者に提示する概算金についても、販売基準価格の引き上げ幅以上の最大限の水準で設定する方針を示しております。

弥富市でも８月12日に早場米の初出荷でありましたが、この「コシヒカリ」、そして「あきたこまち」、また刈り取りされる「あいちのかおり」の価格、どのような形で推移しておりますか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それではお答えします。

平成27年産米の現在の価格でございますけれども、ＪＡの仮渡し価格ですと、１等60キロ当たり「コシヒカリ」が１万300円、「あきたこまち」が１万200円となっております。昨年

産の同時期での仮渡し価格は、「コシヒカリ」が9,100円、「あきたこまち」が9,300円でしたので、「コシヒカリ」が1,200円、「あきたこまち」が900円高くなっている状況でございます。

また、「あいちのかおり」につきましては、まだ刈り取り前ということですので、まだ価格のほうが出ておりませんが、他の銘柄と同様に昨年産より高くなると思われます。しかしながら、8月中旬以降の長雨というか、結構雨ということで天候不順ということもありますので、品質の低下ということも心配されますので、今後の動向を注視すべきだと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 日本の米の需要量は、2013年度産米で1996年度産米と比較しまして2割近く減少してきたとされております。本年度産米にしても、需要見通しはさらに減少する予想だとされております。ただし、J Aや米卸、小売業者などで構成される米の安定取引研究会によりますと、短期的に今年度産米の相場については上がるかもしれないと、3月に米の取引価格の大幅な変動を防ぐ方策を報告書にまとめております。国内産米価は長期的には下落が予想されていまして、T P P（環太平洋経済連携協定）による影響も考えられますが、合意が認められて主食用米の輸入枠拡大となっても、国産米価に与える影響は限られているとされております。米の需要減少が米価下落の一番の原因だと思います。

そんな折、9月8日に毎年恒例、7年前から行われております地元あいち海部農協から無償提供されています早場米の新米を用いた給食会が、本年は栄南小学校で開催されたそうです。弥富市発信で、あいち海部農協管内の市町村の小・中学校でも同様な行事が行われているようなことですが、現在の小学生において、おいしい新米を食べていただいて、米の需要に一役買っていただきたいものでございます。

次の質問に移ります。

次に、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）についての質問でございます。

米価の暴落に伴い、昨年の26年産に限り、米の直接支払交付金の交付対象者のうちナラシ対策に加入していない農業者には抛出は求めず、ナラシ対策の国費分の5割が交付されました。ことし、27年度産からは、希望要件に関係なく、認定農業者、認定新規就農者、集落営農対象者となり、補填額は当年度の対象品目——今回は米に対しての質問でございます。米限定でお話をしますが——販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を国からの交付金と農業者の積立金で補填するものになります。積立金は、対策加入時に、標準的収入の10%下落まで対応できるコースと、20%下落まで対応できるコースのいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を抛出します。国からの交付金は、この積立金の3倍の額が上限とされております。

なお、補填は収穫秋後3月までの価格を見て、5月から6月に支払われます。

J Aグループも、担い手、産地、地域づくりの強化の一環として、意欲ある全ての農業者がナラシ対策に加入できるよう認定農業者への申請を促進するとともに、単独での認定農業者による対応が困難な場合は、要件が緩和された集落営農組織の組織化を通じ加入促進を図るとされております。

ここで質問なのですが、認定農業者の中で、どのぐらいの方が収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）に加入されておりますか。

また、市内集落営農は3組織と聞いておりますが、加入状況をお聞かせください。

また、この積立金の問題なんですが、個人認定農業者の方々は、その経営の中で考えていただければよろしいのですが、集落営農組織では、その会計内で拠出しなければなりません。組織立ち上げ時に国からの指導は、繰り越しは余りせず、会計年度で適正な運営をするようにとのことでございました。私の地元組織では、ナラシ対策事業に加入する際、余剰金はありませんでした。地元支部からの借り入れで当面をしのいでおるのが現状でございます。何か国の指導にも一貫性がないように思われますが、他の集落営農組織の現状を踏まえ、市の考えをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それではお答えします。

本年から、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）でございますけれども、対象者は、議員のお話の中にありましたように、認定農業者、認定新規就農者、集落営農となりました。本市では認定農業者の方が61件加入されておまして、また集落営農組織は3組織全て加入され、合計64件ということでございます。

また、集落営農組織の積立金等のやりくりにおきましては、市のほうへは、ほかの組織から特にお話のほうはいただいてない状況でございます。ナラシ対策の制度自体がまだ新しいものでありますので、今後は積立金額を支出予算として組織の収支予算の中へ組み込んでいただいて、会計等の処理をしていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 過去5年のうち、最高・最低を除く3年の平均収入である標準的収入より当年産収入の合計が下回った場合に補填する仕組みとなっておりますが、ナラシ対策が発動されなければ翌年に積立金は持ち越すことができ、損することがございません。認定農業者、認定新規就農者には、この質問の冒頭で述べたように、経営上かなり条件がいい、念のために加入するには無難な選択だと思われます。ただし、国が3、農業者が1の割合で拠出する積立金は、集落営農のような団体では、毎年総会などで、大きな金額の拠出ですので、会員の皆様に次年度の加入の是非をお諮りする必要は当然のことながらあると思います。

それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。

農地中間管理事業の質問に移ります。

6月議会の中で伊藤正信議員からも同様な質問が出されていましたが、それを踏まえ、7月、8月に、農地中間管理機構、愛知県、弥富市、JAを含め、それぞれの集落に説明会が数多く開催されました。機構の事業、内容並びに支援の内容は、昨年同様の質問をしており、説明会で各農家さんも把握はされていると思われますので、今回、説明会を聞いた後の農家さん個々の気持ち、判断を中心に質問いたしたいと思います。

農水省の発表によりますと、農地中間管理機構の初年度、平成26年度の実績が、年間集積目標の21%にとどまる低調なスタートとなったということです。問題点として農水省は、1つに農地バンクの役職員体制、2つ目に人・農地プランでの位置づけが不十分、そして農地バンクの認知不足と出し手側の抵抗感、最後に農地整備事業との連携不足などなど上げられておりました。

第2次安倍内閣が経済再生のために掲げた3本の矢の一つ、成長戦略の中に農業が位置づけられ、農業改革への機運を高めようとしてしました。安倍首相は、農林水産業・地域の活力創造本部を設置し、3つの大枠から成り立っております。1つ目は、2020年までに1兆円に拡大することを目標とした輸出倍增戦略。第2に、農業生産だけではなく、流通・販売までを手がける農林水産業の6次産業化の推進。そして、今回問題にしている3つ目の農地中間管理機構による農地の集積であります。これらの方針をもって、農業・農村の所得を10年間で倍增することを目標として定めたものでございます。

農業改革の本丸として大規模化が叫ばれていますが、いかほど有効なのでしょう。日本の1戸当たりの農地は欧米諸国と比較しても大幅に小さく、均平で土地が多く、風土・気候が比較的安定している欧米と、国土、特に平地が狭く、ちょっとした地域の違いによって気候・風土が大きく異なる日本との条件の違いが大きく影響していると考えさせられます。

また、日本の農地と欧米の農地の大きな違いが農地の有効利用にも大きく影響しています。欧米では、農業地帯、工業地帯、商業地帯は明確に区分されていて、狭い国土が災いし、農業地、住宅地、工業地帯、商業地が競合してしまっている日本、経済発展に伴い農地の非農地化も広がっています。これらも、この事業の大きな弊害になっていると思われます。

6月議会の一般質問の市側の答弁では、愛知県の集約率の低さは、東海農政局、あるいはJAの説明不足によるところが大きいということでありましたが、東京大学大学院農学生命研究科の安藤光義准教授の言葉をかりれば、農地中間管理事業の仕組みですが、農地を借り集めるまでのプロセスは市町村が、借り集めた農地を配分し、農地利用集積計画に基づいて利用権を集積するプロセスは農地中間管理機構であるということです。これは従来どおり、地元に根を張っている組織を活用しなければ前進は見られないだろうということで、その組

織がＪＡであると言っております。地権者に対する働きかけや、その取りまとめは、これまでの実績からするとＪＡが担うのは順当だと考えられ、事実、農地利用集積円滑化事業の実績から見ても、件数で４分の３、面積で５割以上となっております。

しかし、農水省が未定稿ながら開示しております今般の施策の見直しに係るＱ＆Ａによれば、機構が市町村に業務委託する際に、市町村に農地の借り受け・貸し付けなどに関し、農業者の間を奔走し、交渉実務に専心する者を置くなど、実施体制を整備すべきではないかという問いに対し、農水省は、機構は原則として全市町村に同意を得た上で業務委託を行い、地域における機構の窓口としての機能を担ってもらうことを考えています。業務委託に際しては、必要な費用が支払われることになるので、これにより、普及員ＯＢ、市町村職員ＯＢ、現場での農地利用調整などを行う方々を雇い、活動していただくことを考えていますという回答でございました。基本は、あくまでも市町村という方針を打ち出しております。

市町村を基本単位とすることは異論ございませんが、農地中間管理機構の業務委託の受け皿となった市町村レベルでの業務をＪＡ、農業委員会など関係機関がどのように分担するかについては、地元の裁量性を可能な限り認めてほしいところでございます。

このような本来の地元説明会、質問の前に、通告外ではございますが、弥富市の業務に対する役割分担、どこまでＪＡなどに委託をするという考えでございませうか、お聞きをいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それではお答えします。

農地中間管理事業における業務委託契約についてでございますけれども、本年度既に契約をいたしております。その契約の中で、地権者に対する働きかけから取りまとめ及び受け手に対する働きかけから、その取りまとめと、同じ業務をどちらでもできるように、市とＪＡがおのおの受託しております。ＪＡは、現在も農地利用集積円滑化団体になっている関係もありますので、業務の比重的にはＪＡに頑張らせていただいている現状となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○８番（三浦義光君） 中間管理機構、弥富市、そしてそこへＪＡを交え、三位一体となって取り組んでいただくようお願いをいたします。

それでは、この夏、各集落で農地中間管理事業についての説明会が開催されたわけですが、私はもちろん地元集落の説明会に参加をいたしましたし、近隣集落に関しても、農家さんの気持ちを把握したいということで参加させていただきました。

まず、農地中間管理機構から事業の概要説明があり、その後、愛知県の担当者からそれぞれの地域に対する支援、地域集落協力金、個々の出し手に対する支援、経営転換協力金、耕



作者集積協力金の説明がございました。集落に対する説明会でもございましたので、地域集積協力金に対する説明に終始をいたしまして、個々の出し手に対する支援に関しては、農家個人の判断で、後日、気持ちのある方は、市担当窓口への問い合わせというような形で進められました。

説明会に参加させていただいたのですが、農家さんの疑問、不安点を聞くことに重点を置いて、推進するような意見、不安がらせるような問題点などは、その場では語らずに、その他の集落の動向などの説明にとどめました。最終判断は、その集落で決めていただくよう配慮したつもりでございます。

ここまでの説明会後、機構への加入状況、また最終の集計には至っていないと思います。現状わかっている範囲での報告をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それではお答えします。

本年、中間管理事業のメリットである地域に対する支援、地域集積協力金が、国の予算の関係で、交付要件に該当すれば、ほぼ満額交付される見通しがあるため、地元に対しまして集積の御案内をしまいいりました。昨年も各地域での説明会は実施させていただきましたが、今回は集積率の高い地域及び地元からの説明会の要望がありました地域に対しまして、地域に対する支援の説明を中心に現時点で25地区において説明会を実施しております。

機構への加入状況としましては、現時点で約200ヘクタールの加入申し込みがあります。内訳としましては、従来の利用権を解約し、加入し直すものが約100ヘクタール、新規が約100ヘクタールとなっております。このことによりまして、市内の利用権設定面積は約530ヘクタールとなり、JAの農作業受託面積と合わせますと、市内の農地面積の約6割から7割が担い手に集積され、国の示す今後10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用されるという目標に近づけているのではないかと考えております。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） まだまだ説明会半ばでございます。まだ迷われている集落、農家さんもおられると思います。

閣議決定されている日本再興戦略においては、日本の農業が10年後に目指す姿として、担い手が利用する農地面積を全農地の8割に拡大すると示しております。現状、200ヘクタールの加入ということですが、先ほども説明の中で、農地利用集積円滑化事業からのつけかえで530ヘクタールが目標ということでございます。弥富市での農地集積率、まだまだ伸びる可能性はございます。農家さんに納得していただける説明をお願いいたします。

次に、説明会での農家さんから機構並びに県への質疑について伺います。

お邪魔した各集落、まず質問に出てくるのが、土地改良賦課金の負担についてございま

した。さきに話をした今般の施策の見直しにかかわるQ&Aによれば、土地改良事業及び簡易基盤整備を実施した場合における機構の費用負担はどのようになるのかという質問に対する回答は、土地改良事業の場合には、機構は農地を借り受け、貸し付けるまでの間の特別賦課金、経常賦課金を負担します。簡易整備の場合は、補助残分があれば、民間団体からの無利子資金の借り入れにより、機構が負担した上で出し手と受け手との地代差額で数年かけて回収する仕組みですとなっております。

さきの安藤准教授の話ですと、これだと、これまで地代に含まれていた特別賦課金が外に出てしまい、借り手にとって負担が増加することになってしまいます。簡易整備に関する回答は、出し手に支払う地代の引き下げがない限り、まさにそうした問題を引き起こすことになってしまうと説いております。

これについてのQ&Aは、簡易条件整備を行った際の費用負担は、受け手、出し手の賃料差額で回収するとのことであるが、全額回収した後の賃料水準はどのようにすべきと考えているのかという問いに対する回答で、受け手からいただく地代は、整備後の圃場の地代として、近傍類似価格を基準に受け手との間との合意で決めるもので、工事費を回収するために、その負担分を意図的に上乗せするものではありません。したがって、回収後貸付料を下げなければならないということはありませんが、あとは機構の判断によりますとなっております。

これに関しても、簡易整備を含む土地改良、当市の償還金は、農地の出し手負担で行われるのが農村の現場の意識である以上、工事費の回収期間中、出し手に対して支払われる地代は引き下げられるのが当然であり、回収後、貸付料を下げなければならないという論理が出てくるのはどうしても解せないということでございます。

土地改良事業に関する最終的なQ&Aといたしまして、土地改良事業の実施区域の農地を機構に貸し付ける場合、誰が賦課金を支払うのかという問いに対して、賦課金については、機構が管理している間は機構が、機構から受け手に貸し付けた後は受け手が支払うことになりますとなっております。

懸念を示したとおり、これまで地代に含まれていた特別賦課金は外に出てしまっています。機構が農地の出し手に対して支払う地代を、地域の慣行にもよりますが、特別賦課金分を減じ、農地の受け手が土地改良区に直接特別賦課金を納付できるようにしなければ、担い手は大変なことになります。また、弥富市のような大河川下流域の排水機を有している土地改良区管内の農地は、経常賦課金（水利費）が高く、これが地主負担として地代に含まれているため、ここまで話してきたこのQ&Aのままだと、担い手の実質的な地代負担は大きく増加してしまいます。

市といたしましては、この土地改良賦課金を含め、多くの農家さんからの質問が出されたと思います。旧市江地区は私も同席させていただいて、農家さんの預け入れる際の不安視さ

れた質疑は確認し、市、J Aの対応、説明は聞いております。ただし、多くの農地を抱える鍋田地区、十四山地区など、それぞれ農業環境が異なります。弥富市全体において特筆された質問、また市、J Aの対応を聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） お答えします。

説明会で質問があり、回答をさせていただくことが多かった内容としましては、先ほど議員も話の中でありましたように、土地改良区の賦課金はどちらが払うのかという御質問に対しまして、土地改良区の賦課金は地権者でお願いしますと回答しております。

また、農地の貸し付けは10年以上ですかとの質問に、地域集積協力金については10年の縛りはありませんと回答しています。

また、納税猶予の場合はどうなりますかという質問に対しまして、納税猶予は継続できます。ただし、期間が周年、亡くなられるまでということになりますというような回答をしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 土地改良区への賦課金に関しては、出し手、受け手、どちら側に立つわけでもございません。ただし、今回の説明会の中で一番大きな農家さん方の質問ではありましたが、本年度の事前説明で終わるわけではなく、次年度に、地域集積交付金に限りませんが、交付単価は減りますが、まだまだ農地中間事業が終わるわけではございませんので、本年、取りまとめが不調に終わる集落があっても、次年度にはまとまる可能性もございます。また、そうすれば、この賦課金問題を再質問されることは予想されます。

名古屋大学農学部、生源寺眞一教授の指摘では、水田農業の担い手、オペレーターには2つの層が存在していて、市場経済との絶えざる交流のもと営まれている、いわゆるビジネスの層と、資源調達をめぐって農村コミュニティの共同行動に深く埋め込まれた層の2つあるということでございます。ビジネスの層だけでは日本の農業は完結せず、農業用水、農道の維持管理など、地域の農業生産を支える機能を果たす担い手の層が存在していて初めて成立すると述べられております。次年度以降、担い手の方々との協議は続けていっていただきたいと思います。

それともう1点、答弁にはなかったようでございますが、地域集積協力金は、農地を機構に貸し付けた後、個々の農家に直接配分してもよいのかという質問が最後に出ていたと思いますが、先ほどからの農水省のQ&Aでは、使途については、個々人へ直接配分することも可能ですが、市町村、都道府県との相談で、地域農業の発展に資する観点から、最も適切な用途に活用していただきたいと考えていますとの回答でございますが、暗に個々に配ってほしくないという願いがうかがえます。

この質問に関しては、配分に問題がなければ、各集落の判断にお任せするという事になります。いずれにいたしましても、本格的に説明会を聞き始めた本年度、農家さんも現在は自分で水田管理できても、5年後の作業形態、後継者の実情を十分想像していただき、個々に判断をしていただきたいと思います。

そして、この中間管理事業による農地集積を行った後、国は強い農林水産業のための基盤整備、いわゆる農業競争力強化のための農地の大区画化・汎用化、国土強靱化のための老朽化施設の長寿命化、耐震化対策などを進めるために必要な経費を補助する予算も計上しております。いずれも中間管理事業と連携したり、対象が事業実施区域であったりと、機構による農地集積ありきの事業であるということを最後に添えさせていただきます。

それでは次に、平成26年度より名称が変更され、それまでの交付金が組みかえられ拡充された多面的機能支払交付金について質問をいたします。

農地のり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など、基礎的な共同活動支援をする農地維持支払と、水道・農道などの施設の補修、植栽やビオトープづくりなどの共同活動を支援する資源向上支払の2種類がございますが、活動の詳細は以前にも一般質問いたしておりますので農家の方々にも制度は浸透しておると思いますので、今回は割愛をいたします。

建設経済委員会のその他項目の中の質問で、ここ数回、交付金制度の加入状況についての質問が続いておりますが、私が住んでおります市の北部地域の加入が特に少ないわけがございます。当該集落のリーダー的な農家さんからお聞きしましたところ、まず一様に、個人的には加入をしたいという気持ちが強いわけがございますが、その方々の年齢的な問題で、集落の代表者、責任者になるのは非常に難色を示しておるというのが現状でございます。事務委託にかかわる費用も軽減されたと聞いておりますし、事務作業の簡素化の提案などを含めて説明会を再度開催してもらうことを要望いたします。昨年度の土地改良の理事さん対象の説明会だけではなく、弥富市が委託をされております各集落の支部長さん、要件が整えば自治会長さんなどにも聞いていただける場などを設けていただきたいと思います。

現在の加入状況並びに今後の推進説明会の予定など、市として加入地区の増大方法がありましたらお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 現在、市内には14の活動組織があり、今、活動していただいております状況でございます。鍋田土地改良管内及び十四山土地改良管内では、全ての地域に活動組織があります。議員お話のように弥富土地改良管内、北部地区では、まだ活動組織のない地域がございます。そのような地域に組織の立ち上げをお願いしておりますけれども、議員のお話の中にもありましたように、地域の実情や役員の確保などが難しい状況があるということもお聞きしております。今後も活動組織を立ち上げていただけるよう、総代会等の機会に

周知に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） お答えに関しましては、ここのところの建設経済委員会での答弁内容とは余り変わりがないように思われますが、弥富土地改良区管内の集落からの発信もないということで、いたし方ないわけですが、管内の役員さん方の会合は持っていただきたいと思います。

土地改良には、確かに、農水路改修を含めいろいろな要望が上がってきてはおります。一体的な大がかりな工事に関しては計画的な事業を展開できるのですが、緊急的な軽微な工事に関しては、なかなか対応に苦慮している現状でございます。こういったときに、多面的機能支払交付金の活用が適しているのではないのでしょうか。現在、交付金を活用していない地域でも、年に数回、農水路の泥上げなどの共同作業はされているとのことですから、ぜひとも加入していただき、共同作業への手助けとして活用を促していただきたいと思います。

これは私の個人の意見として言わせていただけるのであれば、複雑かつ多数の報告書類を一集落ごとに処理していくのではなくて、もっと広域で、言いかえれば弥富土地改良区管内一本で保全隊を目指すのも一つの案ではございます。農地中間管理機構に任せてしまう施策と自分たちの手で農地環境を守っていこうという多面的機能支払交付金の施策、相反するような気もいたしますが、それも含めて関係各位の協力が必要になってくると思います。協議の機会を数多く開いていただきたいと思います。

それでは、最後に質問でございます。

8月のお盆、弥富市内の担い手農家さんへ、林農林水産大臣及びトヨタ自動車の豊田章男社長が視察で訪れたとお聞きしました。服部市長も急遽そちらに出向きお迎えして、大臣、社長とお話をされたということでございますが、国、トヨタの今回の目的、弥富市は全く関与はないのでしょうか。市の行政として手助けできる内容はないのでしょうか。市長に、ここまでの全体の質問に対しての統括とあわせて伺います。お願いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員に御答弁申し上げていきたいと思います。

農業環境におけるさまざまな分野の御質問をいただいたところでございます。特に一昨年から始まりました農地中間管理機構、いわゆる農地の集約化ということにつきまして、私どもも最初は懸念をしておりましたけれども、ここのところに来て順調に説明会等の効果が出てきていると思っております。そうした形の中で、私どもとしてどう農業政策に対して応えていかなきゃならないかということにつきましても、今後の大きな課題になってくると思っております。

8月16日の午後、林農林大臣とトヨタ自動車社長、豊田章男社長が、優良農業法人であり

まず鍋田の有限会社鍋八農産にお見えになりました。二、三日前に私も連絡をいただきまして、鍋八農産さんと、そして東海農政局との間で調整をしていただき、当日、私も同席をさせていただいたところでございます。

鍋八農産につきましては、トヨタ自動車と2011年、今から4年ほど前から、さまざまな農業に対する取り組みをされてきたわけでございます。御承知のように、トヨタさんが自動車事業で培った生産管理手法や工程改善ノウハウということを農業の米生産に応用し、稲作の生産性向上に貢献することができないだろうかという形で、一緒になって取り組みを開始されてきたわけでございます。

また、2014年には、農林水産省の農業先端モデル事業に参画をされ、全国で13農業法人のうちでも最もしっかりと農業生産に取り組んでみえるというような状況の中で、林大臣も視察に見えたわけでございます。

現在の鍋八農産さんは、社長以下17名のスタッフで、約800農家と契約をし、そして水田の枚数は2,000枚、170ヘクタールを弥富市内及び近隣の市町村の中で管理・運営をされているわけでございます。トヨタ自動車のITツールを利用いたしまして豊作計画を開発し、工程管理及び現場改善に取り組むを続けてみえるということでございます。

そして、その成果といたしましては、農業には春作業・秋作業というのがあるわけでございますけれども、春作業におきまして、育苗であるとか、代かき、あるいは田植え、あるいは秋作業においては、稲刈り、もみすり、出荷というような形の中で、能率改善という形で10%の向上をしてきたということの御報告がございました。

また、作業の標準化等を含めて、従業員の労働時間を短縮していかなきゃならないということで、15%ほど労働時間を短縮されたということが御報告ございました。

また、苗を育てる、あるいは資材等のコストカットに30%の削減を達成することができたという形の中から、委託先である農家の方に、より信頼性を向上させたという形でございます。

これからも改善活動を通じて人材の育成を図っていききたいということでございます。

御承知のようにトヨタでは、今後も常に改善ということが企業の目的でございます。そういった形の中で、もっともっとこれからも鍋八農産と組み合せて改善を進めていくという御報告でございます。

御質問の市としての関与でございますが、今のところ直接に、民間の企業でもございますので、関与というところは考えておりませんが、今後、有効な国とか県の補助金制度というものがございましたら、積極的に紹介していきたいと思っておるところでございます。いずれにいたしましても、このような農業法人が一人でも多く私どものまちから育っていただけることに對して私も期待をしているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） これまでの質問の中でも、これから担い手農家さんに力をおかりすることがますます多くなってくると思います。市としてもできる限りの支援等をお願いしたいところでございます。

そして、昨年からの米価下落、そして今回の農地集積、これからの稲作農業が本年度から大きく変革していくのではないのでしょうか。出し手側の農家さん、受け手側の担い手オペさん、皆様にも大いに考えていただくときが来たのでございます。こういったことを感じながら、今回の質問を終わりにいたしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は4時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時06分 休憩

午後4時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、本日の会議時間は、一般質問を続けるため延長に入りますので、よろしく願いをいたします。

次に平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） 7番 平野広行。通告に従いまして、今回は、きんちゃんプレミアム商品券の販売と新公会計制度の2点について質問いたします。

まず最初に、きんちゃん商品券販売について質問いたします。

皆さん御承知のように、ことしの春から全国ほとんどの自治体がプレミアムつき商品券の販売を行いました。その販売をめぐるのは、東京の八王子市で信用金庫職員による不正販売、あるいは名古屋市でも、千種区、瑞穂区において販売を委託された販売店が知人・友人に優先的に販売し、問題になりました。これは中日新聞に掲載されたものですが、少し読みます。商品券不正。瑞穂区の店も常連客らに優先販売。プレミアム商品券不正。千種の理容店、親族らに優先販売。このように掲載されました。

本市におきましては、このような不正はなく販売されたわけですが、その販売方法をめぐってはさまざまな問題点が市民の皆様から指摘されておりますので、この検証を行いたいと思います。

政府は、経済対策と地方創生を目的に、2014年度補正予算に盛り込んだ自治体向けの地域住民生活等緊急支援交付金4,200億円のうち、地域消費喚起・生活支援型の対象事業費として2,500億円を配分しました。この事業の多くはプレミアムつき商品券販売としての事業が行われ、全国約1,700の市町村と30都道府県が計画しました。今回は多くの自治体がプレミ

アム率を2割と高く設定したため、どの自治体でも人気が高く、商品券を購入できないという住民の方が多く出ました。逆に一宮市のように商品券が余り、再販売を行う自治体も出て、自治体によっては差が出たようであります。

今後、またきんちゃん商品券の販売を行う場合のことを考えて、今回のきんちゃん商品券の販売について検証し、きんちゃん商品券を買いたい市民が買えないといったような事態にならないようにするため質問し、問題点の解決策を考えてみたいと思います。

これが、今回行われましたきんちゃん商品券のチラシであります。少し読んでみます。弥富市商工会プレミアムつき商品券とは。弥富市商工会プレミアムつき商品券発行事業は、消費税の増加に伴う消費の冷え込みを防止するため、国・県の助成を受け、市内の消費者の購買意欲を促し、商工会の販売促進にもつながり、地域商業等市内経済の活性化を図ることを目的とすると。今回は販売総額1億3,000万円、プレミアム2,600万円を予定しています。参加店の資格としては、弥富市内において事業を営み、かつ店舗を有する事業所ということになっておりまして、今回、現在では194店舗が参加をいたしております。販売価格は12枚つづり1冊1万円で販売ですね。その内訳としては、小売店だけでしか使えない専用券が4,000円分、そしてまた大型店でも使えます、小売店でも使えますという共通券が8,000円、合計合わせて1万2,000円分ということになっております。販売日が7月1日、販売場所は弥富市総合社会総合教育センターと十四山のスポーツセンター、6,500セットずつということであります。この商品券の使用期間は、7月1日から12月31日までの6カ月間ということになっております。

まず最初の質問ですが、プレミアム率を2割とし、販売数量を1万3,000セット、プレミアムを含む販売総額として1億5,600万円と設定した根拠から伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それではお答えします。

先ほど議員からの説明にもありましたように、このたびの国の施策に対する説明では、交付金には2つの型がありまして、1つには地域の消費喚起、2つ目には地方創生の先行という目的があります。地域消費喚起型は、日程的にかなり短期で、早期に実施しなければならないという側面があります。この具体的な方法であるプレミアム商品券などは、自治体によっては新しい取り組みでもあるため、国は県に対し、市町村への連携を求めています。

本市におきまして、交付金の活用としまして、比較的消費喚起効果が高いと考えられているプレミアム商品券の発行とし、これに関してはできるだけ一定の規模が確保できるようにという国の考え方を受けまして、交付金全てをプレミアム商品券発行に充てるものとしたしました。

この中で歳入としましては、国からの地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金2,461



万8,000円、県からの交付金651万5,000円の交付を受けまして、これら全てを市からの補助金として商工会に交付しまして、商品券発行へのリーダーシップをとっていただきました。

販売量の設定は、商工会の予算書にもありますが、収入は商品券販売額1億3,000万円、会費収入90万円、商工会予算から150万円、市の補助金3,113万3,000円の合計1億6,353万3,000円でございます。これに対しまして歳出は、商品券換金費としまして1億5,600万円、印刷費・広告費を初めとした関連費用合計が753万3,000円となっております。販売数量は、この必要となる関連経費を除いた残りを最大限プレミアム分に活用できる金額で、1万3,000セットということでしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今のお答えによりますと、ほとんどが国、あるいは県からの交付金が来たということで、弥富市から単独で補助したということはないみたいですね。

それで、いろいろ経費を差し引いて、残りのプレミアムが2,600万円、これを20%で割れば1億3,000万円の消費というふうになると、こういう理屈になっております。

この件とは別に、弥富市単独でプレミアム商品券の販売を今年度実施で検討していたと伺いましたが、これは事実でしょうか。私も平成24年12月の定例会で、一般質問でプレミアム商品券の販売について質問した経緯がありまして、そのとき市長より実行しますと前向きな答弁をいただいております。その後、実行するに当たりまして2年ほど時間が経過したわけですが、今年度の実施予定でしたでしょうか。単独でですよ。伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 議員お話の中で、昨年話となりますけれども、単独のほうでも商品券発行ということでございますけれども、今年度、27年度の予算編成のための案を検討している段階におきまして、市内の商店の活性化を目的といたしましてプレミアム率の10%、販売額5,000万円程度のプレミアム商品券発行の計画を立てて商工会と調整を詰めておりました。そういった中で、今回、交付金の情報が国のほうとか県のほうから飛び込んできましたので、その時点で市の計画よりもはるかに高い事業効果が見込まれるということで判断しまして、今回発行のプレミアム商品券のほうに事業内容を切りかえて実施するということで決定しました。よって、市単独でということについては、まだ詳細を決める前ということでしたので中止とさせていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今回、国からの交付金が多かったから、それに乗っかっていったということですが、例えばプレミアム金2,600万円のうち、600万円分を子育て支援として優先的に使うとか、市が検討中であったということで話が来たわけですから、仮に今言われたように500万円の補助金を出す考えであれば、これから補助金500万円分をプレミアム率20%で行

うとすれば2,500万円の売り上げが出てくるわけであります。つまり、2,500セット分が増加ということになります。そして、この分を子育て支援策として予約販売すればよかったと思いますし、また例えば500万円の補助金を出すということであれば、1万円で買った商品券を子供さんが3人以上見える多子家庭には8,000円とか、9,000円とか割り引きして販売し、その分を子育て支援にするとか、いろいろな支援策が考えられたわけですが、そのようなことも行う中においては考えなかったでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 今回の商品券の発行につきましては、リーダーシップをとっていただいています商工会といろいろと事前の打ち合わせということで、いろんな角度から話し合いを進めてまいりました。その中で予約販売につきましても、話し合いの中で出てきたわけなんですけれども、発行数や発行方法など、いろいろと進めていく中で問題点等もありまして、今回は予約発行はしないということになっております。また、議員からの御指摘の子育て支援ということで、何か消費拡大ということでどうだという話もあったんですけれども、今回の商品券は地域の緊急消費拡大という目的を持ったものということで、発行数も限られていましたので、他の支援策、要は子育て支援のほうにというような目的を持ったものは考えてはいませんでした。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） お聞きしましたところ、時間がなかったというようなことだと私は思っております。

それでは次に、市民からいろいろ苦情が来ていると思います。どんな苦情があったかお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 市民からいろいろと御意見等いただいております。

まず、購入限度額というのは10万円というのは多過ぎるんじゃないか、またあるいは少ないんじゃないかというもの、また平日販売に対するもの、市民を優先してほしいというもの、予約販売をしてほしいというもの、また乳幼児でも購入可能であったというような不満など、いろいろな御意見をいただいております。

また、販売当日ですね、販売に関しまして7月1日が雨であったということで、施設へ入れない方がいたということもありますし、ぬれてしまったということもあって、並んでいても購入できなかったというような御意見も寄せられております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 私も、当日ですが、議会運営委員会がありまして、ちょっと早く終わったもんですから、家へ帰る途中、十四山のスポーツセンターのほうに寄って、どんなんか

なあというふうで状況を見てまいりました。おっしゃるとおり、雨が降って傘を差して、私が着いたのは大体10時半ごろだったと思うんですが皆さん帰られる人が多かったわけです。順調に買って皆さん帰られるのかなあと思っておりましてところ、1人の奥様に聞いたら、全然買えなかったと。私の前でとめられちゃったということで、何で買えんのだというようなことで不満をたらたらと言われて帰っていかれました。

そんな中、私、体育館の中のほうでは販売が成立して、販売をやっていたわけですので、そちらのほうへ行きましたら、商工会の方と商工会の会員の方がボランティアでやってみましたが、その方が整理券を渡して外で並んでみえる方に、おたくはどれぐらい買われますかということで、購入セット数をきちっと前もって把握して、おたくからはちょっと買えないので申しわけございませんがというような対応をされておりました。その点は非常によかったのかなあというふうに、私、思っております。

私は今回のきんちゃん商品券の販売については、市、そして商工会の準備不足であったと思います。国のほうから急に経済対策、生活支援対策として交付金が入ってきたと。想定される問題点にしましても、市、商工会が協議する時間がなかったと思います。今言われた苦情の中からも、販売日についても土曜とか日曜はできなかったんだろとか、土曜・日曜しか買えない人がいるわけですね、お勤めになってみえる方は。そういう御意見。それから、先ほど出ましたが、購入限度額が10万円が高いか安い。こういうこともいろいろあるわけですが、私は10万円というのは、金持ちの家庭が優遇されるんじゃないかなあと考えております。1家庭3人家族であれば、3人の方が見えた。そうすると30万円分買えるわけですね。そうしますと、ほかの方が買おうと思っても20万円分買えなくなる、こういうふうになるわけです。

弥富市民以外の方、多分、お隣の村とか町の方が買ってみえる。私が買えない。その方が買ってみえる。何でだと。何で弥富の市民が買えなくて、ほかのところの市町村の方が買えるんだということを言われた市民の方もあると思います。

この交付金というのは弥富市へ入った交付金ですので、基本的には市民の方が優先で使うべきだと私も思っております。お店屋さん側からすれば、お客さんに色分けしていませんので、弥富の方、他の市町村の方関係ありませんが、それを使う側としては市民優先でお願いしたい。そして、そういったものを子育て支援枠を設けて優先的に販売とか、そういうふうにして活用していただきたかったなあと思っております。それにはまず予約販売を行って公平化を図るのが大事だったなあと、こんなようなふうに思っております。

じゃあ次に、市側の反省点としてはどのようなものがありますか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それではお答えします。

本市におきましても新しい取り組みであったということで、当初想定した以外の事態がたくさんあった点。商品券の販売と一言で言いましても、国の考え方において、自治体が地方の事情においてある程度自由に設計できるものであったため、明確な基準が示されていない。また、各自治体により対応にばらつきがありまして、そのため商品券を購入する方々におきましては、要は弥富市のことを見られて、ほかの市町を見るとこうじゃないかというような、他市の事例を見てさまざまな御意見をいただいているところでございます。

しかしながら、今回実施しましたことにより何が一番よかったかという結論はまだ簡単に出せないというところもありますけれども、今後、もし機会があったとしましても、それぞれの立場や考え方の違いから意見の相違はあるかと思います。今後は、一人でも多くの方々に喜んでいただけるよう努力していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 私、商品券の有効販売期限ですね、このたびは6カ月ということになっておりますが、3カ月ぐらいでもよかったんじゃないかなあと思っております。そうしますと年末商戦に向けて、これを行って、そうしますと今回7月販売だったのが10月からの販売にすれば、3カ月間余裕期間があるわけです。それで十分な対応ができたんじゃないかなあとは私思っておりますし、また購入限度額が10万円というのは、これをいいとするのか悪いとするのかわかりませんが、実際に6,500セットずつ、1人10万円の限度額ですので10セット、つまり10万円買うということだと、最少人数でも1,300人ということになっちゃうわけですね。じゃあ実際に購入された方は何名だったのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 購入された方でございますけれども、発行数が1万3,000セットで、議員言われましたように、1人が10セット買った場合は1,300人でございますけれども、実際に購入された方は1,398名ということでございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） そうしますと、ほとんどの方が10セット購入されたということになりますね。約1,400人ということで、そして割りますと大体1人平均9.3セット分買ったということになると思います。

1,400人ということで、仮に1世帯1人だと。3人買わずに1人だったとしますよ。そうしますと最大でも1,400世帯ということになります。弥富市の世帯数、約1万6,000世帯ですね。そうしますと、購入の率からすると8.75%、1割にも満たない世帯にしか商品券が渡らなかったと、こういうような結果になったと思います。仮に購入限度額を5セット、5万円にすれば、その倍の17.5%ぐらいの世帯の方に行き渡るようになったわけでありまして。税を分配する公平性からいっても、できるだけ多くの方に行き渡るように心がけた販売をすべき

であり、また優先枠を設けて子育て世帯への支援をすべきだったと思います。

それでは、次の質問に入ります。

先ほども言いましたように、今回のきんちゃん商品券販売事業については、多くの市民が平等に恩恵をこうむることができませんでした。したがって、今回の市民の皆様からの苦情を受けとめ、反省事項を改善して、市民の期待に応えるべきであると思います。今回同様、プレミアム率20%で行うことは難しいと思いますが、10%であればできると思います。消費税分以上の負担軽減になり、生活支援となります。

今、私が申し上げたことを踏まえて、最後に市長に今後の消費喚起、経済支援を見据え、プレミアムつき商品券の販売事業に対する考えを伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員に御答弁申し上げていきたいと思っております。

今回のプレミアム商品券の販売目的は、先ほど来お話をされているとおりでございます。地方創生の第一弾として、個人消費を喚起する施策、いわゆる消費税の増税において、5%から8%に移行した際に消費が冷え込んだというようなことに対して、再度個人消費を喚起する施策として日本全国で展開されたわけでございます。私はこの効果が、7月から9月の全体的な日本での消費動向がどうであったかということが大きな指標になるだろうと思っております。これが効果があるものとするのか、あるいは昨年と比較してそんなに大きく変わらないというような状況の中においては、この2,500億というのは生きないと思うわけでございます。いずれにいたしましても、もう少し時間を注視していかなきゃならないとも思っております。

先ほど来話がありましたように、私どももたくさんの市民からさまざまな貴重な御意見をこの販売に対してはいただきました。また、市民の皆様に対して大変な御迷惑をおかけしたことも事実であると思いますので、この場をかりまして深くおわびを申し上げたいと思っております。

基本的には、その販売の難しさを痛感したところでございます。今後につきましては、市単独で事業実施するかどうかということについては慎重に考えていかなきゃならないと思っております。今回のプレミアム率が20%ということが、これからのプレミアム商品券を販売する際の基本になってしまう。これが私どもとしては、どれだけの金額を発行した場合に20%の市の負担ということになってくるわけでございますので、当初私たちが考えておったプレミアム率10%ということで、大きく変わってしまったというような状況がございます。そうした形の中で、商工会とも含めて、これから販売する上においては、極めて慎重かつ真剣に考えていかなきゃならないだろうと思っております。

私は今回、これは弥富市が発行された場合において、新しく商店の皆さんが加入していた

だいたんですね。新しく商工会に加入していただいた。このパワーを、商工会を含めて、我々市がいろんな連携をとって活性化していかなきゃならない。これが大きな目的ではないかなあと思っております。このことにつきましても、商工会の新しい会長ともども、新しく加入された商店の皆さんにどうこれを生かしていくかを考えていかなきゃならないと思っております。そういったことが市の活性化につながってくるだろうと思っております。

また最後に、こんな貴重な意見もいただきました。国民全体のために支出されるべき税金が、この制度の利用者のみだけ、個人だけに還元されることはいかにも不公正であるという意見もいただいております。そうした形に対して、これは貴重な意見として尊重していかなきゃならないだろうとも思っております。

大変難しいプレミアム商品券の販売でありまして、さまざまな形の中において我々も今後、しっかりと検討していかなきゃならないと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今回行われましたプレミアム商品券は、国の経済対策と地方創生を目的に、地域の消費喚起と生活支援の対象事業として行われたものであり、全てが税金で賄われたものであります。したがって、本来は市民全てに平等に支援されるべきものであると思います。雨の中、並んで待っても買えなかった市民のためにも、弥富市単独のプレミアムつき商品券の販売を行うべきだと思います。来年度は弥富市制10周年の記念事業が行われますが、それに合わせてきんちゃん商品券の販売を行って、今回買えなかった市民の方にも買えるように、また平等性、公平性の点からも予約制販売として、また子育て支援に役立つような販売方法を考え、さすが子育てするなら弥富というキャッチフレーズに合った施策をとっていくべきだということを申し上げまして、次の質問に入ります。

次は、新公会計制度について質問いたします。

現在、自治体が採用している会計制度は、現金の収支に基づいて取引及び事柄を認識する現金主義であり、記帳方法としては経済活動の取引を一面的に記録する単式簿記という方法であります。この会計の目的は、与えられた予算を、その年度内にきちんと使ったかを議会に報告することです。

しかし、問題点の1つ目は、この会計処理においては、現金の移動は厳格に記録されるが、現金以外の資産や負債の情報が別々の基準や台帳で管理されているので、相互の関連性を持たず、網羅的に把握できない。このことにより、総合的な財務情報の説明、つまりアカウントビリティが欠如することにあります。

2つ目は、非現金情報、例えば固定資産の取得原価を耐用年数にわたって費用配分する減

価償却費や費用を見積もり計上する引当金等が計上されない。そのため、行政サービスに要した事業のフルコストを把握するというマネジメントが欠如しております。

このような問題点を解決するために、平成18年6月に行政改革推進法が制定をされたわけであり、それに基づき、平成20年度決算について、関連団体を含む連結ベースの財務書類4表、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の作成が求められました。財務書類の作成方法としては、基準モデルと総務省方式改訂モデルの2つが示され、基準モデルは固定資産台帳を整備し、複式簿記により財務書類を作成するモデルであり、本市はこの基準モデル方式を採用し、財務4表を作成し、現在「広報やとみ」、弥富市ホームページ上に公開しております。

当時、多くの自治体が作成時の負担の少ない総務省方式改訂モデルを選択し、近隣市町村においても、本市と蟹江町を除き、稲沢市、津島市、あま市、愛西市、飛島村等が選択いたしました。そのため、近隣市町村との比較が単純にできない状態となっております。

このような事態を解消するため総務省は、今後の新地方会計の推進に関する研究会を開催し、議論を進め、平成27年1月23日に統一的な基準による地方公会計マニュアルを公表いたしました。原則として、平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請されております。

そこで現在、本市ではどの程度まで、この統一的な基準による財務書類の作成が進んでいるのか、そして今後、どのようにこの財務書類を活用していくのか、当初の財務書類作成時にさかのぼって質問をいたします。

まず1点目ですが、当初、多くの自治体は総務省方式改訂モデルを採用しました。近隣市町村においても、稲沢、愛西、あま、津島、飛島が採用し、蟹江と弥富市だけが基準モデル方式を選択したわけですが、当市が基準モデルを選択した理由と、当時、この固定資産台帳の整備は具体的にどのようにして行われたか。そして、この固定資産台帳の整備は、統一的な基準による新公会計マニュアルの基準に適合したものが現在整備されているのか、その進捗状況について伺います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

まず当初、基準モデル方式を採用した理由でございます。

まず当初、総務省方式改訂モデルを採用いたしましても、次年度以降に段階的に基準モデルへの移行が要求されておりました。そのため、最初の負担は大きくなりますが、当初から基準モデルを本市は選択いたしましたところでございます。

次に、どのように固定資産台帳の整備をしてきたかということでございますが、平成21年の5月から9月に、各課施設・財産管理担当を交えながら打ち合わせを12回開催して進めて

まいりました。固定資産の評価に関しましては、同年6月に担当者向けに説明を行い、整備を行ったところでございます。現在は年度ごとの増減について適宜更新をいたしております。

次に、新公会計への台帳の適合性ということでございますが、統一的な基準による新公会計のマニュアルにつきましては既に総務省のほうから参っております。しかしながら、固定資産の資産計上の方法につきましては、従来の基準モデルの場合と一部違いがありますので、新基準に適合できるように修正していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 当初は、これを先送りせずに、当時、苦勞して作成したほうが良いという判断で行われたということですね。

それで現在、新公会計の基準に沿ってやっているわけですが、今から整備を始めるという理解でよろしいですね。

じゃあ次に、公会計担当者は複式簿記の知識が不可欠であります。本市において簿記資格2級以上の有資格者は何名いるのか。また現在、公会計担当のグループはあるのか。そして、今後その人材育成はどのようにして行うのか。この3点を伺います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

現在把握しておりますのは3名でございます。また、公会計担当のグループといたしましては、財政課の財政グループが事務を行っております。

次に、人材育成におきましては、複式簿記の資格の取得まではいかないにしても、公会計の理解を深めることができる研修には積極的に参加していきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） これからの地方自治においては、合併算定がえによる国からの地方交付税の減収、それから施設の老朽化対策等、行財政改革の重要性が増すとともに、財政課の果たす役割は非常に重要であります。現在、財政課は、今、渡辺課長を初め優秀な職員の方ばかりで安心はしておりますが、公会計担当者を育成する上でも、職員採用に当たっては、簿記資格2級以上の職員の確保が必要であり、財政のスペシャリストとして育てなくてはならないと思います。また、今、答弁がありましたように、関係ある研修にはどんどん参加させてレベルアップをしていっていただきたいと思います。

じゃあ、次の質問に移ります。

財務分析の上で、いろんな数値が発表されておりますが、まず平成25年度における弥富市民1人当たりの資産、負債、純経常行政コストについて、その数値を伺います。

そして、年度が進むにつれて、これがどのように変化をしてきたのか、また他市と比較してどうなのか伺います。単体会計にてお願いいたします。



○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答え申し上げます。

特別会計を含めました単体会計で申し上げます。

平成25年度における市民1人当たりの資産、負債、純経常行政コストでございますが、資産におきましては262万9,438円、負債におきましては44万8,660円、純経常行政コストにおきましては40万1,537円でございます。

次にまた、年度が進むにつれ、どのような変化があるかということでございますが、本市におきましては、ほぼ横ばいの状況でございます。

また、他市との比較ということでございますが、公表されている県内の本市と同じ基準モデルで財務4表を作成しているところの平均と比較いたしますと、純経常行政コストは平均に近い数値でございましたが、資産、負債はいずれも平均より低い数値でございました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今、お伺いしましたが、資産や負債については少ないと。しかし、経常行政コストは他市と比べてやや少なくなっているということで、市民に対して正常な行政運営が行われているという報告ですね。わかりました。

それでは、弥富市のホームページ上には、財政課より弥富市の財務4表が掲載されております。その中で、純資産比率、負債比率、社会資本形成の世代間負担比率等の数値が解説を交え報告されております。しかし、現在、全国どの自治体でも公共施設の老朽化対策が大きな課題であり、資産の老朽化の程度の指標となる老朽化比率、あるいは財政計画の上で、使用料の見直し、施設の統廃合、施設使用料の適正化、適正な施設建設を考える上でのさまざまな指標、例えば歳入額対資本比率、受益者負担比率、行政コスト対公共資産比率、行政コスト対税収等比率、債務償還年数等の公表はありませんが、これらの財務指標の活用についての考えを伺います。

弥富市の施設全体の老朽化比率を、二、三年ほどどのように進んでいるかお答えください。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

一般的に御指摘の指標につきましては、公共施設等のマネジメント、資産管理やセグメント、いわゆる事業別・施設別の分析に活用できると言われております。現在、本市におきましても公共施設等総合管理計画を策定中でございますが、今後はその方針のもとに、各施設の老朽化比率も参考に個別計画を策定してまいります。

また、今後、施設の建設の際には、建設費用だけでなく、ライフサイクルコストも踏まえて財政計画を策定していく必要があると考えております。

さらに現在、各施設の使用料の適正化ということで、施設の運営、維持管理にどれだけの費用がかかっているのかコストを調査しております。そうしたことで、受益者にどれだけ負担していただくのか積算することによりまして、使用料の適正化も図っていきたいと考えております。

次に老朽化比率、これは単体会計、市全体ということでお答えをさせていただきます。

平成23年度が49.67%、24年度が50.74%、25年度が52.17%でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今の平均的な老朽化比率というものは大体35から50%ですね。今お聞きしましたところ、弥富市の場合、23年度が49.67、25年度が52.17ということで、大変老朽化が進んでいるということでございます。

次に、施設にもいろいろ、新しくつくったところ、古くから建てられているところがありますので、つくってから経過年数ですね、経過年数に従って、二、三、個別的に数値を伺わせていただきます。

まず、建設して2年経過した日の出小学校、それから7年経過しております弥富中学校、27年経過しております南部コミュニティセンター、これについてそれぞれお答えいただきます。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

まず、日の出小学校でございますが、こちらは24年度ということでございますけれども、2.1%でございます。

次に、弥富中学校につきましては、平成19年度ということでございますが、これは施設の種類によって若干違ってまいります、おおむねは12.7%でございます。

次に、南部コミュニティセンターでございますけれども、こちらにつきましても、倉庫とか、その他自転車小屋とか、それぞれ違いがありますが、本体につきましては63.1%でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） やはり日の出とか弥富中学校、新しいものですから比率は低いということになっておりますが、南コミなんかにつきましては27年経過ということで、0.63ですか、高い数字になっております。

どうしてこういうことを聞いたかといいますと、この日経新聞ですが、政府が出しました老朽化対策で新指標ということで新聞に出ております。ちょっと読ませていただきます。老朽化対策で新指標。総務省ですが。公共施設の統廃合を促すということで、総務省は地方自治体が持つ公共施設の老朽度合いをはかる新しい指標をつくると。小学校や公民館などが、

あと何年使えるかを明らかにして、自治体に計画的な施設の補修、統廃合を促すのが目的だと。同省がつくるのは、毎年の減価償却費の累計額を施設の取得額で割った資産老朽化比率、2015年度決算からの導入を目指す。高度成長期に各地で急増した公共施設は更新時期を迎えつつあり、自治体財政を一段と圧迫する懸念が大きい。きめ細かな計画があれば、施設ごとに優先順位をつけて対策を打てる。更新時期をならして負担を和らげることが可能になると見ていると。今は、健全性をはかる指標として、収入に対する赤字の規模を示す実質赤字比率や借金の返済額の規模を示す実質公債費比率などが地方財政健全化法で定められている。単年度のお金の流れをつかむものが中心で、公共施設で将来発生する負担を盛り込めていないと。

こういうようなことが述べられておりますので、本市としてもいろんな施設をつくっておりますので、老朽化のことを十分考えていかなければならないということで質問をしているわけでございます。

次に、受益者負担比率について伺います。

まず、受益者負担比率とはどのようなものか説明をいただきたい。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

受益者負担比率につきましては、自治体のコストのうち、行政サービスの受益者が直接的に負担する割合をいいます。おおむね2%から8%が平均と言われておりますので、弥富市については平均的な数字であると考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 弥富市は何%……。先ほど言われましたね。25年、5.3。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

受益者負担比率につきましては、23年度から3年間申し上げますけれども、23年度が5.3、24年度が6.3、25年度が5.3でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今の数字で、大体5.3かなというところで、平均の中に入っているということでありませう。

それでは次に、行政コスト対公共資産比率、行政コスト対税収等比率について、23年度から25年度にかけての数値をお答えください。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

行政コスト対公共資産比率で、単体会計で年度ごとでよろしいでしょうか。

23年度が16.98、24年度が16.57、25年度が16.74。

もう一つ、行政コスト対税収等比率でございますが、これは23年度が105.29、24年度が101.55、25年度が101.81でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 行政コスト対公共資産比率ですが、行政コストの公共資産に対する比率を見ることで公共施設がどれだけ効率的に運用されているかを分析することができる数値であります。全体では大体10から30%と言われておりまして、弥富市では25年度におきましても16.74と今説明がございまして、効率的に行われているということが言えます。

そして、行政コスト対税収等比率におきましては、純経常行政コストに対して、どれだけ当年度の負担で賄われたかがわかる数字でありまして、平均的な数値は90から110%程度でありまして、これもこの中に本市はおさまっているということであります。

今いろいろ答えていただきましたが、弥富市においては施設の老朽化対策が一番の課題ではないかと思われます。それで、これからの取り組み方として、新公会計制度を活用した取り組み方、どのように考えておみえでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

ただいま申し上げましたような数値でございますが、こういったものは公会計を取り入れて初めてわかってくる数字でございます。こういったものの数字につきましては、例えば予算編成のときとか、例えば施設を建設するときのコスト計算とか、そういったことの参考にもしていかなければならないと考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今までも報告されておりますが中期財政計画ですね、この中におきましても、使用料とか手数料の見直し、アセットマネジメントの導入、民間委託等の推進が上げられております。熊本県宇城市においてはセグメント分析による施設の統廃合が行われ、また千葉県の浦安市においては、受益者負担の適正化ということで、セグメント分析による施設使用料の適正化がなされております。また、浜松市においては、セグメント分析によって図書館の行政評価等により、これを予算編成に活用し、アウトソーシング化を検討したりしてコストの削減と市民サービスの向上に努めております。本市においても、これら先進市町の取り組みを参考にして行財政改革に取り組むべきだと思います。

それでは、次の質問に入ります。

これら財務書類の議会への報告について伺います。

決算書、財政健全化審査意見書、経営健全化審査意見書等は、監査委員による審査に基づき議会への報告が義務づけられております。先日も全員協議会の場で平成26年度の健全化判

断比率の報告が行われまして、実質公債費比率7.0％で問題ないとされております。しかし、この財務書類に関しては、議会への報告が義務づけされているわけではありません。決算委員会、予算編成において、あるいは議会において、財務書類に基づくさまざまな指標を活用することが望ましいと思います。

そこで、これらの財務書類を議会にも報告すべきだと思いますが、考えを伺います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） 財務書類につきましては、本年度作成ができましたら、また御報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） これからは行財政改革に取り組んでいかなければなりません。現在、こういった行財政改革に向けた全庁的な組織はあるのか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 行政改革の取り組みにつきましては、行政改革推進委員会、10名で組織されておりますが、行政改革大綱や、その推進状況等をお諮りし、取り組んでまいりました。庁内での推進組織につきましては、平成22年3月に弥富市行政改革推進本部、これは本部長を副市長として組織で取り組んでまいりましたが、今年度9月に組織を変更いたしまして、本部長を市長といたしまして、各部長及び作業部会から成る弥富市行政改革推進本部を設置し、なお一層の行政改革を積極的に取り組んでまいります。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それじゃあ最後の質問になりますが、この新公会計制度を踏まえて、行財政改革に向けた全庁的な取り組みについて、市長の考えを伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

今までのお話の中においても、私たちのこの行財政改革ということにつきましては積極的に推進をしておるところでございます。今後もそれを継続していかなきゃならないわけでございます。今、社会環境といたしましては、少子・高齢化、あるいは人口減少社会、あるいは社会保障費の増大というような形で、大きく社会構造が変革してきておる状況でございます。こういったことに対応するためにも、行財政改革の取り組みを継続していかなきゃならないと思っております。

具体的には、その行財政改革を進めるに当たっては、引き続き事務事業の見直しをしたいと思います。また、組織の見直しであるとか、そして経費の節減に努めるとともに、仕事の進め方等においても見直しをしていかなきゃならないと思っております。

そういった形の中から財源を捻出いたしまして、その経営資源を行政運営、あるいは行政サービスのほうに向けていくということが正しい方向性であろうとも思っております。しかしながら、財源にも限りがあるわけでございます。また、行財政改革そのものについても、どこまでということに対してもあるわけでございますので、その辺は注視していかなければならない。

そういう形の中においては、市民の皆さんに安心して暮らしをしていただくという形、あるいは次の世代に負担を先送りしないというようなことも考えていかなきゃならないわけでございます。そうした形の中においては、市民の皆様方に提供するサービス水準の見直しというようなことも視野に入れていかなきゃならないと思いますし、必要に応じた費用負担を市民の方にもお願いしていかなければならないということも、これは行財政改革の一環であろうとも思っているところでございます。

そして最後には、地方創生事業ということが今言われておる状況でございます。我々は、それぞれの事業に対して、どの事業がどういう起債が起こせて、どういう形で運営できるかというようなことを今まで中心的に公共事業等においてはやってまいりました。しかし、この地方創生という状況の中で、枠組みとして産官学金という形の中で、金融界が入っていたいております。我々のメンバーの中にも三菱東京UFJ銀行というような形の中で、この地方創生の策定メンバーに入っていていただいております。我々としては、従来の起債ということの発想から、もう一つは金融機関のお金を利用するような形で行政運営をしていくということも、これからも一つの方法だろうと思っております。

そうした形の中で、川瀬議員のほうからも御質問の中にありますけれども、金融業界とどう協定を進めながら、どういう事業をしていくかということにつきましては、これからの地方創生の時代においてやっていかなきゃならない事業になってくるかなあと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

いずれにしても、行財政改革の手を緩めることなく推進していきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 財務書類活用の目的は、人口減少が進展する中、限られた財源を賢く使うことにつなげることであります。予算編成や行政評価等に積極的に活用していかなければなりません。そのためには、わかりやすい財務書類を作成し、市民への説明を行いながら、各施設の使用料の見直しや施設の統廃合、あるいはライフサイクルコストを踏まえた施設の建設の検討を行っていくことが大事であると思います。中期財政計画を見ても、平成33年度からは合併算定がえの特例がなくなり、地方交付税も弥富市単独の一本算定になります。これにより現状より5億円から6億円、普通交付税の歳入がなくなると思います。このような歳入減少の中で、施設の老朽化が進む中で、効率的に施設の更新をしていかなければなりま

せん。そういった中で、この公会計制度の活用が大事になってくることを私たちは理解しなければなりません。

現状においては、財政に関しては財政健全化審査意見書、そして経営健全化審査意見書が監査委員から報告されておりますが、いかんせん難しくて市民の皆様には理解しにくいものとなっております。また現在、ホームページに掲載されている財務4表は、丁寧に説明はされておりますが、お役所的でかたい説明書です。わかりやすい弥富の予算のような財務書類を作成して、これら財務書類を活用し、市民への説明を十分行い、理解を得て、市民と行政が一体となって行財政改革を行い、市政運営を行って、きらめく弥富をつくり上げていくべきだと申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 会議を続けます。

次に武田正樹議員、お願いします。

○16番（武田正樹君） 16番 武田正樹です。

通告に従いまして、引き続きということで、最後の多分1人だと思っておりますので、最後までよろしくお願いしたいと思います。

それでは通告に従いまして、まず最初に1点目、木曽川の河川整備計画と筏川の整備状況についてお伺いしたいと思います。

これについては先週、茨城県や、そして栃木県、そして宮城県におかれましては、堤防が決壊し、相当の方が行方不明になりました。一刻も早い不明者の搜索が順調に進むことを私からもお祈りしたいと思います。

それでは、本番に入りまして質問させていただきます。

木曽川の河口部においては、昭和34年の伊勢湾台風の高潮災害により流域で甚大な被害が発生しております。また、明治24年10月の濃尾地震では、木曽三川の堤防においても亀裂・沈下の被害が発生しており、昭和19年12月の東南海地震、昭和20年1月の三河地震においても、木曽三川下流部の堤防で亀裂・沈下の被害が発生しております。さらに、昭和19年12月の東南海地震、昭和21年12月の南海地震においては大津波も発生しております。明治29年の7月、9月の低気圧では堤防が決壊して、流失家屋919戸、9月においては8,738戸の被害を出しており、昭和13年7月の台風と梅雨前線により浸水戸数は3,802戸の被害があるとなっております。

このように、木曽川下流部では、甚大な災害に対しての堤防の強化が必要不可欠なものとなっております。また、この地域は我が国でも最大規模の海拔ゼロメートル地帯であり、広域的な地盤沈下により堤防の機能が低下しており、決壊時などで災害の可能性が高くなっております。また、東海地震に関する地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、地震による津波への対応及び堤防や基礎地盤の液状化による堤防

の変形・沈下による２次被害の防止対策を実施する必要があります。木曽川左岸堤の弥富市部分の現状についてお伺いしたいと思います。

堤防の高さや幅は不足していないか、洪水などによる侵食から堤防や河岸を保護するための対策はとられているのか、浸透に対する安全性を確保するための対策はとられているか、お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それではお答えします。

木曽川下流の河川事務所に、この木曽川左岸堤防のことを確認しましたところ、弥富市における木曽川左岸堤防について、堤防整備及び浸透対策については、構造物付近を除き実施済みであると確認しております。現在、構造物付近としまして、鍋田川上水門の上流部について、今、改修等の整備を実施中でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○１６番（武田正樹君） 実際のところ、私も現場を見せていただきました。そして、今現在工事を行っているのは弥富市部分ではなくて、愛西市部分の上流部で行われております。ちょうど１号線から名阪の高速道路下までのあたりについて、かなりまだ工事が必要な箇所が残っていると思いますので、ぜひともこれからもお願いしたいなと思っておりますので、次の質問に移りたいと思います。

木曽川の河川整備計画について、今度お伺いします。

地球温暖化に伴い、地球規模の気候変動と海面上昇がある。気候変動に関する政府間パネルの第４次報告書が出されております。熱帯低気圧の強度が強まり、激しい降水の頻度が増大し、海面も今世紀末には１８センチから５９センチも上昇すると予測されております。

日本学術会議の答申によると、地球規模の自然災害の増大に対する安全・安心社会の構築において、温暖化に起因する海面の上昇は、特に海拔ゼロメートル地帯においては、高潮や高波及び津波の災害の危険性が増大すると指摘されております。木曽川流域は平成６年洪水において、海拔ゼロメートル地帯を含む広範囲な地域で地盤沈下をしております。海面上昇も懸念される中、地盤沈下は破堤時の被害を増大させるだけではなくて、当地域の存続に致命的な影響を与えるおそれもあります。木曽川の河川整備計画において、洪水・高潮等による災害の発生防止または軽減に関しての目標はどの程度のものになっているのか。

また、弥富市小島町から五明町にかけての木曽川左岸堤の堤防の安全性の強化をどうされるのか。

今後は、破堤した場合を想定した対応も準備しておかなければならないと思います。減災対策はもちろん、復旧・復興まで視野に入れ、災害を克服できる仕組みや対応、そして克災対策を講じていくことも重要であると思います。克災対策についてはどう取り組まれるのか、



河川環境の整備にはどう取り組まれるのか、お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） ではお答えします。

木曽川下流河川事務所に、この件も確認しましたところ、平成20年3月に木曽川水系の河川整備計画を策定し、これに基づきまして、洪水については戦後最大となる昭和58年9月の洪水と同規模の洪水が発生しても安全に流下させること、高潮については満潮時に伊勢湾台風が再来した場合に高潮による災害の発生を防止すること及び伊勢湾台風後に整備した高潮堤防が広域な地盤沈下の影響を受けたため、高潮堤防の機能回復を目標としていると聞いております。

また、現在未改修であります尾張大橋、近鉄木曽川橋梁、JR木曽川橋梁付近の高潮堤防整備予定は、木曽川下流河川事務所に確認したところ、今後も管理者と調整していくという御返事でした。

また、今後の克災対策はどう取り組まれるかという件でございますけれども、災害発生時における堤防等の河川管理施設の復旧については、木曽川下流河川事務所に確認しましたところ、河川防災ステーションの整備や橋梁と堤防天端間の通行対策などのハード整備に加え、中日本高速道路株式会社との災害時の河川堤防等の復旧のための高速道路区域の一時使用に関する協定の締結や高潮・洪水時における広域避難の実現に向けた検討などのソフト対策についても推進しているところでございます。

また、河川環境の整備についてはどうかということでございますけれども、木曽川下流河川事務所に確認しましたところ、ヨシワラや干潟の再生及び再生箇所のモニタリング調査を行う総合水系環境整備事業を実施していると聞いております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 先ほど部長のほうから説明がありましたように、伊勢湾台風後に緊急的に整備された堤防があると伺っております。そうすると、その堤防については、しゅんせつ土により築堤されているために、全体が砂質土壌で構成されている、どちらかというと脆弱な堤防になっているという疑いがあるところが多いと聞いております。どうかこの堤防の脆弱なところについて、一刻も早い堤防の整備をよろしくお願いしたいと思います。特に先週の豪雨災害による栃木県、宮城県の被災状況を見るにつけても、私も記憶に残っているんですけれども、伊勢湾台風のことを思い出してばかりおりますけれども、どうかこれから先もこういう災害が二度と起きないためにも、堤防の強度についてはこれからも取り組んでいただきたいなあと考えております。

次に、筏川の現状についてお伺いしたいと思います。

筏川については、木曽川の派川の一つであります。そして、現在は鵜戸川と河道で接続し

ております。しかし、鶴戸川の水は、実際のところ立田輪中逆水どめ樋もんでせきとめられており、非常時を除けば筏川に流れ込むことはないとされております。この河道は、小島町、五明町周辺あたりでは木曽川左岸堤に沿って走っており、その後、筏川に接続しております。

以前、このあたりの木曽川の堤防が決壊すれば、浸水した水がこの河道を走り、筏川に入り込み、筏川が決壊するおそれがあるのではと、木曽川左岸堤、筏川の堤防の強化がぜひとも必要だと質問させていただいたことがあります。筏川も伊勢湾台風で流域に大きな被害をもたらし、昭和36年の台風6号でも深刻な浸水被害をもたらしています。さらに、現在では地盤沈下が進み、流下能力、排水能力も低下しております。現在の筏川の現状はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） ではお答えさせていただきます。

現在の筏川流域におきましては、高低差が約10メートル、平均勾配が3,000分の1程度で、流域の大部分が海拔ゼロメートル地帯となっている非常に平坦な地域を流れる川となっています。現在は、地下水揚水規制など各種の地盤沈下対策が講じられたことによりまして、地盤沈下はおおむね鎮静化していますが、昭和30年代後半から昭和40年代にかけて急速に地盤沈下が進行してきました。現在、筏川流域は、流域全体が内水ポンプによる強制排水区域となっております。筏川は木曽川の派川であったことから、基本的に河道が広く、河川自体の流下能力が高いため、これまで河口の樋門や排水機場を初めとする治水施設の整備、護岸工事を中心に行ってきました。また、流域においては、湛水防除事業等による内水ポンプの設置及び増強が行われています。そのため、治水上の問題はおおむね解消されつつある状態まで来ていますが、近い将来発生が予想されます東海・東南海・南海地震等への対策など、その治水機能を確保するための対策が今後必要であると考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 実際、筏川の河川整備については、いろんな面で要望も出ております、地元のほうから。

それで、河川整備について具体的にお伺いしたいと思います。

筏川の氾濫危険水位というのは、東京ポイントではマイナス1.2メートルとされております。流域全体は、先ほど部長のほうから説明がありましたように、排水機による強制排水が必要となっており、以前、過去に2度、伊勢湾台風、そして昭和36年の台風6号においても、流域に大きな浸水被害をもたらしております。筏川の河川整備は大変重要なものとなっております。特に筏川右岸の整備がややおくれているように思うのですが、今後の整備計画についてどのように取り組まれるのか。また、洪水や高潮等による災害発生の防止または軽減に

関する目標があると思われるんですが、その辺はどうなっているんでしょうか、お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） ではお答えします。

筏川右岸の整備につきまして、今年度、平成27年度の県の単独土地改良事業予算を活用しまして整備を進めるということで、本年度の6月議会で補正予算をお願いしました。本年度の整備箇所及び内容につきましては、森津橋から海南橋の区間1,670メートルの筏川右岸堤防の舗装とともに水路側ののり面のコンクリート張り及び防草シートの設置を行い、堤防の補強及び雑草の繁茂の抑制を行い整備していきたいと考えております。

また、平成28年度以降におきましても、本年度同様に県に対しまして予算要求を行い事業推進を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） もう3点ばかり、地元の要望についてちょっとお伺いしたいと思います。

特に筏川の右岸において、堤防が中山部分から海南橋までの部分は2重堤防になっていると思います。その筏川の側というか川の中側については矢板工法で整備されていると思いますが、反対側の陸地側については、実際にその整備はほとんどされておりません。そのところについて、こちら側についても、先ほどお話がありましたように、東南海地震等があった場合、液状化等が起こるのではないかということで堤防の決壊が心配されます。その辺について、こちら側も矢板と一緒に整備するということはできないものでしょうか。

それからもう1点、筏川下流部、特に末広、東末広のあたりでは、見るからに堤防の高さが低いように見えるのですが、実際のところこのあたりの堤防の高さとか堤防というのは、安全面で大丈夫なんでしょうか。

そしてもう1点、先ほど部長のほうから話がありましたように、筏川堤防沿いを舗装するという話がありました。これについて地元の方から、本来は通れる堤防ではないのですが、自分の畑に行くのに便利がいいということで通ってみえる方があるらしいんです。舗装していただくと大変便利なんですけれども、実際のところ一般の人が入れば、ガードレールもないために危険なところになっていると思います。ただ、橋のところでせきとめられておりますので、その部分において、実際地元の方が、そこまで行ってバックで下がってくるので、すごい危険だと言われているんですけれども、そのちょうど橋の部分でUターンできるようなスペース、舗装されるときに、それをせめて一緒にやっていただけないかというような要望がありますけど、どうでしょうか。この3点についてお伺いします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） ではお答えします。

まず、1点目の筏川右岸堤防の川側には矢板が打ってあるけれども、内側にも堤防の崩れを予防するために矢板を打っていくことでございますけれども、堤防の内側に矢板を施工することにつきましては、工事としては余り例がないと。ただ、もし施工する場合においても、堤防の延長が長い、要は区間が結構長くあるということで、工事費用も膨大になるということで、その点についての施工自体、今のところ市としては考えておりません。

それと、2点目の末広地内になりますけれども、右岸堤防の高さがほかの場所と比べて低くないということの御心配だと思います。平成19年11月に愛知県が策定しました筏川水系河川整備計画の中に筏川の縦断図が掲載されております。それによりますと、議員御指摘の筏川右岸堤防末広橋の上下流部付近で、他の場所と比べて堤防の高さが40センチほど低い場所がございます。この場所での堤防の高さは、海拔でプラマイゼロということになっております。堤防の高さにつきましては計画高水位を対象に築造されておりますが、一般的には堤防は土砂でできているため、越流や浸透に対して通常考えられる安全性を確保した余裕高を配慮した計画となっております。さらに、沈下相当分を所要の余裕高に高さを増して施工する余盛りを施工上の配慮として行われております。一般的に河川水位が計画高水位を多少越えただけなら、堤防の高さには余裕がありますので、すぐに堤防からあふれ出すことはありません。

余裕高は、計画高水流量に応じた基準で決定されております。筏川の計画高水流量は毎秒20トンですので、この基準ですと余裕高は0.6メートルとなります。筏川の計画高水位は海拔マイナス1.01となっておりますので、計画上の堤防高としましては海拔マイナス0.4となります。したがって、この場所においても計画上の堤防高をクリアしているということで、越水になることはないと考えております。

それと、3点目の今年度施工します舗装する場所における車どめが設置してある付近にすりかわれるような幅をとということでございますけれども、今現在の堤防におきましても、通常、一般車両が通っていただくような堤防じゃない管理用の堤防ということで施工しておりますので、そういった耕作において車がすりかわれるようなところをとということでございますけれども、一応、管理用の道路ということで、今の現状のままの幅で、一般車両の通行は御遠慮いただきたいと。緊急時における車両の通行ということで車どめも施工して、ふだんは通れないという形で施工させていただきますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 1点ちょっと誤解があるようですので、先ほどのまずすれ違える舗装のところの件ですけれども、実際、すれ違えるんじゃないくて、そこまで行って、橋のたも

とでちょうどせきとめられておりますので、その道が、そこへ行って、そこでUターンできる余裕の空間をつくってほしいということなんです。ただ本来が、先ほど部長が言われるように、通れるための安全面についても相当多分難しい面もあると思いますけれども、ただ地元の方で通られる方が、どうも畑へ行くのに近いという方で、その方たちが、その上を通っていくと畑へ行くのが近いということになされているみたいなんですけれども、実際、例えば橋の部分である程度のひっくり返れる空間があれば、全体の幅を広くしてくれとか、そういう問題じゃなくて、結局、その縁の部分でUターンできるようにしてくれというような要望だったので、一応、それが難しいということでしたら、またあれですけれども、もし可能でしたら、そういうことも考えていただきたいなあと思います。

そして、先ほどの筏川の末広の部分なんですけれども、低いということ。私も資料をいただいている、実際の場所について写真までいただいていますので。実際多分、近くの方は御存じだと思うんですけれども、この地域、私もよく通らせていただくんなんですけれども、水位が相当ふだんから高いんですよね。それで、例えば60センチの余裕があるという先ほどの説明でした。ただ、この60センチという水位が、果たして60センチだけで、あの水位からして、流入する水がないということはあるとは思いますが、ただ排水機場の中には、これから先、かえ出すところも出てくると思います。ある程度そういうところを考慮していただいて堤防の高さを今後検討していただけないかなあと思います。これはあくまでも要望ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、筏川については質問はこの程度にさせていただきます。

そして次に、2つ目の質問をさせていただきます。

食料の安定供給から見た農業の現状と課題についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、食料自給率の現状と今後の目標についてお伺いしたいと思います。

平成27年8月に農水省から、平成26年度の食料自給率が公表されました。内訳を見ると、カロリーベースでは平成25年度と同じ39%で、これは平成22年度から同じであります。生産額ベースでは64%で、平成25年度から1ポイントの減少であります。平成26年度の内訳をカロリーベースで見ると、米については98%、畜産物については17%、ただしこれも輸入飼料部分を除いた部分です。実際、輸入飼料部分で育った部分については47%あります。油脂類についてはわずか3%、小麦13%、砂糖類31%、魚介類67%、野菜76%、大豆28%、果実37%、その他として25%あります。このその他の部分というのは、キノコとかそういうものだそうです。実際のところ総供給熱量は1人1日当たり日本人が食う量です。2,415キロカロリーだそうです。そして、国産でその供給熱量が賄えるのが、1人当たり1日947キロカロリーです。それによって総合食料自給率は39%となっております。

これを諸外国の食料自給率と比べてみると、カロリーベースで見ると、平成23年度におけ

るデータではありますが、アメリカ合衆国では127%、カナダは258%、ドイツ92%、フランス129%、イギリス72%、温暖な地中海に面しているイタリアでも61%、園芸大国のオランダでは66%、スイスでも57%、北欧の国であるスウェーデンでも71%、そして南半球のオーストラリアでは205%となっております。隣国韓国においては日本と同じく39%、参考数字ではありますが、台湾はわずか34%であります。

平成27年基本計画では、新たな食料自給率目標が設定されました。目標年度として平成37年度を目標として、カロリーベースで現況39%を45%に、生産額ベースでは現況64%を73%に、現在、飼料自給率が現況26%を40%と設定されております。

さらに、農地面積の見通しも設定されました。延べ作付面積及び耕地利用率についても目標が設定されております。農地面積では、平成25年、454万ヘクタールは、平成37年には減少で440万ヘクタール、ただし延べ作付面積では417万ヘクタールのものが443万ヘクタールに、実際、耕地利用率は現況92%を、その増加部分に当たる101%に設定されております。耕地利用率が100%を超えるということは、これは二期作、二毛作が絶対に必要だということにもつながります。この現況の食料自給率、平成37年の目標とされる自給率、作付面積などから、弥富市における現状についてお伺いしたいと思います。

特に農産物の出荷量の推移、販売額の推移について、どう把握してみえるのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

本市の状況でございますが、農林水産統計調査によれば、平成26年の水稻は作付面積が1,110ヘクタール、収穫量が5,730トンとなっております。続きまして麦、こちらは小麦でございますが、作付面積が332ヘクタール、収穫量が1,750トンとなっております。大豆でございますが、作付面積が299ヘクタール、収穫量が643トンとなっております。ほかの作物でございますが、平成25年のナスにつきましては作付面積が6ヘクタール、出荷量が621トンとなっております。トマトでございますが、作付面積が25ヘクタール、出荷量が3,030トンとなっております。

なお、販売額につきましては、申しわけございませんが、把握のほうができてございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） ナスの出荷量まで調べていただきまして、ありがとうございます。

実際のところ私が聞きたいのは、その推移なんです。過去から現在、その収穫量が減っているのか、販売金額はちょっと把握できなくても、出荷量がふえているのか減っているのかについてお伺いしたいんですけれども、わかればお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 水稻の関係でございますが、平成26年度は、先ほど申し上げまし  
とおり収穫量5,730トンでございますが、平成20年につきましては6,560トンという数字にな  
っております。ですので、毎年若干ずつ減っておるという感じになっております。

麦でございますが、麦は平成26年度が1,750トンと先ほど申し上げましたが、平成20年  
では1,050トン。年によって多いときと少ないときが、天候のぐあい等もございますが、麦に  
つきましてはふえておるという状況でございます。

大豆でございますが、大豆が平成26年、先ほど申しました643トン、平成20年度が636トン  
となっております。こちらも天候によりまして毎年推移のほうで、ふえたり減ったりという  
ふうにございますが、平成20年度と比べますと、同じような収量というような推移になって  
おります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 実際、収量はやや落ち込んできているような感じも受けますけれど  
も、小麦、大豆については年度によって相当変動が、作付面積が変わりますので、相当変わ  
っているように思います。その辺を実際把握していただいて、次の質問をしたいと思います。

実際、食料自給率が平成9年度以降17年間、40%前後で横ばいで推移している中で、食料  
自給力、食料の潜在生産能力は近年低下傾向にあると思います。将来の食料供給能力の低下  
が危惧される状況であります。国際的な食料需要に不安定要素が存在する中では、食料の安  
定供給の確保に向けた取り組みがまさしく必要となっております。

仮に、小麦の主要輸入相手国が大不作となって、我が国の輸入量が大幅に減少した場合は、  
備蓄の活用、代替国からの輸入、翌年産における緊急増産などの対策を講じ、小麦の安定的  
な供給の確保に努めなければなりません。食料の安定供給の確保に向けた市の考え方につい  
てお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 現在、農地中間管理事業のほうを、国、県、市という形で推進を  
させていただいております。農地の担い手への集積を進めることによりまして生産コストを  
減らし、作業効率を上げ、収量の増加を図れば、食料の安定的な供給を確保することがで  
きるものと考えております。

また、本年5月でございますが、操出の農業生産法人の有限会社古江トラクターさんが、  
大豆経営の部門で全国豆類経営改善共励会生産局長賞という賞を受賞されました。これは、  
大豆作付面積が16.6ヘクタールで作付をされてみえますが、単収が272キロと高くなってお  
ります。こちらは県の平均より103キロも多く収穫をされまして、県平均の1.6倍の収量をさ  
れたということでございます。また、過去3カ年を通じても多収量であったということ、ま

た品質のほうも上位等級比率が83%で高かったことが評価されたものでございます。

このような優秀な担い手農家の存在も、今後の食料の安定供給にとっては大変重要なことと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 表彰されるような立派な農家の方、結構たくさん見えると思います。そういう方のこれから先も指導のほうをよろしくお願いしたいと思います。

そして、次の質問に移りたいと思います。

全てがそのような農家の方ばかりならよろしいんですけども、実際、農村部においては、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行しております。農業就業者が高齢化、減少するとともに、集落を構成する人口も減少しております。高齢者のリタイヤなどによる農地の荒廃や担い手の不足などによる生産基盤の脆弱化などが進行しており、農業就業者が著しく減少し、農業経営が次の世代に継承されずに、貴重な資源や技術の伝承が途絶えてしまうおそれがあります。農村の集落人口の減少が、農地、農業用水などの地域資産の維持管理や生活サービスの提供等の継続に支障を及ぼすことも懸念されております。

現在の弥富市の農業就業者の現状はどうでしょうか。今後、高齢化の進行に伴う1人当たりの食料消費量の減少及び人口減少の本格化が食市場の縮小をさせる可能性もあります。介護食品や食を通じた健康管理を支援するサービスなど、今後増加していく高齢者をターゲットとした新たな市場の創出も期待されております。

弥富市のこういう方の新たな農業就業者の取り組みについてどう現状を把握してみえるか、お聞かせ願います。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

まず、現在の農業就業者の現状でございますが、2010年の農林業センサスによれば、弥富市の農業就業者数は1,498人、男性が724人、女性が774人で行いました。本年は2015年の農林業センサスが実施をされておりますが、まだ集計数値のほうは出ておりませんので、残念ながら最新の数値というものは不明でございますが、高齢化、または後継者不足という影響によりまして、農業就業者数は減っているのではないかと推測をさせていただいております。

また、弥富市の農業就業者の新たな取り組みについてという御質問でございますが、市内の農家では、自分のところで収穫されましたお米や野菜を直接地元のスーパーで販売されている農家もございますし、米を米粉やおにぎりに加工してJAで販売してみえる農家もございます。また、バラを使ったアイスクリームやドレッシング、ジャムをつくって販売されてみえる農家もございます。



以上のように、新たな販売策の開拓や農産物を加工して販売するという6次産業化に取り組まれているというような新たな取り組みをされてみえるものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 就業者のうち、半数が女性なんです。日本の農業は、ある程度女性がいないといけないのかなあと私もつくづく思うときがあるんですけども、女性が支えているというところが強いと思うんですね。

それで、これから先、女性が活躍できるような市としての支援も、これは要望です。市長さんに特にお願いしたいんですけども、女性農業者というのはなかなか表に出てこれないんです。私も、よく頑張って旦那さんがよそへ行っているときでも働いてみえる方を見ます。女性農業者の方は真面目にこつこつやってみえるし、いろんなことについて熱心にやってみえます。そして、先ほど課長から話がありましたように、6次産業化で熱心にやられてみえる方もあります。そういう方のためにも、女性の活躍の場をこれから広げていただきたいし、そういう意見を取り入れていただきたいなと思っております、施策について。どうか、これについては私のあくまでも要望ですので、女性についての施策をこれからよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、最後の質問にしたいと思います。

今後、世界の食料や飼料等の需要の増大が続くと見込まれております。地球温暖化等の気候変動の進行により、食料供給面への影響も懸念されております。社会構造、ライフスタイルなどの変化を反映して、家庭での調理を要しない加工食品や総菜、少量サイズの商品、ネット販売による食品購入など、食品の質、サービス形態等の多様化や高度化が進んでくると思います。今後、こうした動きはさらに進展すると考えられております。消費者と食のかかわり方が多様化する中では、地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の衰退、そして食卓と生産現場との距離の拡大によって、農業や農村についての消費者の理解の希薄化が進むと思われる。このような懸念も考える中、食料自給率、食料自給力の維持向上のためにも、今後とも力強い農業を支えるためにも市の支援をよろしく願いしたいと思います。

最後に市長のほうから、御支援のほうをよろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 武田議員に御答弁申し上げていきます。

武田議員の御質問と違う観点からの答弁になるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思っております。

今、農業を取り巻く環境というのは大きく変化しつつある。三浦議員のところでも、農地中間管理機構に対する農地の集約化の話が出てまいりました。そういった構造的な側面から

少しお話をさせていただくわけですが、今、弥富市全部で水田という形は全てで1,650ヘクタールぐらいでございます。そういった形の中で60%から70%ぐらいが利用権設定をされて、担い手さんがやっただいておるということでございます。そして、この集約という形の中で、10年計画で80%まで持っていくということを計画しておるわけですが、私はもっとスピードは速まるだろうと思っております。

そういった形の中で、高齢化がますます進んでいるわけでございますので、そうした形の中においては、担い手、あるいは利用権設定されたという形の中での農業運営については、相当なコストカットができるんだろうと、あるいはマスのメリットが追求できるだろうということも一方ではあるかと思っております。それが集約の大きな目的でもあるわけでございます。国際競争力に勝てる日本の農業という意味において、そういう方向で持っていかないと、もたないということが言われているわけでございます。

そういう形の中で、今後の構造的な側面として国のほうでは、米の直接支払交付金というのが、一昨年以前までは1万5,000円支払われておった。いわゆる生産調整に対する奨励金でございますけれども、それが昨年度から7,500円になってしまったという形の中で、10アール当たり7,500円になったということでございます。これを29年まで継続して、30年からはもう撤廃しますよというのが米の直接支払いの政府の交付金でございます。我々としても市の単独という形の中で、生産調整に対する推進対策事業補助金という形で、減反政策に対しては10アール当たり3,000円を支給してまいりました。これは平米3円という単価で計算をさせていただいております。

また、2つ目として、市単独の補助金としては、生産調整の推進対策事業集団化補助金、いわゆる麦・大豆に転作していただきましたら7,000円の補助金を出しましょうという形の中で推進させていただきました。反当たり7,000円、1平米当たり7円という単価で計算をさせていただいております。

また、減反したところに対して、麦・大豆をつけなかった、ほかの野菜であるとか、あるいは飼料米という形につきましては、10アール当たりの3,000円の補助金を出させていただいております。これも平米当たり3円という形の中で、奨励金を市単独の補助金として、生産調整にまつわるさまざまな形で展開をしてきたわけでございます。

これの一定の目的は、私は生産調整を含めて果たされたんではないかと思っております。そして、担い手の人に対して第1回の会合を持ったわけでございますけれども、これが今までどおりの計算という形ではなくて、少し減額をさせていただきたい。そして、その財源を農家の方の経常賦課金、土地改良事業を含めたところの経常賦課金が大変大きな負担となっているわけですね。そのような財源に回していきたいというふうな考え方を持っておるわけでございます。最初から全てゼロにするということはなかなかできません。

そういう状況の中で、一方では担い手という形の中で農地の集約化ができてくる、マスのメリットも追求される、コストカットもされてくるという状況があるわけですね。そして、土地改良等の賦課金について全て農家の負担持ちだと。これでは農家の方がますます厳しくなるだろうと思うわけでございます。こういうような状況の中で、担い手農家の方たちと協議を進めることにおいて、市単独の補助金をどうしていくかということについては大きな転換期に来ていると思っております。また、これから協議を継続しながら、この問題について農家の一つの大きな取り組みだろうという形の側面からお話をさせていただきました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 市長のほうから先ほど御説明がありました。市の単独補助金、私も以前から長い間やっていただいてありがたい補助金だと思っております。そして、今それがちょっと転換期に来ているというお話でしたが、私からの要望としては、できるだけそれは継続していただきたいというのが要望です。実際のところ、ある程度農家自身のところ、米も確かにことし、1,000円ほど高くなりました。ただ、まだ実際、それが十分な金額であるかどうかについては、今後の検討の課題になるかもしれませんけれども、少しでも上がってきた、夢ができてきた状態ですので、さらにこれを継続していただきたいなということを最後に要望としてお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 本日はこの程度にとどめ、明日に継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時57分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 鈴 木 みどり

同 議員 那 須 英 二

平成27年 9月15日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博 | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長 | 伊 藤 好 彦 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長 | 竹 川 彰 |
| 教 育 部 長 | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼
財 政 課 長 | 渡 辺 秀 樹 |
| 総 務 部 次 長 兼
秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 | 総 務 部 次 長 兼
危 機 管 理 課 長 | 橋 村 正 則 |
| 民 生 部 次 長 兼
十 四 山 支 所 長 | 松 川 保 博 | 民 生 部 次 長 兼
児 童 課 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 山 守 修 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 平 野 宗 治 |
| 総 務 課 長 | 立 松 則 明 | 庁 舎 建 設 長
準 備 室 長 | 伊 藤 重 行 |
| 税 務 課 長 | 山 下 正 巳 | 収 納 課 長 | 鈴 木 浩 二 |
| 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 | 保 険 年 金 課 長 | 佐 藤 栄 一 |
| 環 境 課 長 | 伊 藤 仁 史 | 健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 |
| 福 祉 課 長 | 宇 佐 美 悟 | 介 護 高 齢 課 長 | 半 田 安 利 |

| | | | |
|-----------------|---------|-----------|---------|
| 総合福祉センター
所 長 | 村 瀬 修 | 農 政 課 長 | 安 井 耕 史 |
| 商工観光課長 | 羽 飼 和 彦 | 土 木 課 長 | 山 田 宏 淑 |
| 都市計画課長 | 大 野 勝 貴 | 下 水 道 課 長 | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長 | 水 谷 みどり | 生涯学習課長 | 安 井 文 雄 |
| 図 書 館 長 | 山 田 淳 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|--------|---------|---------|---|---------|
| 議会事務局長 | 三 輪 眞 士 | 書 | 記 | 浅 野 克 教 |
| 書 | 記 | 伊 藤 国 幸 | | |

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三宮十五郎議員と早川公二議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず横井昌明議員、お願いします。

○9番（横井昌明君） 私は通告に従い3件の質問を行います。

まず、1番目は農地利用についてであります。

弥富市の土地面積、総面積は4,818ヘクタールであります。その内訳は、市街化区域が1,012ヘクタール、市街化調整区域が3,806ヘクタールで、総合計4,818ヘクタールであります。市街化区域の用途区分は、住居区域が386ヘクタール、商業区域が13ヘクタール、工業区域が613ヘクタールであります。市街化調整区域の内訳は、農用地区域が1,707ヘクタール、その他白地区域で2,099ヘクタールであります。弥富市の土地利用関連の法令は、弥富市総合計画、また弥富市都市計画マスタープラン、弥富市農業振興地域整備計画の3つの計画があります。

最初に市街化区域内の農地について質問いたします。

弥富町と十四山村が合併しました。新たな市になったことにより、市街化区域内の農地を保全する生産緑地と、それ以外の農地に分けられました。市街化区域内で生産緑地とそれ以外の農地面積は現在どのぐらいあるのでしょうか。また、税制面での評価価格は、生産緑地、それ以外の農地はどのようになっているのでしょうか。市街化区域内の農地は、宅地価格評価と比較したとき、固定資産税評価の割合は現在どのぐらいになっているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） おはようございます。

農地面積についてお答えさせていただきます。

本年の9月1日現在でございますが、市街化区域内には約47.4ヘクタールの農地がござい

ます。その内訳でございますが、生産緑地の農地面積が約3.7ヘクタール、それ以外の農地の面積が43.7ヘクタールとなっています。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えをいたします。

生産緑地に指定されている農地につきましては、30年間の営農義務や建築制限などがございますので、一般農地として評価、課税を行っております。また、それ以外の市街化区域農地の評価につきましては、合併後5年経過した平成24年度より、特定市街化農地として宅地並み評価、宅地並み課税を行っております。平成27年度までは課税の適正化措置が適用されておりますが、平成28年度よりは本来の課税になります。

宅地の価格評価と比較したときの固定資産税の評価割合、負担水準についてでございますが、市街化区域のみのデータはございませんが、市内全体の住宅用地につきましては、90%以上に達している方は全体の約99%となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、総務部長のお話をお伺いしますと、宅地並みに農地が税制面でなっているということでございます。市街化区域の農地保有につきましては、税制面から大変困難であると思われます。

では次に移ります。

次に、市街化調整区域の土地についてお尋ねします。

例えば調整区域の農地で、農地以外（雑種地等）に、転用許可をとらず無断転用で農地以外に切りかえた場合は、固定資産税の課税は現況で課税を行っているのか、それとも農地課税を行っているのかお尋ねします。

当然、地方税法では、現況で課税を行うよう地方税法349条で現況課税となっております。その場合、農地の扱いについて、農業委員会と資産税担当はどうかされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） まず、無断転用がありました場合の農業委員会の対応でございますが、その土地の所有者に対しまして、速やかに農地に現況復帰するように指導しております。また、その転用内容が転用の許可の要件に該当するようであれば、転用許可等の法的手続を速やかにとるように指導しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

固定資産税の評価上の地目につきましては、固定資産税評価基準によって、通常は登記簿上と現況地目とは一致しなければならないものでありますが、一致しない場合は、登記簿上

の地目にかかわらず現況の地目によるものとされております。転用の許可なく農地以外になった場合や登記地目以外の地目になっている場合などは、現地調査の結果を土地所有者に通知した後に、現況での評価、課税を行っております。その場合、農地の取り扱いにつきましては、農業委員会事務局に速やかに情報提供するとともに、連携を図っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） では次に移ります。

最近、各地を歩いていると、田や畑に耕作放棄地が目につくようになってまいりました。地方税法第349条では、市町村は毎年、土地の利用実態を調べ、宅地、雑種地、田、畑などを定める。その種類に従って市町村がその土地の評価額と固定資産税額を決める。売買や転用に制限がある農地は、評価額が宅地や雑種地よりも低いため税金は非常に安いです。利用実態が変わった場合は、実態を見直し、土地の評価を見直すことができるとなっております。

ある愛知県の市の例がありました。それは豊田市で、毎年、航空写真等で現況確認を行って対応してみえます。弥富市の場合は耕作放棄地についてどのような対応をしているのか、また地方税法どおり土地課税を行っているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

耕作放棄地があれば、休耕地かどうかを農業委員会に確認いたしまして、土地所有者に調査結果を通知した後、現況地目での課税を行います。

また、転用許可申請地、住宅の取り壊し、登記申請による地目変更や通常業務中のパトロールにて土地利用が変わった土地など、毎年、現地調査を行い、土地所有者に通知した後、現況地目で課税を行っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、総務部長から現地調査をしたというあれでございますけれども、車やあいうので歩いておるぐらいでは、ちょっと僕はわからんと思うんですわ。例えば、これはいいのか悪いのかは別にして、豊田市のように航空写真を撮るとか何かせんことには、不公平が生ずるのではないかなと思うんですがどうでしょうか。総務部長、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

議員が今おっしゃられましたように、弥富市でも航空写真を評価がえのときに、間隔はそれぞれまちまちでございますが、航空写真を撮っておりますので、それと現地調査で確認をいたしまして、地目変更があれば現況で課税を行っておるという状況でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 私は固定資産税の課税のことを言っているわけではありません。しかしながら、農家がお米をつくる、水稻作付すると、それだけで土地改良経費や肥料、農薬、機械作業委託費と、その他の経費がたくさんかかります。それを差し引くと、稲作経営は完全な赤字経営であります。田んぼを土地利用増進事業にかけた場合についても、固定資産税、土地改良経費が地主に賦課されるので、これまた赤字経営には変わりありません。田んぼはまだ受け手があるが、畑は受け手がほとんどありません。現況課税も一つの行政的な法規是正の方法であると思いますが、耕作放棄地解消の抜本的な解決方法ではないと思います。

では次へ移ります。

次に、耕作放棄地の市道ののり面について、耕作を放棄された土地と同様に放置されております。市道ののり面とは、市道の横についておるあれですね、市側の土地と地主側の土地で構成されております。そののり面の草刈りがされておらず、私たちの背丈ぐらいのところもあります。市道の道路責任者である市長にお尋ねしますが、何とかいい方法はないだろうか、対策はないかということでお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 横井議員にお答え申し上げます。

耕作放棄地ののり面に対して草の管理がされていないという形でございますが、そういうような状況の中においては、例えば通学時には子供たちが通学する上において大変歩きづらいとか、あるいは少し危険というような状況のものもあるわけでございます。また、車が通過する場合においても、どこが道路とのり面の境であるかわからないというようなことにおいて、交通安全対策上も好ましくないと思っておるところでございます。原則としては、その土地の地主さんのところで管理をしていただくというのが我々としては本意でございますので、これからもそのような形のものは進めさせていただきたいと思っております。

しかし、今、それぞれの地域におきましては、環境整備というような状況の中で保全隊を組んでいただいて、その土地の管理だとか、あるいは共同的な形で美化運動をしていこうというようなことも行われておるわけでございます。横井議員からの御質問に対して具体的な場所が特定できませんけれども、そういうような状況の中においては、一つの方法としては、他の地域で行っていただいております環境保全の保全隊を組んでいただいて、地域全体で管理していくということについても御努力をいただきたいと思っております。余りひどいようなところにつきましては、また市として考えて対応していきたいと思っておりますので、具体的な場所について御連絡いただければと思っておる次第でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） では次に移ります。

耕作放棄地について弥富市農業委員会としてはどのような対策を行っているのか、農業委員会の事務局長にお尋ねしたいと思います。

また最近、農地中間機構への農地集積の事業を市は推進しておりますが、その事業説明もお願いしたいと思います。

また、この事業は農用地利用増進事業との関係もありますが、どう異なるのか、それも含めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

まず、耕作放棄地への対応でございますが、農地法第30条第1項に、農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査——これは利用状況調査と申しますが——を行わなければならないとなっております。これによりまして本市農業委員会も毎年、農業委員会の方々に9月から10月の間に市内全域をパトロールしていただき、農地の利用状況を調査していただいております。その調査の結果、農地の管理が不適切な場合、適切に管理をしていただくよう農業委員会から所有者に対しまして連絡をさせていただいております。

続きまして、農地中間管理事業につきましての事業説明ということでございますが、現在、農家の兼業化や高齢化により、自分で耕作をされる方が減ってきております。そのような方の農地を将来的に耕作放棄地とならないように、農地中間管理事業に貸し出しをしていただきまして、担い手の方に農地を耕作していただくというものでございます。また、農地中間管理事業を利用することによりまして、交付要件に合えば、地域や個々の出し手の方に対しまして協力金というものが交付されるメリットを有効に活用していただく制度としまして、農地中間管理事業を推進させていただいております。

3点目でございますが、農地中間管理事業と農用地利用増進事業の関係についてでございますが、昭和55年に農用地利用増進法という法律が制定されまして、その運用として農用地利用増進事業が設けられ、利用権設定によります農地の貸し借りが推進されました。その後、平成5年に農用地利用増進法のほうが改正されまして、現在の農業経営基盤強化促進法という形で整備をされております。そのため農地の集積を促進する事業としまして、農用地利用増進事業にかわり、現在は農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の2つの事業によりまして運用をさせていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今後もこういう事業があるということで、いろいろところで啓蒙してほしいと思います。

次に移ります。

零細な水田農地や畑地の管理については受け手がなく、大変困っております。今後は、農業委員会、弥富市としてどのように対処するのか、お願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

零細な農地で受け手がない農地につきましては、理由でございますが、受け手の側では、農地面積が少なく機械作業が難しいとか、農地まで農業機械を持ち込む道路が狭いですとか、農作業に必要な水源がないなどの理由が考えられます。そのような農地の条件を改善し、受け手が請け負えるような形にするために、畦畔の除去等を行い、農地区画の拡大を行える事業としまして、本年度より農地耕作条件改善事業というものが県で申請されております。ただし、この事業の実施につきましては、関係する農地の所有者の方の御理解と御協力、管轄しています土地改良区の御協力が必要となってまいりますので、今後は零細な農地で貸し出し要望のある区域での事業説明とか事業実施の調整を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、農業委員会の事務局長が答えていただいたのは田んぼなんですね。畑はどうされるんでしょうね。畑のほうもちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 現在、畑につきましては、担い手、受け手の方が見つからないというのが現状でございます。その畑を有効に活用していただくということで、今後、どういった形で進められるか検討させていただきたいと思いますが、一つには、市街化に近いところであれば、そういったところを非農家の方が農地として借りて、自分たちの畑の農作業をしていただくという運用をもしできるのであれば、貸し農園のような運用ができないかなと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 実際に困ってみえるのは畑のほうが多いと思います。ですので、畑をなるべくなら、今言われた貸し農園、いい制度でございますけど、なかなか今度は借り手がないと思いますけど、よろしく推進してほしいと思います。

私は、現状の農業経営では国際化対応など無理だと思います。余りにも欧米の経営規模に比べ農地の規模が小さい。日本の農業は昔から集約農業と言われてまいりましたが、それも現代社会に合わせることの農業は非常に難しいと思います。TPP交渉がうまくいかないように、海外の農産物価格は非常に安いと思います。日本の耕作規模では海外には太刀打ちできません。しかし、農産物は世界一安全だと思います。世界一の農産物の農薬規制がございます。規模で世界と競争できなければ、安全な農産物で世界と競争すべきであると思います。

今後は、長所を伸ばした安定的な6次産業化農業等を推進してもらいたいと思います。

では次に移ります。

次は、ふるさと納税についてであります。

私は、3月議会でもふるさと納税の質問をいたしました。なぜ弥富市はふるさと納税寄附の返礼を行わないのか、私には理解できません。ですので再度質問をさせていただきます。

総務省は、2015年4月1日より税制改正が行われ、住民税控除額が今までより2倍控除と確定申告が不要となったことを大きくホームページで、ふるさと納税についての宣伝をしています。ふるさと納税というものはどういうものか箇条書きを試みました。

まず1番目として、ふるさと納税すると、特産品、各地域の特産物がもらえます。2番目、ふるさと納税する先は、まず生まれ故郷でなくてもいいということであります。3番目、住民税の控除はされます。これは、年収や家族構成において異なります。4番目、住民税の使い道を寄附されたあなたが決めることができるということであります。それと5番目、複数の自治体へ寄附先が決められるということであります。

前回も市側が行わないとした理由の一つに、寄附なのにお礼の品を送ることについて、寄附本来の目的ではない、考えられないという回答でありました。返礼品を送ることについて、この制度を利用し、地域の産業や企業をアピールするマーケティングツールと考えたらいかがでしょうかという、今までも知ってもらえなかった魅力的な特産品を多くの方に知っていただくことで、どんどん市町村の魅力を伝えてほしいというコメントがありました。

総務省は、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）を送付することの行為については総務省通達を出しております。1番目として、換金性の高いプリベイドカード。また、高額、または寄附額に対し返礼割合の高い特産品。ふるさと納税はふるさとチョイスとし、地域で頑張る産業や企業を総務省が応援していますとホームページで掲載されております。

では質問いたします。

平成27年5月で出納閉鎖がなされ、26年度弥富市の歳入歳出決算が出ておりますが、その中の26年度ふるさと納税額の歳入額と件数、またほかの市町村に寄附された額と件数をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

平成26年度のふるさと納税額の歳入額と件数につきましては、100万円で1件でございます。

また、本市の市民の方で他の市町村に寄附された額と件数につきましては、760万8,000円で166件でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 私は、今の金額を聞きまして、1件で100万円と。弥富市という地名が全国的に知られていないので、ふるさと納税寄附額は少ないと思われます。また、ふるさと納税のホームページで、日本全国の寄附額は約141億8,900万円であります。住民税の控除額は60億6,200万円であります。その内容は、県が24億2,400万、市が36億3,800万でありました。また、2014年度の寄附額の1位は14億6,200万円、これは長崎県の平戸市、2位は佐賀県の玄海町の10億6,600万円、3位は北海道上士幌町の9億7,400万円でありました。ふるさと納税が何億という金額です。私は全国から集まる寄附に大変魅力を感じております。今年から寄附控除額は2倍になりました。ということは、もっとふえると思います。ただ、出ていくほうがふえると思います。

次に、ある自治体の取り組みを紹介します。愛知県尾張郡のK市、名前を上げなくてK市でございます。これは人口が15万ほどの市でございます。大抵おわかりだと思いますけど、このK市は市民税をほかの市町村にとられてばかりではだめだということで、この6月、ふるさと納税でほかの自治体に税収が奪われないよう異例の取り組みを示しました。市民がK市にふるさと納税をしてくれるようにという返礼メニューをつくりました。それは、例えば1万円寄附した市民に、K市内で使える3,000円の商品券を贈る。今までも肉や商品の特産品を返礼として贈られている上に、新たに新しいメニューを追加しました。大変ユニークな発想であると思います。私は、このことが事実であるかということをK市に電話で確認をさせていただきました。

さて、弥富に戻りますが、弥富市の特産といえば、農産物であれば、トマト、ナス、イチゴ、その他木曽川清流でつくられましたお米、また果樹であればイチジクがあります。また、日本一である金魚——金魚だけではいけませんので、水槽とセット——があります。工業製品であれば、のり等があります。こちらの品を農協、金魚組合、のり生産会社と提携し、ふるさと納税者に返礼をすれば、寄附していただいた方にも、農家の方にも、大変メリットがあると思います。私は、K市のように市内で使える商品券もいいと思います。地方自治体が農産物を農家から買う、また特産品の商品券で市内の店で品物を買うということは、消費向上につながり、地域を活性化することにつながると思います。私は、弥富市に何もなければ提案はいたしません。ぜひ弥富市でも特産品の返礼をすべきであると思いますがどうでしょうか、再度お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

ふるさと納税制度につきましては、今は都会に住んでいても、自分を育んでくれたふるさとに、自分の意思で幾らかでも納税できる制度があってもよいのではないかと、そんな問題提

起から始まって導入されたものでございます。そうした本来の趣旨も踏まえまして、本市特産の農産物、金魚等を返礼としてお贈りすることにつきましては、さきの3月議会でも御答弁させていただきましたように、品物目当てに寄附を誘導する、また注目を集めようと一層豪華な特産品をそろえるようになり、自治体間の過度な特典競争が生じることになりかねないため、本市については現在も考えておりません。

しかしながら、議員御指摘の本市の農産物を含めた特産物の消費向上を図っていくということにつきましては、大変重要な施策の一つであります。ふるさと納税の返礼品とは別の形で推進していかなければならないものでございます。そうした施策をPRすることによって、その結果として本市、また旧弥富町、旧十四山村がふるさとである市外の多くの皆様に、ふるさと納税も含めたいろいろな形で本市を応援していただけるようになっていかなければならないと考えております。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 横井議員に御答弁申し上げます。

このふるさと納税につきましては、他の議員からもいろいろと御質問をいただいております。その都度、私どもの弥富市としての考え方をはっきりと述べさせていただいております。

先ほどふるさと納税につきまして横井議員から、その趣旨、そしてその目的というようなことがお話をされたわけでございますが、この納税の趣旨というのは、自分の納めるべき税金が自分の希望する地方の自治体に納められることができる。そのこと自体が私は特権であろうと思っております。そうした形の中において、その上なおかつ特産品等の見返り品を期待する。そして、その期待される特産品というのは、自分が住んでいる自治体からの税金を使って特産品を贈らなきゃならないというわけでございます。これは、一定程度の納税金額がある国民にある意味では限られるというような形では、私は不公正だと思っております。そういうような状況の中で、国民全体のために支出されるべき税金が、この制度を利用する個人だけに還元されるところに、税の本来の趣旨ではないということを強く思っております。

海部地方4市2町1村の中で自治体があるわけでございます。それぞれがその趣向を凝らしながらおやりになっておられるわけでございますけれども、他の自治体のことをとやかく言うわけではございません。ほとんどのところが、その実績として上がってないというところも海部地方ではあります。全国的には、先ほど横井議員の話もありましたけれども、相当無理をして展開してみえるところでもあるだろうと思っております。

そして、もう一つ注視すべきことは、特産品の中で見返り品を出すということにおいては、ほとんどリピートがない、これが実態だそうでございます。一時的な自分自身に対して納税

の特権と同時に見返り品を期待される、そういう納税の仕方。このことにつきましては、本来の納税のあり方ではないと強く思っているところでございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、いろいろ御答弁していただきましたが、次に移ります。

実は、市民から寄附を受けて市民に返礼品を贈っても、市財政が潤う財政からくりがあります。その理由は、寄附に応じて減る市民税の税収分は、愛知県が4割、弥富市が6割で市県民税を負担する税の仕組みであります。市民税が減った分、愛知県、弥富市が分担する仕組みであります。また、地方交付税を受け取っている市町村は、市民税が減った場合、地方交付税でそれを補填する仕組みであります。

もう1つ例を挙げます。山口県のある市、この市は、よその市ばかり上げて申しわけないけど、ある市の市長は、昨年末に、市民税をふるさと納税して寄附していただくよう、市職員にお願いしたいということでございます。これは、市職員自体が、そこに住んでいる方が半分以上はお見えになるけれども、それ以外の市町村もたくさんお見えになると思います。ですので、市職員にお願いしたという例もございます。

寄附された市県民税の補填の財源は、市民が納めた税金というタコが自分の足を食う、まさしく市町村間競争であります。日本の人口は、これから半世紀で約4,000万人の人口が減ります。9月9日に、今、市長からもちょうと話がありましたけれども、中日新聞の朝刊で、西尾張部のふるさと納税特典の例とし、市だけでございますけれども、津島市、稲沢市、江南市、あま市、愛西市、岩倉市、北名古屋市の特典の事例が載っておりました。また、ホームページを見ると、新たに2015年4月から〇〇市が、〇〇町が、また2015年5月から何々市が、何々町がという、ふるさと納税の返礼を始めたと各地の情報が出ております。新たな市町村がどんどんふえております。先ほどふるさと納税をするという回答はもらえなかったんですが、新しい時代を乗り切るためには、財源確保のために、弥富市民のためにも、ぜひとも弥富市もふるさと納税寄附の返礼に名乗りを上げるべきだと思います。

では次に移ります。

弥富市の財政計画について。

平成26年度弥富市決算認定の時期の9月議会がやってまいりました。私は現在、海部南部水道企業団の議長を務めさせていただいておりますが、この8月議会で水道企業団の決算承認を行ってまいりました。水道企業団会計は、民間と同じ企業会計であります。企業会計では、バランスシート、損益計算書、キャッシュ・フローが会計であります。バランスシートはその法人の資産を示し、損益計算書はその法人の利益を示し、キャッシュ・フローはその法人の金の流れを示しています。

では質問いたします。

地方公共団体の場合、地方自治法施行令規則第14条で予算様式も定まっております。企業団の企業会計とは違いますが、毎年、バランスシート等財務4表を決算認定後に作成しております。多少の様式は違いますが、なぜこの決算認定の時期にバランスシートの資料作成ができないのか、またやらないのか、お尋ねしたいと思います。

バランスシートは弥富市の資産を示すもので、この決算認定の時期に資料としてつくるべきであると思いますがどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

ただいま御質問にもありましたように、海部南部水道企業団は企業会計でありますので、財務会計のシステムが企業会計に対応できるものになっており、システム上、3月に収支が打ち切られますと財務諸表も作成ができる仕組みになっていると承知しております。ところが、市町村はそもそも企業会計ではありませんので、財務会計と財務諸表を作成できるシステムとが連動されておられません。本市におきましては、出納閉鎖の5月末を過ぎましてから、決算数値をもとに仕分けする作業がございます。日々仕分けがなされている企業会計であれば、その必要はありませんが、1年分をまとめて仕分けするということで、一定程度の時間が必要になってくることも御理解いただきたいと思います。

しかしながら、例年ですと2月まで作成にかかっておりましたが、今年度は3カ月前倒しをいたしまして11月には作成するよう現在作業を進めているところでございます。今後も少しでも早期に作成するように努めてまいります。会計上やシステム上の違いにつきましても御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 決算認定をしてしまってから、弥富市の財産は平成26年度どうであったかというようなことは、意味がないということではないですが、遅いということだと思います。企業でいえば、通常の例で、3月に出納閉鎖であれば、3カ月以内の6月までに株主総会を行うことが商法等で定められております。今年度も財務4表をつくられると思いますが、そのうちのバランスシートの資産であります道路、学校、ごみ置き場等の資産評価についてどのように出されているのか、ことしでなくても、どういうふうに出されているのかということをお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

最初に道路につきましては、底地は弥富市の土地平均単価に道路面積を掛けて算出しております。工作物に分類しますアスファルト部分につきましては、幅員別舗装延長に幅員別単価を掛けて算出しております。幅員別単価につきましては、9メートル以上が30万円、9メ

一トール未満5.5メートル以上が14万円、5.5メートル未満から4メートル以上が2万2,000円、4メートル未満が1万8,000円でございます。

次に学校でございますが、建物につきましては財団法人全国自治協会の災害共済事業関係例規集の読みかえ表に基づきまして、用途、構造の単価、平米単価でございますが、これを採用し、それに建築面積を掛けて算出しております。

次にごみ置き場でございますが、これは土地としての計算をしております。土地は地積に固定資産税評価額、路線価を掛けて算出しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） なかなか難しい計算方法ですね。

次に移ります。

弥富市の中期財政計画についてお尋ねします。

この計画は、弥富市のまちづくりの指針である第1次弥富市総合計画を財政的視点から補完するものであります。平成27年から5カ年間、毎年赤字が続きます。その理由としましては、地方交付税の算定がえによる減額分約6億円であります。

今後の財政運営の取り組みとしまして、歳入の取り組みとしましては次の項目が上がっております。1番、未収金対策の充実、2番、使用料・手数料の見直し、3番、保育料の見直し、4番、都市計画税の検討があります。歳出の取り組みとしましては、補助金の見直し、扶助費の見直し、特別会計繰出金の抑制、アセットマネジメントの導入、地域交通のあり方の検討、民間委託等の推進等があります。

弥富市中期財政計画が発表されてから相当な時期がたちましたが、何か行政改革として取り組まれた事例はあるでしょうか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

最初に、平成26年度の主な取り組みということでお答えさせていただきます。

まず、公有財産の有効活用ということでございますが、市の所有している未利用地の売却や貸し付けを実施いたしました。さらに、施設におきましては飲料用自動販売機設置事業者の一般競争入札を行いまして、施設の一部の貸し付けを実施いたしました。

次に有料広告事業でございますが、ホームページにバナー広告の枠を設け、現在、12枠ございますし、庁舎内壁面にも広告取扱業者による広告の掲示を行っております。また、障がい者福祉タクシー利用券や高齢者福祉タクシー利用券などにも広告を掲載いたしております。

次に、市税等の口座振替の促進ということで、納税通知書の封筒の裏面に口座振替推奨の印刷を実施いたしました。また、市民の納税の利便性の向上という観点から、固定資産税、普通徴収の市県民税につきましてはコンビニ納付ができるようにさせていただきました。

また、本年度におきましては施設の使用料の適正化ということで、施設利用のコストがどれだけかかっているのかを現在調査中でございます。その結果に基づきまして、今後、使用料の見直しを図っていく計画でございます。

さらに、今年度中に実施いたします市内全域でのＬＥＤ防犯灯導入事業につきましても、大幅な電気料の削減によりまして歳出削減につながるものと考えております。

主な取り組みの状況におきましては、以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 中期財政計画の上においては、行財政改革ということが常にやっていかなきゃならない我々の一つの大きな施策だろうと思っております。そんな中で、財政計画の中でも何を取り組むかという形の中で、議員からも御指摘がございました市の保育料の問題でございますが、もうすぐ新しい保育所に対して新しい子供さんたちを受け入れていくというような時期が参るわけでございますけれども、弥富市としては、平成28年度の保育料につきましては、現行のまま据え置きたいと思っております。これは、まだ経済の好循環が我々地方にまで及んでいないというのが1点でございますし、またそれにかかわるところの所得も決して伸びてないというような状況もあります。大変厳しい環境での住民の皆様の生活感もあろうかなあと思っております。

2点目の都市計画税でございますけれども、これにつきましては、愛知県下においても土地県税をいただいてないということにつきましては、もうほんのわずかな市になりました。この地域においては、私どもと、愛西市、あま市というような状況でございます。こうした状況の中で、いわゆる目的税であるこの都市計画税において、さらに都市基盤整備事業を私は進めていかなきゃならないと、そういう時期が必ず来るだろうと思っております。また、いずれかの機会に議員各位にもお諮りを申し上げ、また市民の声等も聞かせていただきながら、この都市計画税の問題については検討する時期が来ると思っておりますので、御理解もいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） では次に移ります。

前回、公共施設の天井落下の質問をさせていただきました。行政改革で取り上げられているアセットマネジメント計画であるのでという回答でありました。南海トラフ地震の発生が危惧されるというのに、人命にかかわることであります。この公共施設の中に避難所も入っております。建築基準法の施行令の法律が改正されてから2年たっているが、いつこのことをやられるのか、予定時期を明確にされるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 公共施設の耐震化について答弁申し上げます。

平成25年7月に公布され、平成26年4月から施行されました建築基準法施行令の一部を改正する政令において、特定天井と言われるものに該当する学校・社会教育施設などの体育館などについては、天井の落下防止のため、撤去するなどして耐震化対策を講じる必要があります。緊急性について十分認識しておりますので、市として公共施設全体の利用状況や老朽化の状況、財政見通しの分析などを踏まえました公共施設等総合管理計画を今年度に策定し、それを踏まえて個別施設計画を検討の上、長寿命化を図る手段を決定して進めてまいりたいと思っておりますが、平成26年度、27年度と先行して小・中学校の体育館の天井撤去を行ってまいりました。28年度については十四山東部小の体育館の調査に取りかかりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 公共施設の話がありましたけれども、学校が優先されておるんですね。肝心の公共施設については、いつやられるかまだ未定ということですね。計画はあるけれども、未定ということですね。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 個々の施設については、担当課において個別計画を作成の上、取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 児童・生徒たちの体育館を利用するときの天井落下ということにおいて、国からも指導がございました。そういうような状況の中で、私どもといたしましては、新しい日の出小学校さえも、この夏には天井を取り外したというようなことでございます。大変理解に苦しむこともありましたけれども、しかしこれは子供たちの安全のためにやむなしという形で実行しているわけでございます。まだまだ、東部小学校の体育館であるとか、そういったところが残っております。そういった形の中で、財政的にも大変厳しい状況にこれらは、市の負担となってまいりますので、財政的にも負担が大きいという形の中で、さまざまな公共施設の中における天井の問題につきましては、その建物がいつ竣工されたかというような時代的な背景もしっかりと組みながら、我々としては一つ一つ考えていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今後は人口減少社会を迎え、財源確保が大切であるが、行政改革も大切であります。行政は今年と同じであれば、また同じことを行っておれば、1歩も2歩も後退だと思えます。ぜひとも行政改革の推進をすべきであると思えます。以上で終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は11時5分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に川瀬知之議員、お願いします。

○2番（川瀬知之君） 2番 川瀬知之。お願いします。

このたびの台風18号などの豪雨により、茨城県常総市で鬼怒川が決壊し、被災された方々、御家族や御親族、お友達の方々に心よりお見舞い申し上げます。

日本の国際競争力の低下や少子・高齢による縮小社会が国内の経済低迷を招くと言われております。今、国際競争力を取り戻し、経済発展につながる地方創生を地方自治体を中心に、なって確実に進めていかなければならない時期が来ていると考えております。

その中で、今後、技術革新を進め、多くの資源や土地を必要としない社会、すなわちエネルギー、水を地産地消できる水素社会、環境配慮型都市（スマートシティ）化された災害に強いまちづくりをいち早く構築し、このような社会をほかの地域に波及させれば、世界的な諸問題や紛争を解決していくのに貢献できるのではないかと考えております。

では、地方創生に係る包括連携協力についての質問をいたします。

地方創生のリーダーシップを担う本市執行部は、少子・高齢、グローバル社会などの影響から、本市内の医療、農業、金融などのさまざまな事業がどんな課題を抱えているのか、現状の調査・分析を当然行っておられると思われます。このような課題を説明していただき、その課題を包括的に克服するための協業はどのようにすべきと考えていますか。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） それぞれの事業の課題ではございますが、医療につきましては、具体的に申し上げますと、高齢化社会による医療費の増大、介護につきましては単身高齢者世帯や認知症高齢者の増加であり、介護も含め、医療予防、生活支援など一体的に提供する包括ケアシステムの構築が重要な課題でございます。また、農業においては、後継者がいなくなり、農地の保全管理が課題となっています。このように行政運営において複雑多様化した問題が数多く発生し、その対応に苦慮しているところでございます。

このような中、本市におきましては、複雑多様化した問題対決のために、一担当部門だけではなく、他の部門とも共同で問題解決に当たっていくよう努力しております。今後も、縦割り行政ではなく、横の連携を深めて問題解決を進めてまいります。

また、多様化する市民ニーズに適切に対処するためには、市民の参画と協働がこれまで以上に重要になるものと考えております。市民と行政の協働のまちづくりの推進を図るため、審議会や委員会の委員の公募やパブリックコメントの実施など、政策形成過程から市民の参

画、協働に努めているところであります。今後も、さまざまな行政課題に対処するに当たりましては、市民目線で市民の皆様とともに問題を解決する姿勢に努めてまいりたいと考えております。

議員のおっしゃる包括的な克服しての企業との協業につきましては、現状といたしましては考えず、今述べました対応で取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○２番（川瀬知之君） 金融機関の課題は言われなかったんですが、金融機関は貸出先が非常に減少して困っておられると思います。仕事がほとんど機械化されて、どんな仕事をしているのかまだ把握していないみたいですね、金融機関の方々の話を聞くと。

それでは、一宮市は地域経済の活性化の取り組みについて、相互に協力、連携するため、三菱東京ＵＦＪ銀行、名古屋銀行などの各金融機関と地方創生に係る包括連携協力に関する協定の締結をいたしました。本市はこのような協定締結についてどのように考えていますか。

また、本市は、地方創生政策５原則、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視に基づき施策を展開していくと、抽象的な表現で他人事のように説明していますが、本市は具体的に持続可能な地方創生をどのように進められるのか、さらにまちづくりに反映させるつもりはありますか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今回、地方創生ということが、今年度、平成27年度から急ピッチに、人口ビジョンを含めたところで戦術、あるいは戦略というようなことの構想を策定していかなきゃならないというような状況でございます。そして、そのメンバーの中には、産学官金労という形の中で、産業界、あるいは行政、あるいは金融界で、その策定メンバーをしておるわけですが、策定メンバーの中に東京三菱ＵＦＪ銀行も加入をしていただきました。名古屋の本部から、その策定メンバーとして参加させていただいておるところでございます。

また、地元の金融界からは、地方創生に対して、我々金融界の持っているノウハウ及び資金力というか資金というものを活用していただきたいというようなお話もございます。我々としては近い将来、近日中に、そういった金融界等を含めて、他市の取り組みと同じような形で協定を結ばせていただきながら、そういった形のノウハウ、あるいは資金というものを活用して市の活性化に努めていきたいと思っておりますので、御理解ください。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○２番（川瀬知之君） 多くの金融機関は、国や地方公共団体の医療・介護の政策立案の支援を行っています。社会保障政策である医療政策を専門に取り扱うチームを設置し、制度改正を検討する際に不可欠な現状の調査・分析、制度創設の検討に資する海外の事例の調査・研

究、医療産業の振興を目的とした各種の調査・研究、さらにこれらの知見を踏まえた地方公共団体の行政計画の立案支援を行っているそうです。

一方、農林漁業の分野でも、農林漁業の成長産業化が内需拡大、国内雇用創出、地域経済活性化などの重要な課題解決の鍵を握る分野と捉え、豊富な投資経験、全国に広がる顧客基盤を生かし、農林漁業の成長産業化をサポートしようとしています。具体的には、農林漁業成長産業化支援機構や地域金融機関、地方公共団体と連携し、各地域で農林漁業6次産業化ファンドを設立し、6次産業化に取り組む事業体に対する投資に取り組んでいるようです。

例として、北海道銀行が北海道地方創生ファンドを設立すると発表しており、道内14信用金庫と3信用組合らと共同で、総額は7億5,000万円、食や観光、環境関連などの地域資源を生かして地方創生を目指す企業を後押ししております。

それでは、投資にはしっかりしたビジネスプランが必要です。地方創生の助成による行き過ぎた設備投資は企業の業績を悪化させます。過剰投資型の経営破綻を少なくするための施策を考えていますか。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 平成26年12月27日に閣議決定されましたまち・ひと・しごと創生総合戦略は、地域の企業や自治体の仕事づくりに対する支援策であり、単に補助金の交付でなく、多岐にわたるさまざまな支援策があります。

その中の一つですが、海外市場に販路を拡大するために、海外での活路を見出そうとする中小企業、小規模事業者に対し、JETRO（日本貿易振興機構）、中小基盤機構が事業計画策定から輸出体制の構築、現地進出、さらには進出後の課題や事業再編の対応まで一貫して総合的に支援するものがあります。本市にとっても港湾は大変重要な役割を果たす物流拠点であり、既に市内でもJETROの支援を受けている企業が幾つかあり、入会の必要性を感じております。そこで、より効果的なものとするために、海部津島地域の7つの自治体が一体となり、協力し合いながら取り組んでいくことを来年度以降考えていきたいと考えているところでございます。

このほかにもさまざまな支援策がありますが、いずれにせよ新しい事業を実現していくためには、企業を取り巻くさまざまな環境変化に対応し、また新しい事業を展開して国内外の新たな市場を獲得していくことは、さらなる成長を実現するための大きな鍵となります。

しかし、新たな事業を行うには、その分野の市場構造やリスク、将来性を初め、さまざまな角度からしっかりと調査を行った上で事業計画を策定するのが重要となってきます。そのため、新しい事業を展開する際のフィージビリティ・スタディー（実現可能性調査）は大変重要であり、経営者によるその見きわめが会社の運命を作用するといっても過言ではございません。地方創生のための多様な支援策をどう生かすかは、経営者自身の経営に対する手腕

が問われるものであります。過剰投資型の経営破綻への施策につきましては、市としても注視しなければならないと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 多くの金融機関は、リスクマネーの供給、ビジネスモデルの構築、産業知見を生かした政策提言など、幅広いサポートを通じて今後も農林漁業の成長産業化と地域経済の活性化に貢献しようとしています。

しかし、日本の学生は、生涯にわたり企業や官公庁に雇用されることを希望する者が多く、アメリカや台湾と比較すると起業を目指す若者が少ないです。資金調達は主に銀行などの間接金融が中心であったり、経験のない個人では資金の調達が難しかったり、大量資本のために借金して経営に失敗すると個人として多額の借金を負ってしまう社会環境が原因であるとも言われています。起業家があらわれなければ、制度的、経営的に企業寄りの社会環境が整えられるとしても、企業が活発になることはないと思います。主体企業が存在しない他人事としたサポート体制が中心では、地方創生が進むのかいささか疑問に思います。実際に金融機関が事業に商社のように乗り出さない限り、このようなサポートだけでは地方創生に不可欠な具体的な成長産業の創出や持続成長可能な企業を育成することは難しいかと思います。

それでは、まち・ひと・しごと地方創生総合戦略を周辺の自治体である愛知県、名古屋市は、強力な司令塔のもと、2重行政を徹底的に排除し、世界と戦える大都市圏として発展していくための県・市のあり方を協議し、東京一極集中にストップをかけるべく日本一元気な愛知をつくり、日本の未来をつくるために、中京都構想の推進に取り組んでいます。近隣の地域自治体の地方創生総合戦略の内容を把握して、本市はどのように連携を図るべきか考えていますか。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 総合戦略策定におきまして、広域圏での複数市町村が総合戦略を共同で作成する考えもあるとの指針は出ておりますけれども、近隣の愛知県内の市町村では、今回の総合戦略におきましては個々に策定するとしております。

愛知県と名古屋市との連携についてでございますが、愛知県も人口ビジョン総合戦略を策定しておりまして、その整合につきましては、県と市町村との意見交換会を開かれておりまして、県の資料をもとに整合を図っていく予定でございます。

市町村連携につきましては、既に名古屋市を中心とした大都市圏域での連携として、名古屋市近隣市町村長懇談会を通じて行ってきた自治体との連携の取り組みを、この地方創生を機にさらに進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 追加答弁をさせていただくわけでございますけれども、近隣市町村と

いう状況の中では、名古屋市、あるいは三重県の桑名市とも、我々はその都度情報交換をしながら、いろんな形の中で持てる資源を共有化していくということが大事だろうと思っております。しかしながら、今、私ども海部地域で4市2町1村、この海部地域でもっとその連携をしっかりと、きずなを結んでいこうということの動きが出てまいりました。そうした形の中で、海部地方の津島市、あま市、そして愛西、そして蟹江、大治というような中で、それぞれの持てる資源、特に観光資源だとか、そういうものがたくさんあるわけでございますので、そういったようなものを共有化しながら、それぞれの自治体間の交流を深めていこうということが大きな動きとして今後出てくると思っておりますので、近隣市町村同様に考えていかなきゃならないと思っております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 県と名古屋市は、2027年予定のリニア中央新幹線開通を見据えたインフラ整備を政策の柱の一つに掲げました。名古屋駅のスーパーターミナル化のほか、名古屋駅と名古屋高速道路との直結、中部国際空港の2本目の滑走路の整備や完全24時間化などを進めています。さらに、産業政策としては、航空機や自動車、ロボットなどの産業集積強化などを盛り込み、リニア、ジェット、燃料電池車という日本の未来をつくるプロジェクトを成功に導こうとしています。

具体的なことに入りますが、次に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構であるNEDOの支援事業である未来産業の育成と環境配慮型都市づくりについて質問をいたします。

前回の一般質問でも述べましたが、エネルギー・水の自給自足ができる水素社会、環境配慮型都市（スマートシティ）は、電力を太陽光や風力、潮力、水素・メタン・バイオマスを燃料とした火力、燃料電池などで発電した電力を大型蓄電池や電気自動車に蓄えたり、その電力で水素を生成し、貯蔵し、必要時に再び発電したりし、必要なときに家庭やオフィスビルに供給します。さらに、次世代電力計を使って電力需給や天候に応じて消費電力を効率よく管理し、消費電力を2割程度減らします。水を逆浸透膜などの水処理の技術で雨水や泥水を飲み水に変えたり、排水を電気分解して生成します。

水素社会、スマートシティは、このような水・電力を地産地消し、同時に効率的に利用できる仕組みを整えた社会です。災害時には、電気・水の自立性が確保できるのが特徴です。経済産業省は2011年度から、横浜市のみなとみらい周辺や愛知県豊田市、関西の関西文化学術研究都市、北九州市の該当地域で、スマートシティの実用化が可能か実証実験を進めてきました。4都市に4年間で総額300億円を投じ、関連設備への初期投資だけでなく、管理・修繕などの運営費も補助しました。その結果、自治体や民間企業に運営を委ねても十分に採算が合うと判断し、実用段階に移行することになっております。

一方、初期費用の補助率をこれまでの2分の1から3分の2に引き上げ、民間企業などの参入を促し、2015年度中に約80億円を投じるようです。経済産業省によれば、初期費用の負担を軽くすれば、運営費は十分に回収できます。横浜市の場合、太陽光などで発電した電力で販売収入が大きいほか、電力の使用状況から、ひとり暮らしの高齢者の安否状況を確認するサービスを有料化して算入した事業者は収益を確保しているといいます。実証事業として先行した4地域でのこうした実績やデータは、新規に参入する自治体や企業に積極的に公開しております。時間帯ごとに電気料金に差をつけてピーク電力を下げたり、消費電力を予測したりするノウハウも提供しています。1件当たり3,000万円を上限に事業化計画の策定も支援しておるそうです。

スマートシティ建設のための投資規模は、世界で10年から30年の間に累計で4,000兆円との試算もあり、経済産業省は訪日外国人の増加が見込める20年の東京五輪に向け、各地でこうした次世代型の都市を整備し、国内の次世代都市を海外にアピールし、海外へのインフラ輸出にもつなげようとしております。

愛知県の中京独立戦略本部が、今後の産業活力、都市基盤、防災の政策課題に応じた専門的な議論を積み重ねており、本市も次の内容である環境未来都市について十分精査していると思います。実用化段階に入った災害に強いスマートシティづくりに他市町村は協力を始めていますが、本市でもスマートシティについて研究や検討をしておりますか。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 環境未来都市の構想につきましては、既に11団体が認定されているようでございまして、環境、社会、経済の3つの価値を創造し続け、誰もが暮らしたいまち、誰もが活力あるまちの実現に向け、先駆的プロジェクトとして取り組まれております。これらの環境モデル都市と環境未来都市を一体的に推進することで、環境未来都市構想の理想とする都市・地域の早期実現を目指していくものでありますということが載っておりました。

本市につきましても、環境未来都市選定自治体の取り組みの成功事例から普及・展開していくこととされておることから、その展開される事例により取り組むべきものを今後研究してまいりたいと考えております。取り組みに当たりましては、住民の方の御理解、産業界、大学との共同による取り組みが不可欠であると考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 川瀬議員に追加でお話をさせていただくわけですが、先ほども私どもの担当から、この環境都市という形で選定されたのが全国で23市町村があるということで、愛知県では豊田市でございます。私も、この豊田市におけるいわゆるスマートシティという形の中でのモデル都市を見学させていただきました。災害に強い環境未来都市、

あるいは高齢化社会に対してどのように対応していくかというようなことに対するまちのモデル、あるいはトヨタ自動車ということが大きな背景としてございますので、そういった形の中での新たなエネルギーに対する車への取り組み、あるいはそういったものを広げていくということが積極的に展開されておるわけでございます。我々としても、職員も勉強していかなくちゃならないわけでございますが、どうか議員各位にも、豊田市のモデルを一度研修の場としていただくのも一考ではないかなあと考えております。

まだまだ他の自治体におきましては、このスマートシティーということに対しては、その取り組みの糸口だろうと思っております。しかし、間違いなくもっと変わった環境がスピードを持ってやってくるということも事実だと思っておりますので、我々としてはこういった取り組みに対して、研修の場、あるいは研修をしていかなくちゃならないということは言うまでもありません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 例えば名古屋市では東邦ガスが2014年12月11日、港明地区で計画中の環境配慮型都市について、地区内で熱と電気を一括管理するシステムの概要を発表しました。地区内の商業施設や集合住宅に電気も販売する予定です。

また、日本ガイシが名古屋市に環境配慮型都市を建設する大型再開発に、産業用電池、ナトリウム硫黄（NAS）電池を採用されています。NAS電池は、リチウムイオン電池に比べて1キロワット時当たりの単価が安いのが特徴です。このように、他市町村ではスマートシティーづくりを加速させ、災害に強いまちづくりと産業育成につながっています。

中身がよくわかってないので、そんなに難しいことではないんですが、したがって、今、本市でやるべきことは、本市で太陽光を持つ公共施設があると思います。それとメガソーラーも配置されていると思います。そこに適当な蓄電池を入れて、電力のネットワーク化をして、海水と泥水を飲料水に変える装置を導入することにより、緊急時に病院や庁舎などの防災拠点へ電力と水を今でも供給できる体制ができると思います。このことを協力して交渉していただければ、本市も災害に強いまちになるのではないのでしょうか。

わかりませんか。わかりませんよね。今、自分の学校とか施設に太陽光発電をしているでしょう。それを、蓄電池をつけたりなんかすると、それで緊急時にバッファになるんですよ。緊急時にそれを使えるもんですから、どこにどれだけの電気がたまっていけばわかっているれば、それを後で病院とかに持っていくことができるんですよ。どのぐらいの電力がバッファとして置いてあるか把握しておけば、その電気量さえ把握すれば、例えば必要な電気がどこにあるか、その電気を自分で持ち運ぶこともできるもんですから、だからインフラが潰れても、そこに電力があるということを計算して、要は災害があったときに使っていただければよろしいんじゃないかと。また、電気があれば水はできるもんですから、飲み水

もできるもんですから、そういうときに、そういうことを前提にして、要はインフラが全部使えなくなったときを考えていかれたらどうかなあと。今ある設備で十分できますので。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私たちが公共の施設において、メガソーラーというか太陽光発電のソーラーパネルを設置しておるわけですが、これは規模的には非常に小さいものでございまして、私はそういった形の中には、民間で手広くやっただいていてところといろいろとお話をさせていただくのがいいかなあと考えております。

そういった形の中で、議員御承知のように、一昨年、木曽岬干拓に76ヘクタールの丸紅飯田がつくった太陽光発電の場所があります。このところを、ことしは10月25日に開催いたします健康フェスティバルにぜひ出展していただきたいと、向こうからの要請もございましたので、新しい時代に対する電力の発電という中で、これがどのような形で、まちと、あるいはそれぞれの地域の住宅と連携していけるかというようなことについても、私たちとしては勉強の場になると思っておりますので、ぜひ健康フェスティバルにお出かけをいただきまして、さまざまな御質問等をしていきたいと思っておりますので、議員各位もよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 基本的には、太陽光はメガソーラーだけじゃあ、蓄電池の設備が要るんだと思うんですけどね。まだ今、蓄電池の設備はされないようなんですけど、徐々に設備されれば使えるようになると思います。災害時にですね。

次に、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に沿った支援事業を誘致企業と市内の企業と協業を図り、今後、需要が見込まれるノウハウ、仕事を本市に集積するよう促すための質問をいたします。

炭素繊維は、そもそも東レが世界に先駆けて1971年に量産に成功した日本初の素材です。東レは、米ボーイング社から航空機向け炭素繊維複合材を1兆円分受注するなど、鉄やアルミニウムにかわる素材として、航空機やロケット、医療機器などに使われています。弥富市に誘致した川崎重工は炭素繊維加工技術があり、米国ボーイング社からボーイング777の前・中部胴体パネル、主脚格納部、貨物扉の共同開発を分担生産しております。さらに、続く新型機として開発を進める787ドリームライナーでも分担生産しておりますが、この炭素繊維を生産する東レを誘致できませんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 川崎重工株式会社名古屋第一工場 ―― 弥富市の楠にありますけれども ―― では、ボーイング787の前部胴体部品「ワンピースバレル」の製造設備があり、このワンピースバレル ―― つなぎ目の一切ない一体成型構造 ―― は、炭素繊維複合素材

を直径約6メートル、長さ10メートルに及ぶ筒状の治具に巻き重ね、それをそのままオートクレーブと呼ばれる巨大なかまの中で焼き固めて硬化させることで、その基本形ができ上がります。原料については、発注者側からの指示によりまして指定されたスペックのものを使用しなければならないということで、川崎重工自身にも選択の余地がないと思われます。したがって、これに関連する企業の誘致は、今の現状では難しいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 前回の一般質問でも述べましたが、東レの水処理事業は、特に水処理膜をフルラインナップで展開する水不足の深刻化が予測される21世紀の水需要に対し、世界トップレベルの技術力を要する逆浸透膜などの水処理の技術で水資源の確保に貢献しております。海水淡水化システム、RO膜を使用して、海水から塩分を除去し、飲料水や工業用水を製造する海水淡水化装置の設計、製作、販売を行っております。

川崎重工は、航空機はもちろん、人工衛星まで手がける航空宇宙事業、LNG、LPGなどのガス船や潜水艦を得意とする造船事業、新幹線、ニューヨーク地下鉄など、世界に製品を送り出している鉄道車両事業、ガスタービンやバイオマス発電で実績を重ねるエネルギー関連事業、さらに各種プラントや環境関連設備、産業機械、産業用ロボット、土木・建設機械、鉄鋼構造物など、幅広いエンジニアリング技術を必要とするさまざまな事業を手がけており、皆様も御存じのとおりと思います。

このような誘致した企業の技術、製品、プラントなどの用途利用や販売支援を本市が考えてみたらどうでしょうか。例えば、市内の金融機関と、東レと、川崎重工が協力して、環境配慮型都市づくりに沿ったプラントを名古屋市へ提案し、本市内の建築・土木中小企業に施工参加できるように考えてみたらどうでしょうか。例ですけどね。

次の質問に入ります。

脱鋼材化社会を担う炭素繊維は、単独で 사용되는ことはまれで、通常は樹脂、セラミックス、金属などを母材とする複合材料の強化及び機能性付与材料として利用されます。そのすぐれた機械的性能と炭素質であることから得られる特徴、低密度、低熱膨張率、耐熱性、化学的安定性、自己潤滑性などをあわせ持つため、今後いろいろな用途に幅広く使われ始めますが、炭素繊維加工技術を集積し、地方創生の一つの事業として本市の中小企業育成の振興に役立てるつもりはありますか。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 炭素繊維は、航空宇宙産業のみならず、さまざまな分野に活用されている状況でございます。原料をつくるメーカー、そしてそれを製品に変えるメーカー、それぞれの立場で行われております。幅広い分野で、その特色を生かした生産がされる中、炭素繊維に特化して中小企業の育成・振興ということをするのではなく、本市の特色を生か

して、いろんな方法を今後考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 建築材料として軽量で強度にすぐれた炭素繊維強化プラスチックを利用する技術も、世界各地で積極的に開発が進められています。主要な構造材に炭素繊維強化プラスチックを採用した橋梁の建設計画が各地で進められています。コンクリートの緊張材、つり橋のケーブル、鉄骨代替材料としての利用も積極的に検討が進んでおります。未来の建築材料としての期待が高まっております。将来的には、その導電性を利用した建物の電磁波シールド用途向けの利用や、建造物の損傷を知らせるインテリジェント材料としての利用も期待されております。炭素繊維の建築・土木分野での利用も、今後大きく広がることが期待されております。例えば、尾張大橋の橋梁強化に役立て、地元業者に優先的にノウハウを得させる施策を考えてみたらどうでしょうか。

テスラモーターズは、ガソリン車を超えた電気自動車の量産化と販売を始めております。いずれ電気自動車を、世界の持続可能な輸送手段と自給自足の家庭用独立型電源として利用しようとしております。すなわち、災害時には緊急電源にもなります。さらに、ドイツBMWは、2013年11月に発売した電気自動車EVのi3の車体の基本骨格に炭素繊維を用いた炭素繊維強化プラスチックを使うEVを開発し、世界で初めて量産し、100年以上量産車のボディに使われてきた鋼鉄を置きかえております。

このように、20年ぐらいで自動車が軽くて丈夫な炭素繊維強化プラスチックを使った電気自動車が主流となり、車内の機密性を上げることができれば、自動車が水に流されても水に浮くように容易に変更がかなえられます。ちなみに次期炭素繊維として、この前、台風18号で車が水に流されたと思うんですけど、そのころになれば、流されても浮いておれば何とか助かるんじゃないかと思っております。なぜかといったら。

炭素繊維は今高いんですけど、もっと安いものが開発されておまして、ちなみに次期炭素繊維として期待されるセルロースナノファイバー（CNF）は、製造コストが6分の1で済む木材繊維、炭素繊維強化プラスチックの価格は一般的に1キログラム当たり3,000円とされる。CNFは常温で加工できるため、生産で使用するエネルギーを抑えることができるのが特徴です。1キロ当たり500円以下になる可能性があります。航空機だけではなく、自動車など幅広い乗り物の部材に使用すれば、より軽くすることができる上、燃費がよくなったり使用するエネルギーを削減したりする効果も見込めます。日本製紙、王子ホールディングス、三菱化学が量産化と製品化しようとしています。

だから、こういう会社を誘致できればよろしいんじゃないかなと思っています。鍋田のほうにですね。そうすると、そういう複合的に産業というか、経済特区を今、県知事とやられると思うんですけど、それが勝手につくり上がっていくというふうに、そういう戦略的

な誘致をしていただきたいなあと思って話ししていて、無駄な話かもしれないですけど、申しわけない。

自治体の行政サービスは日本中ほとんど一律であり、蟹江町、愛西市、弥富市、行政システムの仕様はほとんど同じで共通化できるはずです。ちなみに、26年度本市単独の電子計算機運用事業は1億5,256万4,419円でありました。前回の質問でも説明いたしましたが、少子・高齢化による人材不足に対応するため、地元金融機関や既存自治体向けシステム会社などと本市並びに周辺地域自治体との間で住民サービスの向上と自治体業務の効率化を目的とし自治体クラウド事業を供用し、人材と設備の有効利用を図るつもりはありますか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 前段につきましては私から少し、川瀬さんの御質問の中でいろいろとございましたので話をさせていただきます。

川瀬さん、さすが企業家、あるいは経済人という形の中で、非常に幅広いお考えを持っていただいているなあと思っております。今、私どもとしても、幸いなことに川崎重工さんが西部臨海工業地帯で大きな核として現在仕事をしていただいている。また、それも拡大の余地があるというような状況の中で、現在のボーイング787、そしてトリプルセブンというような飛行機はもちろんのことですけれども、さまざまな形の中で今後も伸びていただきたいと思います。と思っています。

また、私どもといたしましては、その用地につきましては十分用意できるのではないかなあとも思っておりますし、愛知県も、これは勝手なことを言いましてはいけないかもしれませんが、今のトレセンのところ、75ヘクタールぐらいあるわけでございますが、その15ヘクタールを売却していくというようなことも愛知県は発表されております。こういうようなところが有効利用されるということは、一つの工業群というか工場群の固まりとなって我々としては利用していただければなあとも思っております。

いずれにいたしましても、ちょっとこれは地方の自治を超えるようなところの課題もございますので、経済団体の横の連絡というか、そういったようなことも含めて愛知県でしっかりとお考えいただきたいということもございますので、また県にも要望する機会がありましたらお話をさせていただきたいと思います。

後段につきましては、担当から答弁させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） クラウド化につきまして御答弁申し上げます。

自治体だけでなく民間企業も含めたクラウド事業を協業し、住民サービスの向上と自治体業務の効率化を推進していくことは、大変有益性があると考えております。本市といたしましては、まだ具体的な計画はございませんが、マイナンバーの導入を契機とし、住民の利便

性の向上や住民サービスの向上を図るため、ＩＴ情報技術の活用につきましては引き続き研究していく必要はあると考えております。

なお、私どもの現状のシステムにつきましては、全てがクラウド化はしておりませんが、一部クラウド化になっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○２番（川瀬知之君） 先ほど市長が述べられたんですけど、できないと思ったら何もできないんですけど、結局、三菱ＵＦＪも、三井住友も、それなりのつながりがありまして、本部に行けばそういう企業と交渉できる力はあるんですよね。だから、用地があつて川崎重工が来ているんだから、川崎重工がいろんなプラントとか機械をつくっているんで、もうつながりがあると思うんです、素材メーカーとかね。それを伝って、どうしても今、ボーイング777に炭素繊維を使っておられると思うんですが、物流的にも、いろんな意味で近くにあったほうがいろんな産業ができるもんだから、素材メーカーを連れてくると、炭素繊維の加工技術がどんどんそこにたまっていきまして、そこにかかわっている中小企業が必ず弥富市内にあるもんですから、そこに話を聞いたりなんかして、こんなことができるんじゃないか、あんなことができるんじゃないか、それぞれ皆さんが考え始める機会ができるもんですから、ぜひとも東レなんか、そういう炭素繊維素材メーカーを連れていくように多分交渉できるんじゃないかと思います。金融機関を伝っていけばできますので、お金はかからないと思います。交渉事だけで、お金で呼ぶわけじゃないもんですから、土地があつて、場所があるもんですから、それを交渉のネタにして交渉していただきたいなあと考えています。

時間が差し迫ってきたもんですから、次のことまでやる時間はないんじゃないかなあと考えておりますが、次回にすべきか。ちょっとクラウドのことについて話をするんですけど、何でクラウド事業の共同体が必要かという、今後、恐らく警察、医療、消防、全ての事務効率を進めるための核になると思うんですね。それでＩＴ技術者を育てる環境ができて、そこにそれができると、将来、中小企業向けに販売支援ソリューションと経営支援ソリューション、何か言葉が難しそうに書いてあるんですけど、要は営業してやることができるし、生産のコントロールもできるようになるもんですから、販売、経営の支援ですかね、あとお金の管理も全部できるようになるもんですから、金融界と、自治体と、警察と、医療と、消防が、全て事務的な意味で効率を上げることをしていれば、自動的に中小企業に営業することが、地元の中小企業とか企業に営業活動をしてあげることができるようになると思いますけど、それはちょっと理解できませんよね。そういうふうになるということは。システム上そうなるんですけどね。

じゃあ、市内の農地の有効利用を図るためには、経営安定化した大規模農業法人を育成する必要があります。地域の医療、介護における給食サービス機関への食材需要に向けた受注

生産型大規模農業法人を市内の企業家、中小企業、地元金融機関、地元スーパーと連携させるつもりはありますか。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 現在、市内の農地の有効利用を図るため、農地の中間管理事業等を活用し、担い手への農地の集積を推進しております。その担い手の中には、農業生産法人としまして、しっかりとした農業経営を行っている農家もあります。また、収穫した米や野菜を直接地元スーパーで販売している農家もありますし、米を米粉やおにぎりに加工してＪＡで販売している農家もあります。このような地元の担い手を応援し、地域の医療、介護における給食サービス機関への食材供給や、地元スーパーと連携をとった地元農産品の販売と６次産業化による農産物を加工した食品の製造・販売などを推進していきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○２番（川瀬知之君） スーパーが小型の八百屋さんをどんどん吸収していったように、規模的に小さ過ぎると、ほかの強い業者からどんどん吸収されてしまうんですよね。それなりの規模を考えていかないと、競争に負けてしまうんですよね。１人ずつの力で何とか言ったところ、企業家、ある程度の競争できる規模がないとやっていけないと思うんですよね。今までのスーパーとかどんなところも、そんなような競争の淘汰があります、いずれ。

だから、そういう競争力のある安定した企業をつくっていくためには、私なりに考えているのは、どういう戦略をとるかということ、農林水産省は2016年４月の電力小売全面自由化に向け、自治体や企業、農家などが連携して小売事業に参入する際の補助制度を始めておりますが、このことを経営戦略を立てると、初めに、行政、地方金融機関、地元スーパー、地元ガス会社、商社、電力会社などで実用段階にあるスマートエネルギー事業会社を協業し、先ほどに述べた電子自治体、自治体クラウド会社が営業と生産コントロールを請け負い、例えば付加価値の高い機能性野菜や安心・安全な農作物を腐らすことなく効率よく市民に届ける受注生産スマート農業を安定経営できると思うんですけど、ある程度の規模でも、マーケティングされてニーズがあれば企業はできるんですよね。何回も言うけど、人がやってみたらではできないんですよね。売り上げはちゃんと確保しないと経営は安定しないもんだから、最初から売り上げありき、マーケティングありきで企業をつくらないと安定した経営はできないんですよ。皆さん言うけど、勝手に人がやって税金を払っておるかもしれんけど、それだけのリスクをしょって皆さん企業をやって、利益を出して税金を払っておるんですよね。あなた方、計画しても、できなくても責任をとられなくても済むんだけど、そういう企業家は責任をとられるんだよね。だから、何が言いたいかというと、必ず売り上げを確保してからでないと会社は安定経営できないんです。それだけは伝えたくて、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） きのうも優良農業法人の例をお話しさせていただきました。有限会社鍋八農産のお話をさせていただいたわけですが、現在、弥富市には水田面積1,650ヘクタールで、約6割から7割近くの方が担い手が担当させていただくようになった。農地中間管理機構という形で、その集約化がどんどん進んでくると思います。10年で80%と言っておりますけれども、私はもっとスピード感が出てくるんじゃないかなあと思っております。しかし、残念なことに、この担い手、二十七、八名お見えになりますけれども、法人組織になっているところは少ないんです。これをまず、私は、農業法人という形の中で皆さんのほうで考えていただきたい。そして、農業法人をつくることにおいて、さまざまなところに対する信頼が生まれてくる。そして、今、議員がおっしゃったように、マーケティング力が発揮される。そして、供給していく。こういったような好循環が芽生えてくるんじゃないかなあ。今、担い手個人でやってみると、自分の管理するところの水田面積に対して責任を持ってやるという領域からなかなか脱し切れないというような状況があると思います。次の段階は、弥富市においては農業法人組織の数をふやしていくことだろうと思っております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） そういうことを考えて、地方創生の抽象的なことを言われましたけど、政策5原則、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視に基づき施策を展開していくということを今、具体的に説明されたと思いますが、それを我々議員がやるんじゃなくて、皆さんがやるんですからね。それはお願いしたいんですよ。読んでおるだけではいかんなあと思って。お願いします。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に山口敏子議員、お願いします。

○12番（山口敏子君） 12番 山口敏子です。

通告に従いまして、1点質問をさせていただきます。

市内幹線道路の耐震対策、液状化対策について、市内の歩道は安全が確保されているかについて質問させていただきます。

初めに幹線道路、生活道路の耐震、液状化対策はどのようなになっているでしょうか。9月

1日は防災の日です。92年前、1923年（大正12年）9月1日に10万5,000人以上の死者・行方不明者を出した関東大震災を教訓として、災害についての認識を深め、備えるため、1960年（昭和35年）に制定されました。その後、毎年9月には全国各地で防災訓練が行われております。

私たちの住む弥富市も今から70年ほど前、1944年（昭和19年）12月7日、昭和東南海地震、1945年（昭和20年）1月13日、三河地震、1946年（昭和21年）12月21日、昭和南海地震、太平洋戦争の戦時下、戦後の混乱時の3年間に3度も厳しい震度7から8の地震が起きていました。

この3つの地震の中で弥富市に一番被害のあったのは昭和東南海地震でした。昭和19年12月7日午後1時35分、東海道沖を震源としたマグニチュード7.9の地震が発生しました。弥富市内での揺れは震度6と推定され、南部地区、当時の鍋田村一帯では大きな被害が出ました。鍋田地区は約80戸以上の家が倒壊をし、現在の栄南小学校、当時の鍋田南部小学校の校舎や、それに近いところの建物は倒壊を免れましたが、ほとんどの家が傾いて、戸のあけ閉めができない状態だったそうです。太平洋戦争の最中で報道管制が敷かれ、被害の規模や状況などが伏せられたため、被害の全容が国民に知らせることはなかった。近隣の地域からの救援活動なども行われず、被災に遭われた当時の町民の方々は、はかり知れない御苦勞で悲惨な大変な状況だったと思われます。その後、三河地震は戦時中であつたため、空襲もあつたと思います。戦後の混乱時に、昭和南海地震は大変な3年間だったと思います。

昨年5月30日に愛知県防災会議地震部会から、今後30年以内に南海トラフを震源による南海トラフ巨大地震による被害想定が発表されました。その内容は、愛知県の防災会議のもとでは厳しい内容でした。それに基づいて減災・防災対策が発表されました。ことしも今月第1・第2の日曜日、6日と13日の2日間にわたり、各学区で防災訓練が行われました。私の大藤学区でも13日に行われました。ちょうど北関東の鬼怒川が決壊し、茨城県常総市では弥富市ぐらいの面積が水没したことでテレビなどで報道されていたので、参加者も真剣に訓練に取り組みました。3・11東日本大震災以前には、このような防災訓練は毎年行われていましたが、市内で行われる訓練の一つで、少し緊張感のないような訓練でした。しかし、3・11以後は、参加者の皆さんは真剣に取り組まれ、現在に至っております。

ことしの2月、本市と防災協定が結ばれています千葉県のパ安市に視察に行つてまいりました。パ安市は、3・11東日本大震災では、市の86%が液状化の被害が発生しました。パ安市は昭和34年から昭和56年までの22年間で東京湾の海を埋め立てた埋立地で、市の面積が少しずつ広くなり、現在は17平方キロメートルになったようです。パ安市は3つの町からつくられておりました。旧市街地の元町は、液状化は見受けられなかったようです。この86%は、全て22年間に埋め立てられた中町・新町と言われる新しい市街地でした。この2つの町は、

宅地・道路も大変な被害が発生いたしました。視察に行かせていただいたとき、当時の状況をスライドで見せていただきました。新しく美しいできたての市街地は大変なありさまでした。3・11から4年過ぎ、まだまだ復旧工事中で、フェンスで囲まれている箇所がかなり市内にはありました。市内の中央公園には、震災モニュメントとして、突き出たマンホール等が震災公園として残されておりました。

弥富市もこの30年間で新しく整備された住宅地も多くあります。現に私の住んでいるところも、昭和40年代に田や沼、池だったところを埋め立てられ、住宅としてつくられたところでございます。本来、弥富市は、江戸時代に新田開発でつくられた土地で主に構成されていると思います。さきにお話ししました浦安市とは状況は違うかもしれませんが、本市でも近年、田畑や池だった場所が埋め立てられ、住宅地として発展してまいりました。市内の幹線道路、生活道路についてですが、耐震構造などはどうなっておりますでしょうか。液状対策は道路にはされているでしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） お答えします。

現在、弥富市における道路整備の設計基準は、愛知県の道路構造の手引きに基づきまして設計・施工しておりますが、耐震及び液状化対策については対応してない状況でございます。

また、液状化対策としましては、締め固め工法や矢板工法などの対応策もありますけれども、いずれも膨大な費用を必要としますので、主要な道路であります県道においても液状化対策というのはとられていない状況です。

一方、第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路といったような防災上重要な道路で、軟弱地盤の上に5メートル以上の高い盛り土を行う場合は、道路土工指針に基づき液状化対策を行っています。市内では、伊勢湾岸自動車から北へ延びる名古屋第3環状線の境工区あたりが、それに該当しております。

その他道路埋設物の下水道施設は、各地震動に応じた耐震対策及び液状化対策が講じられていまして、また上水道におきましても、順次耐震化整備を進めている状況となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 第1次、第2次道路だけでもやられていたら、それはうれしいなと思いました。その道路は、緊急的なことで、救援物資だとか、そういうものが運ばれる大切な道路だと思います。それが徐々に生活道路、市内にある新しい道路にも、それがいったらいいなと思っております。

次に、幹線道路、生活道路には電気・電信などの電柱が埋設されています。この電柱には大切なライフラインがつけられております。電気なしでは一日も生活が成り立たない大切な

ラインでございます。現在、この電柱は、市道の端にあったり、田畑の境界付近に埋設されていることが多く見受けられます。地震が発生すれば、この田畑はやわらかい地盤で、電柱の傾きや倒壊が考えられます。倒壊すれば電線の切断も考えられ、とても危険です。それにライフラインも全て切れてしまいます。このためにも電柱の埋設に対する対策はどのようにされておりますか、御返答をお願いします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 電力会社、中部電力に確認しましたところ、電柱につきましては、電気設備の技術基準の解釈第60条に基づきまして、倒壊・傾斜が起こらないよう、地盤の状況を含めた施設状況に合わせ、設備を構築しているということでした。その技術基準の第1項第1号ハに、水田その他地盤が軟弱な箇所においては、特に堅牢な根かせを施すこととなっており、具体的には電柱の基礎部分にコンクリートブロックを根かせて取りつけたもので対応しているということでございます。

また、通信会社に確認しましたところ、同様の対策を施しているということでした。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） これは実際、地震が来ないことにはわからないと思いますが、本当にそれで、田んぼとかそういうところには、いきなり埋めてあるような感じがしますけれども、それは信じるより仕方がないかなあと思っております。起きてはいけないことですが、中部電力もちゃんとやっているという感じで、それは信じたいと思います。

次に、市内の歩道について伺います。

現在、市内の歩道は、歩行者に安全で優しい道になっているのでしょうかと思います。市内の道路で歩道が完備されている道路はどれくらいあるのでしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 市が管理しております市道の本年3月31日現在の歩道設置道路延長につきましては3万7,900.4メートルとなっており、市道の実延長は56万6,412.6メートルとなっております。したがって、整備率としましては、全体の約6.7%が歩道設置ということでございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 全道路の6.7%で歩道がついているというのは、多いのか少ないかといったら、何か少ないように思いますが、今後、新しく歩道ができるんだったら、もうちょっと多くなればいいなあと思います。

歩道は、車椅子、人、それに高齢者の方の自転車も通行いたします。市内の歩道は、規定内の道の幅はあっても、規定ぎりぎりであったり、障害物がある場合があります。道幅がぎ

りぎりであったり、電柱が埋設されていたり、街路灯が歩道の真ん中近くに立っていたり、狭い歩道がより狭く感じられるところも見受けられます。現に歩道で車椅子の方が、街路灯と車椅子の駆動輪、これは車椅子の横についている輪っかですけれども、これに手を挟まれ、けがをされたことがあったということを聞いております。このことは市で確認されているでしょうか、お聞きします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） お答えします。

議員御質問の事案に関しまして、現在までのところ市に報告は受けていない状況でございます。一般的に道路を管理する道路管理者、国道、県道、市道、それぞれ管理者がいるわけですけれども、もしけがをされた方がいれば、適切な対応をそれぞれ管理者がするということになると思います。今後におきましては、改善等の早急な対応を実施してまいりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 一応、届け出は、大したけがではなかったかもしれませんが、現実にお見えになったことは私もお伺いしておりました。このような街路灯が道路から移動ができるか。撤去は難しいとしても、少し移動ができるようなことはできるでしょうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 今の道路照明灯におきまして、構造物は、道路区域内であれば、移動可能なところで道路管理者の判断によりまして移動は可能だと思います。それにつきましても、私どもから、もし国道、県道でありましても、それぞれの道路管理者に申し伝えましますので、もしそのような箇所がありましたら、申し出いただければと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 実は、これは国道1号線に近いところの歩道でございました。ですから、市道でもないですので、国道の管轄、国交省の管轄になるかもしれませんが、もし街路灯を少し移動させていただけるんだったら、歩道がもうちょっと使いやすいような道路になるかと思います。今後も歩道新設を計画される場合、人に優しい道をつくっていただきたいと思います。

先日、テレビで震災の特集をされていました。関東大震災が近々起きるのでは、震災が起きる18年前、1905年に東大の今村先生が地震が起きるという予測を発表されました。その当時はデマだと言われ、失意の中も今村先生は研究を続けられました。先生のつくられた地震計は、今でも残っているそうです。今村先生の言葉は、地震は人の力で抑えつけることはで

きないが、震災は人の力で防ぎとめることができる。まず、1に耐震、2に防災の意識だそう
うです。関東大震災が発災したときは大正時代で、家事にはまきや炭を使い、明かりは石油
ランプだった時代の話です。今村先生はこの時代に、近々地震が起きれば、絶対に火事が起
きる。火事が起こらないように明かりを電気にすればということで、皆さんに地震が起きる
ということをお話させておりました。この死者・行方不明者10万5,000人のうち、大半がその
後に起きた火事での焼死者だったそうです。これは、ついこの間ということないですが、
も、阪神・淡路大震災でも火事で亡くなられたことがあったと思います。今村先生の学説も、
100年から55年以内に起きるからということで、地震後ことは昭和南海地震から70年、い
つ起きても不思議ではありません。地震に対しての備えは自分でできることです。皆さん本
当に自分でできることは自分でやっつけようではありませんか。災害を少しでも減らすため
にも、みんなが心がければ、地震はとめられなくても災害はとめられると思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に鈴木みどり議員、お願いします。

○3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、県道子宝愛西線又八地区歩道についてお伺いしたいと思います。

今から30年以上前に、将来、道路計画として弥富八田線ができるよ、ここに道ができるん
だよと聞かされてきました。それが現在やっと、短い距離ではありますが、関西線又八踏切
のところまで、その計画が実施されることになりました。これも、工事が始まったように見
えても、まだまだ数年先のことです。これが完成したときに、県道子宝愛西線の車の交通量
がどのように変化していくのかはわかりませんが、今のままでは、この県道が危険であるこ
とには変わりはありません。

今までも一般質問の中で、県道子宝愛西線の歩道のない区域につきましては、さまざまな
角度からいろんな議員からも質問があったと思います。朝の通勤時間や夕方など、車の量は
多く、雨でも降れば、一段と危険は増してきます。一般市民の皆さんは、なぜあの区域に歩
道ができないのだろうかと不思議に思われる方も多いと思います。一番の問題は、この地域
には区画整理がされてないところが原因だと思いますが、そんな状況の中、最近では、同じ
県道になりますが、佐屋高校の前の道はとてもきれいに整備されました。学校の前でもあり
ますし、安全性の面では安心な道路に生まれ変わりました。しかし、交通量にしてみれば、
国道1号線から東名阪の側道の下まで通過点となるこの又八地区を走る車の量は断然多いの
です。

そこでお聞きしていきたいのですが、現在できている近鉄佐古木駅からJR関西線の歩道
ですね、当時はまだ歩道も今より狭かったように思いますが、歩道の整備は何年前からの計
画でいつできたのでしょうか。そのときに当然、今の歩道ができてない区域にも歩道設置の

考えがあったのではないかと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それではお答えします。

この県道子宝愛西線の歩道設置の関係なんですけれども、管理します愛知県の海部建設事務所道路整備課から建設の経過、経緯というものをお聞きしております。少し細かい部分もありますけれども、歩道設置の測量等、最初に事業開始というのは年月日がちょっとわからないんですけれども、まず昭和59年に、今の旧中京銀行寮の前からＪＲ踏切の北側までというところで、およそ北側の歩道ですけど650メートル供用開始している、このあたりが最初の歩道設置のスタートかなと思います。続きまして、昭和60年に南側歩道設置ということで、旧中京銀行寮前のところが、南側で160メートルが供用開始されております。それと平成3年、これは近鉄佐古木の踏切歩道部、この部分が、これも供用開始。

それから平成4年、これが又八地区からＪＲ関西線の北側の550メートルの事業化を進めたわけなんですけれども、このときに又八地区において事業化したものの、地元名義、又八名義の土地の取り扱いということで調整ができず、事業が中断をされております。同じ平成4年ですけども、佐古木駅前の南側の歩道が60メートル供用開始をしております。それと同じ平成4年ですけども、ＪＲ関西線の踏切部の歩道が供用開始をされております。それと平成10年、これもＪＲ関西線の東南側の歩道が、又八のあたりですけども、70メートルほど供用開始。それと平成12年に、ＪＲ関西線の西南の100メートルの供用開始ということになっております。ただ、その中でも、又八地内においては、平成4年と同じように、要は土地の名義の扱いによって事業が中断をしている状況があります。平成22年に、最近ですけども、近鉄佐古木の踏切北の東側の歩道が30メートルほど供用開始しておるということで、以上が当地区の今まで歩道設置をされた事業の計画と、又八地区においては事業化に向けて調整もしたんですけれども、ちょっと中断したという経緯でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 住民の方のお話では、昭和60年ころに一度測量に来ていたとのことでした。そして、それはそれきりで終わってしまったということでした。それ以外のところでは、両側に歩道が設置され、今、供用されているんですが、歩行者や自転車など、今のところは安全に通行されています。しかし、県道子宝愛西線の又八区域の一部は、何ら変わる計画もなく、今日まで来ています。

今お聞きしますと、昭和59年から北側歩道650メートルが供用されているとのことでしたが、私が弥富に引っ越しをしてきたとき、当時、国道1号線に出る155線ですね、ずっと南進してくる高架のある155号線の道路はまだできていませんでした。そのため、大型車、トラックなどは、この子宝愛西線を利用していました。当時は今のように歩道も整備されてな

く、今思えば、あんな危険なところが通学路になっていたんだなあをつくづく思うわけなんです。そのときの当時のままになっているのが、この又八区間になるわけですね。誰に聞いても危険な区域だというのに、なぜいまだに歩道の設置ができないのかと疑問を持たれる方も多いのは当然です。

歩道設置に当たり関係住民の方々も、一日も早く歩道ができることを望み、関係住民数人で市長のところをお願いに伺いました。そのときに、又八新田の土地が2カ所あることを知ったわけです。地元名義の土地については農家の方も知らなかったようでしたが、これについては、今、地元農家で話し合いがされているようです。

ここは県道でもありますし、管理するのは愛知県になります。市に対して何でできないかと問い詰めたところで始まるものでもありませんが、私たちが思うのは、一般市民からこの道路は危ないから何とかしてほしいと要望するのは市に要望します。市はそれを県に伝えて、県がその状況を見て、これは危ないなあと思ったら、県の方がその場所に来て、その関係住民の方に理解を求めるのが順序だと思うんですね。それが大きな問題があるということで、昭和59年に供用されているんですけれども、30年以上も悪く言えばほったらかしですよ、そんな状況になっています。

弥富市が本気でこの歩道設置に対して取り組んでいく姿勢があれば、県としても理解していただけるのではないかと思います。いずれにしても、ここにかかわる方々も協力していただけるという、住民のほうから市のほうに要請をしているというのは珍しいのではないかと思います。これを機に、弥富市としても本気で取り組んでいく姿勢があるのかなのか、これをはっきりお聞きします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 鈴木議員にお答え申し上げます。

一般県道子宝愛西線の佐古木・又八間の歩道の設置事業につきまして、過去の経緯も先ほど所管から御報告をさせていただきました。それぞれそのときそのときの事情があらうとは思いますが、いずれにしても、いずれにいたしましても地元名義の土地の扱いということについて、それがはっきりと実行できてなかったというのが頓挫した理由の最大限の問題だろうと思っております。それが平成4年、あるいは平成12年でそういうような状況があるということでございます。これは、自治体の皆さんと私たちの協議も不足しておったと思います。そして、また我々が、その当時の市が、県に対する折衝ということにも至っていないということが最大の理由だろうと思っております。

今、議員の御質問の中でもお話がありましたように、先日、区長会長さんを初め地元の役員の皆様に来ていただきまして、力強い御要望をいただきました。我々としては、このところにつきましては、又八名義の土地がある。これは、地縁団体として市で受け付け、そして

それを登記していかないと、なかなか片づくものではないということを御説明させていただいたわけです。そうした形の中で、地縁団体という形の中での取り扱いを申請していただいて、次の段階にしていきたいと思っております。

多くの市民の皆様からも、いろんな場所で、とても危ないから早急に行動してくれという話を私も直接伺っておるところでございます。今回、そういう形の中で、区長会長さん及び役員の皆さんと一緒に、しっかりとした手続を踏まえた後、県に要望していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） もちろん、30年以上も全然進展しなかったことが急に進むとは思っていませんけれども……。

〔発言する者あり〕

○3番（鈴木みどり君） 進めなきゃいけない。そうですね。大変なことだからといって、今までのように何もしないのもどうかと思います。市長が市長であるうちに、この問題を解決していただきたいと強く強く要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

続いて次の質問に移りたいと思います。

続いて、防災に関することについてお伺いしていきたいと思います。

今、出だしの部分で、山口敏子議員と同じことだったので、初めの部分は割愛させていただきますが、敏子議員が言わなかった防災の日は、1923年（大正12年）に発生した関東大震災にちなんで言われていますが、防災の日は1960年（昭和35年）に制定されたとありました。これは私も知らなかったんですが、制定前の34年は、弥富市でも大きな被害をもたらした伊勢湾台風がありました。幸いにして私たちの住む地域では、伊勢湾台風以来、大きな災害もなく、今のところ平和に暮らすことができます。しかし、その半面、何も起こっていないだけに防災に対する関心は低くなっているのではないかと思うわけです。

この7月に防災をテーマにした講演の中で、東日本大震災のとき、津波にのみ込まれ、もうだめだと思われた、九死に一生を得た方の手紙が紹介されました。その中で特に印象に残った言葉は、まさか自分のところに災害が起きるとは思っていなかった。だから、家族で防災のことを話し合ったこともなかったと記されていました。この家庭は幸いにも誰も津波の犠牲にはならなかったそうですが、日ごろの防災に対する知識や心構え、家族とのつながりがいかに大切かを切々と書かれていました。

私たちは今から20年前に、阪神・淡路大震災の、あの悲惨な状況をテレビで見ました。また、4年前、東日本大震災で津波の恐ろしさも知ることができました。歴史上に残る大きな地震を2つも見てきているのです。この教訓を生かさなければいけないのです。教訓とは、事が起こった後、その結果を知った上で、こうしておけばよかったということがわかること

だと教わりました。阪神・淡路大震災では、80%以上の人が地震発生から15分以内に建物の倒壊や家具の下敷きになって亡くなっています。

この教訓を生かし、本市でも家屋の耐震補助金を出していますが、どのくらいの金額が補助されているのですか。また、補助金制度ができてから、件数としてどのくらいの利用がありましたか、お聞きします。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 家屋の耐震補助金についてお答えをさせていただきます。

この補助金につきましては、累計額でまずお答えをさせていただきます。

国・県・市を合わせまして平成14年度から平成26年度までの累計でございますが、耐震診断補助につきましては375件、金額は1,318万1,700円でございます。耐震改修補助金につきましては23件でございます。金額にして1,830万でございます。合計で3,148万1,700円になります。

年間に換算しますと、耐震補助金につきましては年間約28件でございます。最近はやっと減っておりまして、近年では10件程度というような申請件数になってございます。また、耐震改修補助金、改修につきましては年間約2件になってございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 耐震補強は随分お金もかかることですから、補助金が出たとしても大変なことだと思います。

では、もう少し手軽にできる家具の転倒防止をしているかといえば、まだまだ普及はされていません。これは平成25年度、防災に関する意識調査結果ですが、「一部しか固定していない」が最も多く47.1%、「固定していない」が41.2%、「大部分固定している」が9%でした。意識調査から固定が必要な家具の上位3つは、まず1位が冷蔵庫、これが54.9%の方が冷蔵庫だと回答しています。そして、2番が食器棚48.3%です。そして、3位がたんすでした。これが45%。

では、なぜ家具などを固定しないのか。これも調査から見ると、手間がかかるから、面倒だからが35.5%と最も多く、次いで固定の方法がわからない、自分ではできないからが27%、固定しても被害は出ると思うからが20.4%でした。ほかにも、費用がかかるからとか、部屋や家具を傷つけるからというものもありました。

市民の皆さんに家具固定を実践してもらうためには、住民に地震の正しい知識を伝え、防災意識を高める啓発が必要です。どうしたら啓発を高めることができるか、何が必要かといいますと、まず1つは教育ですね。学校教育や講習会、そういうものやっていく。そして広報、皆さんにお知らせすることなんです。そしてイベントなどでの啓発です。そして、

民間企業との連携も必要になってくるのではないかなあとと思います。家具固定の取り付けを指導していくのも必要なことになってきます。

特に配慮しなければいけないひとり暮らしの高齢者や障がい者、小さなお子様を持つ母子家庭など、市として家具固定器具の支援事業として何か取り組んでいることはありますか。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

弥富市家具転倒防止器具設置事業につきまして御説明を申し上げます。

災害が発生した場合に素早い避難行動の困難な障がいをお持ちの方や高齢者の方を対象といたしまして、家具転倒防止器具の取り付けをする補助を行っております。事業の対象者といたしましては、1つ目に高齢者（65歳以上）のみで構成されている世帯。2つ目に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯。3つ目に、母子世帯。ただし、高校生以上の子供さんが見える場合は除かせていただいております。

事業の内容といたしましては、寝室や居間などの家具に転倒防止器具をつけるということでございます。取り付けの対象器具につきましては、洋服だんす、和だんす、整理だんす、茶だんす等でございます。それと、家具転倒防止器具の取り付けは、家具数は1世帯当たり4点までとさせていただきます。費用負担につきましては、取り付け費は市で負担をさせていただきます。ただし、転倒防止器具の代金につきましては申請者の負担としてございます。

このように、家具転倒防止器具を設置することで、身の安全の確保と災害の軽減を図っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 今、市では、取り付けは市が負担をして、1世帯4点で転倒防止器具取り付けを無料でやっているということですが、この取り付けは、誰がというか、どこかに頼んでやってもらっているわけでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 取り付けにつきましては、今のところシルバーさんを頼んで取り付けはさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 愛知県も、家具転倒防止取り付けについては推進委員というのものもつくって、いろんなところに派遣をしていこうという取り組みにかかっています。家具固定を推進するためには、住民の意識啓発と家具固定を実践するための支援や制度が必要だと言われています。本市においても、一般市民に対しても、時あるごとに啓発をしていただき、講習会だとか自主防災会でも、この固定家具の取り扱い説明だとか、そういうものができる

ようにしていただき、防災訓練等でも正しい取りつけなんかの講習会もあってもいいんじゃないかなと思います。

続いて、防災訓練について少しお尋ねしていきたいと思います。

昨年の12月議会で質問をしたのですが、毎年9月に各コミュニティで防災訓練が行われています。ことしは白鳥学区が当番会場ということで行われました。あいにく途中から雨になってしまいましたが、自衛隊の方にも来ていただいて、日ごろの訓練のきびきびとした様子を拝見させていただき、とても有意義な防災訓練だったと思います。しかし、残念なことには一般参加者が少ないということです。将来を担う子供たちも数人しかいません。報告では110名の参加者でしたが、この6月に下之割の区長さんからの依頼で下之割の防災訓練のお手伝いに行きました。参加者は、住民の方はもちろん、福寿会も巻き込んでいらしてみえたのでしょうか、子供たちの参加もあり、総勢160人の参加でした。堀岡議員が防災で力を入れている区域でもありますし、私は、これこそ地域防災の手本だなと思いました。

今回、白鳥で自衛隊の皆さんにも来ていただきました。残念ながら雨で予定が変更になってしまったかとは思いますが、私はもっとたくさんの子供さんに見てもらいたかったです。当番会場なら、それこそ福寿会から子ども会まで巻き込んで、自治会で構成している自主防災会の参加も必要だと思うんです。見ていると、自主防災会の参加があるようには思いませんでしたが、学区の防災訓練は、当番学区を毎年ローテーションで回っていますよね。これはどういう意味があるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 議員御質問の防災訓練についてお答えをさせていただきます。

毎年9月に実施しております各学区の防災訓練につきましては、各コミュニティ推進協議会の主催により各学区で実施をしていただいております。防災訓練実施に当たりまして、主会場として、毎年、各学区において順次行っていただいておりますが、主会場においては、限られた資材や消防署職員を各機関と調整を行い、優先的に配備をさせていただいておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

また、訓練参加者が少ないというようなことにつきましては、防災訓練は一人でも多くの皆様に参加していただくことが最もよいと考えておりますので、より効果がある防災訓練が実施できますように、各学区のコミュニティに働きかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 各コミュニティで先週、その前の週と防災訓練をしていただいたわけですが、私も白鳥学区と、先週は大藤学区に足を運ばせていただきました。これは、

従来どおりのさまざまな訓練があるわけでございますけれども、もう少し今は違った形での訓練内容について、私どもがコミュニティに連絡というか、そういうメニューを提供していないと、なかなか防災訓練の内容も変わってこないなあということを強く感じておるわけでございます。また、参加メンバーにおきましても白鳥が少なかった。大藤学区は160名ほどお見えになりましたけれども、子供さんが見えない。お年寄りが見えないというような状況の中で、本来の一番、いわゆる災害弱者と言われるところの人たちが防災訓練に参加していないというのは、私どもとしても、コミュニティに対するさまざまな連絡ということに対して欠けているなあと強く思っておるわけでございます。この辺のところを来年の教訓に生かしていかなきゃならないと思っております。

また、参加していただいた人に対しても、少し辛口の言葉で言うわけじゃないんですけれども、いざ本番になった場合には、持ち出し袋というか非常袋を持って避難をしていただかなきゃならないということが全くされていない。ただ体を持ってきていただいて訓練に参加する。これでは訓練にはならないんじゃないかと思っております。一人一人が災害に対する自助という形の中でどう向き合うかということは、大変重要なことだろうと思っております。ふだん家庭の中で、常時そういうことがなされているか、あるどうかということもあるわけでございますけれども、その限りでは、この災害に対して向き合う自助・共助という形の中で、我々としては少し反省もしていただきたいし、我々の責任も大きいと思っております。

こういった形の中で、一つ一つ防災訓練が重ね合って、非常に実態に合った訓練になっていくようにしていかなきゃならないと思っております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 昨年の12月議会で市長のほうから、合併10周年に向け、防災訓練の内容について協議をしていくとお答えをいただきました。それについての詳細はまだ決まっていますか。わかっているなら教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 来年10周年という形の中で、防災訓練を市全体で愛知県と共同でやっていきたいということにつきましては、3月議会でもお話をさせていただきました。これは県の要請等もございまして、私どもとしても受けさせていただき、実施するものでございます。時期的には来年の秋、10月ないし11月というような状況でさせていただきたいと思っております。ことしは、いずれにしましても海岸に面するところに対する自治体に対して県は要請がございまして、ことしは半田市が実施されます。私どもの職員も派遣して勉強させていただきたいと思っております。

そして、平成27年度にかかる経費につきましては、県との共同の中でどれぐらいかかるということをこれから協議していくわけですが、当初予算の中で組み込んで、参加して

いただくところは、国、国土交通省、県、愛知県の防災局、そして私たちとしては近隣の市町村等についても声をかけていきたいと思っております。そして自衛隊、さまざまな官庁というような形の中で、総合的な訓練をしていきたいと思っております。しかし、これも大変難しいと思っております。私どもとしましては、海部地方のそういう防災訓練等もしておるわけでございますけれども、市独自の防災訓練をするということにつきましては相当準備をしていかないと、参加していただく市民の皆様に対しても啓発活動をしていかないと訓練にならないと思っております。他の自治体のそういったような訓練をこの秋に見せていただいて、私たちとしては来年、県と一緒にやった総合的な防災訓練をしていくということを考えております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 市民の方の防災意識を高める防災訓練を行っていただき、何のために防災訓練をするということをいま一度確認して、実施していただきたいなと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に早川公二議員、お願いします。

○6番（早川公二君） 6番 早川公二でございます。

通告に従いまして質問していきたいと思っております。

今回は人口減少についてと防災についてであります。まずは人口減少についてであります。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後、我が国の人口は減少する見通しであり、平成22年（2010年）国勢調査による1億2,806万人から平成42年（2030年）に1億1,662人となり、平成60年（2048年）には1億人を割って9,913万人となり、平成72年（2060年）には8,674万人と推計されております。したがって、平成72年（2060年）までの50年間で人口は4,132万人の減少が見込まれております。本市においては2010年、4万3,272人から2015年、4万3,293人と、わずかではありますが21人増加すると見込まれております。今後の推計を見ていきますと2020年、4万2,872人、2030年、4万1,082人、2040年、3万8,647人、2015年の推計から2040年の間に4万人を割って4,646人の減少が見込まれております。

以上のことから見ますと、5年後から減少していくと思ってしまうところですが、実はもう既に人口減少していつているのではないかと私は思っております。過去、1990年から見ていきますと、合併前は、十四山村の人口を足したもので、1,990年から1995年、2338人増、1995年から2000年、870人増、2000年から2005年、396人増、2005年から2010年、697人増、2010年から2015年、この2015年は、今、国勢調査中であって、まだ結果がないものですから推計ですが、これがわずか21人増と見込まれております。市の人口で見ましても、平成22年4月5日、4万4,469人、平成27年9月1日現在、4万4,507人、38人増となっておりますので、今後の2015年の調査結果は推計に近いものになっていくのではないかと思っております。

過去の増加数から見ると、もう増加はとまってしまったのではないかと思います。

以上の数値、推計は、5年ごとの国勢調査をもとにしたものであります。ここからは、住民基本台帳をもとにした市の人口を見ていきます。

市制誕生平成18年4月1日、4万3,663人から平成25年3月1日、4万4,605人までは増加していったが、今現在の市の人口、9月1日現在、4万4,507人となっており、平成25年3月1日、4万4,605人からもう既に減少傾向にあると私は思っております。

そこでお伺いします。人口が今後減少する推計だが、市の考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 早川議員にお答え申し上げます。

人口減少が当市でも始まっているのではないかというお話でございますが、全く同感でございます。何とかしなきゃならないということがあるわけでございます。第1次総合計画、平成21年から前期5年計画の中で、人口の統計を4万4,500人に一つの目標値を置いておりました。これは達成することができました。そして、後期計画といたしまして、平成26年から平成30年までの後期基本計画の中では、平成30年に人口を4万6,000人、平成26年度比で1,500人の増という形の数字を立てておるわけでございますけれども、この数字に対しては1年間で300人という、非常にたくさんの人口をふやしていかなきゃならないということでございます。

そうした形の中で、私どもとしては、人口減少社会が当市においても始まっておることに対しては、強い危機感を持たなきゃならないと思っております。そういった中で、一番減少傾向にあるのは出生率の問題だろうというふうに思っております。当市といたしましては、平成18年に合併したときには1.45人であった出生率が、その当時から1.56人という形の中での数字となっております。しかし、この300人を1年300人という形で合計1,500人の出生率を保つためには、1.7から1.8人ぐらいの出生率にしていかなないと、このような数字には追いつかないというのが現状でございます。人口減少社会に対して大変心配をしておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） そうですね、少子化ということであります。推計を見ますと、年少人口、ゼロ歳から14歳を見ますと、2015年、6,050人、2040年、4,451人、1,599人減、次に生産年齢人口、15歳から64歳、2015年、2万6,423人、2040年には2万1,915人、4,508人の減であります。反対に老年人口、65歳以上、2015年1万820人、2040年、1万2,281人、1,461人増、75歳以上、2010年、4,899人、2040年、6,659人、1,760人増と見込まれております。

子供、青少年、働き盛りの世代がどんどん減少していってしまいます。そんな状況下で住みよいまちを維持していけるのか、疑問に思うところでございます。減少は避けられないと

の答弁ではございますが、私は減少させてはいけないと思っております。先人たち、先輩方が本当に多くの御苦勞を積み重ねながら住みよいまちにさせていただいた、そして今も現に住みよいまちに住んでいられる、本当に感謝しなければいけない。感謝いたしております。今度は自分たちが次の世代に住みよいまちにしていかななくてはなりません。人口が減少していったら住みよいまちになるとは思えません。

では、なぜ減少させてはいけないのか。人口減少が進行した場合に想定されるまち、仕事への影響として、大きく見て5つのことが想定されます。1. 生活関連サービス、小売、飲食、娯楽、医療機関等の縮小でございます。サービス業はサービスを受ける人がいて成り立つものであり、人口減少によってサービスを受ける人、お客様、患者さんが減っていけばサービス業として成立せず、サービス業の撤退が進み、生活に必要な商品やサービスを入手することが困難になっていくなど、日々の生活が不便になるおそれがあります。

2点目、税収減による行政サービス水準の低下であります。人口減少は財政にも大きな影響があると思います。人口減少と、それに伴う経済・産業活動の縮小によって税収入は減少するが、その一方で高齢化の進行から社会保障費の増加が見込まれており、財政はますます激しさを増していくことが予想されます。こうした状況が続いた場合、それまで受けられていた行政サービスが廃止または有料化されるといった場合が生じることも考えられ、結果として生活利便性が低下することになってしまいます。こうした厳しい財政状況の中で、公共施設や道路・橋といったインフラの老朽化問題への対応も必要となってきます。

3点目、地域公共交通の撤退・縮小でございます。これはどういったことかといいますと、人口減少によって児童・生徒や生産年齢人口の減少が進めば、通勤・通学者が減少、民間事業者による採算ベースでの輸送サービスの提供が困難となり、鉄道やタクシーにおいて不採算路線からの撤退、近鉄ではひよつとしたら急行がなくなって普通と準急ということも考えられます。タクシーにおいては営業車の縮小・減少、最悪の場合は営業所自体が撤退してしまうということが予想されます。他方では、高齢化の進行に伴い、自家用車を運転できない高齢者等の移動手段として公共交通の重要性が増大していき、地域公共交通の衰退が地域の生活に与える影響が大きいものとなっていきます。

4点目、空き家・空き店舗、工場跡地、耕作放棄地等の増加。人口が減少する一方で、現に市の世帯数も、人口は余りふえてないんですが世帯数はふえているという状況から見ても、人口が減少する一方で、総住宅数は増加傾向であります。賃貸または売却の予定がなく、長期にわたって居住世帯が不在の在宅等を含むその他の住宅が増加していくのではないかと。その他の住宅は、管理・処分方針が未定になりやすく、ほかの区分の空き家と比べて管理が不十分になってしまう傾向があります。また、地域の経済・産業活動の縮小や後継者不足等によって、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地も増加していくのではないかと。空き家の増加とと

もに、地域の景観の悪化、治安の悪化、倒壊や火災発生といった防災上の問題等が発生し、地域の魅力低下につながってしまいます。

５点目、地域コミュニティの機能の低下。人口減少は地域コミュニティの機能の低下に与える影響も大きく、町内会や自治会といった住民組織の担い手が不足し、共助機能が低下するほか、地域住民によって構成される消防団の団員数の減少が地域の防災力を低下させる懸念があります。また、児童・生徒数の減少が進み、学級数の減少、クラスの少人数化が予想され、いずれは学校の統廃合という事態も起こってしまいます。こうした若年層の減少は地域の歴史や伝統文化の継承を困難にし、地域の祭りのような伝統行事が継続できなくなるおそれもあります。このように、住民の地域活動が縮小することによって、住民同士の交流の機会が減少し、地域のにぎわいや地域への愛着が失われていきます。

このように人口減少によるまち・生活への影響はさまざまであり、生活利便性の低下や地域の魅力の低下を通じて、さらなる人口減少を招くという悪循環に陥ることが考えられます。

以上のことから、人口減少は絶対させてはいけないとの思いで質問いたします。

当然、ふやすことも現状維持も簡単にいくことではないと思います。推計より人口の落ち込みが少なくなるように策は講じておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

ことしからスタートいたしました国からの指針の中で、地方創生という言葉をよく使うわけですが、その人口ビジョン総合戦略の問題の中では、人口減少問題が最大の問題という形の中で私たちも捉えておるわけですが、そういった中で、弥富市の現状の素案を、この策定委員会のメンバーにもお示しをしておるわけですが、今、さまざまな形で、議員の御質問の中にもありますように、人口が減少することにおけるさまざまな弊害というか、そういったようなことはまさに議員おっしゃるとおりだろうと思っております。

そうした形の中で、じゃあ一つの方向としてはどういうことを考えていかなきゃならないかということでございますけれども、まずは最初にも言いましたように、出生率を向上させていかなきゃならないということでございます。合併時は1.56ありました出生率を1.8ぐらいいまでに上げていかないと、弥富市が第1次総合計画の平成30年にはおぼつかないというような状況でございます。

もう1つの方向性としていたしましては、転出の抑制と転入の増加という形の中で、魅力のあるまちづくりをすることにおいて、社会増をふやしていくということが大きな方向性だろうと思います。しかし、これも少子・高齢化時代という形の現実的な時代の背景の中において、その方向性を見出していかなきゃならないということに対しては、大変厳しいだろうと思っております。

そして、具体的な取り組みといたしましては、これから策定委員会の皆様とともにやっていきたいわけでございますけれども、若い世代の結婚、出産、子育ての支援の拡大ということを考えていきたいと思っております。結婚から出産、そして保育所、あるいは小学校、中学校という形の学校教育の中において、切れ目の子育て支援ということに対して、私どもとしてはしっかりと御提案申し上げていかなきゃならないと思っております。

もう1つは産業の振興でございます。税収入を確保することによって、さまざまな行政サービスができると思っております。そうした形の中で税収入の確保と同時に、行財政改革という形の中での節約志向というか、そういったことについてもやっていかなきゃいかん。そうしたことの中においては産業の振興を図っていくということでございます。

もう1つは、3つ目でございますけれども、地域の魅力度をさらに磨いていくということではないかなと思っております。そうした形の中で、これは地域力ということにつきましては、弥富市単体でなかなかできるものではないと思っております。これは何回も申し上げておりますけれども、海部地域全体として海部地域の魅力度をみんなで発信していこうじゃないかというような形でこれから考えていかなきゃならないと。

そんなような方向を見出しながら、策定委員会の皆さんと協議をし、また中間報告を含めまして、議員の皆さん、市民の皆様に御提案申し上げていきたい。人口減少社会の中で、市民の皆さんとも一緒になって考えていかなきゃいけないと思っております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 減少を食いとめるにはどうするのか、出生率の向上ということでございます。私が考えた案を3点言います。

1点目、出生率を向上させるために出産祝い金の交付。2点目、婚姻率を上げるために、社会福祉協議会と共同事業の結婚相談により結婚し、一定期間居住した者に成婚祝い金の交付。そして、先ほどもありました転出・転入ということで、転入者をふやすために一戸建て購入者にお祝い金を交付してはどうか。お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ささまざまな形で祝い金を出したらどうだということにつきましては、他の議員からもそういう御質問をいただくわけでございますが、私は根本的に、お金を出すから、それで解決できるかという、今はそういう問題ではないんじゃないかと思っているわけでございます。そうした中で、もっともっと違う観点から考えていかなきゃならないと思っております。

例えば今現在、弥富市としては新しく出生数は300人から350人、多いときで350人ぐらいのかわいい赤ちゃんが誕生されるわけでございます。それぞれの環境の中で御出産をされるわけでございます。そういった中で、お祝いは、その子供さんがこれから育っていく過程の

中で、先ほども言いましたように切れ目のない子育て支援をしていくということが私は重要だろうと思っております。そのときそのときじゃなくて、継続的な切れ目のない子育て支援をしていくということが大事だろうと思っております。

例えば戸建て住宅に対して祝い金を交付してはどうかということでございますけれども、弥富市は今、年間で少ないときは200から200戸のうちに建っております。これは核家族というような状況の中で戸数としてはふえていくわけです。世帯数としてはふえるけれども、人口数としては減少するという非常にアンバランスな今減少があるわけでございます。じゃあ250戸の方に対してどういう祝い金をしていくんだということになると、べらぼうな金額になります。1万円というわけにいかんと思いますね。そういうような状況の中で、大変な財政的な問題もあるわけでございます。しかし、戸建て住宅をしていただくということに対する環境の整備をしていくことが大事だろうと、それに対しては。住みやすい環境を整備していくことが、私どもの弥富市に住宅を建てていただく一番根本的な問題ではないかなあというふうに思っております。

そんなような形の中で、基本的には、大変申しわけございませんけれども、さまざまな祝い金というものは考えていないというのが現実でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 全て却下されてしまいました。では、どうしていくのかと再度問いたいところではありますが、また振り出しに戻ってしまうので問いませんが、ほかの市町村でも同じ課題を持ち、自分のまちこそはということで政策を打っています。迅速に戦略を練り、実行に移していかないと、ほかの市町に転出してしまうということも考えられます。

先ほどの市長の答弁でも、出生率の問題があって、全国的には2014年で1.42、本市では1.5ぐらいで1.8に上げていかないといけないということでありました。既婚女性、配偶者女性に限った出生率で見ると、全国的で2.0で1970年から実は変わっていないという見方もある。本市でもそういう数字はないのかと事前に調査をしましたが、そういう数字はないということで、本市でも多分、実際の既婚女性に限った出生率を調べると、恐らく2.0を超えて2.5ぐらいまで行くんじゃないのかなと。そのように推測をするんですが、要は数値によって最悪2.0まで行ってないならば、じゃあどうするのか。もっともっと結婚をしてもらって、子供を産みやすい環境にしていかなきゃいけない。さっきも言った2.5ぐらいあったら、本当に住みやすいんだということもPRしながらやっていくことも必要ではないのかなあと、そのように思っております。

この問題は、冒頭の答弁で市長も言うておりました。行政、自治体で解決ができる問題ではないということを言うておりますが、4つの基本方針、戦略を練っていただいて、速やかに実行していただくことを要望します。

そして、私自身においても、行政、自治体で解決できる問題ではないと考えておりますので、自分たちの世代ができることをやっていかななくてはいけないことを見つけ出して、実行に向かって同世代と一緒に考え、同世代にしっかりと訴えていきたいと思えます。

これで人口減少については終わります。

次は、防災運動会についてですが、先ほど鈴木みどり議員からも防災訓練にどうするんだという質問もあって、私も鈴木議員と一緒にあります。その際の市長の答弁にもあったことなんですが、防災訓練に参加していつも思うことがあります。参加者の人数、年齢層を見て、もっと多くの市民の方に参加してもらえないのか、そして子供たち、高齢者が少ないのではないのか、もっと多くの子供たち、高齢者に参加してもらえないのか、どうしたら参加してもらえるのか、参加するたびに思ってしまう。そこで、市民が一体となり、防災の知識・技術と共助の力を育成し、地域防災力の強化と防災意識の普及啓発を向上することを目的とした防災運動会を開催してはどうかと思ったわけであります。本市でも開催してはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） それでは、防災運動会につきましてお答えをさせていただきます。

地域のイベントに防災の要素を取り入れた競技を加えて、大人から子供まで楽しみながら防災を学ぶ防災運動会を実施している団体が近年ふえてきております。自助・共助といった地域の防災力の向上には、日ごろから住民同士の顔がわかるつながりが大切であり、つながりづくりのきっかけとして、地域防災力の向上のために大変よい企画だと思っているところでございます。

近くでは、蟹江町の小学校区における防災運動会が実施をされております。内容といたしましては、簡易担架搬送リレー、バケツリレー、園児と親子で手をつなぎ「一緒に避難しましょう」という駆けっこ、小学生や中学生と防災のプロと一緒に土のうづくりなどの競技が開催されております。

当市におきましては、本年度初の試みではございましたが、栄南学区の運動会におきまして、障がい物競争のような消防の活動服、ヘルメットなどを途中で装着して、ホースを伸ばし筒先をつないでゴールする、このような競技が実施されました。

地域で楽しく防災を学んでいただいて地域の防災力の向上を図っていただくためにも、簡易担架搬送リレーやバケツリレー、防災借り物競走、防災障がい物競争や大声競争、いろんな企画を各学区のコミュニティに働きかけていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は2時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時23分 休憩

午後2時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 17番の伊藤でございます。

4点ほど通告に従いまして質問をさせていただきます。

きのう、きょうと、多くの議員の皆さんからは、中期財政計画なり、弥富市の今後の財政的なあり方の会計問題などを含んで議論がされました。私は第1点目に、弥富市の未来志向の公共施設と創生についてという課題でございます。

今、国の財政も、来年度予算では100兆円を超える、さらには防衛費も1兆円を超える、5兆円。だんだん日本経済がどこへ向いていくかという、国民の負担もどこへ向いていくか。こんな状況の中で、今、地方へという分権化を図ってきた。その分権の中でも私どもも合併をし、そして再生をし、活力ある弥富市をということで、ここ10年がたったと思っています。しかし、残念ですけれども、弥富市の財政状況も必要経費、いわゆる経常費はふえながら、一般財源は減っていくと、こんな状況ですね。それと同時に、平成33年には合併債もなくなる。この状況の中で、今私は、本当に私どもが、どう中期財政計画とともに弥富市の財政を、市の提案と同時に議会が議論をするかということだと受けとめていきたいと思っています。

それで、平成27年の施政方針でも市長は、公共施設等総合管理計画をということをおっしゃってみえます。私はこの課題について、まずどうこの課題を受けとめてみえるかということについて冒頭質問をさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

まず、課題というか当市の取り組みについて検討はということでございますが、本市における公共施設等の総合管理計画につきましては、現在策定中でありまして、これにつきましては、総務省から平成26年4月に、公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針が示されたことによるものでございます。この指針では、地方公共団体においては厳しい財政状況が続く中、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公

共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとして、全ての地方公共団体において、公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請されているところでございます。これを受けまして、弥富市も公共施設等総合管理計画を平成27年度に策定しておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 国の施策、方針は、今、総務部長がおっしゃっていただいたとおりだと私も理解をいたします。ただ私は、今の弥富市、自主財源が62%ほどだということでも、比較的いろんな形で他市よりも恵まれている状況等があるのではないかと、こんな気がします。その立場と同時に、弥富市が今後、中期財政計画と同時に国の方針等の課題を克服し、議論、検討をされるのが大きな役割なのかなということで、冒頭、総務部長にお答えいただいた内容をお伺いしたところであります。

では2つ目になりますが、弥富市として約50年ほどたった施設はどれぐらいありますか。簡潔にお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 50年経過施設につきましての御質問でございますが、3つございます。昭和40年度以前に建てられた建物といたしましては、十四山中学校の体育館、それから大藤小学校の教室棟（一部）でございます。それから倉庫。十四山東部小学校の教室棟（北校舎）でございます。この3つが昭和40年度以前に建てられた建物で、50年を経過している建物でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 建物の年数をお伺いしたということは、これはやはり歴史的な建物としてお互いに認識ができると思います。しかし、耐用年数等を考えると、50年というのは一区切りだと思います。しかし、その中で電気だとか冷暖房、これは例えば何年ぐらいもつものが施設として管理をされているかという、財産管理として。どのように受けとめてみえますか、市は。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 今の議員御質問の電気等の設備の状況でございますが、何年ぐらいもつだろうというお話でございますけど、こちらにつきましては、まことに申しわけございません、ちょっと資料がございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 多分、発生主義の対応だというのが、弥富でも各自治体でもそのようなことが多いだろうと思っています。しかしながら、総合福祉センターでもそうですけれども、15年から20年、長くて30年という耐用年数、管理をしなきゃならないというものがあ

るわけですね。私はなぜ1つの建物の状況をお伺いしたかということ。さらには、それぞれの施設の管理についても、財務管理がきちっと計画的にどうあるべきかということの中で、会計法上でも先ほど複式簿記が、財政指標の話もあったわけですが、そういう減価償却を明らかにしながら財政基盤を築いていくというためにも、そのことは求められているだろうと私は思っています。そういう状況の中で、今回の総務省が、長期にわたる日本経済と同時に地方財政をどうするかという課題だろうと。

そのことを含んで質問を、次に入りますけれども、例えば余剰地についても、二葉保育園とか、稲元の土地だとか、一部転売だとか、ここ数年いろんな形で活用されてきているとは思っています。しかし、今、来年度に向かって、例えばこの土地の有効活用、賃借契約を進める構想、それぞれの状況というのは市としてお持ちですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 土地の有効利用と今後の活用についての御質問でございますが、普通財産につきましては、可能なものから売却や貸し付けを行うよう努めておるところでございますが、中には寄附を受けた土地、それから不整形で使いにくい土地、地中埋設物等の障がい物が不明な土地等がございますので、実際に活用できる土地から順次行っておるところでございます。

昨年度につきましては、神戸6丁目、7丁目の土地約1,429平米を売却いたしました。それから、稲元9丁目の土地でございますが、2,798平米と、海屋2丁目の土地でございます2,674平米を貸し付けいたしておるところでございます。また、今年度につきましても順次売却を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 次にお伺いしたいことは、学校関係の建物についての考え方、当面のですね。いわゆる未来志向として、人口が減少していくわけですが、教育基本法も変わって、それぞれの通学区分の学校環境、学校の統廃合、これも先ほど出ていましたように、50年以上に十四山と、大藤と、東部とがあるんですね。それぞれ現時点としてどんな活用方法などを考えているか。考えてみえなけりゃ考えてみえんで結構ですが、ちょっとお聞かせください。お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

学校の教育環境と統廃合についてでございますが、御承知のとおり、市内の小・中学校の校舎、体育館につきましては、一部の学校、日の出小学校、弥富中学校を除いて、建築後年数がたち、老朽化しております。本市が現在策定中でございます公共施設等総合管理計画により優先順位を定め、計画的に長寿命化を図る手だてを考えていきたいと思っております。

次に、小・中学校の統廃合についてでございますが、市内11校のうち、現在課題となっております小規模校、6から11学級の小学校につきましては、大藤小、栄南小、十四山東部小、十四山西部小の4校で、中学校につきましては十四山中学校でございます。この小規模校の課題につきましては、平成25年7月に設置をいたしました弥富市小中学校適正規模検討委員会におきまして、望ましい教育環境づくりのため協議を重ねていただいているところでございまして、今年度末に答申をいただき、それを踏まえ、今後の方針を決定していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 今、私の質問にお答えいただいたわけですが、私の質問は未来志向の、いかにあるべきかということなんです。それで今、伊藤部長から、公共施設等総合管理計画については検討ですということなんです。それで、私はなぜこの質問をしたかという、この計画に基づくことによって、例えば効率性のある建物、受益者負担とされる受益における施設の管理、それから施設の長寿命化、それから町村との、きょうも川瀬議員からもありましたように、関係する町村とのコンピューターというんですか、そういう部分なども、ともにいろんな形で機械を使っていけば、そこにおける基礎的な必要経費が外されていく。そういう1点のことだけではありませんけれども、地方における共有と広範にわたるところの課題が、この公共施設等総合管理の役割だと受けとめることができるのかと。ですから、市長には最後に求めますけれども、こういう検討会をそれぞれ弥富市として専門家を通す、お金の投資をしてでも、さらには職員の皆さん方が努力をされる検討委員会と同時に、その都度都度で議会側との今後の協議だとか市民のコンセンサスを得る上で、お互いが認識を持つ検討委員会を早期に立ち上げていただくことについてはいかがですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

さまざまな公共施設というのが、築40年、50年という形の中で、箱物と言われるものについてはそういう状況になっております。また、橋とか、河川とか、さまざまな公共物につきましても同じようなことが言えまして、それぞれ専門的な分野においては、橋とか橋梁については耐震診断だとか長寿命化ということについては専門の方のお力をいただいて、それなりの形の検討をしておるわけでございます。それぞれの担当部署の中でやっている中で、横の連絡というか横のつながりというのが少し欠けているかなあと思っておりますので、これにつきましては、一度庁内でよく検討させていただきまして、どういう形の中で職員が共有ができるか、あるいは市民の皆様に対してどういう形で情報が発信できるかということについては、一度検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 今、市長からは、改めて公共施設等の管理計画についてお答えいただけなかったんですが、市長、これは当然、検討委員会をつくらなければ方針に従えないわけですね。ですから、検討委員会なり計画に対する手法を、今、市長がお答えいただいたように、職員の皆さん方も、その目的に対して向かっていくと同時につながり方をしっかりし、そして私ども議員も、その役割を担っていくということを通して、より一層、検討会等、検討の報告を受けながら、議会としての対応をさせていただくことを強く要望しまして、未来のある弥富市の創生をお願い申し上げておきたいと思います。

2点目になりますが、この部門、災害問題ですから、過日の栃木県、宮城県などにおける豪雨等について被災をされたというの、私もお見舞いを申し上げますが、弥富市としても、三宮議員からも質問がありました。8月17日の関係のゲリラについて。また、そして市長からも、市の職員の皆さんも大変努力して、深夜走り回って対応されたことも聞いております。そのことと同時に、土地改良区の皆さんも、水門は24ですか、それぞれ努力していただいたと、こういうことも聞いておるわけですが、たびたび、毎年同じところが同じような状況が50ミリ以上の場合に起きるとするならば、この問題、例えば8月17日をどう市として、災害に対するといいですか、この対応についての総括をされたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 8月17日の台風について説明を申し上げます。

8月17日の深夜、局地的な大雨により、佐古木龍頭公園周辺地区の道路及び中六地区、気開地区の一部におきまして道路の冠水が発生をいたしました。また、中六隧道、国道23号線の富島地下道が冠水しました。冠水により通行ができなくなった状況でございました。

この大雨による浸水被害は、午前4時39分に大雨洪水警報が発令されました。午前4時には、地区住民から道路冠水が始まっているとの連絡が宿直に入りました。短時間ではございましたが、ピーク時における降雨量は、弥富市におきまして時間雨量61.5ミリに達しておりました。また、河川や排水路の水位が、その当時、比較的高かったこともありまして、早い時期から道路の冠水が始まったものと考えられます。この対応といたしまして、宿直から連絡が入って、直ちに市役所職員による道路の浸水箇所の確認とあわせて、道路冠水箇所の通行止めを実施し、通行の安全を確保させていただきました。

その後の8月25日の深夜や29日の明け方、大雨洪水警報が発令されました。局地的な大雨が少しでも見込まれましたので、事前の水路の予備排水に努めるとともに、地区の役員の方々に事前に連絡をさせていただきまして、排水路の管理を実施していただいたところでございます。また、市役所の職員といたしましては、警報発令に合わせて市内の巡回を実施し

たところでもあります。

この8月末の警報発令時におきましては、幸いにしても浸水が発生するほどの局地的な大雨ではございませんでしたが、今後とも気象情報や警報の発令に十分注意いたしまして、局地的な大雨に対して適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員の御質問の中で、毎回こういう雨が多いときには、どこどころが冠水をするかということは事前にわかっておるんじゃないかという御質問でございますが、全くそのとおりでございます。私どもといたしましては、その都度対応しているところもございます。しかし、現在、弥富土地改良区の中で、昨日も申し上げましたけれども、市街化面積の中でまだ農地があるというような状況の中で、これは佐古木でも同じなんですけれども、ちょうど今、稲作という状況で、田んぼに水が必要であるというような状況もあるわけでございますけれども、このゲート管理がなかなか思うようにまいらないというのが実情でございます。そういった中で弥富土地改良区の方に、その場所も含めて、現在、14カ所の水門、ゲートがあるわけでございます。その水門、ゲートに対して、16人のそれぞれの土地改良の役員が管理者として担当していただいておりますけれども、非常に朝早い早朝の状況も含めて、その辺の連携がうまくいかなかったことにつきましても、これは土地改良の事務局長、あるいは理事長ともお話をさせていただく中において具体的に明らかになるわけでございますけれども、これは私どもも連携してやっていかなきゃならない大きな大事な仕事でございます。そういったことに対して少し連携が欠けておったということに対して、道路等に冠水をした地域の皆様には大変御迷惑をかけたと思っております。

そうした形の中で、我々としては農地防災事業というような状況の中で今考えているのが、下之割の水門ゲートを現在の機械式から電動式ゲートにしていきたいと思っておるわけでございます。もう間もなく着工していきたいと思っております。

それからまた、いつもよく水がつきますのは小島地内の排水ということでございます。これは以前にも少しモーター等で管理しておったんですけれども、それが機能しなくなったものですから、これを緊急時に筏川へ排水するポンプの設置をさせていただきたいと思っております。これは、他の地域の土地改良区の皆様との御相談をいただきまして、御許可いただいたという状況でございます。

そして、もう一つ総括したのは、弥富土地改良区の事務局長と話をさせていただいたのは、14ゲート、16人の管理者は見えるわけでございますけれども、兼業農家である中で、なかなかおうちに見えないような状況もあるわけでございます。そういうような状況に対して、きのうもお話をさせていただきましたけれども、市としては、そのゲートを管理する人を新たに土地改良区の中で考えていただきたい、それにつきましては弥富市としても支援をしてい

きたいということをお話し合いさせていただいておるところでございます。そして、心配のないようにゲート管理をしていく、水管理をしていくということを、いま一度この機会にしっかりとやっていかなきゃならないだろうと思っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長からお答えいただきましたし、危機管理課長からも話をお伺いしました。農地の関係、17日は出穂の関係、穂が出るときですね。穂が出るときは水がないと田んぼはよくないわけですね。田んぼの中の稲が倒れないのは、水がしっかり含んでないと稲が倒れちゃう、風の場合は。こういうことは危機管理の皆さんに、橋村課長は耕作はあっても預託するで余り関係ないかわからん。だけど、そういうことも含んで、市長が提案をしていただいた新しい人たちの作業能力といいますか、指示能力も、土地改良事務局もしっかりしてほしいわけですね。ということは、今、国土交通省は1分間隔ですか、いわゆるデータを出てくる仕組みを持っている。それで天気予報をやっているということなんですね。ですから、17日のように雨が降ることがわかったら、水路は出穂とは関係ないわけですね、雨だけなら。冠水せないかん。水を引いておいてもらえば、中六もなかったんじゃないかと思うことが1つ。

もう1点、あの中六の関係は、開発部長に見に行っていたんですが、雨が降ると水路が、草がいっぱい生えておるんですね。このことは、農協の裏あたりの関係は、もう二、三年前にも当時の開発部長さんをお願いして除草していただいたことがあるんですね。それで、そういう水路管理において、その時期と場所というものも本当に市としても注意をしていただくことがいいのではないかな。すごい落差が、50センチぐらい草でとまっちゃって、こちらは低いと、こちらとは、こんな流れがあったと思いますが、竹川部長、そうやね。それは私も見に行きましたんで、竹川部長には、いろんなところにまたがるのでちょっと見ていただいて、今後、御指導いただきたい。

そんなことを通して、今、市長が答弁いただいたことに対して、さらに計画的にその状況をどう把握しながら、どう対応していくかということ。ここはそれぞれ地域によって異なることがあるけれども、きちっとといったって、それは人としてお互いに間違いがあるけれども、できる限り最大限の努力をしていただきたい。

もう一つは、宿直制度がこれから委託になっちゃうんですね、市長。こういうことを言うと、その人たちに失礼になるかもしれない。私も議会も理解をしているところですが、この辺の宿直のあり方について、危機のときにおける宿直は、市としての対応の仕方も総括をしていただきたいなと思うんです。そのときだけなのかどうかとか、いろんな形で非常に厚い危機管理を、連絡をとった市民の皆さんからの話だと、なかなか通じにくいところもあったと。よくやっておいていただくけれども。そんなことも聞いていますので、ひとつその辺の

御検討をお願い申し上げたいこと。

さらには、排水機の管理ですね。これは土地改良区の問題かもしれません。大体、待遇関係が月に2万円だとか、1つの排水機の担当者、聞くわけです。高い安いでなくして、その辺のあり方についてもきちっと考えていただくことが、望ましいよりも対応していただきたい。2万円で1カ月。これが私は安いとか高いとか言えませんが、それぞれ土地改良区として、弥富市が補助金を出しているときに、防災管理と同時に、それぞれの安全を確保できる対応の仕方。弥富は2万円ならまだいいですが、稲沢は1万5,000円だそうですから。本当に。これも聞きました。でも、そのことが、今まで農業をし、農家であり、農家で生まれた人たちが、排水機などについての意識、管理があったわけですよ、現実。しかし、後で申し上げますこれからの農業のあり方の中でいくと、そういう形というのは薄れてきているんじゃないか。あわせて、今の私どもの労働環境からすれば、当然あるべき姿のそれぞれの対応をしていただく御指導をいただきたいということを申し上げておきます。

さらに、過日も国会議員に申し上げましたが、低湿地地帯ですから、コンピューター関係などの機械の設置でもって防災ができる必要最小限度の国の予算もつけてほしいということをやっと私、余分なことかもしれませんが申し上げました。市長、そういうような状況を通して、県なり国政に向かってでも、ひとつ補助金等の要請をしていただいて、さらなる防災にさせていただくことをお願いしまして、2点目の課題は私は終わりますけれども、ぜひとも実現していただくことを申し上げておきたいと思います。

3点目の関係であります、港湾地域を初め企業誘致の関係であります。

名港の活用とか、高速道路の配置から、当市の活力ある未来について、鍋田地区環境整備、農業の推進、市街化の拡大、企業など物流、環境、海部地区の環境事務組合の開発条件は、一体的にいろんな形で弥富の未来がかかっていることもあるわけです。それで、環境の組合に対して、弥富市はそれぞれ今日まで60億なり、1億5,000万円なりの、環境整備補助という形も通して、弥富市もそれぞれ苦渋の選択をしながら整備に努力されてきたと思っています。しかし、もうぼちぼち地域と環境事務組合の関係も期限的に迫ってきて、どうしていくかということもあろうかと思っています。

それで、名港背後地の環境問題というのは、1つは弥富市としての今日のあるべき姿、土地改良などについても補助金なしでやった整備、また土地改良の整備事業費ももらってやっているところもあるわけですね。それと同時に物流だとか、第二名神が通って、交通・交流の基地があるわけです。特に鍋田干拓における地権者たちは、その当時、創立の当時から嘆願書がつくられて出ているんですね。見ていると。聞いていると。そのことを通して、今、そこにおける継続を図る部分の補償だとか、今後の課題もあるわけですね。ですから、弥富市としてもこの背後地、鍋田稲山地区を含んで南部の整備事業を、これからより一層お互い

に理解のし合える環境づくりというものについて市長にお願いをしていくことが執行者として私は大きな課題だろうと思っています。市長、この件についてどうお考えですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

環境事務組合と地元の運営協議会の中で、鍋田地区になるわけですが、地連協と呼んでおりますけれども、これは創業時の協定がございます。伊藤議員、一部事務組合の議員でもございますので御承知だと思いますけれども、確認しておきますと、その協定によりますと、八穂クリーンセンターは平成14年4月1日から操業を開始したわけがございます。そして、向こう30年間とするというような状況で相互協定が結ばれております。それは、平成44年3月31日までという状況でございます。そして10年前、これは平成34年になるわけでございますけれども、平成34年の3月末において次の候補地を定めていくということが規定されております。逆算いたしますと、次の候補地を決定するには7年ほどあるわけでございます。

そういうような状況で今現状進行中であるわけでございますけれども、御承知のように海部地区環境事務組合は4市2町1村の自治体の広域の組合でございます。この件につきまして、私、弥富市単独で基本的なこれからどうするんだということについてお答えすることは、いささか軽率であろうと思っております。この問題が具体的な展開という形になりまして協議の状況になりましたら、4市2町1村の管理者、副管理者の中で、しっかりと地連協さんの皆さんと協議をしていかなきゃならないと思っております。

今現在、環境事務組合の管理者として申し上げるならば、現在のところで操業を続けさせていただきたいというのが本意でございます。そうしたことも含めて、これからはしっかりと4市2町1村の管理者、副管理者の中で地元の皆さんと協議をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 環境の問題はそのとおりだと思っています。当然ですが、市長がお答えいただいた内容です。私は今、愛知のものづくり、背後地の企業誘致、そんなことを通しながら、総合的に、そこにおけるプロセスをきちっとしていくことにおいて、周辺対策と同時に、地域のあるべき姿が生まれてくるんじゃないかなと思います。ですから、開発部長さんを柱にして企業誘致の関係しかり、そして周辺対策を通しながら、いかにあるかということ、これを議論を深めていただくこと、このことが今重要な課題じゃないのかなというふうに。私もあるべき姿の中に、環境議員をさせていただいております。当初60億ぐらいの必要経費であったものが、今、四十数億で環境は一応され、市長が管理者として御努力いただいておりますわけですが、それぞれこれから中期財政の環境の整備計画からしても、財政投資を

10億ほどしていくわけですね。そうしますと、その投資が無駄にならないことと同時に、市民の深い御理解をいただける環境づくりをしていかなければ、私どもの市民の環境も守れないことが生まれてくるのではないのかなと思っていますんで、強くこのことを申し上げて、お願いを申し上げます。

最後になりますが、中間管理機構のあるべき姿、弥富市においても、きのうときょうにおいて、8割を10年ほどのもとになっていくという状況が柱として、その方向性を示されています。私は当然、そのことは賛成もしますが、大変なのは2割だと思うんですよね。私ちょっと、農政課長、見えるのか。説明に使った資料を見せてくださいと言ったけど、出してもらってないんだよね。そうすると質問が厳しくなることだけは承知しておいてください。それは当然でしょう。私は通告をして、説明資料をいただいて、どこにどういう問題点があるかということを申し上げたい。これが質問なんですよ、基本的に。だけど私の一貫することは、特にここでお伺いしたのは、農業というのは、農家という振り分けはどういうふうに解釈されますか。どなたでもいいが御回答ください。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

資料の件につきましては、ここでお示しすればよろしいかと思ひまして、ちょっとお渡しはさせていただいてなかったんで、申しわけございません。

農業と農家の違いということで御質問いただいております。農家ということで、具体的に定義というものはございませんが、農林業センサス等の統計上の定義というものがございします。これによりますと、10アール以上、1反以上の耕作をやっているとかいうことで、経営をされている家庭、または年間の農作物販売金額が15万円以上の世帯というのが農家ということで統計上で定義をされております。

農業の関係のお話でございしますが、農業というのは、土地を利用しまして、作物の栽培、または家畜の飼養を行い、人間にとって有用な生産物を生産します経済活動というような、そういったことで、それをなりわいにされているというので農業。それをなりわいにされて生活されているのが農家というような位置づけではないかと考えております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 農家の定義は1反以上でということで、農業というのは資産運用なんでしょう。そうすると、税務課は農業に対する課税で、賦課金とか土地改良費、これは必要経費なんです。落とすことができますよね。首を振ってもらえばいいんだわ。

私は今、公認会計士にお願いして税をやっています。そうすると、それは必要経費なんです。だから、きのうも、賦課金については農家が農業を中間管理機構に渡したときに、農家で持てという話だ。1反以上じゃなくして。今の現状、耕作者が。だから、私自身は、絶対

に賦課金の問題については、中間管理機構さんがきちっと精査をすべき。税の中で必要経費として対応されるわけですよ。農家ではそのことは落とせんわけですよ。1丁5反持っておって、賦課金を、田んぼも生産もしておらんのに、1丁4反分の必要経費は税務課長さんは認めるかどうか。私は課長なら認めないですね。現実には生産しておらんのやから。だとするのなら、賦課金のあり方というのは根本的に見直さなければならない。必要経費として税務上落とすことができる。まずは第1点。こういう問題を農業委員会さんだとか、中間管理機構が整備をせんまま集約をされているということに大きな課題がまず1点あるということ。

もう一つは農地の遊休地がふえているのかふえていないのか、昨年より。農政課長、答弁ください。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

農業委員会では毎年1回、利用状況調査という調査を行っております。その調査結果でお答えさせていただきます。

農地の管理が不適切ということで、適切に管理をしていただいていない農地の関係でございますが、平成24年が101件の約18ヘクタール、平成25年が66件の約7ヘクタール、平成26年が71件の約13ヘクタールとなっております。本年につきましては、今月より調査をしていただく予定になっておりますので、まだ出ておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） ふえている原因というのは、もうわかるわけですよ、農政課は。

それはなぜかという、調査を毎年しているから。あわせて農業委員会も。田んぼであって田んぼじゃないんですよ。つくれない田んぼがある、1反以下のところは。だから、圃場の整備と、例えば弥富市の場合は市道になっておるんですよ、五之三、荷之上なんかは。その市道を取っ払わん限り、拡大ができません。だから、私が説明の中で、そういう問題は提起をされて、農家から意見がありますかというのを聞いたわけですよ、まずは。聞きたかった。

そういうような対策をしたり、例えば弥富町当時ですね、昭和45年、そして50年ごろだったというふうにお伺いしますが、市街化区域と調整区域の見直し、簡単に言うと、青地、白地を検討されて、そのままになっておるようですね、弥富市の中は。十四山はちょっと調べてございません。そうすると、弥富市の市の構造が変わっているわけです。第二名神ができたり、名阪が開通をしたり、そしてその付近の開発行為は許可事項が違うわけですよ。開発許可が。例えば2キロ範疇、1キロ範疇。市長は荷之上に住んでみえるで、いろんな人からお伺いされた。何で佐屋だけはああやって倉庫が建つんだと、こういう話が多いんです。

そうすると、私どもとして、その議論をしていく上、また将来に関係をしていく部分において、今、この中間管理機構の中で、そういう地域における青地、白地と同時に、農業の指

定区域も集約をしながらどう対応していくかということになれば、80%が90%に、極端な言い方になっていくんじゃないのかと。そのあとの20%に対する対応の協議が始まって、中間管理機構への移行への意見集約ならば、私は市議会議員として、農家の皆さんに御説明をしたいがと思っています。しかし、残念ですけれども、そういうところの調査なり意見というのはなかなか出てきてないようです。ですから、今再度、それぞれの地域における青地、白地、指定区域のあり方を農家の皆さん方に聞いて、いろんな形でより一層有効な農業生産ができる方法を検討していただきたいと思っています。その点についてはいかがですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 中間管理機構における農地の集約において、賦課金の取り扱いをどうしていくんだと、いわゆる地主さんに従来どおり賦課金については担当していただく、もう一つは担い手という形の中で、そのところを請け負った人が負担をすべきだ。この問題につきましては、中間管理機構から発足当時から大きな課題として現状もあるということは事実でございます。しかし、今までの流れの中で賦課金の問題については、地主負担ということの基本的な考えがあるわけですね。これがなかなか是正できないというのが現状でございます。そうした中で、今、その賦課金が仮に中間管理機構の中で農地を集約していく場合において、担い手が請け負っていただければ、負担をしていただければ、それこそ今、議員がおっしゃるように、もっとももっとこの集約は進むだろうと思っています。これは、これからも課題として出てくると思います。その都度、我々の意見もまとめておかなきゃいけない部分もあるわけでございますが、基本は担い手のところが、自分たちの判断というのもございますので、その辺のところは、市全体として農業政策としてどうしていくかということについて、これはきのうもその一端を少しお話しさせていただきましたけれども、生産調整におけるさまざまな単独補助金ということに対して考えていかなきゃならない。一定の今までの生産調整に対する減反、あるいは転作奨励金ということについては役割が終わってきたということを思っておりますので、全体的な農業政策の中で考えていきたいと思っております。

また、青地、白地の問題につきましては、我々としてもよく精査していきながら、どのような形で、いわゆる農地の利用ということについて検討を加えていかなきゃならないかということについては、また勉強させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長にお答えいただきました。私も、ちょっと余分なことかもしれませんが、私の所属するところに国会議員が4人ぐらい見えますもんで、国会議員に農業問題については、そういう制度と同時に検討課題でやらしてもらわないと、農家は潰れますと。今まで日本の生産、農業の食料の自給を担ってきた22年以降の農家を全くに近い無視をした農業施策は、農業として、今起きていることもある。一方でも、確かに食の安全で海

外輸出なども含みながら努力をされていることも承知はします。しかし、今本当にこの濃尾平野、そして中間過疎地域などを含んで、このまま進めれば、機械はだんだんなくしちやつておるし、農業人口も減っていくと、このことでどうなんだということで投げかけましたので、あわせて市長、それぞれ機会あるごとに、私は理屈じゃないと思っています、税の問題なども。私どもは法治国家に住んでいるわけですから、法に合わせた対応が一番肝心だと。これがまず第1点ではないかと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に農政課長、農業特区は何だったんですか。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

平成27年、本年の3月19日に国家戦略特別区域諮問会議、これは13回目でございますが、そこにおきまして地方創生特区の第一弾としまして、愛知県が農業特区ということで決定がされております。その内容としまして、規制緩和が4点ほど行われておりますが、1点目が農家レストランの農用地区域内設置の容認ということで、従来は農家レストランを農用地区域内で建てることはできませんでしたが、規制緩和によりまして、農家レストラン、これは農産物の生産施設に併設された農家レストランでございますが、農振の除外とか農転の許可ということで設置ができるというものが1点でございます。

2点目が、農業生産法人の要件の緩和ということで、農業生産法人におきます役員要件としまして、従来は過半数の農作業に従事している理事が必要でございましたけれども、1人以上の農作業に従事する理事がおればいいということで、農業生産法人の要件が緩和されております。

3点目でございますが、農業委員会と市町村の役割分担ということで、農地等の権利移動の許可に係る事務につきまして、市町村長と農業委員会との間で合意された場合につきましては、合意の範囲内で市町村が当該関係事務を行うことができるというふうで、従来は農業委員会が許可を出しておりますが、市町村が関係事務を行うことができるという規制緩和が行われております。

4点目でございますが、農業への信用保証制度の適用ということで、従来、中小企業信用保証制度というものは農業に適用がされておりましたが、農業生産法人等の資金調達の可能性を拡大するというために、中小企業信用保証制度が農業にも適用することができるという、以上の4点が規制緩和ということで、農業特区ということで決定がされております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 今、農政課長からお話がありました。6次産業の基盤づくりだとか緩和が私どもの弥富市としての適用地として、弥富の産業、地産地消、あわせて農家の生き

る道、農業の生きる道、ともに、そのことが大きな柱に私は含まれておると思っています。
ですからきのう、帰り際に申しわけありませんが、農政課長に、市民の皆さんにきちんと一つは話ができること。あわせて私ども議員も、この資料をいただきながら勉強すること。そして、弥富市がより一層活性化し、まちづくりができると思っていますので、今後とも一層の農政課と市長の御努力をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は3時40分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時32分 休憩

午後3時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○10番（堀岡敏喜君） こんにちは。10番 堀岡敏喜でございます。最後でございますので、もう少しおつき合いをください。

〔「簡潔に」の声あり〕

○10番（堀岡敏喜君） いつも私は簡潔にさせていただいております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きくは2点。初めに自転車事故防止のための取り組みについてお伺いをしてまいります。

これは昨年の9月か12月議会か、鈴木みどり議員が自転車のマナー向上のための質問をされておりますが、重複を避けて質問させていただきます。

信号無視などの危険な行為を繰り返す自転車運転者に、講習受講を義務づける改正道路交通法が本年6月1日より施行をされております。社会全体で自転車マナーの向上を進めていかなければなりません。講習の対象となるのは、3年以内に2回以上、改正法が定める危険行為で摘発をされた14歳以上の運転者となります。これまでは、危険行為をしても警察による注意のみで済まされることが多かったのですが、講習の義務づけで運転者の安全意識が高まると期待をされております。

自転車運転で気がかりなのが死亡事故の増加であります。警視庁発表の平成26年中の自転車事故の発生件数は、全国でおよそ11万件でありました。年々減ってはきているものの、それでも全国で1日に300件ほどの自転車事故が起きている計算になります。これは全ての交通事故の20%に当たる数字であり、自転車事故の発生率が決して低くないと言えます。また、自転車事故による負傷者数は、平成26年中は10万7,998人、自転車事故による死亡した人も540人おられました。これは、1日に1人以上が自転車事故で亡くなっているという計算になります。どちらも全交通事故の中で1割以上を占める数字であります。自転車と歩行者、

自転車同士などの死亡事故は6割もふえて82件に上っております。さらに、これは余り知られておりませんが、外国と比較をした場合、自転車運転者の事故死者数は、先進国を中心とする31カ国の国際的な交通事故統計で見ますと日本がトップとなっていて、この状態が長年続いている状況であります。事故の原因、自転車側のルール違反が断トツで、およそ7割を占めております。免許も要らず、気軽に乗れるのが自転車の利点の一つではありますが、一方で危険な事故と隣り合わせにあることを忘れてはなりません。

改正道交法が危険行為と規定する14項目は、信号無視のほか酒酔い運転や歩道での歩行者妨害などがあります。傘を差したり、携帯電話を操作したり、イヤホンで音楽を聞きながら自転車運転し、事故を起こした場合なども対象となることがあります。これらの行為は、改正法が施行されて3カ月を経過した今もしばしば見受けられるものであります。警察や自治体は制度の周知を徹底する必要があります。また、自転車運転者には、法律が定める危険行為に注意をするだけでなく、ふだんからマナーの向上に努め、周囲に対する配慮も欠かさないうよう絶えず呼びかけを行っていく必要がございます。事故はほんの一瞬の油断で起き、人生を狂わせる場合があります。安全第一を徹底し、被害者も加害者も生まないための取り組みを進めなければなりません。

以上のことから、以下質問をさせていただきます。

まず、市民へのマナーの向上も含め、改正道路交通法の制度の周知の取り組みについてどのように行っているのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） それでは、お答えをさせていただきます。

改正道路交通法の制度につきましては、交通安全キャンペーンなどの啓発活動や交通安全講話の際に、チラシ等を配布することによりまして周知をさせていただいておるところでございます。今後も啓発活動や交通安全講話において周知を図っていくとともに、ホームページへの掲載や広報を活用して幅広く啓発を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 私も広報で、ホームページ等でも確認をさせていただいておりますが、どれだけの人が見ているかというところを、年に1度ぐらいはアンケートをとるなりして確認するなどのこともしていただきたいな、そのように思います。

続けて質問をさせていただきます。

次に、自転車事故の発生状況を年代別に見ますと、平成26年中の統計から、全国的には65歳以上の高齢者が事故を起こす割合が高くなっております。発生件数は2万760件で、全自転車事故の18.5%となっており、次いで15歳以下が発生件数1万7,805件で15.9%となつて

います。しかし、二十未満で合算をいたしますと、発生件数は3万4,239件となり、全体の占める割合も30.6%と全体の3割を超す状況であります。

改正道交法の自転車運転者の対象は14歳以上となっておりますが、この危機的状況を打開するためには、自転車を乗り始めるころからマナーとルールをしっかり伝えていく必要がございます。現在、教育現場ではどのような指導、また教育を行っているのか、現状と今後の取り組みについて伺ってまいります。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 児童・生徒の交通安全につきましては、今回の改正を踏まえ、校長会を通じて法改正に伴うチラシを配付するなど、指導の徹底をお願いしているところであります。現在、小・中学校では、蟹江警察署交通課へ依頼し、交通安全教室を開催していただいております。その内容は、警察官の講話、今回の法改正を踏まえ、一定の危険な違反行為をすれば講習を受けなければならないことや、従わない場合は罰金もあるなどの説明であります。そのほかには自転車の安全な乗り方のDVDの視聴、運動場・体育館での自転車の乗り方の実地訓練をしております。ほかにも、自転車運転とは限りませんが、通学団会議を開催し、危険箇所の確認を行ったりしています。今後は、道徳の学習において交通安全の授業に取り組んでいただくなど、いろいろな面から子供たちが学んでいけるよう工夫をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 教育部長から、警察官の講話ということですがけれども、その警察官の方がお話上手だったり、子供さんの心をぐっと引きつけるような方でしたら、子供さんにもぐっと入っていくんですけれども、また特に小・中学校の生徒さんたちは、罰則があるからやめておこうなんて、こういう教え方では多分入らないと思うんです。小学生であろうが、中学生であろうが、自転車に乗って、また道を歩けば、交通を構成している一つですんで、歩いていようが自転車に乗っていようが交通法規は守らなきゃならないし、守らないとどうなるか。それは、自分に不幸が訪れるか。相手に不幸が訪れるか。ニュースを見ていると、普通に登校していても、後ろから車が突っ込んでくるような時代でございますんで、そういうことにも注意をすることが必要だし、その中の自転車というところをしっかりと学校で教えていただきたいな。お互いが注意できるようなところまでいけば、本当に事故というのは少なくなるんじゃないかな、そのように思いますので、そういうことも考えながら、学校のほう、しっかり教育を進めていただきたいなと思います。

続いて質問させていただきます。

昨年の自転車事故による死亡者数540名の負傷部位で最も多いのが頭部であり、62.4%となっております。一方で、ヘルメットを適切に着用すれば、頭のけががもとで死亡する事例

が4分の1に減るとの推計を公益財団法人交通事故総合分析センターが2012年に公表をしています。このことから、着用を義務づけている小・中学校と別に、自転車に乗る大人にも条例でヘルメットの着用を求める自治体がふえております。自転車事故で死亡する原因が頭部の負傷が7割近い現状を考えれば、必然的ではありますが、自転車本来の手軽さが失われ、利用そのものが減りかねない問題もございます。市の広報などでは注意喚起にとどまっておりますが、根本的な改善には結びついていないのではと思います。市の認識と今後の対応について伺ってまいりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） それではお答えをさせていただきます。

自転車の安全な利用に関する意識の向上や、自転車に関与する事故を防止し、自転車の安全な利用の促進を図るために、条例においてヘルメットの着用を求める自治体がございます。愛知県は交通事故による死亡事故が多発しておりますので、自転車における事故の死傷者を軽減するためにも、少し時間をいただきまして、他の自治体の条例等を調査・研究してまいりたいと考えております。

まず、今後の取り組みとしては、交通安全に関する啓発活動などにおいて、ヘルメットによる頭部保護の重要性を周知することにより、自発的にヘルメットの着用を促してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 確かに、大人が普通の買い物をするのにヘルメットとなりますと、ちょっと引く場合がありますけれども、実際にある自治体では、職員に、市長からのお達しで、自転車通勤の人は全部ヘルメットをかぶってこいと言ったら、自転車通勤が半分以上になったという事例がございます。

ただ、またヘルメットといいますと、思い浮かべると普通のヘルメットを思い浮かべますが、今は帽子かヘルメットかわからんみたいな、またサンバイザーみたいなヘルメットもございます。ヘルメット業界も安全のために、また使いやすい形をやっています。それを市が奨励していくということはできませんけれども、何かヘルメットをかぶっている写真を出すとかに、何げに帽子かヘルメットかわからんようなヘルメットをかぶったものを警察関係者の方にもちょっと言って、かぶりやすいヘルメットみたいなものを提供していかないと、おしゃれな格好をしているのに工事現場みたいなヘルメットをかぶっていると、誰もかぶらないと思います。みんながかぶりたくなるヘルメット、今、たくさん売っていますんで。

あともう一つ言いますと、自転車といいましても、通勤・通学、またお買い物、ロードスポーツなんかで使う場合がありますけれども、これはぜひ市から、義務づけられているのかどうか知りませんが、ロードスポーツなんかでやる自転車、例えば26インチ以上で何々と

か、そういう人はヘルメットは義務だと、そういうようなことも進めていってもいいんじゃないかな、そのように思います。

それでは、続けて質問をさせていただきます。

急な飛び出しや狭い道でのすれ違い、たばこを吸いながら自転車に乗る運転などに、思わず身構えた経験のある高齢者や幼児、女性らは少なくないはずです。また、実際に歩行者と衝突をして、けがを負わせながら、けがに気づかず走り去り、歩行者が泣き寝入りするケースもございます。最近ではこうした事態に対し、高額な損害賠償訴訟が起こされることもございます。また、自動車との事故でも、自転車側の過失を問われるケースもあり、自転車保険の必要性が高まっております。マナー向上対策にあわせ、保険加入の必要性も周知をしていくべきとかがますが、市の見解を伺います。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 自転車のマナーの向上対策につきましては、小・中学生においては交通安全教室、高齢者においては警察における交通安全講話によりマナー向上を図っているところであります。

保険加入の促進につきましては、交通安全教室などの際に、自転車事故における損害賠償について説明をして、自転車保険の案内をしておるところでございます。今後も交通安全教室などの際に保険加入について積極的に案内に努めさせていただきたいと思っております。

自転車は、先ほど議員も申されましたように、生活の移動手段として、通学・通勤、買い物などに利用されるほかに、趣味や健康維持から本格的なスポーツ競技まで、自転車の利用が幅広くなっております。先ほど来、議員の御指摘のとおり、自転車の安全な利用対策が今課題となってきましたので、蟹江警察署と連携をとって、交通安全の講話などの開催や、交通指導員さんや福寿会の皆さんに参加していただいての交通安全講習会等を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 当初の段階では、ある一定の保険会社を役所が勧めることはできないでしょうけれども、今、現実、そういう損害賠償訴訟が起こっている事例がたくさんございまして、そのことで、お子さんももちろん故意でやったわけじゃない。その事故で多額な損害賠償が請求されたときに、普通、今までの当たり前の生活ができなくなってしまった。また、保険に入っていないから十分な補償が相手に対してもできなかったということでは、お互いに事故があつたらよくないんですけれども、その後の最善を尽くすという意味では、保険加入というのは必要なんじゃないかな。できたら蟹江警察を通じて、自転車販売業者などには、しっかりその必要性を説くように。営業して売り込むんじゃなくて、必要性を説くようにして、今は割とカードの特典とか、子供さんの損害賠償の、不意に、故意じゃなくてガ

ラスを割ったとかそういうときのための損害賠償保険に自転車特約みたいなのがついているんですよ。月100円ぐらいで最高で2,000万ぐらい補償があるような保険もございます。そういったことも通じて案内してあげればいいんじゃないかな、そのように思います。

続けて質問させていただきます。

さて、交通事故を起こさないためには、交通環境、道路の整備も不可欠であります。本日も鈴木みどり議員、また山口議員から道路の整備についてございましたが、これまでも危険箇所への信号の設置や交通規制、道路の整備についてもさまざまな要望がなされてきましたが、もともと綿密な都市計画のもとに、この弥富市、まちづくりをされてきたわけではなく、まちじゅうを走る幹線道路も十分な道幅がないところも多い現状であります。国道、県道など、市単独では整備のできないところも多いのではないのでしょうか。特に市街地で、ＪＲや近鉄など踏切を交差する道路は交通量も多く、当該地域より道路の拡幅の要望も多く聞かれております。

一例を挙げさせていただきます。弥富北部から国道１号線に向かうには、県道109号子宝愛西線、県道458号一宮弥富線、国道155号線バイパスがございますが、このほか４カ所の踏切のうち、近鉄とＪＲのそれぞれの弥富駅に向かうために渡らなければならないのが鯛浦の踏切であります。特に国道155号線からの西中地の交差点から鯛浦の踏切に向かう市道鯛浦町気開付近は、通勤・通学で歩行者や自転車も多く、また155号線から迂回してくる自動車、雨の日には駅まで送り迎えの車で大変混雑をいたします。道幅も狭く、道路には電柱が張り出しているため、車がすれ違うのも交互に待たなければなりません。ラッシュ時に遮断機がおりたときには、数十メートルの列ができてしまいます。

地域住民や通行利用する多くの方々から拡幅の要望がされておりますが、道幅ぎりぎりまで住宅が建ち、密集していることから、物理的に不可能な状態であります。仮に用地買収を行うにしても、高額な予算が必要であることと、時間も相当かかることから現実的ではありません。交通法規を一方通行に変更して車の通行量を減らす方法もございますが、迂回路がないため、これも現実的ではありません。

このほかの方法としましては、国が進めております電線の地中埋設、無電柱化であります。電柱があることで、実質約１メートルの道幅を失います。現在はこれが約30メートルごとに交互に立っており、歩行者にとっても、車にとっても、通行の障がいとなっております。電柱をなくせば歩道の確保もでき、少なくとも現在よりは安全な道路になるのではないのでしょうか。電線埋設のコストは、おおよそメートル当たり40万円ほどで、数十件の用地買収にかかる費用のことを考えれば、十分に検討の余地はあると思います。用地買収の困難な地域での電柱の埋設、無電柱化なども含め、今後の道路整備について市の認識と対応を伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それではお答えします。

議員の質問の中にありました路線につきましては、市道の鰯浦中地線という名称でございます。現況は道路幅員5メートルから6メートルの歩道のない狭い道路となっております、道路の西側に電力柱、東側に通信柱ということで、道路の両側に電柱されているということで、車で通りますと交互に行くような形になると思います。周辺は既存市街地となっております、住・商の複合的な市街地が形成されている状況でございます。

当路線は、周辺に幹線道路、先ほど議員も言われましたように、国道155号線、県道弥富名古屋線、あるいは鉄道駅、J R、名鉄、近鉄がありまして、朝夕の通勤・通学時には、自動車や自転車、歩行者の往来が著しい交通量の多い路線で、また一部、弥生小学校の通学路にもなっている状況でございます。

無電柱化につきましては、景観・観光、安全・快適・防災の観点から、現在は国土交通省が無電柱化に係るガイドラインに沿って推進しております。今後、この事業を進めるに当たりまして、国、県、公安委員会、事業者等の調整や協議等、さまざまな問題について検討していく必要がありますけれども、無電柱化も考慮しながら、その他の手法も含めて、地区の方々とよく相談させていただきながら、財政面も含めまして総合的に判断して、最適な手法で取り組んでいきたいと今考えておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答え申し上げます。

この道路につきましては、私も朝夕利用させていただいているところございまして、両サイドに、道でございますので側溝があるわけでございますが、その側溝に対して電柱だとか、あるいは通信の柱が、側溝よりも自動車道というか、そういったところに出っ張っているというようなことだとか、電柱を後ろへ下げること、ほとんど民家がございまして不可能だろうと思っております。

メーター40万かどうかわかりませんが、一度私たちはしっかりとここを一つの弥富市としてモデルにならないかなあというぐらいの気持ちで、どういうメニュー、起債等も含めてメニューがあるのか、あるいは補助制度があるのか、一度よく関係等に打診をしながらいい方向を見出していきたいと思っております。

先日も、鰯浦下之割の役員の皆さん方にも、さまざまな要望の中で、この問題も、堀岡議員も御一緒でございましたけれどもございます。しっかりと研究させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今、市長もおっしゃったように、J Rの踏切、近鉄を越すとなりますと、通る道というのは限られているんですね。特に弥富駅に向かう道としましては、津

島街道のところの踏切かな、あそこ、今の鯛浦の踏切。下之割の踏切は、小特と軽車両を除く自動車は通行どめ。この間初めて、やっとあの看板を立てていただきまして、ただ、今でも通っているんですよ、車が。軽自動車の御婦人に、ここは車は通行どめよと言ったんですけど、軽車両は通れると書いているやないのと。軽車両というのは自転車なんですよ、軽自動車やないんですよと言っても、知らないわよと言って通っていったんですけど、そういうことがありますので、これはまた別の話ですけど。なかなか踏切を渡らなければ渡れないという部分がありまして、今、市長がおっしゃった、途中から県道になっちゃうんですよね、鯛浦の踏切に入るまでは。ですので、また駅北の整備というの、一旦凍結が解けて、今後開発が進むかもしれないとなると、ますます利用がふえるんじゃないかなあ。そうになると、しっかり考慮していただいて、あくまでも概算ですので、1メートル40万というのはね。もうちょっと安くなるかも、それは市長の腕次第でございますので、よろしくお願いいたします。

地域の方が、また通行される方が本当に安全に通れるような別の方法がもしあるのであれば、それも含めてしっかり市として対応していただきたい、そのように要望しておきます。

続きまして、3月議会に続きまして市の地方創生の取り組みについて伺ってまいります。

この議会でも地方創生については、いろんな議員の方から質問をされておりますので、重複する部分も多少ございますが、原稿を書いちゃっていますんで、済みません、同じ答えは求めませんので、そのようにさせていただきます。時間がないので飛ばしていきます。

次に、人口減少や東京一極集中に歯どめをかけ、将来に向けて魅力ある地域づくりを目指す地方創生について、国は2019年度までの5年間で政策目標や具体的な施策のまとめを、都道府県、市区町村に本年度中の策定を求めています。それに先立ち国は昨年12月、日本の人口の現状と将来展望を示す長期ビジョンと、これを実現するための今後5カ年の政策目標・施策を定めた総合戦略を策定し、発表をしております。それによりますと、長期ビジョンとしては、1つ目に2060年に1億人程度の人口を確保する。2つ目に、2050年代に実質GDP成長率を1.5から2%程度維持をするとしております。

総合戦略としては、仕事づくりについて、2020年までの5カ年で、地方に30万人分の若者向け雇用を創出。人の流れについては、2020年までに東京圏から地方への転出を4万人増、地方から東京圏への転入を6万人減。結婚・出産・子育てにつきましては、結婚希望の実現率を80%に、夫婦の予定する子供の数の実現割合を95%にしようという目標を掲げております。また、まちづくりににつきましては、小さな拠点の整備や、先ほども話がありました地域連携の推進などを掲げております。

これらを受けまして、弥富市でも夏から秋にかけて、人口の現状分析や将来展望を目指す地方人口ビジョンについてどのような考えを持って取り組んでおられるのか、また地方版総

合戦略についてどのような取り組みをなされようとしているのか、以下伺ってまいります。

国は、総合戦略の策定に先立ち、従来の政策の問題点として、ばらまき、表面的、短期的など、地域特性を考慮しない全国一律の手法などを上げ、これらの弊害を除去して、まち・ひと・しごと創生政策5原則——自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視——に基づいて地方創生を進めるとしております。

地方はこれまでも、少子化対策、企業誘致など、経済・産業の安定と拡充、社会福祉の充実など、地域活性化に取り組んでまいりました。現在がその結果であり、また過程であるわけですから、評価対象の期間の5年間で、地域の実情に合った施策を短期間で策定し、具体的な成果を上げるまでには、これまでの経過を厳しく評価し、教訓として生かし、改めて相当具体的な施策の実行が必要となってまいります。

自治体は、地方版総合戦略策定に当たっては人口の将来見通しを踏まえることになっておりますが、弥富市の場合、人口減少に歯どめをかけると同時に、地域によっては人口構成比のバランス格差の解消も考えていかなければならず、その目標はかなりハードルが高いように思います。人口減少を食いとめるための政策は、東京圏から地方圏への移住促進や地域の産業振興だけでは限界がございます。同時に出生率向上のため、若い世代への、先ほど市長の答弁にもございましたが子育て支援、社会保障の充実は欠かせません。

1930年代、スウェーデンは出生率低下に直面をし、同国の経済学者ミュルダールは、育児は国家全体の責任であるとし、所得階層に関係なく、全ての子供、家族に対して、妊婦や児童向けの医療費無料化など、出産・育児に関する無料サービスを提供し、その財源を所得に応じた課税で賄うという消費の社会化の必要性を訴え、北欧諸国に大きな影響を与えております。

こうした政策は、日本でも検討すべきであります。しかし、3月議会での服部市長の御答弁のとおり、財源の問題もあり、自治体の創意工夫だけでは実現は難しい状況です。今回は、評価対象期間を2019年度までの5年間で具体的な成果を上げることが要請され、その上で策定も短期間で要請をされております。

そこで最初の質問ですが、これまでの地域活性化の取り組みを教訓に、どのように認識をしているのか。また、地方人口ビジョンについての基本的な方向性、取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答え申し上げます。

まず、議員の皆様にも、この議会の中でも、弥富市の総合戦略の推進会議の委員の名簿という中の中で策定委員の話をさせていただいております。本議会中に全員にコピーをさせていただきまして配付していく予定でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

学識経験者としては三重大学の名誉教授の佐藤さんに座長になっていただいて、第1回目は委員会も開催いたしましたけれども、2回、3回とやっていきたいと思っております。

基本的な姿勢は、第1次総合計画と交わるところが多いわけでございます。この辺のところについて、各委員のメンバーに、現在の弥富市の総合計画はこう考えておりますよという問題がございます。これと人口ビジョンとどう結びつけていくかということが最大の使命だろうと思っております。地域の活性化を担っていくというのが基本的な姿勢でございます。

そして、具体的には、地方の総合戦略の中では、議員もおっしゃるように、まち・ひと・しごとの創生であるという形の中でございますので、早川議員にもお答えをしており、子供さんに対しては子育て支援というような状況の中では、結婚・出産、さまざまな子育て支援に対して、我々がより一層切れ目のない計画をどうつくっていくかということだと思っております。

また、まちづくりにつきましては、先ほども言うように、行政サービスと同時に財源の確保というのが欠かせません。こういうようなことに対して、財政計画と、それから歳入というような状況の中で、どう具体的に展開していくかと。これも委員のメンバーに、弥富市の財政についてしっかりと理解をしていただいてやっていかなきゃいけないと思っております。

そんな中で、好循環を生み出すような形で、策定委員会のメンバーについては弥富市を知っていただくと同時に、その課題は何だということを具体的におっしゃっていただいて進めていきたいと思っております。

人口ビジョンにつきましては、担当の課長から答弁させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 人口ビジョンについて申し上げます。

現在、人口ビジョンにつきましては、第1回の弥富市総合戦略推進会議の場におきまして検討素案としてお示したところでございます。弥富市人口ビジョンは、弥富市総合戦略におきまして、まち・ひと・しごと創生の実現に向け、効果的な施策を企画・立案する上で重要な基礎と位置づけられるもので、弥富市における人口の現状分析を行いまして、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後の目指すべき将来の人口の方向性を示すものです。

この人口ビジョンは、本市の現状と課題を踏まえまして今後の人口減少問題に対応していくためには、2つの方向性を考えて進めております。1つにつきましては、出生率を向上させることによって人口減少に歯どめをかけ、将来的に調和的な人口構造を目指すことであります。もう一つは、転出抑制と転入の増加によりまして人口規模の安定と確保を図ることであり、この2つの対応を同時並行的かつ相乗的に進めていくことが必要となってきました。また一方で、当面は避けることのできない高齢化・人口減少社会を前提とした効率的かつ効

果的な社会基盤を構築していくという視点を持つことも重要であると考えております。

このようなことから、本市の人口ビジョンの目指すべき将来の方向性のため、総合戦略を策定していかなければならないと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 答申の段階では、しっかり3月の議会でも市長の御決意、また市の考え方というのを伺ってはおりますけれども、通告の段階でまだ総合戦略は策定中でありますし、今、地方の人口ビジョンに関しては、今言われた出生率を、安心して産んでいただく、2つ目には出ていかんようにすると。もちろんそうなんですけど、そのための裏づけになるいろんな事例がございます。これ以降は、先ほどに申し上げた仕事づくり、それから人の流れ、また子育て支援、まちづくりに対して事例を挙げながら質問してまいります。答えられる部分には答えていただいて、ない部分は聞き流していただければ結構でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、地方版総合戦略について4点伺ってまいります。

1つ目に仕事づくりについて。

人口減少や東京一極集中に歯どめをかけ、将来に向けて魅力ある地域づくりを目指す地方創生への取り組みで、安心して働けるよう、企業誘致を初め既存の企業の発展、新たな産業の創造が欠かせません。人口減少の要因の一つとして、その地の雇用環境が十分でないこと、また求職者の希望とマッチングをしなかったり、結果として進学や就職を機に、先ほどありました県外へ出た若者が戻らない傾向が上げられます。

群馬県安中市の事例を紹介いたします。群馬県安中市と隣接をする富岡市、長野県軽井沢町を訪れる観光客は、年間で約1,200万人であり、この2市1町が県境を越えて連携し、観光振興へ向けて検討を進めているそうであります。話が持ち上がったのは一昨年で、国内有数な観光地である軽井沢町からの呼びかけがきっかけでありました。時代の変化に対応して新たな観光戦略を模索する中で、それぞれの強みを生かした観光振興を図り、地域の雇用拡大にもつなげようという思いが重なり3者を結びつけたのだそうです。

安中市には、碓氷峠鉄道文化むらや磯部温泉など豊富な観光資源がございます。軽井沢町との連携により発信力の強化、富岡市との連携で安中の温泉地への宿泊客増加を見込み、昨年4月、2市1町は観光連携協議会を結成いたしました。観光の目玉として、安中市の碓氷峠鉄道施設、富岡市の富岡製糸場、軽井沢町の旧三笠ホテルといった明治期に生まれた国の重要文化財を結びつけ新たな観光ルートをつくり出す広域観光連携が動き出しております。

安中市は本年、広域での観光振興を地方創生の柱に据え、国の地方創生先行型交付金の対象にも選ばれました。5月には民間の観光関係者を幅広く呼び集め、地方創生観光振興プロジェクト委員会を発足させております。同市商工観光課の「稼ぐ」という民間の力を生かし

たいとの思いに、委員の一人である磯部温泉組合の観光部長さんは、業種の垣根を越え、情報を交わすだけでも意義は大きい。地域の観光に貢献したいと、官民ともに意気軒高ムードが高まっているようであります。今年度は、市内観光スポット10カ所にW i - F i のアクセスポイントを設置し、周遊ルートモニターツアーも行い、観光戦略の策定やブランド化などを一体的に行うDMO（官民協働型観光推進体制）の基盤づくりも進め、観光産業にかかわる安定した雇用の確保・創出につなげようとしておられます。

観光産業の振興といえば、先日、弥富市内の有志の方々と企画をされました第1回弥富知り尽くしツアーというのに参加させていただきました。この内容は、弥富市の出前講座を活用し、市の歴史・文化に触れ、再確認することを目的に、今回は弥富市の新田開発の歴史、伊勢湾台風の脅威を知るをテーマに、市のふるさとガイドボランティアの皆さんに御協力をいただき開催されたツアーであります。半日のツアーでしたが、私にとりましても大変有意義な時間となりました。今後、2回、3回と続くそうなので、ぜひ参加をしたいと思います。

参加をいたしまして改めて思いますのは、弥富には豊富な観光資源があること、この観光資源をうまく活用すれば十分に市外・県外から人を呼び込むことができるのではないかとということです。ただ、現在では残念なことに、その観光地の景観を残すためか、観光に訪れる方の環境整備、駐車場とかお土産屋さんとか、いろんな環境整備がなされていないということ、そして何より情報発信が不十分。何遍も言っていますが、情報発信が本当に不十分。もったいないです。市内の人ですら知らないこと、場所も多いということです。

人が集まるところには、商業・産業が生まれ、発展、活性化をしていきますし、魅力ある産業は人を呼び込めます。逆に人が減少していくところには、商業・産業は維持できず、魅力も伝わらず衰退をしていきます。地方創生を進めていく上で、まず地元の歴史、文化、産業を再確認することが大切であることを多くの識者が指摘をしているところであります。

以上のことも含め、総合戦略を策定していく上で仕事づくりに関して、現在の市の認識と対応を伺います。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 総合戦略につきましては、先ほども述べましたが、人口ビジョンが素案を出したところでございまして、総合戦略につきましては、まだ素案を検討中のところでございますので、今回答弁させていただくことにつきましては、仮といたしますか全体像の中でよろしく申し上げます。

まず、仕事づくりについてでございますが、私どもの考えとしては、産業振興をし、安心して働ける場をつくるということをまず掲げております。既存の産業を振興していくとともに、地方特性の生かせる分野の産業の育成や優良企業の誘致により雇用の拡大を目指します。また、若年者を初めとして、女性、高齢者、障がい者など、より多くの住民が多様な働き方

を選択し、能力が発揮できる環境を整備してまいります。

議員が述べられました観光・歴史など、人に訪れてもらうことにより、人が集まる場所には商業・産業が生まれ、発展、活性化につながっていくということであり、重要なことと捉えております。この観光・歴史については、事業は弥富市単独ではなく、海部津島近隣でのそれぞれの持っている資源を活用し、広域的な視点での実施を進めていくことが重要であると認識しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 細かくは言わないんですけれども、僕自身が弥富の生まれではないもんですから、本当に新鮮に、半日やっただけなんですけれども、観光客の気分で、お土産があったら買うよみたいな世界ですよ。ですから、そういったことを、既存の港ですと富浜公園というのがございますよね。あそこは名港管理組合の管理地でありますけれども、私、子供が小さいときは、さっきの自転車のマナーじゃないですけど、自転車を練習するところがあるじゃないですか。あそこに例えば横断歩道でもつけて、仮の道のところでも、名港管理組合ですから、弥富市が言ってつけてくれるかどうか分かりませんが、蟹江町内にありますよね、そういう、何ていう公園かちょっと忘れちゃったけど、車ごっこができるようなね。ああいうところがあると、小さいうちからマナーとか、そういうのも学べるんじゃないかなと思います。いっぱい人がよそから来て一日弥富で遊べる。その素材というのはたくさんあるんですけども、要素として、例えば駐車場であるとか、御飯を食べるところであるとか、お土産を買うところであるとか、何か消極的なのかシャイなのか知りませんが、余り窓口がないんですね。

そういったところを今回の総合戦略の中で、一つ観光振興という意味でこれから考えていただければ、またそれを市長がおっしゃる産官学、いろんな業種、業界の中で、これから委員会をつくって協議をされていく中で、また生み出していただければ、きっとその声に応じて協力していただける本当の市民との協働がかなえるような人がたくさん弥富にはいらっしゃる。そういうことをまずお伝えしていきたいと思います。

それでは、2つ目の人の流れについて伺ってまいります。

今、地方では、進学や就職を機に転出する人が転入者を上回る社会減が人口減少に拍車をかけております。いかに社会減を食い止め人を呼び込むかが大きなテーマとなっております。日本は、2008年から人口減少時代に突入をしております。人口の急速な落ち込みは、経済の停滞や生活水準の低下を招いていきます。都市圏への人口流出が続く地方には、既に深刻な問題があらわれている地域もございます。人口減少に歯どめをかけるには長い期間を要しますが、早く手を打つほど効果は高まっていきます。特に自治体にとっては、地方版総合戦略の作成がことしの大きな柱となっております。とりわけその議論に当たっては、先ほど申し上げ

げましたが、産官学に加え、地域の実情を詳しく知る金労言、言というのはメディアです。また、住民の代表を巻き込むことが重要となってまいります。地方からの人口流出が顕著なのは、先ほども申し上げましたが、大学などへ進学時と卒業・就職時であります。他の都市部に進学しても、就職時にせめて県内に戻りやすくなるよう、奨学金の優遇などを3月議会で確認させていただきました。他に人を呼び込む一事例を御紹介いたします。

東京圏など大都市に住む高齢者に、本人の希望を前提として、元気なうちに地方へ移り住んでもらい、移住先では仕事や趣味などを通じて地域に積極的に参画していただき、医療や介護が必要になっても、そのまま安心して暮らしていくことができる従来の高齢者住宅や介護施設と異なるこの取り組みは、日本版C C R C（コンティニューイング・ケア・リタイアメント・コミュニティ）と呼ぶのだそうですが、政府は具体的な内容や支援策を年末に取りまとめ、遅くとも来年度中にはモデル事業を始める方針だそうです。

C C R Cは、直訳をいたしますと、継続したケアを提供する退職者のための地域共同体。アメリカでは終のすみかとして広く普及をしており、約2,000カ所に推定75万人が暮らされているそうです。日本でも、政府がこの春調査をしたところ、202の自治体がこれに取り組む意向を示しているそうであります。

国に先駆け、昨年の夏からC C R C導入に動き出しているのが、新潟県南魚沼市でございます。人口は約6万人で、日本海側と太平洋側を結ぶ交通・物流の中継地で、スキー、温泉などの観光、「コシヒカリ」、地酒などでも名が知れた地域であります。豊富な地域資源を抱える南魚沼市がC C R Cの核に据えるのが、市内に本部を置く国際大学との連携であります。同大学は、全ての授業を英語で行う私立の大学院大学で、学生約330人の8割以上が外国人です。市などは来年度、大学周辺に200戸400人分の高齢者用の住まいを確保し、全国から移住者を受け入れるそうであります。ここに、留学生家族寮や英語保育園などを併設し、移住者が日常的に外国人と触れ合う国際色豊かなグローバル・ビレッジをつくり出すとのことであります。

同市が描く移住者像は、高齢者でも、いわゆる要介護予備群ではなく、健康で意欲のある人材であります。南魚沼市の井口市長は、移住者に生きがいを持って地域で活躍をしてもらえば、新しい消費が喚起をされ、雇用も生まれるはず。それはやがて若者たちの受け皿になると語られております。

先ごろ厚労省が発表した平均寿命と健康寿命の差が約10年あるとのニュースが話題となりました。人間誰しも年をとりますが、超高齢社会が進む現代、人は元気である以上、年齢に関係なく宝であり、人材であります。生涯生きがいを持って生活ができる環境を持っていれば、健康寿命を延ばすことができると思います。これは弥富市にとっても大変大きな課題であると思います。

以上のことも踏まえまして、弥富市における人の流れに対しての認識、今後の取り組みについて伺ってまいります。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 人の流れについてでございます。地域の魅力を磨いて発信し、人の流れをつくるという目標でございます。

弥富市の持つ独自の魅力を磨き上げて発信し、交流人口の増加を図ってまいります。また、雇用の場をつくること、交流の促進が移住・定住に結びついていくように、弥富市に住み、働き、豊かに生活を送りたい人の希望をかなえられる環境づくりを進めてまいります。大都市部でリタイアされ、地方で次の人生を過ごす場所として、大都市近郊の弥富市も選んでいただけるよう、高齢者も若者も豊かな生活ができる環境を提供していくことも、人の流れをつくる重要な課題であると認識しております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） このＣＣＲＣなんて、すごいいいかなと思うんですよ。60歳で普通定年して、65歳まで嘱託として働いても、実際、元気な方が多いですよ。80歳でもはっきり言って元気です。この間、民生部長にも言いましたけど、80歳で長寿でおめでとうと言ったら怒られましたでしょう。今は90以上じゃないとだめだということですんで、その辺をしっかり考慮していただきまして。

本当に全然年の衰えを感じさせずに健康でいらっしゃる方が仕事につけずにいらっしゃると。そういうことが、はっきり言って仕事のなさということよりも、何かそういう変な常識というのがまかり通っている部分もあるんじゃないかな。こういうところをＣＣＲＣ、弥富だけ単独では難しいかと思いますが、海部地域で、特に市長、またリーダーシップをとっていただきまして、もう考えていらっしゃるかもしれませんけれども、ぜひ実現に向けてまた検討していただきたいなあ、そのように思います。

3つ目に、結婚・出産・子育てについて伺ってまいります。

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、これは市長も先ほど力強くおっしゃっていらっしゃいましたが、若い世代の経済的安定や妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援を地域住民と行政が協力して行っていくことが大切であります。ポイントは、弥富市で住居を構え、子育てしていく若い世代の御夫婦を孤立させないように、切れ目のない多彩な支援、仕事と生活の調和を図っていくことだと思います。2例御紹介させていただきます。

大分県豊後高田市の事例を御紹介いたします。豊後高田市の人口は約2万3,000人で、市内全域が過疎地域に指定をされ、民間有識者でつくる日本創生会議からは、人口減少による消滅可能性都市と指摘をされております。しかし、数年前から過疎地域の市町村に発行が認

められている過疎債や国の交付金などを活用し、空き家バンク制度や新婚世帯を対象にした格安集合住宅など、安住促進、子育て支援を主な目的とした多彩な施策を整備し、移住希望者に対し、行政の職員は家族のように接するよう心がけていることも功を奏しまして、移住者は増加、2014年度の転入者は転出者を83人上回ったそうであります。市内では、子育て世帯のライフスタイルに合った賃貸住宅や分譲地の整備が進んでおります。市営賃貸住宅に住むNさん25歳は、夫と子供3人の5人家族で、数カ月前に神奈川県海老名市から引っ越してきました。新築2階建ての一軒家で3LDK、家賃は月4万8,000円。安いです。移住の決め手は、子育てしやすい環境だと語られます。

健康増進と子育て支援の複合拠点施設「健康交流センター花いろ」には、市子育て健康推進課も併設をされ、行政サービスの情報発信に努めておられます。施設内にある花っこルームでは、子供が友達と遊ぶ中、ママ友が会話を楽しんだり、同ルームを委託運営するNPO法人アンジュ・ママンのスタッフに子育ての悩みなどを相談いたします。移住してきたママが孤立をしないよう、自然な形で声がけを行うように工夫をされているそうであります。

女性の雇用確保も積極的に行っています。東京都内のIT企業が同市と連携をし、現在、市内在住の子育て中の女性ら9人を雇い、子育て支援の動画配信サイトの制作を行っています。就業時間は朝10時から夕方4時で、ここで働く33歳のNさんは、職場仲間が同じような環境にいますので、子供の体調不良などで急にお休みをしても理解されやすいと語られます。

教育にも力を入れています。2002年度に設立しました市営の無料塾「学びの21世紀塾」では、土曜日の午前中に国語や英語などを学んでいます。これが後押しとなり、基礎学力は県トップレベルにまでなったそうであります。同市の市長は、地方版総合戦略など、国が地方創生に積極的な今がチャンス、しっかりと知恵を出していきたいと語られておられます。

もう一つは、先日、議会で視察に行きました千葉県浦安市の事例を紹介いたします。視察の折に、事務局の方が話してくださりましたが、浦安市は高齢化率14.7%、全国平均の約26%と比べても有数の若いまちと言えます。都市部に近く、人口は増加傾向が続いておりますが、その一方、2013年の合計特殊出生率は1.1と、全国の1.41や千葉県に平均1.33を下回っております。未就学児の人口も近年は減少傾向だそうです。

こうした人口動態を見据え浦安市では、子供を産み育てたい環境づくりを推進しています。このうち子育て支援を担う人材の育成に、2006年度から子育て・家族支援者養成講座を開催し、講座修了者のうち子育てに関する豊富な知識と経験のある市民を対象に研修を行った後、子育てケアマネジャーに認定をいたします。その方たちは市の非常勤職員として子育て支援センター内の相談室などで親たちの相談に当たっていました。

浦安市では、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援を少なくとも10年程度行うため、2014年度予算に30億円の基金を設けました。特に全ての子育て世帯を対象に、妊娠届の

提出時、出産前後、子供の1歳誕生日前後の3回にわたって、子育てケアマネジャーと保健師が保護者と一緒になって作成をする子育てケアプランが注目をされております。これは介護で、認知症でいうところのケアパスというのを、今、弥富市が交付をされていますけど、その子育てバージョンのようなものです。対面で個々の悩みの相談に乗りながら行政情報を伝えるなど、切れ目のない支援を行っています。昨年10月に始まり、6月末現在、妊娠届提出時の作成件数は790件に上るそうです。市子ども課の課長さんは、可視化をすることで夫の育児参加を自然と促す効果もあると語られております。出産前後や子供の1歳誕生日前後の時期に同プランを作成すると、市から子育て支援ギフトが贈られるそうです。

晩婚・晩産化が進む現代では、その両親も孫の面倒を十分に見切れないケースが多いといえます。これは弥富市でも例外ではありません。産後の不安を解消するため、どの程度サポートがあるのか、行政の支援メニューなどを伝える子育てケアプランの効果は確実に上がっています。どの地におきましても、若い世代の夫婦が安心をして子育てができるためには、その弊害となっている問題を見つけ、果敢に対策を講じていくことが重要となってきます。

以上のことも参考に、弥富市における地方創生の結婚・出産・子育てへの認識と取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。弥富市に住み、家庭を築いていきたい人の希望を支援し、若い世代の経済的安定や女性の活躍の場の拡大を図るとともに、次世代を担う若い世代が希望どおり結婚し、子供を産み育てられることができる社会環境づくりを進めてまいります。

本市は、子育てするなら弥富というキャッチフレーズのもと取り組んでまいりましたが、この結婚・妊娠・出産・育児につきましては、今後も切れ目のない支援を行い、子育て世代の希望をかなえるべく一層の取り組み促進を行ってまいります。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 早口で言ってしまったために、ちょっと僕も余り聞いてなかったんでごめんなさい。

市長が先ほど子育て支援、ここが地方創生による出生率を上げるポイントだということは十分御承知だと思いますので、今の話で十分伝わったんじゃないかな。

あと、まちづくりの部分で2例ほどあるんですけども、5分で読めないんですね。あと原稿が6枚ほど残っていますので、残念ながら読めないのを簡単に言いますと、保健補導員、これは長野県の須坂市、多分、たくさんの報道等でも御紹介をされていますけれども、健康補導員というのが、一番長寿ですよ、長野県といいますと。その長寿をいかにさせていくかということを、女性の保健補導員さんがいろんなところで従事をしていく。

また、高知県というのが、すごい今、過疎化が進んでいる集落が2,000幾つある。その中で地域センターをつくって、他地域から若い人たちを呼び込む政策をしているということで、まちづくりについての最後、締めの部分だけを読んで答弁を求めたいと思いますが。

実際にまちづくり、先ほどの道路交通もそうですけれども、日本各地で今、御紹介させてもらった地方創生については先進して取り組んでいらっしゃる自治体もございます。そこには、そこにしかないというか、共有できる課題が必ずあるんだと思います。弥富市にも問題があると思うんですけれども、これは行政だけで解決できる問題ではないということは先ほど市長もおっしゃっていましたが、いかに我々議会も含めまして、市民と一体となって課題の共有がどこまでできるのか。それぞれの役割分担で、それに対して取り組んでいくということが大事なんじゃないかな、そのように思います。

今後、弥富市がますます発展をし、それが住民にも直結をして実感できるためには、いかに課題を見つけ、市民とともに共有をし、改善に向けて取り組んでいけるかが鍵だと思います。まちづくりに関して、現状の認識と今後の展望を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） その前に、先ほど浦安市の子育てケアマネジャーというお話、初めてこの文言を知ったわけでございますけれども、浦安には市議会議員として堀岡議員のお知り合いもお見えになるということは、私が浦安に行ったときに御紹介もいただいておりますから、浦安の情報というのは非常に早いなあと感心しておったところでございます。

切れ目のない子育て支援をするために、今、私どもがやっていることを一つ一つもう一度見直していかなきゃならないなということを、例えばこの子育てケアマネジャーということについて、どのように具体的な施策としてやっていただいているのか、我々もいろいろと連携をとりながら資料収集に当たっていきたいと思っております。

今後のまちづくりににつきましては、私は今までの弥富市のよさということを、いろんな意味で、地方創生という中でも残していかなきゃならない。これは、世代間ということもありますので、そういったことに対して、ただ単に新しいものに取り組むことだけが私は地方創生ではないいうふうに思っております。弥富市のよさというものをどの形で残していくか、こういうことが私は大事だろうと思っております。

そして、今、住みやすさランキングという形の中でも、いろいろな角度からこの問題について我々としては検討をしていかなきゃならない。例えば環境整備はどうだと。21世紀は環境の時代と言われているような状況の中で、環境整備をどうしていくんだというような問題もあります。それから、高齢化社会というような状況の中において、いわゆる社会保障・税一体改革と言われるところのさまざまな子育て支援も含めたところの社会保障をどうしていくんだということも大変大事だろうと思っております。

そして、将来にかけては、未来都市という形の中で、きょうも川瀬議員からいろいろお話があるわけでございますけれども、そういった中で都市基盤整備をどうしていくかということについても、これは未来志向型の一つのまちづくりとしてやっていかなきゃならない。そういうバランスのとれたまちづくりをしていかないと、本来の意味でのまちづくりにはならないだろうと思っております。

地方創生という一つのいいきっかけをいただいておりますので、みんなで力を合わせて、また議員各位にも知恵を出していただいて、またいろいろと御協議させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 市長も前向きに地方創生に関しては取り組んでいらっしゃいますので、我々も、また市民の代議員として、さまざまな意見を集約して、市のこれからの施策に関してしっかり精査をしながら、また新たに御提案する部分がありましたら、しっかり御提案をさせていただきますので、よろしくお願いします。

民生部長、来月は人口減少と介護と医療の関係について御質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議長（佐藤高清君） 通告のありました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時41分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 早 川 公 二



平成27年9月18日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                            |         |                            |         |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                    | 伊 藤 好 彦 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長                    | 竹 川 彰   |
| 教 育 部 長                    | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼<br>財 政 課 長     | 渡 辺 秀 樹 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 | 総 務 部 次 長 兼<br>危 機 管 理 課 長 | 橋 村 正 則 |
| 民 生 部 次 長 兼<br>十 四 山 支 所 長 | 松 川 保 博 | 民 生 部 次 長 兼<br>児 童 課 長     | 村 瀬 美 樹 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 山 守 修   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 平 野 宗 治 |
| 総 務 課 長                    | 立 松 則 明 | 庁 舎 建 設 長<br>準 備 室 長       | 伊 藤 重 行 |
| 税 務 課 長                    | 山 下 正 巳 | 収 納 課 長                    | 鈴 木 浩 二 |
| 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長     | 横 山 和 久 | 保 険 年 金 課 長                | 佐 藤 栄 一 |
| 環 境 課 長                    | 伊 藤 仁 史 | 健 康 推 進 課 長                | 花 井 明 弘 |
| 福 祉 課 長                    | 宇 佐 美 悟 | 介 護 高 齢 課 長                | 半 田 安 利 |

|                 |         |           |         |
|-----------------|---------|-----------|---------|
| 総合福祉センター<br>所 長 | 村 瀬 修   | 農 政 課 長   | 安 井 耕 史 |
| 商工観光課長          | 羽 飼 和 彦 | 土 木 課 長   | 山 田 宏 淑 |
| 都市計画課長          | 大 野 勝 貴 | 下 水 道 課 長 | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長          | 水 谷 みどり | 生涯学習課長    | 安 井 文 雄 |
| 図 書 館 長         | 山 田 淳   |           |         |

#### 5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 三 輪 眞 士 | 書 記 | 浅 野 克 教 |
| 書 記    | 伊 藤 国 幸 |     |         |

#### 6. 議事日程

|        |                                         |
|--------|-----------------------------------------|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名                              |
| 日程第 2  | 議案第37号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について             |
| 日程第 3  | 議案第38号 弥富市手数料条例の一部改正について                |
| 日程第 4  | 議案第39号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第2号）           |
| 日程第 5  | 議案第40号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）     |
| 日程第 6  | 議案第41号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）    |
| 日程第 7  | 議案第42号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）       |
| 日程第 8  | 認定第1号 平成26年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第 9  | 認定第2号 平成26年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第10  | 認定第3号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第11  | 認定第4号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第12  | 認定第5号 平成26年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第13  | 認定第6号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14  | 認定第7号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| (追加提案) |                                         |
| 日程第15  | 議案第43号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第3号）           |



〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

# 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と三浦義光議員を指名します。

質疑に入ります前に、本日の質疑の予定のあります三宮十五郎議員から、参考資料の配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付してありますのでよろしくお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第37号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第3 議案第38号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第4 議案第39号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第40号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第41号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第42号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第8 認定第1号 平成26年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第2号 平成26年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第3号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第4号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第5号 平成26年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第6号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第7号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第37号から日程第14、認定第7号まで、以上13件を一括議題とします。

本案13件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） 7番 平野広行です。通告に従いまして、私は、認定第1号平成26年

度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について質問いたします。

アベノミクス効果によりまして、日本経済も非常に好調となっております、大企業を中心に大幅な収益の改善につながっておりますが、それに伴って労働者の収入も一部ではありますがふえておりますが、それ以上に物価高のほうを上回って、実質収入はマイナスというようなことが言われております。こんな状況のもと、本市の市税は個人市民税、市たばこ税が減収したものの、法人市民税が大幅にアップし、固定資産税、軽自動車税、入湯税は微増し、市税全体としては1.3%の増収となっております。

そこでまず1点目ですが、個人市民税と法人市民税について質問いたします。

まず個人市民税、過去5年間の推移、これを答えてください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） まず個人市民税の過去5年間の推移の御質問でございます。お答えをさせていただきます。

調定額ベースでお答えをさせていただきますのでよろしく願いいたします。

これは現年課税分と滞納繰越分を合わせた額でございます。平成22年度は26億741万6,467円、平成23年度は25億4,015万4,486円、24年度は25億9,344万1,741円25年度は26億4,175万2,403円、26年度は25億6,749万2,976円でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今22年度から報告いただいたんですが、今年度は前年対比7,400万円の減ということになっておりますが、その要因としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 26年度と25年度の差につきまして、約7,400万円の減額ということの要因でございますが、給与所得につきましては、ほぼ横ばいになっております。弥富市の市民税の所得の大体80%以上が給与所得という方でございます。給与所得についてはほぼ横ばいということになっておりまして、要因といたしましては一時所得や譲渡所得、こちらが25年度と比べまして26年度は大きく減額になったということでございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） はい、わかりました。

それでは次ですね、法人市民税につきまして、過去5年間の推移をまずお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 法人市民税につきましても、調定額ベースで現年課税分と滞納繰越分を合わせた額でお答えをさせていただきます。

平成22年度につきましては4億5,938万49円、23年度は5億1,288万5,360円、24年度は4億8,220万3,360円、25年度は4億553万6,592円、26年度は5億699万6,470円でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今お伺いしましたが、26年度決算を見ますと増収は約1億円ということとで、市の市税ですね、全体の増収とほぼ同じというような格好になっております。平成26年、昨年ですが、6月の定例会におきまして弥富市税条例の一部改正がございました。法人市民税の法人税割については、12.3%から2.6%引き下げて9.7%ということになりまして、同年の10月1日からの施行となっております。このとき、26年6月の定例会の議案質疑におきまして、佐藤博議員から税率を9.7%に引き下げたときの税率軽減により、どれほどの減収になるかと質問がございまして、そのときの市側の回答では、24年度ベースでは約7,000万円、25年度ベースでは約5,600万円となっておりますと答弁をされております。

26年10月1日以降の実施ですから、決算時期は企業においてまちまちでありますので、100%この税率軽減の影響が26年度決算に出ているとは言えませんが、予想では減収になるというふうに思っておりますが、そんな中、逆に約1億円の増収ということになっております。これは企業業績が予想以上に伸びたのか、あるいは10月1日以降、年度内に申告納付をした法人がごくわずかであったとか、こういったようなことが考えられます。

それで、大体、今回26年度決算に影響してくる法人はどれぐらいなんでしょうか。お答えください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 議員がおっしゃられました26年度の税制改正によります法人税割の税率12.3%が9.7%に変更になりました。こちらにつきましては、先ほども議員がおっしゃられたように平成26年10月1日施行ということでございますので、10月1日から以降に始まる事業年度について該当するということになりますので、実際に12.3%が9.7%に税率を反映させるという申告につきましては、平成27年度になってからの申告になりますので、26年度中はこの12.3%で計算をしているということになります。以上でございます。

もう1つ、約1億円増額になったというお話でございまして、こちらも議員がおっしゃられましたように、景気の回復ということと、それから円安ですかね、1ドル80円台から100円台になったという時期でございまして、こちらが要因としては考えられると思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） わかりました。税率の改正が、26年度では影響がゼロであったと、こういうふうで理解しておきます。

それでは、来年度になりますと100%間違いなく申告納付を法人はするわけですが、そうした場合、この26年度の決算ベースで予想の減収はどれぐらいですか、お答えいただきたい。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

法人税割の税率につきまして、先ほども申しましたが、12.3%から9.7%に減るということ  
とで、これについて調定ベースでいきますと約7,600万円の減額になると考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは、次の質問に移ります。

26年度決算分ですが、この法人住民税のうち、法人税割の分と均等割の分の金額を教えてください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 平成26年度調定額、現年課税分でございますが、5億132万8,300  
円でございます。法人税割額につきましては3億5,968万3,400円、均等割額につきましては  
1億4,164万4,900円でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 次に、現在、法人住民税を納付している法人数について伺いますが、  
何社ぐらいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 法人住民税を納付してみえます法人数につきましては、約1,250  
社でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） そのうち、均等割だけを納付する法人は何社ぐらいかわかりますでし  
ょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 均等割だけを納付する法人数につきましては、670社余りでござ  
います。金額につきましては、約4,100万円ということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは、合併時の10年前と比べまして、現在法人数の変化というの  
はどれぐらいになっておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 10年前と比べて法人数の変化でございますが、約90社増でござい  
まして、先ほど申しましたように26年度が1,250社でございますから、平成18年度のベース  
でいきますと1,160社ということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今、個人市民税、そして法人市民税について伺いましたが、調定額に  
おいて26年度決算、法人市民税が約25億6,700万円、法人市民税が約5億700万円ということ

になっております。大ざっぱに言いますと、個人市民税が25億、法人市民税が5億ということで、率にして1対5といった比率になっております。先日行われました一般質問におきましても、人口減少の問題についての質問がございまして、いろんな人口増に対する取り組み、そして将来の人口予想が話されましたが、大きく人口が伸びることは難しいことが推測されております。また、ほかの議員から南部地区における開発、企業誘致の件も質問が出ました。私も本市の南部地区における企業誘致を促進し、1対5の税収比率を1対4とかそちらのほうへ向かうようにすべきだと思いますが、最後に市長の考えをお伺いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

おかげさまで私どもは西部臨海工業地帯を中心として、この10年間ににおきましても企業数を約90社ふやさせていただいておるといような状況でございます。活力ある弥富のためには、これをもっともっと伸ばしていくということがまさに重要であろうと思っております。

そういった意味では、名港管理組合が管理していただいている楠のところにつきましては、新たに約8ヘクタールの埋め立てを終わりました。そして、企業の公募というような形の中で名港管理組合ともどもやっていきたいと思っております。

また、弥富埠頭、現在川崎重工さんがお見えになるわけでございますが、海に向かってのその先の、いわゆる従来は車の輸出の埠頭であったわけでございますけれども、これが県におきまして、いわゆる利用目的を変更していきたいという形で、これは工業用地として利用目的を変更するというようなことも私どもとしては伺っているわけでございます。

また、御承知のように、一昨年の固定資産税の減免制度という形に対しては、そういった限定地域から拡大をさせていただきまして市内全域というような形でございます。いろいろな条件はありますけれども、市内全域に対して減免制度を適用していこうと思っております。そういった力強い企業という中で、私どもももっともっと企業誘致をしていかなきゃならないという形の中で、さまざまな税収入を考える上においては市民の皆さん、そして議員の皆さんと同時に御協力をいただきたいと思っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 私も全く議員になった当時からこの開発行為、そして企業誘致というのは言っておりますので、ぜひどんどん進めていって、税収のアップをしていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、2番目の質問に移ります。

2点目は、一般会計の税目別徴収の状況について伺います。

法人市民税において現年課税分の徴収率は99.78%と高いわけですが、滞納繰り越しの徴収率は4.41%と低いわけです。今の好景気により企業業績が向上し、法人市民税、今言いま

したように25%増と、市税の中では一番増加率が高い。そうになっているのに滞納繰越分の徴収率が4.41%と低い。この要因はどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

法人住民税の滞納繰越分につきましては、督促状等を送付いたしまして納付のお願いを行っておるところでございますが、一部の事務所や事業所では、閉鎖や破産などによりまして徴収ができていないのが現状でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 徴収については、たしか昨年ですか、1名収納課を増員ということがあったと思いますが、それと西尾張地方税滞納整理機構とタイアップして、この徴収率アップを行うと答弁をされたと私記憶しておるんですが、そのように実際こういうふうにやってみえるのでしょうか。徴収率が低いわけですね。ちょっとその点お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 議員がおっしゃられましたように1名増ということと、それから滞納整理機構に参加をさせていただきまして徴収は行っておるところでございますが、法人市民税、住民税につきましては、これまた、法人だけにつきましては税務課でも処理をしております。先ほども申しましたように、なかなか徴収に赴きましても閉鎖とか破産とかということで、滞納の企業自体が、件数がそんなに多いわけではございません。先ほども議員がおっしゃられましたように、徴収率につきましては現年課税分99.78%ということで、未納をされる企業につきましては非常に件数的には少ないわけでございますが、徴収率が上がらない原因につきましては、なかなか前々からのずうっとの企業がありまして、なかなかそちらについてお会いできないという現状がございまして、徴収率が上がらないというのも一つの原因でございます。以上でございます。

○7番（平野広行君） その中で何社ぐらいですか。今少ないと言われたんですが、企業数。

○総務部長（伊藤好彦君） 滞納繰り越しの企業数でございますが、通計で45社でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 次、軽自動車税の徴収率について伺いますが、軽自動車税の徴収は、平成24年度からコンビニ納付が可能になったこともあって、23年度から25年度にかけ現年課税分、滞納繰越分ともに順調に向上をしてきておりました。しかし、26年度、本年度に限っては、滞納繰越分に限ってですが、前年比約6ポイント低下しているわけです。この要因としてはどのように考えてみえるのか伺います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

毎年、滞納者に対しましては督促、それから催告等、納税していただくように努めているところでございます。要因といたしましては、平成25年度、現年課税分の徴収率が98.05%と前年度よりも0.1ポイント向上いたしております。また、滞納繰越分の徴収率につきましても、平成24年度は25.03%、平成25年度は27.60%と、22年度、23年度と比較いたしましても、こちらは22年度、23年度は19%台ということで、徴収率が向上しております。それに伴いまして滞納繰越額が減少したこともございますし、先ほど法人市民税と同じ要因になると思いますが、徴収率が進んでいない、なかなか相手にお会いできないとか、前から残っているやつがあって、なかなか納めていただけないというのが現状でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今徴収率、年度ごとの説明があったわけですが、私もちょっと調べてみましたけど、滞納繰り越しですね、これがなかなか上がらないわけですね。現年課税については、本当にコンビニ納付とか始まって非常によくなってきております。ですから、今言われたように軽自動車についても、23年度、コンビニ納付が始まる前ですと19.63%、それが25.03、27.60と来たわけですが、今年度は21.63と落ちちゃったもので、これはどんなことかというふうで今伺いたわけですが、固定資産についても同じなんですよ。固定資産は26年度、ことしからコンビニ納付が始まったわけですが、残念ながら滞納率は落ちておるわけです。現年課税はふえておりますけど、滞納率に関しては落ちておる。

こんなようなことで、今後のやり方としてはやはり、行って会えないとかそういうことがいろいろあるかもしれませんが、ぜひ税の公平性の点からも徴収にお出かけをいただいて、あるいは電話をいただいて、現年で取っていただくように。滞納繰り越しになりますとどうしても繰り越しの税率が、利息が高くなりますよね。14.6ですか、高くなるものでなかなか払えなくなるというような、こういう悪循環になりますので、ぜひ年度内にしっかりと徴収していただくようお願いを申し上げます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に、那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二。通告に従いまして質問させていただきます。

今回の質問は、まず認定第1号、一般会計歳入歳出決算認定についてと、あと関連して、認定第6号、第7号の農業集落排水事業特別会計と公共下水事業特別会計の関係で質問させていただきたいと思っております。

まず、現状の入札状況、要するに昨年、26年度の入札状況を見ると、多くは95%前後で落札されている状況でございました。しかし、そのうち何件かは一気に80%前後で落とされているんですね。この部分において、市としてはどのようにこれを見ておりますでしょうか。まずそれをお答えください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

特定の業者ということでございますが、入札に関しましては設計書に基づき、各業者の皆様が利益等も考えながら積算し、入札額をお決めになっているものでございます。したがって、市といたしましては、少しでも安く落札していただければありがたいこととございますが、その入札額に関しましては、各業者の皆様が企業努力でお決めになっていることとございますので、その入札額や落札額に対しまして、市といたしまして見解を述べるものではないと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そのように今答えられたんですが、ふだんは平均的に95%前後で、そのうち一気に80%前後になると。15%ぐらい開きがあるんですね。ここについては、やっぱり市としては調査していくべきだと私は考えておりますし、努力と言われますけれども、これが平均的にならしてばらけているのであればいいんですけれども、そうではなくて、一気に差があるということについてやっぱりちょっと何かの問題があるんじゃないかということだと思いますので、そういった部分においては市はしっかりと調査していただきたいなと思っております。

それで、どういうところが一気に落ち込んで80%台で落札されているかという傾向を私なりに分析してみると、競争性のある業者さんが入ってくる時は、比較的一気に安くなる傾向がありまして、そういった状況が今あるものですから、ぜひ、今入札のとき、特に指名競争入札のときは、総工費の金額によってある程度の参加業者数が決まっておりますよね。それをできる限り多くするとか、または競争性のある業者が参加できるような形で今後取り計らって、公平な競争入札をしていただきたいと思いますと思いますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） お答えします。

それぞれの設計金額、それと工事の内容によって業者数というのは、こういった事業についてはどんだけだということは決めておりますので、やたら広めてもよろしくないと思っておりますし、私どもとしましては、業者さんに対しては、それぞれ平等にチャンスを与えていると思っております。偏った指名はしていないつもりでありますので、今後こういった方法をきちんとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今偏ったほうにはしておらんということで、そうなんですけれども、ただ、結果としてこうした15%の開きがあるような原因は、やっぱりしっかりと調べた上で



対策を練っていかなといかんのじゃないかと私は考えておりますので、そのあたりについてはしっかりとお願い申し上げて、このあれはいいんですけれども、続きまして、今度は角度を変えて最低制限価格についてちょっと伺いたいなと思っております、平成26年度、これは公共下水の工事であった件が80%を超えている80.9%で最低制限価格にひっかかって、次点の93.6%の業者さんが通ったケースがありました。

その一方で、ことしに入ると同じ公共下水工事なのに78%や80%台で通っているわけでございます。そうしたら、去年80%で落とされて、ことしは78%でも通るといように私は見えたものですから、最低制限価格はどうのようにして算出しておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

最低制限価格の決定方法につきましては、御質問の下水道工事の場合は、一般土木の積算体系によって積算されております。予定価格に85%や80%といった一定の率を乗じて算出するのではなく、予定価格算出の基礎となった直接工事費と共通仮設費などの諸経費に、弥富市最低制限価格取扱要領に定めた率を乗じて得た額の合計額となっており、それぞれの案件ごとに予定価格に対する比率は変わってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 最低制限価格の取扱要領によって決められておるということで、それはもちろん事前に業者としてはわかっているものだと思いますが、ただ、私も見させていただいたんですが、かなり複雑なものになっておりまして、これは具体的に、ある業者さんが入札時に自分のところの計算方法で算出してももちろん入札してくるんですが、そうじゃなくて、事後、何でだろうと検算するようなことはできるのでしょうか。具体的な金額で。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

こちらの最低制限価格の算出方法につきましては、先ほど議員も言われましたような本市の取扱要領に定めてありますので、それによって業者様で積算をするということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） それで、かなり複雑な計算式を使っておりますので、業者さんとしては最低制限価格にひっかからんような状況で計算して通したつもりが、その計算式の違いからひっかかってしまったということがある可能性もあるので、そういった状況で、せっかくそうした金額で入札してきたのに対して、私のところはこれでできるということを出してきたものだと思うんですけど、それではじかれてしまったということがあっては、やっぱりその業者さんとしてもおもしろくないですし、市としてもいけないものですから、ぜひこうし

た最低制限価格については明確にわかりやすくしていただきたいと思っているんですけども。例えば、最低制限価格を公開することはできないのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

最低制限価格の公表の件の御質問でございます。最低制限価格の公表につきましては、各市町村の判断でございます。一般土木積算体系にかかる最低制限価格におきましては、本市が公表しております要領に記載されておりますので、ある程度は各業者さんの皆様に積算することは可能となっております。ただ、県内におきましては事後において公表しているところもございますので、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） ぜひ検討していただいて、できれば公開する方向に持って行って、誰もがわかりやすく納得のいくような状況に今後していただきたいと思っておりますので、ぜひお願いして私の質問は終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に、横井昌明議員、お願いします。

○９番（横井昌明君） ９番 横井昌明です。私は、この９月議会に上程されている平成26年歳入歳出決算について質問いたします。

第１番目は、基金の状況からでございます。

平成22年度、21億4,685万円、平成23年度、21億4,979万円、平成24年度、21億2,699万円、平成25年度、21億2,911万円、そしてことしの決算で、26年度、21億3,136万円、これは５カ年間固定化されているように見えます。何の基金の額かおわかりでしょうか。これは、財政調整基金の決算額でございます。財政調整基金は、家計で言えば定期預金になります。果たしてこれだけの定期預金が必要なのでしょうか。

例えば、私は前回質問いたしました公共施設の地震対策、落下防止対策で言えば、人命にかかわることであり、数年前に建築基準法が改正され、施行しなければならないものであります。財政が厳しいとの回答でありました。まだまだほかに弥富市として緊急に行わなければならないことが多数あると思います。財政調整基金は大変重宝なものであります。税収の谷間等に一時借入金の財源にもなります。たくさんあれば、財政当局は安心できます。

しかし、財政調整基金を私は10億前後残しておけば、十分に年間の財政やりくりができると思います。今後、新庁舎、ＪＲの橋上駅整備等、資金が要ります。それは、基金の公共施設整備基金に積んできちっと整理すべきであると思いますが、どうでしょうか。基金をきちっと整理して財政調整基金が残るようであれば、また必要以上にあれば、事業に財政調整基金を使うべきであると思いますがどうでしょうか。お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えをいたします。

本市の財政調整基金につきましては、約21億円で推移しております。今度財政調整基金は、経済事情の著しい変動により財源が著しく不足する場合や、緊急に実施することが必要となった事業の経費その他やむを得ない理由により生じた経費などの財源に充てることのほか、災害の発生時等により生じた経費の財源としても準備しておくものでございます。

本市では、東海・東南海・南海地震による大きな被害も想定される地域でございますので、災害復旧等のため、できる限り多くの基金残高を確保していきたいと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、今後新庁舎や駅整備などに資金が必要となってまいりますので、基金を積み立てることができる状況になりましたら、公共施設整備基金を中心に積み立ててまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 僕は、財調がどのくらいあれば適正かという質問でございますけれども、たくさんあれば、それはたくさんあったにこしたことはないですよ、ぜいたく言っちゃだめだで。だけど、10億あれば僕は十分だと思いますけどいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、どれくらいあるかというのは、確保したらいいかというのは、それぞれの市町村の判断であると思います。これにつきましては、先ほど総務部長から御答弁申し上げましたように、当地域につきましては、震災による大きな被害の想定も予想されるところでございますので、できるだけ多く財政調整基金を確保しておいたほうがいいと考えておりますので、議員最初の御質問でもございましたように、20億、21億程度今確保しておるところでございますので、この程度は今後も確保していきたいと思っておりますが、ただ、今後新庁舎や駅整備というものもございます。これが今の残高では公共施設整備基金だけでは補うこともできませんので、そういったときは財政調整基金も活用することが出てくる可能性はございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） だから、活用は基金に積んだらどうでしょうかと言っておるんですよ、公共施設整備基金へ。だから、これは公共施設をつくるために積む基金でございまして、当然それはいいんですよ。誰もあかんと言いません。だけれども、財調で持っておって、こんだけこのころ、毎年21億、21億と、そうじゃなくて、まだやる事業がいっぱいあるもので、だから、ある程度きちっと整理したらどうでしょうかと言っておるんですよ、僕は。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） それぞれの担当のところから答弁するのと基本的には一緒なんですけ

れども、財調で持っておっても、あるいは公共施設整備の中で持っておっても、ある意味では共通する金の使い方になってくるわけでございますので、そういった中で公共施設整備が、大きくウエートをするということにつきましては、それはそれとして考えられるわけですが、財調を大きく減らしてしまうという形になります。一般財源という形の中で、運用していかなくちゃならないということがあるわけでございますので、公共施設の整備基金だけがうんと膨らむということについてはいささか疑問もあります。以上です。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 市長言われたんですけれども、財調と通常の基金、違いはどこにあるか知ってみえるでしょうかね。というのは、基金というのはきちっと条例で定められて、目的が決まっておるんですわ。公共施設整備基金、要するに基金というのは目的が定められて条例が定められておるんですわ。財調というのは、申しわけないですがフリーのお金ですね、これ。ですので、まだやることがいっぱいあるので、整理したらどうでしょうかと僕は言っておるんですよ。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） だから、財調で持っておることが非常に応用性があるということを申し上げておるわけです。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） それは、21億という金額が適正であるということですね。それが、21億という金額は今の弥富市には適正な金額だと、財調の金額でいいということで21億をためておるということですか。そうですか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

現在の状況におきましては、21億が適正だと考えておりますが、ただ、今後のいろいろな新庁舎等の事業におきましては、やむを得ないということで取り崩すこともございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） わかりました。いつまで言っておっても平行線ということで、次へ移ります。

次に、平成26年度、今、平野議員からもちよつと質問ありましたけれども、市民税等の決算についてお尋ねします。

平成26年度決算で市税の調定額は81億9,110万円であります。そのうちの収入の未済額も入ってこない金額ですね。これが2億8,890万円であります。また、国民健康保険税、これの調定額は14億9,055万円であります。そのうちの収入未済額、入ってこない金額ですね。

それが3億3,345万円ありました。2税の収入未済額、要するに入っていない金額は、合計で6億2,235万円であります。この歳入未済額の対策は今後どうされるのか、お尋ねしたいと思います。

また、地方税法では5年で時効が生じます。税の公平性から時効の中断措置や収納対策をきちっとすべきであると思いますが、どうでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

初めに、平成24年度から3年間の市税と国民健康保険税の収入未済額を御説明いたします。

平成24年度の収入未済額につきましては、市税が3億8,871万円、国民健康保険税が3億9,133万円で、合計7億8,004万円でございます。25年度につきましては、市税が3億2,480万円、国民健康保険税が3億6,701万円、合計で6億9,181万円でございます。26年度につきましては、市税が2億8,890万円。国民健康保険税につきましては3億3,345万円で、合計6億2,235万円となっております。26年度と24年度を比較いたしますと約1億5,700万円、25年度では約7,000万円ほど減額となっております。収入未済額につきましても年々減少しておるところでございます。

収入未済額の対策といたしましては、先ほど平野議員のところでもございましたが、平成24年度より徴収員を1名配属しております。また、平成25年度より徴収グループへ職員を1名増員いたしまして、また西尾張地方税滞納整理機構へも参加をいたしておまして、組織や人員の強化を図っておるところでございます。今後も必要に応じ、差し押さえ等の滞納処分を実施し、納税意識の向上を図り、収入未済額が減少するよう努めてまいります。

それから、時効の中断措置や収納対策をするべきであるかどうかという御質問でございますが、時効の中断には、差し押さえ等の滞納処分、納付誓約書及び債務承認書の提出を依頼しております。収納対策といたしましては、順序として督促状、催告書、次に特別催告書を送付し、その後差し押さえ予告を出しまして、全く御返事等が無反応の場合につきましては差し押さえを執行しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今総務部長の説明で3年徐々に減っているという話でございますけれども、まだ6億ですよ。6億2,235万です。減っておると言いながら、多額の金額がまだ残っておるんです。今後ともいろいろ努力していただきたいと思います。

では次に移ります。

次は、不納欠損についてお尋ねします。

市民税の不納欠損額が1,561万円、国民健康保険税の不納欠損額が1,580万円であります。合計で3,141万円であります。不納欠損とは、税の徴収を決定する行為を調定といいます。

調定を行ったものの債務者がいろいろな原因で徴収の見込みがなくなったものを市町村が損失したものを不納欠損といいます。税の公平性から、1件1件きちとした理由が必要であります。どのような理由であるかお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 市税の欠損になる事由は、大きく3つの用件がございます。

1つは、一般的な5年時効が到来し、徴収権が消滅するときでございます。こちらにつきましては、地方税法第18条第1項でございます。

2つ目は、滞納処分 of 停止決定後、停止の取り消しの用件に該当せず、3年が経過したときでございます。こちらにつきましては、地方税法第15条の7第4項でございます。ちなみに、15条の7第1項第1号につきましては、滞納処分をする財産がないということと、15条の7第1項第2号では、滞納処分をすると生活が困窮する生活保護者、15条の7第1項第3号につきましては、納税者の所在、滞納処分する財産がともに不明であるということです。

それから3つ目でございますが、滞納処分 of 停止決定時に即時欠損処分としたときでございまして、こちらにつきましては、同法第15条の7第5項でございます。第1号要件による執行停止をした事案のうち、回復の見込みが明らかにないものが該当するということでございまして、例といたしましては、法人が破産し、商業登記簿等が閉鎖された場合や、外国人が出国して再入国の見込みがなく、滞納処分を行う財産がないと判断される場合が該当いたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） これで終わらせていただきますが、今回の質問につきましては、広範にまたがるものについて質問をさせていただきました。決算特別委員会がございまして、各課にまたがる詳細については、そこでさせていただきます。以上で終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は11時5分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時57分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、一般会計と国民健康保険と公共下水道、集落排水の特別会計に関連をいたしまして、決算認定に当たっての質問をさせていただきます。

まず最初に、平成24年から26年度、3年間の個人市民税、固定資産税、国保税のおおのの滞納処分 of 停止の件数及び金額についてお尋ねいたします。まず最初に、その金額につい

てお尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

滞納処分の停止件数及び金額でございますが、平成24年度につきましては、市県民税が26件で323万6,600円、固定資産税が3件で7,535万3,307円、国民健康保険税が16件で191万3,050円の、合計45件で8,050万2,957円でございます。25年度につきましては、市県民税が69件で1,022万8,452円、固定資産税が13件で1,860万2,408円、国民健康保険税が51件で1,005万2,559円の、合計133件で3,888万3,419円でございます。26年度につきましては、市県民税が41件で363万7,954円、固定資産税が15件で783万4,881円、国民健康保険税が23件で511万6,230円の、合計79件、1,658万9,065円でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今、皆さんのお手元に配付させていただきました裏表B4の1枚の資料がございますが、その手書きのほう、これに市民税と固定資産税と国保税の平成20年度から26年度にわたる現年分の収納率と、それから滞納繰越分の収納率と金額を入れてあります。そして、市税と国保税に分けて延滞金についてもそれぞれ入れてありますからごらんいただきたいと思いますが、これを見ますと、個人市民税の収納率は、平成20年度の97.07%から26年は98.76%で1.09%伸びておりますし、それから滞納繰越分につきましては13.08%から28.74%と2倍以上になっております。固定資産税につきましては98.59%から99.33%、滞納繰越分につきましては18.91%から23%、両税合わせた延滞金は、20年度、21年度は900万円だとか700万円、1,000万を切っておりましたのが、23年度から1,800万、2,500万、26年度は2,700万と急増しております。

特に国保税は、収納率が91.2%が93.7%で、2.5%ふえたとはいえ、なかなか大変な状態でありますし、滞納繰越分は、その中で15.6%の20年度5,840万円から26年度は23.7%、8,630万円と急増しておりますし、延滞金につきましては、これも700万、300万、400万というような状態が20年から22年の状態でありましたが、23年以降は、1,500万、2,300万、2,200万、1,900万と急増しております。もちろん、この納税の義務を果たしていただく公平な税収をとということも、税務行政の市行政の非常に大事な事業であります。もう一面で、健康で文化的な最低生活の保障ということで、最低生活費非課税の原則が地方税法などでも定められておりますし、市条例でも定められておりますが、当然、これほどの収納率を上げる場合には地方税法などで定められております。要するに、この最低生活費非課税の原則を、もう一歩で実際に健康で文化的な最低生活が営めないような状態に陥っている市民に対しては、生活保護以外の方法で支援をするということで、その場合、生活保護法よりも他の法律や制度が優先するということでもありますから、市税等の減額や免除は非常に大事な市の仕事

であります。

この間、納めていただくということでいうと、今見ていただきましたとおり、相当大幅に改善をされておりますが、先ほど述べていただきました滞納処分の停止、これはそういう滞納処分、要するに取り立て、差し押さえをしたり、それから徴収することによって、その人たちの健康で文化的な最低生活が脅かされるということで、これは本人の申し出ではなくて市の調査によって決定をすると、こういうことが定められておりまして、本人の申し出がなくても、そういう最低生活に食い込むような負担はさせてはならないということが定められており、市町村長にその責任が負わされているわけですが、年間、この市県民税では26件、69件、41件、最も厳しい状況にあります国民健康保険税についても、16件だとか51件だとか23件で終わっている。固定資産税の先ほど言われました24年度の3件の7,500万円のうちの多分7,000万円を超えるぐらいは、これは企業が倒産した分ですね。だから、ほとんどこの年なんかは固定資産税についてはそういう対応がされていないということを言わざるを得ません。

以前からこの改善を求めてまいりましたが、なかなか実際は思うようにというか、恐らく必要な状況が満たされていないというのが、今報告された数字だと思いますが、今皆さんにお配りしました資料の裏側に、これは新聞記事の写しであります。埼玉県のある市の例で、税の延滞金払えない、100万円減免できたという記事が掲載されておりまして、これは自治体独自の減免制度で、左上にあります表の一番下に、地方税法326条3項、市町村長は、やむを得ない理由があると認める場合、延滞金を減免できるということで、自治体に、これはできると書いてありますが、できる措置ではなくて、しなければならないと定められておりますが、当市においてはこの減免の規定が設けられていないと思いますが、いかがでしょうか。どのような状態で延滞金の減免の規定は当市で実行されているのか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） お答えします。

本市では、規則とか基準は設けておりません。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） だから、滞納処分の停止だとか救済する措置は不十分だけれども、一方ではあるんですが、延滞金の減免という法律で定められた要件が、弥富市の施策の中では実行されていないと。ただし、非常に、今お配りさせていただきました表の手書きのほうを見ていただくと、平成20年から22年までというのは、それ以降と比べて際立って少なくなっていますよね。これは、当時弥富市はそういう明確な基準は決めていなかったけれども、私も何回か記憶がございしますが、大変な人たちが、特に国民健康保険なんか頑張って元金を



完済すると、延滞金分については大変な状態だから結構ですよといって、事実上免除してきたというのが、非常にファジーな面がありましたが、そういう状態がございました。ある時期課長になられた方は、やっぱり以前の市行政にはそういう暖かさがあったけど、だんだん今は取るほうにしっかり力を入れておるけれども、そういうことについてはやっぱりちょっと考えなきゃいかんと言われた方もございますが、問題は、やっぱり法律で定められた要件が市の行政の中で制度的にも確立されていないということはやっぱり大変な問題でありますし、しかも、この滞納処分の停止もそうなんですけど、当然、この失業だとか倒産だとか、そういうこともありますけど、もう一方で、特に税金の場合は、本人や家族の病気だとかけがだとか、こういうことによって収入が低下したり、特別な支出がある場合も、そういう軽減の対象になることになっておりまして、したがって、後になって、例えば延滞金の減額だとか免除ということにつきましても、当然滞納処分の停止になった人はそれでなっていくわけですが、そうでない人についても、その滞納が発生したときの状況によって、今申し上げましたし、この記事にも載っておりますように、減額するような仕組み、制度ということがありますので、ぜひこれについてはしっかりと御検討いただいて、法律に基づいた弥富市の責任を果たすようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

私どもとしては、過去3年間の、先ほども所管がお話しさせていただきましたけれども、滞納処分の停止件数というのが、それぞれの県民税、固定資産税、保険税という形の中で比較して、額的にも非常に少なくなっているという形で、税の公平さということに対しては一定のお願いをしていかなきゃならないと思っておるところでございます。

しかし、さまざまの税に対して減免制度というのは今設けておるわけでございますけれども、延滞金というところまでに、その制度がないということでございます。その対象の方が、どう生活が変化されてきたのか、あるいはどう収入のあり方が変わってきたのかということについて、個々にお話を伺っていかなくちゃならないと思っておるわけでございますけれども、延滞金に対する減免制度につきましては、これも一遍我々としては研究させていただきたいというか、他の自治体等を踏まえて勉強させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 先ほど総務部長が横井議員への説明の中で、この滞納処分の停止は生活保護だとかというような説明があったんですが、生活保護は当然ですが、もともと法律の趣旨は、さっき私申し上げましたように、この納税をすることによって、あるいは延滞金を納めることによって、健康で文化的な最低生活の状態を脅かされるというような場合には滞納処分の停止によって救済するという仕組みでありますから、どちらかというと本市の場

合は、減免分については生活保護基準の1.何倍だとかというような基準も設けておりますが、この滞納分については、当然払っていただくものを払わなかったということで、やっぱり生活保護基準以下みたいな考え方があって、非常に厳しい対応がされております。

だけど、もともと税金が発生したときに、病気だったり、けがだったり、倒産だったり、あるいは失業だったり、こういうやむを得ないような事情で発生したときに、残念ですが、少なくとも当市が滞納処分の停止だとかそういうことについて言うと、どっちかという生活保護になった人だとか、それから、もう当然いなくなって取りようがない人に対してはやっておりましたが、この税法上の救済措置としてきちんと位置づけて、滞納処分の停止というような方法で対応しなかったことも、また皆さんが長いこと延滞金を引きずって、以前のは毎年14.6%ですか、最近やっと新たなものについては年間9.何%に改善をされたという経緯がございますので、ぜひそういう発生の時期、理由によって、この多額の延滞金を引きずっておる人たちについて言うと、きちんと対応できるというか。いただくほうについては全くシビアに、もう払うのが全く当然で、借りてきてでも払えとか、場合によっては、もともと機構なんかのやりとりの中では、要するに、払わなかったから今の生活ができておるんだから払いなさいということですが、ただ地方税法、特に住民税、国民健康保険税もそうですが、前年の所得による課税ですので、当然いろんな事情で困難な状態があるわけですから。

だからこそ国保は、市町村長がもともとの税法上の軽減措置や滞納処分の停止という救済措置があるところに加えて市町村長が認めるものということで、それぞれ条例で決めてあるわけだね。ところが、今言った延滞金については、弥富市は条例もないと。それから、固定資産税もそうですよね、固定資産税も、例えば生活保護の人の場合ですと、分譲住宅程度の住宅がある人がそういう生活困窮に陥った場合には、財産を理由に生活保護を断るとかそういうことはなくて、当然固定資産税も免除されますよね。

ところが、この辺の健康で文化的な最低生活の一つには当然居住権もあるわけですから、固定資産税についても同じような考え方で、要するに市条例の中に、あるいは規則の中に定めて軽減をしていくということが求められておりますが、ここも残念ながら弥富市はまだ設けておりませんので、この点につきましても、あわせて一つ御検討いただいて、きちんと当然いただくことと同時に、そのことによって最低生活を脅かすとか、あるいは生活保護基準以下なら当たり前だということではなくて、というのは、生活保護の計算をするお金は本人が負担をする医療費や保険料は全部除いた分ですからね。当然私は延滞金であっても、そういうものを含めて考えた金額以下の状態については滞納処分の停止も該当する、新たにすることも該当しますが、こういう延滞金だとか、あるいは滞納分についてもですね、現年度分については割方緩いと言っておかしいんですが、延滞金については、その生活保護の基準

以下というんですが、この基準というのは、もう1回繰り返しますけれども、医療費だとか、保険料だとか、税だとかという、こういうものを通常の人には負担をするわけですが、生活保護になった場合には負担しなくてよくなりますので、そういうことも含めた妥当な市の規則や条例を定めてやっていただく。そして、この滞納処分の停止については、本人の申し出がなくて市の責任であることですから、ぜひここがもっと法律の趣旨に沿ったものになるような努力をあわせてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員と少しかみ合わないかもしれませんが、そもそも滞納がどういう理由で始まったかということについては、その方その方の理由があるわけですが、そこをしっかりと我々としては把握していかないと、それがその延長線で延滞金まで重なってくるというようなことに対して、その一番最初のところの滞納の個人のあり方、これはいろんな形の今は滞納はあるわけですね。払っていただけるんだけれども払わないというような意思の方もお見えになるわけですね。そういった意思の方に対して、その滞納がまた延滞したということに対して、我々は一定の減免をするということは基本的にはおかしいわけですね。

だから、そういうようなことも踏まえて、やはりその滞納の原因がどこにあるのか、それぞれのところを調査をしっかりとしないと、延滞金に対してその減免制度を応用していくということについては少し飛躍するところもございますので、我々としては、いろんな自治体も勉強させていただきながら、延滞金における減免制度を少し考えていきたいと思っております。全ての人の滞納の延滞金が私は適用はされないと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 私も全てやれなんては全く考えておりません。当然、原因や責任、これに基づいて対応する。ただし、だからといって、じゃああなたはそういう横着なことをしてきたから生活保護基準を割り込んで、あるいは通常生活保護の人たちができる程度の生活よりももっと厳しい条件で出しなさいということは、やっぱりこれは健康で文化的な生活の保障、あるいは現在の所得状況だとか、そういうものによって一定の緩和はされるべきであると思っておりますので、そういうことで、ぜひこの延滞金の問題と、固定資産税の問題、滞納処分の停止という現年分、現課税分に対するものもそうですが、過年度分にもそうですが、要するに、それ以上、いつまでも延滞金を引きずらなくてもいい一定の条件の人たちについて早く手を打っていただくという、このことをぜひ改善をしていただく、具体的な検討を早急にしていただくということを申し上げて次の質問に移らせていただきます。

次は、比較的簡単な質問なんですが、子供の貧困防止対策が今非常に深刻な問題となっております。特に学童につきましては、弥富では就学援助、決算書の事項別説明書の中には準

要保護というような名目で記載をされておりますが、ここの人たち、それから一部は、例えば修学旅行の費用なんかは生活保護の家庭の児童につきましても、通常の給食費だとかそういうものは生活保護費で給付されますが、修学旅行なんかで、中学校だと多分5万円ぐらいかかると思うんですが、これは本人や家族が払っておいて後で給付すると、その間が多分、5月に行けば1学期の後で払いますからかなりあるんですね。生活保護家庭にとって、5万円を新たに工面するのは全く厳しい話だし、それから、それに近いような状態の人たちも含めて、市が決めた基準までの人は申請すれば認めるというふうになっておりますが、やっぱりそういう多額な支出は、もう本当に耐えがたい人たちがおりますので、ここはぜひ、その認定された子供たちに対しては、今も支払いがほとんど振り込みでされている関係だと思いますので、ぜひ、要するに医療費のような現物給付というか、そういう格好でできないでしょうか。全体的には、給食費も現物給付にして支給しているところもございますので、ぜひこれは一日も早く、私も何人か去年も、ことしも相談を受けたことがあるんですが、本当に困り果てておりますので御検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） お答えいたします。

就学援助費のうち修学旅行費については、小学校2万円、中学校5万円を該当学年の7月に支給しているところです。修学旅行費につきましては、小学校は4年生から、中学校は1年生から学年費の一部を修学旅行費分として積み立てをしております。したがって、学年費を滞りなく納めていただければ修学旅行費の未納はないかと思われますので、現行の支給月である7月、12月、3月の変更は考えておりません。なお、就学援助費を受給されているにもかかわらず、学校への支払いが滞っているなどお困りの方については、教育委員会へ御相談をいただきたいと思います。

それから、月々学年費を積み立てしていただいているということから、一度にその修学旅行費である2万円、5万円を徴収するということではございません。

それから、その就学援助を認定させていただくに当たっては、当初の申請、その年度になりまして5月1日までとしているところです。それで認定事務を、その年度のいわゆる所得、住民税、そういったものが確定してから行いますので7月の初めになります。修学旅行は5月にありますことから、認定前にその年度の分の旅行費を支給することはちょっと難しいかなと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） ああ、そうですか。すると、私が聞いたのは、そういう多分積み立てのお金じゃなくて、お小遣いだとかそういうものの話だったかな。私は、修学旅行のお金だと言うものでそういう費用かなと思っておったんですが、それは私の誤解ですから、じゃ

あそのように今後相談があったらまた話をしますが、ただ問題は、先日も私のほうでもちょっと困った人の相談を受けて、紹介させていただいて申請させていただいたことがございますが、なかなか今のこの所得による説明だとか、それから持ち家の場合とアパートに住んでいる人たちの場合ではかなり差があるんですよね。その辺がある程度わかるようなやっぱり説明はぜひしていただきたいと思うんですね。何か、やっぱりよっぽど特定の貧しい人しか対象にならんような理解をしておって、生活保護の次みたいな気持ちでおって、うちなんかは対象にならんだろうと思っておるんですが、実際には、今若い夫婦でアパートで2人も子供を育てておると、私は相当対象になる人があると思いますので、その点では、多くの人たちが実際にわかるような説明、前に申し上げたことがあるんですが、その辺ではもう一つ御尽力いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） お答えいたします。

経済的な理由によって就学困難なお子さんをお持ちの保護者の方に学用品購入費や学校給食費などを援助する就学援助制度の周知についてでございますが、少し制度について説明をさせていただきますと思います。

教育を受ける権利や教育の機会均等という法律の運用を根拠としておりますが、その対象となる就学困難とされる児童・生徒の認定方法を市町村の裁量に委ねているところがあり、居住する市町村によって就学援助制度の対象となるかならないかの差異が生じる事態となっております。準要保護世帯については、市町村が独自の認定基準を定め、就学援助制度として援助に努めているのが現状です。本市におきましては、平成25年の生活保護基準の見直しが行われた後も従前の認定基準で運用しております。現行は生活保護基準の1.2倍でございますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

対象者全ての方に援助が行き渡るよう周知につきましては、就学援助についてのお知らせという案内を、入学式、始業式、学校を通して、全ての児童・生徒の保護者への配付や、広報、ホームページへの掲載もしております。また、小・中学校においては、希望者の取りまとめや、給食費、学年費等に未納が生じた場合には、保護者へ就学援助制度を説明するよう取り組んでおりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） それでは、念のためにお尋ねしますが、弥富市の基準は、たしか生活保護基準の1.2倍の所得と今説明されたことだと思いますが、これは、例えば給料をもらっている人だと、給与の総額ではなくて給与所得控除後の額ということでしょうかということと、ちょっと二、三あわせてお尋ねします。

それと、そこから控除されるのは社会保険料のほかには何が、生活保護基準の中から今言っ

た給与所得控除後の額が所得だとすると、そこから控除されるのは、社会保険料は当然国民健康保険税だとか国民年金の費用、負担だとか、それから会社でいうと健康保険と年金の払った費用などはたしか控除されていると思いますが、そして、アパートにおる人については、家賃が生活保護基準の範囲を当然超えておると思うんですが、生活保護基準の範囲までの家賃はまた控除されるとか、大まかに言うとそんな仕組みだという理解でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） まず、認定の基準である所得については、給与収入であれば給与所得控除後の額であります、社会保険料等の控除前の金額で判定をいたします。

それから生活保護基準においては、その方が、その世帯がもし生活保護を受けたとすると、最低生活費が幾らになるかということを算出し、その1.2倍までの範囲であれば認定させていただくということでございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） たしか、以前だと社会保険料なんかは控除しておったと思いますが、それは今なくなっておるということですか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） お答えいたします。ちょっと訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

給与収入の場合ですと、給与所得控除の金額があつて、それが所得金額となります。そこから、社会保険料とか生命保険料とか損害保険料控除を引いた後の額で判定させていただきます。おわびして訂正申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） わかりました。変わってないということです、そんな変わっておるとまたびっくりします、よかったです。なるべくそういうことが、なかなか御本人たちがわかっていないものですから、ちょっとぜひ工夫をして。

それでは、あと集落排水及び公共下水の特別会計に絡んでお尋ねいたします。

まず集落排水でございますが、現在弥富市では、旧弥富町で3カ所、先ごろ完成いたしました十四山地域で全域を含む4カ所がいよいよ供用が始まっておりますが、これは公共下水道のほうも似たような傾向があると思いますが、当然、想定の人口に基づいて使用水量が、計画水量が定められて、これが多分経費計算の根拠になっておると思うんですが、実際に、ほとんど九十何%接続しております旧弥富の3場だとか、十四山の初めの2つですね、ここで見ましても、計画日平均水量に比べて弥富の場合は51%、53%、54%、それで十四山の1つのほうは53%、1つのほうは39%ということで、もしこの計画水量を基準にして収支見込みなんかを立てておれば、もう全然違ってきますよね。

それと実際に、例えばこの今期の決算額で見ますと料金収入は6,563万9,000円、これに対して、実際にそろそろ大型修理が発生しておりますので、それも含めた支出につきましては1億1,460万9,000円ということですが、なおかつ本来は、利息なんかは実際の水道料金なんかはそうですが、経費に含まれてきますから、それを入れますと、例えば、割方高額補助ですから公共下水とは違いますが、それにしましても、26年度でも利息だけで3,659万1,000円、元金も補助率が高いから公共下水に比べると大幅に負担は少ないんですが、それでも6,819万5,000円を払っております。

そうしますと、ちょっとそんな単純な計算はいかんわけではありますが、それにしましても、実際の今言った支出だけで2億1,939万5,000円ですから、収入の6,563万9,000円を差し引きますと1億5,375万6,000円の支出超過という状況。原価計算やそういうのを初めからせずに集落排水も公共下水もやっておりますが、集落排水については、そろそろ電機械設備の大規模な更新時期が迫っておって、どうするかということがすごく問題になったんですが、とりあえず、以前は公共下水に接続すればという話だったんですが、農水省で補助金を出して対応するということを決められてそのまま存続していくことになっておりますが、要するに、そういう費用は全然蓄えられないままどんどん補助金で負担するなり一般会計で負担するという仕組み、公共下水も似たようなやり方をやっていますよね。

だから、こういう事業に、特に公共下水道事業に着手するときに、当時はまだ自治省だったと思うんですが、今は総務省と言っていますが、ここから、実際にこの事業を実施した場合に、どういう費用負担が発生して、行政の負担がどれだけになって、市民負担、住民負担がどれだけになるかを計算して、やっぱりよく相談してやりなさいということが何回か繰り返してやられてきたんですね。

私たちがそれを要求したんですが、当時の愛知県も弥富町も、そんなことをしておったらやる人が誰もおらんと、実際にこれだけお金がかかりますなんていうことをやったらということで、自治省はそう言っておるけど、今のやり方で日本中がやっておると。建設省もオーケーと言っておるし、県も応援してやると言っておるからいいじゃないかということでやってきておりますよね。

そうすると、私、公共下水のこの間の全体をちょっと見てみましたが、料金収入は本年度で6,600万で、愛知県に利用料負担金として5,400万負担をしておりますから、ほとんど手元に維持管理の費用は残らないのが今下水の実態なんです。私、前から申し上げておりますが、やっぱり事業を、今簡単に一緒にやり出したんですから中断するとかそういうことはできませんから、やっていくにしても、こういう事業計画、財政計画になって大きな矛盾を抱えているということも見ながら、ぜひこういう人口減少に向かっていくときであります。

例えば、人口問題で全体でわかっておりますのは、旧弥富はちょっとわからんですが、

旧十四山でいうと計画人口が9,340人ですが、現在の実人口は5,642人ですよね。だから、本  
当に過大な計画にして後年度負担が発生することについて、計画時から私は想定できたにも  
かかわらず、これは弥富も一緒ですよ、十四山だけじゃなくてね。集落排水の場合は、農水  
省が自由化対策でお金をもらって、そのかなりの部分をつぎ込んだこともあって、どんど  
ん高度化してお金のかかるものにしていったという経緯があるんですよね。こういう流れの中  
で今、集落排水にしても公共下水事業についてもやっておりますので、一度、今いろいろ10  
年間での実施計画を弥富市としては今検討していますが、やっぱり効率の本当によくないと  
ころをどうしていくかという問題も含めてしっかり御検討いただいて、余り後年度負担にな  
らないような工夫はぜひしっかりしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） お答えします。

弥富市の汚水処理につきましては、平成23年度に見直しをした污水適正処理構想に基づき  
まして、汚水処理施設（公共下水道・農業集落排水・コミプラ・合併処理浄化槽）の整備を  
進めておりますが、平成26年1月に国が公表しました持続的な污水処理システム構築に向け  
た都道府県構想策定マニュアルに基づきまして、整備区域の見直しとともに、先ほど議員も  
言われましたように、今後10年程度を目標に、地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、  
各種汚水処理施設の整備がおおむね完了することを目指しまして、効率的かつ適正な整備資  
本を選択を進めるということで、10年整備概成を目指したアクションプランの策定を平成27  
年度に今行っている状況でございます。その中で、この10月に整備が遅くなる市街化調整区  
域の方を対象にしまして整備資本のアンケートの実施、意向調査ということでしまして、あ  
とそれと市民等を対象にしたパブリックコメントも実施し、その内容を整備計画に生かした  
いと考えておる状況でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 公共下水、私どもの地域というのは、日光川流域の中では大変遅い状  
況の中から実はスタートしていることは、もう三宮議員も御承知のとおりでございます。構  
成自治体の整備率も非常によくないと、まだまだ進んでいないというのが現状でございます。

先ほど、私どもの開発部長から話がありましたように、10年概成という中で、10年でどこ  
までやれるんだという中で、国はそのプランを出しなさいと来ておるわけでございますけれ  
ども、このプランの中身については、私は工法も考えなきゃいかんと思うわけですね。さま  
ざまな工法があらうかと思っておりますけれども、例えば一番お金のかかる推進工法だとか、  
あるいはそれにかわるような開削工法というんですかね。国土交通省というか、もっと極端  
なことを言うと、例えば人口的に密度がないところについては、地上をはわせてでもどうだ  
というような形で、そこまで工法を考えながらでもやるのかというようなことも言われてお



るわけでございますけれども、それは少し極端なわけですが、工法等も考えながらやっていかなきゃいかんわけですが、とにかく10年でしっかりやっていくということをまず基本としていきたい。

そして、その後につきましてはアンケート調査もとるわけでございますけれども、アンケート調査そのものが全てではないと思っておりますので、これはやはり次の時代の環境衛生に対して、やはりそういう調整区域内においても、これは私たちとしては考えていかなきゃならないということがあるわけですので、そういう調査の内容についてはしっかりと受けとめていくわけですが、問題は一番、やはり国が継続的に補助してくれるかどうかなんです。今2分の1の補助でこの公共下水をやっておるわけです。非常に大きな予算という形の中で特別会計でやっておるわけでございますけれども、我々が要望するには補助金が来っていない。もう7掛け、8掛けということの状況の中で10年概成と言うけれども、工事の進捗はおくれてくるわけですね。どんどんおくれてくる。2割、3割が1年でおくれてくるわけでございますので、10年ということになると非常に大きな単位の中でのおくれがある。こういったことを我々としては国へしっかり要望していかなきゃならないとは思っております。そういったものが継続的に、やはり国からの補助ということを4市2町1村、それぞれのところでこれからもお願いに上がりながら、しっかりと未来像を描きながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 特にこの弥富市だとかこういうところは、やっぱり全域が人が住める区域ですから、実際の表面的な山林なんかをたくさん抱えた豊橋市なんかと比べても、河流域の人口密度というのが低いんですよ、うんと低い。だから、どうしてもこの管路が長くなるわけですね。前に水道のことでちょっと先日お話ししたように、豊橋市が5メートル幾ら、こっちは9メートル幾らとか、高くなるに決まっておるんですね。

しかも、集落排水が計画人口1人当たりじゃなくて、今の十四山で9,340人に対して実人口5,642人ですから、今の実人口で全体の事業費を計算すると百三十何万になるんですね。流域下水ですね、県が施行分と弥富市や各市町村の施行分を合わせると、やっぱり120万前後になると思うんです。そうすると、やっぱり今、国の補助金と言っておるんですが、みんな起債で来るもんですよ。1,000兆を超えて、格付も、何か先日新聞に載っておったんですが、余り名前を知らんような国と同じ格付だと。先進国の扱いではもう全くなくなって、中国よりも大分低い格付に今なっていますよね、日本の国債。

こういう状況を考えたら、やっぱり私はこんな多額の将来負担を残す、市民の皆さんにとってもそうなんです、相当一考を要することであるということと、もう1つは、合併浄化槽というのは、今相当工夫されて威力が高いものになっております。既に15年ほど前だった

と思うんですが、まだ安井光子議員や原沢議員も十四山の議員としてやっておられたところに、私たち一緒に、今は合併市になっておりますが四国の香川県、寒い川の町と書いて寒川町というところ、ここは雨が降らないところですから、側溝や何かの排水というのはほとんど家庭排水なんですよね。そこが、基本的にとっても公共下水はできんから合併浄化槽を使ってやるということでやりまして、国会でもこれは八田ひろ子議員、当時の参議院に取り上げて紹介して、当時の大臣は、全くそういう方向でやっぱり考えていくべきだということを言っていたんですが、やって、結局そういう側溝の水が、あっちは雨が降らんところですかね、瀬戸内海の周辺というのは、基本的にそういう水の中で、蛍の宿主になるカワニナがたくさん住んでいて、蛍がいっぱい、合併浄化槽にずっと、基本的に町の基本方針も下水道をやめて合併浄化槽に切りかえてやった。中心市街地は、結局よう手をつけていないと言っていましたけど、周辺はもうそれでやった。そこはそういうふうになっておるというんですね。

弥富もかなり調整区域はそういうことができる場所ですし、今の公共下水、流域下水合わせると、1人当たり120万前後にたしかなると思うんですが、合併浄化槽ですと今100万はしないですよ、1戸当たり。そこへ国の補助なんか結構ありますので、一度そういうことも含めてしっかり御検討いただきながら進めていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

本案13件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

ここで暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第43号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第15、議案第43号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 午前中からの本会議に続き、私どもが追加補正予算という中で上程をさせていただきますので、お時間をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申

し上げます。

本日提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第43号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、仮庁舎移転に伴う関係費用と、ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路整備調査設計委託料を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 議案は総務部長に説明を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 議案第43号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,290万円を追加し、歳入歳出予算の総額を147億3,366万7,000円とし、繰越明許費の設定及び債務負担行為の補正を計上するものであります。

歳入予算は、財政調整基金繰入金1億5,290万円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、議会費におきまして仮庁舎議場設備等工事請負費590万円、総務費におきまして仮移転業務委託料2,900万円、仮庁舎改築等工事請負費9,600万円、土木費におきましてＪＲ・名鉄弥富駅自由通路整備調査設計委託料300万円、消防費におきまして防災無線等移設工事請負費1,700万円であります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 早川公二議員。

○6番（早川公二君） 6番 早川公二です。

ＪＲ・名鉄の自由通路整備調査設計委託料ということで、今年度300万円見てあって、債務負担行為で4,700万円となっておりますが、今年度、この300万というのはどういうことであって、またこれは来年度4,700万でどういったことをということを詳しくお聞かせ願います。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） それではお答え申し上げます。

本年度の補正予算300万円でございますが、これは具体的には、ＪＲに私どもこの契約をさせていただくことになるんですが、そのＪＲに対する管理費相当分を今年度分をお支払いするということになります。残り4,700万円分につきましては、28年度で今回債務負担行為をお願いするわけでございますが、そこで調査概略設計費及び28年度分のＪＲへの管理費をお支払いするということになります。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 300万円を管理費って、この管理費ってちょっとわかりにくいんですけど、もう少しわかりやすくちょっと教えていただけませんか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） 具体的には、我々がＪＲに業務を委託するわけなんです、ＪＲはまたコンサルですとか、いろんな調査会社に業務を委託するものですから、そういった設計書をつくったりだとか、そういったものに関する費用でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） ちょっといまいち理解しがたいんですけど、確認なんですけど、通常、市で保育所をつくったりだとか庁舎をつくったりする場合は、市が業者を選定して入札等で決めていくということですよ。300万円のこの管理費というのは、ＪＲが今後管理していく、会社を選定するとかって、そういう意味なんですか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） ＪＲに全てをお願いすることになりますので、ＪＲの自分のところの基準とか、資格を持った業者に業務を委託することになります。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） となると、この来年度の4,700万円も、結局ＪＲが勝手に決めていくという。ということは、じゃあ、市で入札等をする場合は競争で4,700万円で見積もってあっても、半値までは行きませんが、結構競争してコストカットできるんじゃないかなと思うんですが、これはＪＲがやるとなると、このままの金額でということも十分考えられるということですか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） 債務負担行為というのは、限度額をお示ししてございます。ですので、それ以上かかることはないということで、現実的に来年度、ＪＲが業務を発注して、契約をして、そうすると精算額というのは通常発生することになると思いますので、4,700万全てかかるというものではございません。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） これなんですけれども、この間全協で図面を示していただきましたけれども、概算で20億ぐらいとなっていましたよね。これ、もっと安く、至ってシンプルに、反対側に改札をつくったらどうかと思うんですが、それは考えられないんでしょうかね。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） 今の御提案の件でございますが、それにつきましては、私も一番最初に、鉄道事業者にこういった案はどうだと、そういうことを提示しました。し

かし、新たに駅をつくるということは、将来にわたってその駅を管理していかなきゃいけないということが、要するに将来的にそういった費用が生じる。

それともう1点、弥富の駅の場合はちょっと特別な形態になってございまして、ＪＲの施設を名鉄が、要するに借りている状態での駅の業務形態となっております。そういったことから、例えば駅北側に改札を設けて、それでその改札からＪＲ、名鉄と双方に行けるようにするという多分お話だと思うんですが、費用がかかるという面と、最近はＩＣカードとかでタッチして入れてしまうと。そうすると、鉄道に用のない人がそれを使って反対側まで行ってしまう可能性もあると。本当の利用者じゃない人も使われる可能性があるということで、セキュリティーが確保できないと、そういったことで採用はされませんでした。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○６番（早川公二君） といっても、今、名鉄線で木田駅と甚目寺なんかですと両方ついているじゃないですか。だから、別に交渉すればいけるんじゃないのかなあと思うんですが、そういう答弁でしたらいいんですが。

それと、これはＪＲ、名鉄のところに自由通路をつくるということなんですが、全額市が負担しなきゃいけないのか、ＪＲ、名鉄もちょっとは持ってくれるのかお尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） 基本的には、今回の計画の原因者というんですか、事業の施行者というのは市になりますので、大半の部分が市が負担することになります。ただし、現存している駅の残存価値分ですとか、そういったものに関しては差し引きをして、あとバリアフリーの関係で、本来鉄道事業者が持つべき部分については鉄道事業者の負担となります。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○６番（早川公二君） 何かＪＲ、名鉄にもメリットがあるような件だもんですから、向こうの言いなりになっているようでしか見えないんですよ。だから、もっともっと粘り強く交渉をしていって、20億って結構な金額じゃないですか。先ほども調べたら白鳥保育所が7億円ですか、それで庁舎が四十何億とかってなっていて、駅で20億といたらどれだけ立派なものができるのかなあって想像しちゃうんですよ。でも、この間の案の図面を見せていただくと、何でこれで20億もかかってしまうんだろうと思ってしまいますが、20億かかる理由というのがあったら、要はボーリング調査にとか、線路上であるからとか、ちょっと納得いくようなことがあったら言っていただきたいんですが、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） 20億、21億という数字を申し上げたかと思うんですが、その金額につきましては、ＪＲから聞き取りをしておる金額でございまして、現実的にまだ設計を何もやっていない状況です。そういう中で、他駅の同規模の駅の面積ですとか橋の長さ、

そういったものの案分から出した数字だということです。

ですので、地盤の状況、弥富市の場合は余りよろしくない状況ですので、そういった部分で費用が多少ほかの地盤のいいところに比べればかかることもあるでしょうし、もう1点、鉄道ですので絶えず電車が走ってございます。そういう中での作業。昼間やれない工程とかもございます。そうすると夜間施工になります。当然人件費も全て高くなってきます。そういったことで、通常お考えの費用よりは高くなるのかなあとと思っています。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 最後に確認なんですけれども、来年度で自由通路整備調査設計委託をして何年後に完成かということを、大ざっぱでもいいので、済みませんをお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） まだ概略設計が終わった後に、都市計画決定ですとか、そういった法手続もございます。その後、詳細設計と工事と入っていくわけなんですけど、おおむねというんですか、32年度末がバリアフリーの期限ですので、鉄道事業者としても私たちとしても32年度末、33年の春に終わらせたいなあと考えておるんですが、ただ、今の工程からいくと、今回の業務の中で詳細な工程は作成するわけですが、ひょっとしたら、今ある古い跨線橋ですとか、そういった部分の撤去は33年度に持ち越すかもしれないという話は少し聞いております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） わかりました。最初に言ったように、本市の負担を少しでも少なくするように、ＪＲ、名鉄さんにしっかりとかけ合ってくださいますことを要望して、以上で終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤ですが、私も名鉄とＪＲの関係について、意見というか要望と同時に質問を申し上げておきたいと思います。

この課題は、もう出たり入ったりして予算で、議会でいろんな形が生まれていました。前回、農協のしもうときにも、あの用地を買うということが議会で説明を受けたことがあるんです。当時の議会はよろしく早期にやっていただきたいと、こう申し上げたことがあるんです。それで現地調査もいたしました。それで議員の中には何人かそのことを承知をしていると思っています。

もう1つは、国鉄当時ならば全面的に、安全問題を含んでいろんな形でこの問題は解決ができたでしょう。ただ、私は今、ＪＲとしていろんな形で東海の中で聞いていることは、60

カ以上の要望がある。バリアフリーも含みながら。弥富市もそれぞれ大変な努力もあっただろうとこのことに向けて、私も一定の理解をさせていただきたいと思っています。

そのことと同時に、弥富市がいかに発展をしていくかということを考えたときに、今でも、毎回ではないですけれども、弥富市の総合的な都市計画をどうするんだという議員からの意見がありました。市長も、財政上非常に大変な時期が来るであろうということの中で凍結ということもおっしゃいました。そのことも一定程度理解をせざるを得なかったこともあったかもしれません。今、私たちは1回、この弥富市がどう中期財政計画と今の現状を向き合うかということは、このJ Rの課題にかかっているんじゃないかと私は思っています。

きのう、おとついですか、新聞の評価が出ました。残念ですけど弥富は平米7,000円ほど落ちています。これで私たちが住みやすいまちなのか、都市計画として中期財政計画に向かったときに、今日のいろんな財政的な物価、賃金、それぞれ上向きだと言われながら都市計画の中に、マイナスの地域は一体どこだったのか。こんなことを思ったときに、私はきょう、この補正の中で、早期にこのことの実現と同時に、弥富市が誇れるJ Rの駅にすべきではないのかなと。

極端な言い方をしますと、弥富の橋上駅の中に商店が入ってでも、またさらには金魚だとか産物の見られる、弥富ってすばらしいところだなあと、まず表玄関としてどうあるかという財政投資を、私は考えていただくことが1つは願いであります。

もう1つは、今蟹江がああいう形で、その当時に平米8万8,000円出ていましたね。プラスなんです。私たちは本当にそういうことを真剣に行政として考えるべきで、議会も考えることも大切じゃないのかなあと思っていますので、くどいようですけれども前向きの。

それで、先ほど都市計画課長がおっしゃったように、これはもう事業を起こしていく上でいわゆる負担割合だろうと思っています。非常に、冒頭申し上げましたように、民間になってからJ Rは渋い。私、地方議員団でJ Rのをやっていますけれども、地方議員団の皆さんが、袋井もそうですけど、手をかしてくれというと、こんな負担割合でいかんで、おい、もっと負担を、国鉄は3,000億ももうかっておるので何とかしてくれと、こういう話が出るんですが、実際渋いですね。

本当に踏切の安全問題一つでもそうですね。津島と木曽岬線なんかは、私もよく言うんですけど、「J Rは何をやっておるんや、あんなでこぼこで、もうちょっとしっかりしてくれ」と言ったら、「あれは県道でしょう、伊藤さん、県のほうで負担してもらうように話してください」って、こう言うんですよね。本当に、そのぐらいシビアに、民間となった競争の原理かもしれませんが、でも、やっぱりJ Rもお客さんがふえていただければそれなりの政策目標があると思います。そんなことを思って、精いっぱい負担割合については市が負担しないように交渉していただきたいなと、このことは私もJ Rから出してくれということ、

きょうこんなことを言うてはいかんですけど、ちょっと会議があつて行ったときに、ちょうどこの話をいただいたんで申し上げておきたいと思つてはおります。

これで要約しますと、そのように私どもの玄関として、やはり最少の費用の効果の中で最大限どう弥富市が、未来がつなげるかということをしかりと受けとめていただきながら、明治の時代からあそこはやはり北口が都市計画、弥富市の町の発展基地としながら役割を果たして、やはり南北と同時に表玄関として、近鉄もございますけれども、整備をお願い申し上げたいと思います。

2点目に、この補正の中で防災の関係で、危機管理課長から聞きますと、何かこの司令センターを十四山へ持っていく、それぞれの設備移転費がこれだけの金額だというお話を聞きました。しかし、一番肝心なのは防災だと思う。過日も豪雨の関係とか、それから中でよく言われるんですね、本当に聞こえないと言わさせる、今の無線というか防報が。だから再調査をしながら、いわゆる私たちは皆さんのためにと思つて、行政も議会も了承して防災をつくってきたわけですね。そのときに、その付近の方が、通常の場合は子供が寝ておるから、病人がおるから小さくしてくれという、いろんな意見がある。そうして総合的に今の状況の運用はされているんですね。

しかし、何か今考えてみると、そういう非常事態のときには最大限の音量に自動的ににはできないのかと。そうして、地域の人により一層この警報が聞いていただける、安全に対話できる、もう一度やっぱり、私はちょっとこの金額を見たときにそれも含んでいるかなあと思つたら、移転費だけで、もう1基つけるとか、そういう難聴的なところなどについての対策はございませんという話だったんで、改めてここはもう一度、そういうことについて調査が今、また市民からの意見が上がつておると思いますので、再考していただき、そして、この費用と同時に検討していただくことをまずお願いを申し上げたいと思います。

3点目です。仮庁舎。

仮庁舎についてよく市民の皆さんから言われることは、今、弥富市は前向きといいますか、それぞれ防災対策だつて庁舎の対応の仕方の中で、いろいろな努力も努力、市民の声も声、しかし、仮庁舎へ移転をすることは職員の安全もあるけれども、少なくとも目標があるのか。

目標ということは、今の時限的には目標はあつてない。しかし、33年が一つの枠組みの中で有効的な財政運用ではないのか。そのことが今は28年から33年に変わったと。危機管理から、それは当然早期に実現をとという期限を持っているでしょう。しかし、このままずるずる行くことで仮庁舎へ移転をすることに対してどうなのか。基本的な考え方だけはしっかりと、いつを目標に、例えば財政的なことも含みながら、弥富市として検討していくかという表現が表現として意思決定があつてしかるべきではないのかという市民の意見があるということを上げて、これは質問ですから回答をいただかないかと思いますが。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 正信議員にお答えを申し上げるわけでございますけど、ＪＲ、名鉄の駅の整備につきましては、実は数年前に皆様方にも総合的なＪＲ、名鉄の駅の整備という形の中では、その当時は駅広も含めまして、そして近鉄とのジョイント、そういったようなことも含めて、本当に総合的な形で基本構想を練り、考えておったわけでございますけれども、これをもう少しやっぱり細分化していかないと、財政的な問題等もございますので、そういうような感じの中で、今回はこの自由通路及び駅の橋上化と。いわゆる弥富の近鉄駅と同じような状況のものを名鉄、ＪＲの駅につくり出していこうということでございます。

第２、第３の駅前、例えば南の地区、あるいはＪＡのほうの地区につきましては、第２、第３の段階での整備計画の中に取り入れながら、総合的に近鉄の駅とのジョイント、あるいは北側の再開発とか開発という形で結びつけていくということが道筋ではないかなあと思っております。とにかく名鉄の駅、ＪＲの駅そのものをしっかりとした活性化した駅にしていきたい。そして、住人の皆様の利便性を考慮していきたいということでございます。当初の総合的な構想におきましては、30億、35億というようなお金を考えておったわけでございますけれども、そこまではなかなか投資できないという中で御理解をいただきながら、今回のＪＲ、名鉄の自由通路及び駅の橋上化について御理解をいただきたい。

また、ＪＲとの交渉、あるいは名鉄との交渉ということでございますが、これはどこの自治体も鉄道業者との仕事になるとその話が出るわけでございます。私どもとしては、この近隣のまちとして、蟹江町さんもこの橋上化ということについて一緒になって取り組んでいるわけでございますけれども、同じような問題が発生しているという話を町長からも聞いておるわけでございます。あそこは、もう１つ、私どもの予算よりも高い予算、今私が聞いているのは29億から30億ぐらいの橋上駅舎化になると聞いておるわけですが、やはりＪＲとの交渉ということにつきましては大変難しいという話も伺っております。

また、伊藤議員のお力添えもいただきながら、御一緒させていただく機会があるんじゃないかなあと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから、２点目の防災無線の同報無線につきましては、後ほど担当課長から話をさせていただきます。

それから、仮庁舎の問題につきましては、新庁舎の目標というか目的があるのかということでございますけれども、現実的には今の段階でこの仮庁舎をお願いするのは、当初でもお話をさせていただきましたように、日本各地で自然災害が今いろんな形で発生しておるわけでございます。それが地震であったり、あるいは台風であったり、最近では火山噴火というような状況があります。御承知のように、この庁舎そのものが耐震性にはもう劣っているということ、そしてまた南海トラフ巨大地震がいつ起こり得るかもわからないと、そういうよ

うな状況の中においてこの庁舎で仕事をする、あるいはこの庁舎を利用させていただいて市民の皆様の安全を確保するということが今現実的に難しいということがあるわけでございます。まずはその目的のために、この仮庁舎への移転という中でお願いをしていくわけでございます。

そうした形の中で新庁舎との整合性ということがあるわけでございますけれども、これにつきましては私どもの主張を早く認めていただいて、事業認可がおり次第、私たちはその新庁舎に向かっていくということでございます。基本的には、仮庁舎における職員、そして住民の皆様の安心・安全を図っていくということを視点に置いているということだけは御理解いただきたいと思います。と思っています。

無線につきましては、担当から答弁します。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 今回の補正予算の防災無線関係の移転費用につきましては、先ほども議員おっしゃられましたように、同報無線の関係の移設工事費を計上させていただいております。主な工事につきましては、本体がこの庁舎に設置してございますので、本体を隣の図書館棟へ移動しまして、危機管理関係が十四山支所に移転するというようなことで、遠隔操作の関係の設備を十四山支所へ置くというようなことで、この費用を計上させていただきました。

それともう1点、同報無線の音量等、聞こえないというようなことでございますが、これは市民の方からたびたび私どもも聞いているところでございます。それで、今、3時ごろの小学校の見守り放送、それと6時のテスト放送、冬場ですと5時に変更させていただくんですが、これにつきましては、たしか今資料ございませんけれども、全部で音量が4レベルございまして、今の放送は、下から2つ目のレベルぐらいで放送させていただいております。それで、緊急放送時には最高の音量で放送をさせていただくというようなことで設定がしてあるところでございます。それで、なかなか聞こえないというようなことがございまして、今、鍋田地区で、この間区長さんとも相談させていただきましたが、聞こえないところがあるということで、地元で一度調査をしていただくというようなことでお話をさせていただいております。それで、最大音量で放送するというのはちょっとできませんので、この見守り放送とか、定時の夕方のテスト放送を活用して、一度地元の方、どこが聞こえないかということで調査をしていただくということで御協力いただいております。

今後、聞こえないところがございましたら、私ども調査をさせていただいて対応を検討していかないかと思っていますので、御協力をまたお願いしたいと思っています。

それともう1つ、今現在、台風なんかで家の中におると聞こえないということもございます。警報なんかが出た場合、避難所へ行ってくださいねとかというような場合、同報無線を

鳴らせていただいておりますけれども、やはり家の中では最大音量にしても聞くことはできません。というのは、台風なんかですと外はすごい暴風雨になっておりますので、当然締め切って家の中にお見えになりますので、そういう場合は、テレビとかラジオとか、その辺を活用して御自身で積極的に情報をとっていただくように、これはお願いですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（佐藤高き君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にちよつと追加で答弁させていただきたいと思ひます。

市民の皆さんが仮庁舎に対していろいろと御心配をいただく、また大変私どもといたしましては、来年の5月のゴールデンウィーク以後、仮庁舎として十四山、そしてこちらの市民ホールを中心にして展開していくわけでございますけれども、来月、10月16日、そして21日、28日、それぞれ私ども出向きまして出前講座を考えております。市民の皆様には、今回の出前講座のテーマとしては仮庁舎の問題を掲げておりますので、その中でしっかりと説明させていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（佐藤高き君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長からそれぞれ将来の都市計画的な駅の整備についてお伺いをしたところですが、市長、4年ないんでね。いや本当、やっぱり都市計画はそれぞれ継続性を持って真剣にお互いが構想を持って、私は駅のこの土地金額と同時に駅付近の整備というのは、そういうコンサルさんといいますか、事業を受けていくようなところまで通しながら、駅は駅として、そしてまちはまちとしての総合的な弥富市としても取り組み方をして発展を願う、そして住みやすいまちづくりを考えていただくことを強く要望しておきます。

2点目、同報無線、課長のおっしゃった一番最大の案内をしておるけど聞けないと。そうしたらどうするんだということで、ラジオ、テレビを見てくださいと。これもわかりますよ。しかし、今何が言われているかという、瑞浪で過日新聞に出ていましたね。携帯ベルとラジオと何だかくつついたやつを全市民に渡すという。これが結構全国的に普及をするということで、そのベル会社が生き返ってきたと。こんなコラムというか中身があったんですね。

やはり私たちはそういう状況の中で、全てのものが市民の皆さんに利用していただければいいんじゃないかと、それぞれ技術的にも、そして警報的にも、過日の水害、栃木県、そういうところでもそれぞれの状況があったわけですね。本当に自己判断、自主避難も必要だけれども、やはり協力・協働、公の場としてのあり方と費用効果と同時に、そういう部分も考えていただく。

それは考えてみると、携帯ラジオだったら500円で買えるもんね。というようなものもあるわけですね。それが幾らかはわかりません。もうちよつと私も発言をする以上きちっとしなきゃならないわけですが、近い岐阜県の瑞浪市がそれをやるということに気づいた

わけですね。弥富市も、もうちょっと気づいていただく形で、予算がどのぐらいかかるかどうか、どうしたら全戸的にいくのかと。

先ほどの答弁で、鍋田の話はしてみえるけど、同報無線が出てから北のほうは言っているんだよ、ずうっと。いいですか、危機管理課長、あなたになってから北のことは全然忘れておるとなるとえらいことですよ。調査をし、協力してくださいと言われるけど。

やはり私たちは、それぞれの状況の中で同報無線以降来ましたね。その中でいろんなことがあったけれども、北のほうは中六あたりでも聞こえんですよ、本当に。言われているんですよ。まして荷之上、五之三は愛西市と同じことかもしれんけれども、愛西市のやつがよく流れてくるが、荷之上の辺は自分のところのやつが聞こえん、五之三もそうよ。いわゆる住居のあり方、いわゆる課税、そんなことを通して、非常にありがたいけれどもそういうところもあるという。これもずうっと出ておるんだから、あんまりそういうふうには答えられると私は抵抗しますんで。いわゆる市全体として、それぞれの状況であったかということも含んで私ちょっと発言していますんで、よろしく願い申し上げて、再度それぞれの通しなり、市民の期待に応じると。

市長に申し上げておく。庁舎とかそれぞれの流れの中で御説明いただく、そのことは理解ができますが、今市民の皆さんは、その目的と同時に、現状の認識の中で、やっぱりやり抜いて安全生命を市民の司令塔として、どうしてもやらなきゃならんと、方向変換しなきゃならんと、やってくれることはやっていけるんならやっていくんだという決意ですね。この大きな決意、そのことを通して言われていることを申し上げておきますので、それとあわせて御説明の段階のときにも心してお願いをしたいと3点で私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博です。

伊藤正信議員と重複する面があるかと思いますが、特に2点について、経過と、それからまた質問と両方を申し上げたいと思うわけであります。

まずJRの件については、私はこの前も申し上げたように、蟹江が先にJRの駅をやるようになったというのは、まさに弥富がこの蟹江よりも後になるという、こういうことについては、私大変残念に思っておるんです。

たしか昭和48年だったと記憶していますが、当時国鉄が複線電化のために協力してくれということで、私と、それから青木助役と、当時、服部義治さんが企画課長でしたが、そういうことで、3人で手分けをして弥富は用地買収を積極的にやりました。そのときの私としては、弥富としても要望を出しておこうと。将来、今のJRの駅をきちっと整備したいと。近

鉄と国鉄と両方をきちっとやりたいと。そして、あわせて名鉄もありますので、北側の出口もしっかりとつくっていききたいと、こんなようなことで1つには要望を出しておきました。それから、もう1つは白鳥駅構想であります。そういうことがあって来たわけですが、財政的に弥富も負担がでんというところもありましたが、たしか今度は昭和58年ぐらいから本格的にこの協議に入ったわけです。

恐らく当時、きちっとした近鉄から名鉄までの自由通路も持った設計も当時やったわけにありますから、今残っておると思います。そのときに私どもは金がないものですから、国鉄にはしっかりと面倒を見てもらうということで、陳情も何回かしたりしてきましたが、蟹江が、要するに複線電化について、蟹江ばかりではありませんが、当時永和駅、佐屋町でした。佐屋、蟹江が用地買収になかなか協力をしてくれなかった。鉄道高架になるなら協力するというようなことで、そういうことで、いまだに複線電化が全部完了しておるわけではありません。そういう中で国鉄がJRになったわけがあります。

私が考えておったことを申し上げますと、弥富がやっぱり人口をふやしていく、そのためには平島あるいは五明の区画整理は当時始めたわけがありますけれども、北のほうも農協のところからずっと都市計画街路ができておるはずなんです。あれはちょっと難しい街路ですけどもできておるはずなんです。北のほうもやっぱり開発をしていくという、こういう考え方で、そして駅も整備していくと、玄関だから。

しかし、北のほうはなかなか難しくて、市街化区域は西部下水までと。それから、北のほうはまだ市街化調整区域でなかなか発展の可能性がないと。こんなようなことで、この前私が申し上げたように、やっぱりJRの駅舎を橋上化してやるということであるならば、北のほうの開発計画も一体的に考えてJRと交渉するということが非常に私は大事な問題じゃないかなあと。

今、伊藤正信議員もおっしゃられたとおりなんです、そういうことで、もうちょっと都市計画の根本的なものを考えながら、その中の一つとして、このJR、あるいは名鉄駅の整備という、そういう考え方の上に立ってやっていただくようにすることが一つには大事だろうと思っております。そういうことで、この点については、またこれから設計協議とかいろいろあったときには意見を述べたいと思いますが、そういうことで、これはしっかりと、市長を初め皆さんも頭の中に入れて取り組んでいただきたいと申し上げておきます。

それから2番目に、これも同様でありますけれども、今度の新庁舎建設事業ということで1億5,000万近くのをかけて今の仮庁舎の移転ということでもあります。この前も申し上げたとおりであります、この問題が出てくると、なぜ今の新庁舎の建設がなかなかでんのだということは世論になると思います。

今度、出前講座を市長はやられるわけですが、出前講座のときにどういう説明をさ

れるかというのは、非常に私は問題なんです。この前、私は詳しく申し上げたわけです。なぜこういうような訴訟問題にまで至ったかということはこの前は詳しく説明しました。あれから3人ばかりの方から、そんなようになっておることが用地の買収、あるいは交換、交換が今度は買収して売却するという、こういうことになった、そんなことになっておるのかということで、知らなんだといって私のところへいろいろと、それはいかんわなあといって、やっぱり佐藤さん、あんたが言うとおりでだといって共鳴をさせていただいた人も3人ばかりありました。これはもうはっきりと申し上げておきます。

今度、出前講座で私は2点のことを申し上げたいと思うんですが、なぜ新庁舎の建設ができない今、こういうような訴訟問題になっておるか。私がこの前申し上げたようなことをきちっとこの出前講座で説明をされるかどうか。そして、いつごろになったら新庁舎の建設ができるのかと、こういう2点についてどのような説明をされる考えであるのか、一遍、最初に聞いておきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 最初の佐藤議員の御質問というか御意見という中においては、昭和50年代からこのJR、名鉄の以前の図面というのは私ども残っております。非常に壮大な計画が当初からあったなあと思っておりますけれども、残念ながら区画整理事業も含めて頓挫してしまっただけが今日までの一つの大きな流れではないかなあと思っております。

私も第1次総合計画の前期計画の中で、このJR、名鉄の駅のことにつきましては、やらなきゃいかんということと同時に、財政的な負担も大きいということで先ほどもお話しさせていただきましたけれども、何とか自由通路、そして橋上駅舎化ということを優先的にやっていきたいということはそのときにも申し上げたつもりでございます。そして、第1段階としては、これをやることにおいて、先ほども伊藤議員にもお話をさせていただきましたけれども、やはりこれをやる以上は、近鉄の弥富駅と、そして北口の開発というか北側の開発ということについても、一体的に考えた上でのこの自由通路駅舎化でないといけないということは、皆さんの考え方と同じくするつもりでございます。そうした中で、また議員各位からいろいろと御教授もいただきたいと思いますと思っております。

それから、2点目の仮庁舎の問題につきましては、最大のこれは仮庁舎に移転するということは、さまざまな自然災害ということに対して、やはり安心・安全なところで執務をしていくということが第一意義でございます。そして、市民の皆様の安全を考えていくということでございます。新庁舎の進捗状況の問題につきましては、当初の問題から2年ほど、もっと前から検討委員会の問題、あるいは訴訟になったいきさつ、あるいは現在の進捗状況、そして今後どうなるかということにつきましては、一定の時間の中で御説明をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） この前は、私は問題点、なぜ新庁舎の建設ができないのか、土地の取得ができない問題点をきちっとしてきたはずであります。これはいつまでたってもこうした問題を解決しないと前へ進めませんから、だから私は別途改めて検討委員会等も考えて、時代の推移、そういうものも考え、現状の災害状況も考えて、耐震だけではなくて、一応基本的には初めは耐震と狭隘であるということで始めたわけではありますが、今では風水害という水害もあるわけです、これは。この前の私が申し上げたように、常総市の今の庁舎は去年できたばかりでありますけれども、水入りを食って全然機能ができなかったということも考えると、やっぱり一度しっかりと検討委員会で考え直すことも必要でないかなあと、こういうことを提案したんだけど、市長は、そんな考えはないと、こういうことでした。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 新庁舎の計画を今ここで話しするとは思っていませんでしたけれども、例えば、さまざまな水害等に含めて、私たちの新庁舎に対する例えば考え方としては、ゼロ起点を庁舎の中のどこに持っていくかという形の中には十分検討しながら水の災害等に対応していきたいということは、以前からお話をさせていただいておりますので、そういう状況の中で新庁舎も考えていくということでございます。当然のことだと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） まあいいわ。とにかく、市長の言いたいところはよく聞くでいいけれども、私たちの言うこともよう聞かないかんよ。

それで、例えば鍋平でJAがああいう広いところをもってつくりましたけれども、あれも結局そういう水害も考えた高いところもつくってあるわけですね。だから、知恵を出していくということも大事だし、もう1つ、やっぱりこういう現状の災害状況というのもしっかりと考えていかないとできないということです。

今の現庁舎の敷地では非常に狭いということなんですね。だから、そういうことも含めてきちっとした説明を、なぜ今土地が買えないか、こういうこともきちっとしていただくように。私もちゃんと当日は、私どもの場合には10月21日ですから、きちっと私も参加をしてお聞きはしたいと思っていますけれども、ただ、意見だとか小言とかは聞く機会ではありませんと。これは、今度の安全保障の意見聴取もセレモニーに終わっておる。だから、市長のこの今の出前講座が全てじゃない。セレモニーに終わるようなことでは意味がない。だから、私は市民に意見を求めるために、パブリックコメントだとか、あるいは住民投票まではいきませんけれども、市民の意見をよく聞くことをもっと考えたほうがいいですよといっての間私は申し上げたんだが、あるいは新庁舎の検討委員会ももう一遍考え直してみることも必要だよと言ったけれども、その意向には市長は同意できんということで突っ張り上げて、

私はまさに服部市長は今、弥富で専制政治をやっておるなあと、こういうような印象を持ちました、はっきり言って。

もうちょっとみんなの声も、市民の声、私たちの声も聞くことは大事けれども、市民の声も聞くようにやるべきだと、こういうことを思っておるんです。市長、私が言っておるうちは聞いていりゃあよ。

〔「言い過ぎだよ」の声あり〕

○15番（佐藤 博君） 本当だね。だから、今回の今の安保の問題でもそうなんだ。数があれば何でもいいというようなことではいかんの。まず第1番に法律を守ること。地方自治法、あるいは条例、こういうものを守って、やむを得ない場合にはどうあるべきかということ。私がこの間ちゃんと説明した。だから、市民の皆さんも聞いておって、私になるほどとって共鳴をしてくれた人も3人ばかり電話がかかってきたり、会って話を聞いたから、私はある程度そういうことが必要だよということを申し上げておるんです。いいですか。だから、私は別に反対のために反対をしておるのではないですよ。反対のために反対をしておるんだったら、初めからこんな建設特別委員会みたいなのはつくる必要ありませんからね。だからそのところを考えて、もう一遍現状を踏まえてよく考えたやり方をするように、今度の出前講座は非常にそういう点では大事ですよということを申し上げておる。どうぞ市長、言ってください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 我々の出前講座は大事だということは、私自身が一番よく知っております。だから3カ所で市民の皆さんの声も聞くということも含めて、庁舎の問題について、あるいは仮庁舎の問題についてお話をさせていただくんです。今、佐藤議員のお話の中には、それ以外の言葉が多過ぎる、私に対する。もう少し自重してくださいよ。だから、寄り添えないんですよ、佐藤さんに。だから、いつまでも意見が、歯車が食い違うんですよ。そんな言葉がありますか、専制政治だって。私がいつそのような専制政治をしましたか。そういうね、自分の思いをばっばば言われるところに私が誤解をし、歯車がかみ合わない。そういうことがずうっと続いておるんですよ。大変残念ですけど。

だから、出前講座におきましては、我々が今考えている庁舎の問題、そして仮庁舎の問題について市民の皆様に話をしっかりとしていかないと大変御不便をかける、御迷惑をかけるということが前提の中でやっていくわけですよ。これは出前講座だけではなかなか浸透するものじゃありません。さまざまなツールを利用しながら来年の5月までに市民の皆様に御理解していただけるように、これは議員の皆様にも御協力いただかないといかんですよ。そういう状況の根底のことをもう少し共有化しようじゃありませんか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員、冷静な質疑をお願いします。

○15番（佐藤 博君） 冷静だがね。

本当にそうだよ。もっと実行がきちっと伴えば、私もこんなことを言うつもりは全然ありません。言っておることとやっておることがまさに不一致だから、私はいつでも言っておるんです。

それがかみ合わんということは、自分の言っておることしか、人の意見を聞かないという、そういう姿勢なんだ。それなら今度の出前講座をよく聞いておって、また次の議会でやりますから、しっかりとやってください。終わり。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本案は、お手元に配付した議案付託表のとおり、所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時59分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 平 野 広 行

同 議員 三 浦 義 光



平成27年10月 2 日  
午後 2 時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                            |         |                            |         |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                    | 伊 藤 好 彦 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長                    | 竹 川 彰   |
| 教 育 部 長                    | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼<br>財 政 課 長     | 渡 辺 秀 樹 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 | 総 務 部 次 長 兼<br>危 機 管 理 課 長 | 橋 村 正 則 |
| 民 生 部 次 長 兼<br>十 四 山 支 所 長 | 松 川 保 博 | 民 生 部 次 長 兼<br>児 童 課 長     | 村 瀬 美 樹 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 山 守 修   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 平 野 宗 治 |
| 総 務 課 長                    | 立 松 則 明 | 庁 舎 建 設 長<br>準 備 室 長       | 伊 藤 重 行 |
| 税 務 課 長                    | 山 下 正 巳 | 収 納 課 長                    | 鈴 木 浩 二 |
| 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長     | 横 山 和 久 | 保 険 年 金 課 長                | 佐 藤 栄 一 |
| 環 境 課 長                    | 伊 藤 仁 史 | 健 康 推 進 課 長                | 花 井 明 弘 |
| 福 祉 課 長                    | 宇 佐 美 悟 | 介 護 高 齢 課 長                | 半 田 安 利 |

|                |        |        |         |
|----------------|--------|--------|---------|
| 総合福祉センター<br>所長 | 村瀬 修   | 農政課長   | 安井 耕史   |
| 商工観光課長         | 羽飼 和彦  | 土木課長   | 山田 宏淑   |
| 都市計画課長         | 大野 勝貴  | 下水道課長  | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長         | 水谷 みどり | 生涯学習課長 | 安井 文雄   |
| 図書館長           | 山田 淳   |        |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |    |       |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 三輪 眞士 | 書記 | 浅野 克教 |
| 書記     | 伊藤 国幸 |    |       |

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第37号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第3 議案第38号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第4 議案第39号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第40号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第41号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第42号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第43号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 認定第1号 平成26年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第2号 平成26年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第3号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第4号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第5号 平成26年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第6号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第7号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (追加提案)
- 日程第16 発議第8号 憲法の平和主義・立憲主義に反する安全保障法の廃止を求める意見書の提出について
- 日程第17 発議第9号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

- 日程第18 発議第10号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第19 発議第11号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第20 閉会中の継続審議について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 2 時08分 開議

○議長（佐藤高清君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、横井昌明議員と堀岡敏喜議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 2 議案第37号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第 3 議案第38号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第 4 議案第39号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 議案第40号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 議案第41号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第42号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第43号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 認定第 1 号 平成26年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第 2 号 平成26年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第 3 号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第 4 号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第 5 号 平成26年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第 6 号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第 7 号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第 2、議案第37号から日程第15、認定第 7 号まで以上14件を一括議題とします。

本案14件に関し、審査の経過と結果の報告を各委員長より求めます。

まず、横井総務委員長、お願いします。

横井総務委員長。

○総務委員長（横井昌明君） 総務委員会に付託されました案件は、議案第37号弥富市個人情報保護条例の一部改正について初め 3 件であります。

本委員会は、去る9月28日、委員全員と委員外1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第37号弥富市個人情報保護条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員から、マイナンバー制度導入に当たり多額の費用が発生するが、どのように認識しているかとの質問に対し、発生することは承知しているものの、国の導入にあわせ取り組んでいきますとの答弁がありました。

また、現状の個人情報管理のリスクを考えると、このまま導入することに対しどのように認識しているかとの質問に対し、漏えいはあってはならないと認識しており、十分配慮し、取り組んでいかなければならないと市長より答弁がありました。

その他の委員から、制度導入によりどの程度の事務の簡素化が図られ、事務の効率化を見込んでいるかの質問に、市長から、具体的な数値は持ち合わせていないが、省力化の目標を持ち取り組んでいきたいと答弁がありました。

さらに、ほかの委員から、市民に対する具体的な周知方法はどうするかとの質問には、広報や回覧で周知しますとの答弁がありました。

以上の質疑後、討論に入りました。

討論では、現状のような住民に十分理解されていないまま、市民にとっても利益にならないと反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案を了承しました。

続いて、議案第39号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第2号）では、委員より、臨時財政対策債には発行可能額に限度はあるのかとの質問に、市側より、限度額があり、本市は近年限度額上限まで発行しております。なお、今回の補正が発行可能額となりますとの答弁がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

最後に、議案第43号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第3号）について審査いたしました。

まず市側より説明があり、委員から、市民の声を聞くと、庁舎に対しいま一度具体的に丁寧な説明が必要ではないかとの質問に対し、市長から、新庁舎の訴訟問題とは別に昨今の自然災害に対し、安全面の確保のため仮庁舎移転を計画し、補正予算を計上しました。補正予算成立なくして住民への説明は混乱が生じるとも考え、補正予算成立後に住民に説明し周知徹底をしてまいりますとの答弁がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しましたことを御報告し、総務委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、三浦建設経済委員長、お願いします。

○建設経済委員長（三浦義光君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第43号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第3号）であります。

本委員会は、去る9月24日に委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第43号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第3号）は、最初に市側より説明を受け、質疑に入りました。

委員より、自由通路幅を一時避難場所として活用するためにも、計画の3.5メートル幅ではなく5メートルで検討してはどうかとの質問に対し、市側より、道路構造令などを参考に手すり設置幅を除いた有効幅員として3.5メートル幅で計画しています。この幅員は近鉄弥富駅と同等の幅員です。一時避難者については、現在の計画幅員で試算しますと約140名、幅員5メートルとした場合では約175名の受け入れが可能でとの答弁がありました。

続いて、この業務を核とし、駅北側の活性化にも取り組むべきでないかとの質問には、ほかの事業との兼ね合い、財政面などを考慮すると、まず自由通路・駅橋上化事業を優先させていきたい。北側の活性化については、次の段階とさせていただきたいと市長から答弁がありました。

また、現存する跨線橋はどのようなになるのかとの質問には、自由通路設置に支障を来すため撤去する計画でとの答弁がありました。

さらに、歩行者のみではなく、自転車の通行も可能とする通路を検討してはどうかとの質問に、市長から、自転車は道路交通法上、車両として扱うことになり、その場合、鉄道事業者側は安全対策上、現存するほかの踏切の閉鎖を求めてくることも予想される。しかし、利便性は考慮すべきであり、今後の協議の中で話をしていきますとの答弁がありました。

次に、業務内容の自由通路及び橋上駅の今後のスケジュールはとの質問に、市側より、平成27、28年度にJRと概略設計を進め、その後名鉄との設計業務を委託し、平成29、30年度に都市計画決定と事業認可を進め、平成30年度に詳細設計で、工事は平成31、32年度を予定しています。ただし、取り壊し物件のうち、一部が33年度にずれ込む可能性があるの見込んでいますと答弁がありました。

このような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しましたことを御報告し、委員長報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、山口厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（山口敏子君） 厚生文教委員会委員長報告。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第38号弥富市手数料条例の一部改正について初め5件です。

本委員会は、去る9月25日に委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いまし



たので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第38号弥富市手数料条例の一部改正についてを審査いたしました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第39号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第2号）から議案第42号平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）まで以上4件を一括審査いたしました。

最初に市側より説明があり、質疑に入り、委員より、一般会計補正予算の中の病児・病後児預かり施設に対する質問では、施設の維持管理者並びに運営体制について質問があり、市側より、施設管理は本市が行い、運営は弥富市ファミリーサポートセンターが行うよう準備を進めていますとの答弁がありました。

また、あつてはならないが、事故に対する体制はどのように考えているかとの質問に、市側より、看護師1名を配置し、ファミリーサポートセンターより児童1名に1名の支援派遣をする計画です。なお、緊急時には海南病院と提携しており、救急対応で受診できる体制ですと答弁がありました。

さらに、今後の高齢化社会などを見据えると、市に対し寄附がふえる方向が高まるのではないかと考えるが、活用できるものは大いに活用すべきであるが、目的・利用などの条件や基準を設け、見通しのある事業執行に努めるべきではないかとの質問に対し、市側より、寄附の全てを受け入れているわけではなく、費用対効果面など幹部会で検討し対応していると市長から答弁がありました。

続いて、議案第40号平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）では、国庫返還金額が高額だが、その要因は予算編成上のものなのか、もしくは情勢の変化によるものなのかとの質問に、市側より、国庫返還金は医療費の伸びや過去の実績等を勘案し国に申請するもので、当初の予定した医療費が抑制されたことにより国庫への返還金が生じたためですとの答弁がありました。

また、他の委員から、議案第42号平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）では、介護保険制度では将来負担を見据えた積立金の増額は難しいと理解する中で、支払い準備基金の取り扱いについての考え、また、この基金は市が計画している総合事業に充当することは可能なのかとの質問に、市側より、支払い準備基金は現在残高8,200万円程度あり、急激な給付費の変動に対応するため必要なものと考えています。また、余剰金が発生した場合の対応は、第7期の計画の中で保険料を調整することになっていますので、そのように進めていく考えでいます。総合事業への充当に対しては、地域支援事業として実施する事業においては、そちらの財源を予定していますとの答弁があり、続いて、要支援1・2の者への対応は、市が実施する地域支援事業の中で行っていくのかとの質問には、通所介護・訪問介護は支援事業で行っていく予定ですとの答弁がありました。

以上のような質疑がなされましたが、討論はなく、採決の結果、議案第39号から議案第42号までの4件全て全員賛成で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、横井決算特別委員長、お願いします。

○決算特別委員長（横井昌明君） 決算特別委員会に付託されました案件は、認定第1号平成26年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について初め7件であります。

本委員会は、去る9月29日、午前9時半より委員全員と委員外2名の出席により開催いたしました。当日は総務部、民生部、開発部、教育部の順でそれぞれ所管する一般会計及び特別会計について審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

最初に、総務部での審査では、固定資産税交付金・納付金の詳細及び増額の原因は何かとの質問に、市側より、名古屋港管理組合並びに愛知県競馬組合に対するものが大半を占めており、増額の原因はそれぞれ該当する資産の単価が見直されたことによるものであるとの答弁がありました。

さらに、本市の財政力指数の今後の見通しはどうかとの質問に、市側より、財政力指数は税収が伸びることで上がるもので、税収は経済状況により左右されるため一概に言えるものではないとの答弁がありました。

ほかの委員からは、財政調整基金はどの程度持っているのが妥当と考えるかとの質問には、市長より、基金、市債のバランスをとり、さまざまな事業執行に努めてまいりました。自然災害を考慮すれば基金が多いにこしたことはないが、20億円が目安ではないかと考えていますとの答弁がありました。

また、現在の市債の中で交付税対象はどのぐらいの割合と見込んでいるかとの質問に、長期計画に対する場合、おおむね60%程度とし計画していますとの答弁があり、続いて、国の考え方に変更が生じた場合、交付税の対象外となることはあり得るのかとの質問には、現在借りているものについては約束されているものであるとの答弁がありました。

続いて、民生部の審査では、給食配食サービス事業の委託業者数、請負業者の年末年始などの休暇の状況、さらに利用する業者の選択についての質問があり、市側より、現在3社と契約しており、各業者によって体制が異なります。業者によって日曜日、ゴールデンウィーク、盆、年末年始は休業としている業者があります。なお、変更は随時可能で選択できる体制となっておりますとの答弁がありました。

ほかの委員からは、決算書を工夫するなど市民に積極的に情報を開示し、市民とともにごみ量の削減に取り組むべきであるとの質問に、市長より、環境組合に対する負担は4市2町1村の人口割で50%がごみの量で決定されている。ごみの減量化に努める啓発活動は必要なことと認識しておりますとの答弁がありました。

午後から開発部、教育部について審査いたしました。

開発部では、委員から、狹隘道路に関する整備計画はあるのか。さらに、防災の観点からも狹隘道路を調査し、計画的に整備してはどうか。橋梁についても点検し、整備計画を作成すべきではないかとの質問に対し、市側より、狹隘道路に関する整備計画は持ち合わせていません。また、市長より、緊急車両が進入できない箇所があることも承知しており、必要なことを認識していると答弁がありました。橋梁については、担当課長より、平成26年度は延長15メートル以上の26橋は先行し点検に取り組みました。その他の564橋についても5年以内に点検・整備を行う計画で、その結果を踏まえ優先順位を定め順次整備していく計画ですとの答弁がありました。

最後に、教育部では、図書館に対し、ほかの自治体では購入する本の検討・運営方法など情報共有は司書を中心に行われていると聞く。専門職を計画的に配備すべきではないかとの質問に、市長から、専門職を配備することは図書館に限らず行政の力になると認識している。しっかりと考えていきたいとの答弁がありました。

ほかの委員からは、学校給食調理業者が変わり、アレルギーを持つ児童・生徒への対応法に影響はあるのかとの質問に、市側より、給食室では調理は分離し、アレルギー除去対応を徹底しています。なお、エピペン対応は消防署との連携を図り、緊急時に備え、名簿等を配付していますとの答弁がありました。

以上のような質疑後、認定第1号から7号まで7件について討論を行いました。

認定第1号平成26年度一般会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成26年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての4件に反対討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、認定第1号平成26年度一般会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成26年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての4件については賛成多数で原案を了承しました。認定第2号平成26年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成26年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての3件については、全員賛成で原案を了承しましたことを御報告し、決算特別委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

三宮議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 私は、ただいま上程されている案件のうち、弥富市個人情報保護条例の一部改正についてと、決算認定案件の弥富市一般会計歳入歳出決算認定、弥富市国民健康保険特別会計決算認定、弥富市農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算認定について、反対討論を行わせていただきます。

まず、最初の個人情報保護条例についてであります。これはマイナンバー制度の導入に基づく一部改正でございますが、以前、他の議員がこの問題で市側にただした際に、先進国が導入している制度であり、むしろ日本はおくれて導入するものであるというような内容の説明が行われておりましたが、実際には、G7で日本のような形で導入している国はどこもないと。主要国首脳会議G7の内部報告で、日本のような全員強制生涯不変、官民利用の番号制度を導入している国はどこもない。アメリカ、カナダは任意の社会保障番号、フランスは社会保障番号、ドイツ、イタリアは納税分野の番号を導入しておりますが、イギリスは国民IDカードを導入しようとして反対に遭い中止となりました。

導入しているアメリカや韓国では、銀行口座など大量の個人情報が流出して被害が発生し、見直しに追い込まれております。日本のマイナンバー制は、世界の流れに逆行する時代おくれの制度であるということを改めて申し上げておきたいと思えます。

次に、利便性、必要性が非常に乏しいことに加えて、大量の費用負担が発生する。導入に係る初期費用は公で約3,000億円、年間経費に300億円もかかり、民間事業者の負担を含めると1兆円とも言われております。さらに、民間事業者の保有する社員らの個人番号について、担当者を決め、別室で厳重管理するなど、社員5人の零細企業でさえも数十万円を要すると言われております。

特に、やっぱり国民が心配しているのは、情報漏れや不正使用の問題であります。これにつきましては審査の中で市側は、ちゃんと暗証番号など情報に接する職員は使うことになっておって、そういう不正使用や漏えいの危険はないというふうに言っておりますが、中日新聞の社説でも、漏れないことのほうが不思議だと。今ではペンタゴンのコンピューターにでもハッカーが侵入する時代でありまして、さらに本当に個人情報の、芋づる式に大量にデータが入手することができるような制度でありますので、そうでなくたって、さきの年金制度の125万件もの情報漏えいだとか、あるいは現在、市町村の管理をする仕組みを読みましても、行政機関がみずからチェックする特定個人情報保護評価、PIAというそうですが、行うことになっておりますが、これが少なくとも758自治体が決められた手順で手続を行っていないことが判明している。いまなお2割の自治体が個人情報を保管するコンピューター

がインターネットを接続されたままと、こんな状態でセキュリティーなどあってないようなものだということを言わざるを得ません。

さらに、一番問題なのは、このマイナンバー制度の導入は、税の徴収強化や社会保障などの公共サービス抑制を行うのが本当の狙いであります。国民の税・社会保障情報を一元管理する共通番号を求めてきたのは財界です。経団連は社会保障の個人会計をつくり、納めた税、保険料に応じた寄附にしよう求めています。社会保障は権利ではなく、税・保険料に対する対価、自己責任に変質させる大改悪です。そうやって国や大企業の負担を削減していることになっております。

国民に負担増、給付削減を押しつける共通番号については、やはりこれほど大きな問題があることは、国が決めたからといって安易に無批判に進めてはならないと思いますので、行政としても厳しく必要なチェックをし、必要なことはしっかりと申し上げていただきたいということを強く求めてまいります。

次に、一般会計では26年度までの19年間にわたって、弥富市の保育料据え置きを続け、来年度も値上げをしないことを市長が表明されました。市の26年度保育料は国の基準に対して46%で、フルタイムで働く共働きの若い世代にとっては、他の多くの市町と比べて子供1人の保育料が月額1万円近くも違うこと。少なくない市町で3歳未満時の保育所への受け入れが困難になっている中で、弥富市は産休明けにつきましては、他の市町の保育所に助けていただいていることもありますが、それを除きますと、ほぼ希望者全員が受け入れることができるなど、名古屋などへの通勤や便利さも加わって、子育て世代の定住の促進が図られ、人口と子供の減少防止にも積極的な役割を果たしています。

また、昨年来、憲法違反の集団自衛権行使に突き進む戦争法と言われます安保法制の改定に当たりましては、憲法上許されないこと、憲法9条があったからこそ今日の日本があると、多くの市民や国民の声を、市民の命と安全を守る行政の長という立場からだと思いますが、一貫して表明されてきたことは、立場は違っても心から敬意をあらわすものでございます。

市長から改善のための努力をしていくとの表明がありましたが、市の巡回バスは3ルートで運行され、多額な費用負担があるにもかかわらず、いずれも各停留所のバスの発車回数に対して乗る人が、その停留所でのバスの発車10回に対して1人以下のところは40%から50%を超える状態であり、また2人以下のところを加えますと、いずれも60%を超えておりまして、巡回方式によって高齢や障害に伴い、車に乗れない、自転車に乗れない、500メートル、1キロメートルを超えるような、歩くことが困難という人々の日常生活を支援するという市町村の必須事業としての役割が課せられているものとは言えない状態が長く続いております。予約制などによる買い物、通院などの日常生活の支援ができる仕組みに一日も早く導入されることを強く要請いたします。

税の公正、公平のかけ声のもとで、収納率は大幅に改善されてきましたが、地方税法に定められております健康で文化的な最低生活の保障という立場から求められております、法律で定められている滞納処分の停止などによる弱者の救済と、市町村長が正当な理由があると認めた場合には固定資産税や高額な延滞金の軽減、減額や免除に対する市条例や規則の不十分なこと、法とその精神を守るという構えの不十分さから対応がおくれていることは、国保税の徴収問題とあわせて一日も早い改善を求めます。

税の公平と住民福祉のための財源の確保という立場から見ますと、西部臨海工業地帯などに進出している巨大企業群に対し、来年度からの５年間で新たに約20億円の固定資産税を実質的に減税する報奨金の実施もこの審議の中で明らかにされました。既に交付されたり、予定されている約20億円と合わせますと40億円近くになるものであり、市の財源を大きく圧迫しております。これらの企業の中には、中小企業が法人所得税と住民税を合わせて利益の30%以上納めている中で、海外の子会社などの連結決算等によりまして、利益全体の13%以下しか税金を納めなくてもよくなっているような巨大企業もありますし、愛知県の不動産取得税1件について最大100億円まで実質的な減税される恩恵を受けているような企業もあり、子ども手当を理由にいたしまして、年少扶養控除が廃止され、子ども手当よりも高い税金を払う人たちも多くなっている子育て世代や、高額な国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などが次々と値上げされて苦しんでいる庶民と比べて、余りにも不公平であり、国や自治体の財政悪化の原因ともなっております。

さきの企業誘致条例の改正によりまして、今後はこのような多額な負担が伴う事例は発生が抑えられるというふうに思いますが、能力に応じて税金を負担するという、税制の本来の役割が守られる市政や、県と国の政治が行われることを強く求めます。

国民健康保険特別会計については、平成22年度の市の担当者もなぜそうなったのか説明がつかないような国などからの交付金の大幅な削減などに対し、国保税の値上げ計画が余りにも高過ぎるとして、それを抑えるために、当初予算に比べて年間3,000万円を新たに一般会計から繰り入れるということが約束され、補正予算が組まれる。さらに、合計で3億円を超えるそのときの年度の決算ができないかもしれないということで繰り入れをする、要するに値上げを抑えることと、会計を守るための補正予算が計上されましたが、実際には双方とも実行されずに2億円の繰り入れで終わらせております。翌年から国の交付金が正常化されたこともございまして、一般会計の値上げを抑える繰入金金は当時の2億円から現在は1億円に切り下げられ、国保税は実質的にその当時よりまだ高くなった状態で据え置かれております。市民と議会との約束に沿った保険税の引き下げを強く求めます。

農業集落排水事業につきましては、旧十四山、旧弥富のいずれの計画も料金収入の基本となります1日平均の使用水量の計画は実際のほぼ半分、倍以上となっております。実際には、

したがって、計画予定水量の半分しか使われず、料金収入もそのように大幅に減少しております。十四山地区の現在の人口は5,640名余りでございますが、計画人口は9,340人と、これは旧弥富地区でも同じようなものでありますが、余りにも過大な計画であり、26年度も料金収入は6,560万円で、維持管理費は1億1,460万円を大きく下回り、さらに支払い利息の3,660万円、元金返済額の6,300万円も全て一般会計で負担をしております。

処理場の電気機械設備の大規模な更新事業を迎える施設も幾つかあり、一時は県も市もそうになったら流域下水道に接続する処理場は、もう事実上放棄するというようなことを表明しておりましたが、農水省が補助金を出すということで、そのまま存続するという方向で今動いておりますが、さらに多額の使途、住民の財政負担が心配されます。

公共下水道は、海部地域の村の区域や集落排水の施行区域を除く県の流域下水道事業と一体で実施されております。事業計画は現在の実人口で考えると、ほぼ農業集落排水と近いものとなる費用負担が発生することが見込まれています。

当時、自治省、現在は総務省でございますが、多くの中小市町が下水道の財政負担に苦しんでいる。事業計画の策定に当たっては、住民と行政の将来負担全体像を明らかにし、過大なものとならないようにということを繰り返し市町村に求めておりました。私たちも当然のことと考え、将来負担の全体像を明らかにすること、機能が非常に改善されております合併浄化槽の活用もあわせて国の補助事業となっていることも考えると、住民にも行政にも無理のない計画とすることを要請してまいりました。残念ながら、当時の町も県もそんなことをしたら下水道事業をやりたいという人は少なくなっていく。県も当時の建設省も大丈夫と言っているから、そういうことで私たちの当然の主張を振り切って施設改修費の将来負担の原資となります減価償却費を抜きにする計画を策定し、現在もそのままで今日に至っております。

国の補助金や市の負担の大部分が借金で賄われており、弥富市は15年度から26年度までの12年間に46億8,900万円の借り入れを起こしておりますが、元金の返済はわずか2億1,700万円で、今後、膨大な一般会計からの繰入金を予定しております。

今後10年間の下水道事業計画を策定することになっておりますが、改めて将来負担の全体像を明らかにし、計画人口1人当たり100万円をはるかに超える下水道事業だけに頼ることなく、1世帯数十万円で対応できる費用対効果の高い合併浄化槽の活用も含む計画とされることを強く求めます。

最後に、この数年間議論がありましたが、都市計画税について改めて市長から検討したいということが表明されましたので、それについて申し上げておきたいと思います。

市長は、他の市町が取っている税金だから、取れば都市整備事業に使えると言われますが、弥富市は昭和末期に導入の提案を住民と議会が強く反対し、その課税のないまちとして発展

を続けてまいりました。高い市街化地域の農地、調整区域といえども、農家の皆さんは立派な住宅地と建物を持っていることなどもありまして、高い固定資産税負担に景気の後退や農業収入の低下のもとで苦しんでおりますが、そうした問題への解消策として、アパートや農地のその他の利用も促進をされ、平成25年度決算では西部臨海工業地帯と県の管理しております企業局の土地などを除く、要するに大きい企業を誘致した部分を除く、その他の地域の固定資産税は人口1人当たりで7万3,000円、17年度に比べて111%の増加となっております。全市の臨海部含む平均では127%になっていることはこれまでも申し上げてきましたし、臨海部が約3割の固定資産税だということは市長もこの場所で皆さんに発表したとおりであります。金額では、10万4,000円ほどとなっております。いずれも以前との比較でございますので、日本人だけの住民基本台帳に載っている人数で計算をしたものでございます。

都市計画税を取っております尾張18市や高浜市で見えますと、17年度を上回っているのは岩倉市の105%、1人当たりで6万5,000円と春日井市の103%で7万7,000円でございます。そのほかの市では80%台に落ち込んでいるところが2つの市、90%台が10の市など、都市計画税のないことを活用した弥富市に比べて、都市計画税と固定資産税を合わせた額が少ないか、また大幅に落ち込んでいるところも出ておりますように、これは人口の減少や景気の後退の中で、新たな建物や新たな農地などの利用促進がない限り、今の仕組みからいうと、固定資産税はやっぱり減っていく仕組みになっておりますので、むしろどんどんふえているというのは弥富市が都市計画税を導入しないという選択がこういう低成長時代にマッチしたものであり、さらに農業収入の低下、あるいは市街化区域の、あるいは相続税の高い税負担に対応するために賃貸住宅など、さまざまな努力をしたことが今日の弥富の固定資産税の、西部臨海工業地帯での増加もありますが、他の市町と比べて、それ以外のところの増加が大幅に上回っていることをあらわしております。

しかし、事態は、市長もこの議論の中でおっしゃられたように、現在の情勢のもとでも値上げをすることはやはり難しいのではないかと、経済情勢が変わった中でまた考えていくというふうに表明されましたが、事態は安倍総理が600兆円の国民総生産にするなんてことは、とても夢のまた夢のようなお話の中で、とても中小企業や農家の皆さんが安心して暮らしを成り立たせていくというようなことについては至難の情勢でありますので、こういう事態についても十分配慮し、他市との比較や弥富市のこの間の税収の発展してきたこうした事実についてもしっかりと目を向けていただいて、市民の皆さんの暮らし、またこうした税収を支えてきた人たちの思いに応える市政を進めていただくことを強く求めて、反対討論とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕



○議長（佐藤高清君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第37号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号から議案第43号まで以上6件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第43号まで以上6件は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第3号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第4号、第5号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号、第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第6号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第7号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開は、3時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時01分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

三宮議員より発議第8号議案が提出されましたので、直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、発議第8号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 発議第8号 憲法の平和主義・立憲主義に反する安全保障法の廃止を求める意見書の提出について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第16、発議第8号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である三宮議員に提案理由の説明を求めます。

三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 憲法の平和主義・立憲主義に反する安全保障法の廃止を求める意見書について提案説明をさせていただきます。

衆参両院の国会審議を通じまして、安倍総理がこの法律をつくる根拠としておりましたホルムズ海峡も、それから日本人を輸送中の米軍艦船を守るということも、みずからそうでないということを認めました。こういう法律をつくる一番の根拠として前面に出していたことが、いずれも撤回をされたということは、この法律をつくる根拠そのものがなくなったということでもあります。

さらに、自民党の政府で憲法の番人としての役割を果たしてまいりました多くの歴代内閣法制局長官や、元最高裁の長官、判事、大多数の憲法学者、知識人や文化人を初めとする60%を超える国民が反対し、80%以上の国民が政府の説明は不十分としております。与党は、とにかく時間がたてば、ちゃんと日本の国民はわかってくれる、丁寧な説明をしていくと言っておりますが、この法案が通った後の新聞等の世論調査によりますと、「十分説明していない」は、21日付の読売新聞で82%、毎日新聞では78%、日経新聞では78%、朝日新聞が

74%、19日、20日の調査の共同通信は81.6%と、圧倒的多数の国民がきちんと政府は事実を国民に説明していないというふうに、これは訴えているというふうにとれると思いますが、いかがでしょうか。

この法案成立について、「反対、評価しない」は、読売新聞で58%、毎日で57%、日経54%、朝日51%、共同通信が53%といずれも過半数に及び、「賛成、評価する」は3割台で、反対の半分を幾らか上回る程度であります。この法律が憲法に違反するかどうかでは、毎日新聞は「違反」が60%、朝日は51%、共同通信は50.2%で、いずれも違反していないという回答の2倍以上となっております。安倍内閣の支持率もそれぞれ下がっておりますが、読売新聞でも8月の調査時点より4ポイント減の41%になり、逆に支持しないが6ポイントふえて51%で、読売新聞の調査としては2012年12月の第2次安倍政権発足以来、初めての不支持と支持が逆転をしております。その他の調査では、以前から不支持のほうが支持より多くなっており、それがさらに広がっております。

政府自身、長年従ってきた解釈を国民的議論もないままに変更することは許されるのであれば、政府みずからの都合でいかようにも憲法解釈をし得ることとなり、国家権力の縛りとしての憲法の異議はなくなってしまいます。これは立憲主義、そして国民主権を真っ向から否定するものであり、また、実際にそうした集団自衛権や、そういうものを発動する場合は、いずれも3要件という形で、内閣の判断ということでありまして、法律にどこも定めがないようなこんな大事な問題で、こんな法律が法律として通用するはずがありません。

これまで安全保障関連法では、国民の生命や幸福追求の権利を根底から覆す事態は日本が直接攻撃された場合に限られておりました。しかし、今回の法律は他国への武力攻撃によって我が国の存在を脅かすことも現実的に起こり得ると危惧されます。また、いかなる事態に対しても切れ目のない対応を可能にするとの名のもとに、なし崩し的に自衛隊が戦闘行為に参加することを認めるものであり、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使への道を一層広げるものとなります。

このような法律は、日本国憲法の定める恒久平和主義・立憲主義にも反するものであり、少なくとも私ども議会議員、あるいは公務員は当然憲法を守る責務が課せられておるわけでありまして、このような法案を、法律を認めることはできないと思いますが、いかがでしょうか。

また、この採決に当たってのさまざまな事態は、皆さんも新聞やテレビでごらんになったとおりであります。おおよそ、これほどの国民の声を無視して強行されたことについて、多くの国民の皆さんは何としても、これで終わりではない、日本は戦争しない、する国にしないために、あらゆる力を合わせてこの法案の廃止をという声を強めております。

この間に行われました弥富市の敬老会行事で、700人を超えた皆さんの前に、市長が憲法

を守る、日本を戦争する国にさせないということを熱く訴えたことに対して満場の拍手で応えられたことは、そこに参加をされた議員の皆さんはよく御承知のとおりであります。こうした市民の声、また国民の声に正面から応えることが、私は一人一人の議員の皆さんに求められており、そしてその皆さんの対応に対して市民や、またこの法案を、この法律を廃止してほしいという多くの皆さんが注目をしておりますので、十分そういうことを御考慮いただきまして、この意見書に対する対応をお決めいただくことを強く要請いたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 16番の武田ですけれども、三宮議員から提出されております憲法の平和主義・立憲主義に反する安全保障法の廃止を求める意見書について、私、勉強不足で申しわけありませんけれども、ちょっと質問をさせていただきたいなと思います。

今回の法案に対しては、根強い慎重審議の要請の中での成立でありました。いまだ理解しがたい人たちが多くある法案ではあります。勉強不足の私としてもわからないところが多いので、提案者の三宮議員の御意見をお聞かせ願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これは、9月19日付のある新聞の夕刊に掲載されていたのですが、邦人保護についてですが、現状においては邦人の輸送については認められているということです。今後は法案について、今後は邦人の救出が可能となるとありました。このことに対する三宮議員の御意見を伺いたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 要するに、戦地でないところで対応するのは警察の仕事ですね。

その国の警察だとか、外交的な方法でやることであって、外国に戦闘力のある自衛隊が行って救出するなんてことは、現実的によっぽどアメリカだとかイスラエルのような特殊部隊があるところは別ですが、そんなことを通常の、要するに日本人の救出活動、あるいは同国人の救出活動なんてやっておところは基本的にありませんよね。

したがって、それは今度の法律で決めたって、そこで武器を使えば、当然それは、武器を使うということは戦闘行為になるわけですからね。戦闘行為にならないなんてことは考えられないわけでしょう、今のようなやり方でいくと。そういうことから考えると、この法律でちゃんと日本人を救出することができるようになったなんていう説明は、実際の世界でやっていることからいうと考えられないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 私、単純に考えますと、例えば海外に駐在してみえる邦人の方って多数見えると思うんですよね。例えば、これ、私の記憶違いだったら申しわけありませんけれども、たしかイラク戦争の折に、たしか邦人の方が救出するに当たって、日本から輸送することはできるんだけど、民間航空機じゃないといけないという法律の壁があったということをお伺いしております。そのために、トルコからわざわざ救出されたという話を伺っておりますけれども、ただ、私はこれを見せていただいて、新聞の記事だったものですから、実際これは日本人、邦人の方が危険な地域にそういう形で遭遇されているときに、実際それを救助するということが自体に問題があるのかなと、単純に思っちゃったんですけれども、やっぱりそれ、確かに戦闘行為になる可能性はあると思うんですけれども、その辺について、私、個々のことについて申しわけないんですけれども、勉強不足だものですから、このことについて、まず邦人の救出が優先されるべきじゃないかなと思っているんですけど、どうお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 船でも飛行機でもそうですが、軍用機や軍艦であれば相手の側が攻撃を受ける可能性があるから、当然攻撃されますよね。今、あなたがおっしゃったように、民間機でなければならぬとか、そういうことは要するに私たちは武力で制圧するんじゃないくて、正当な権利として国民を救出したいと。外交ルートだとかいろんな方法でやるのと同時に、その国の警察だとか、そういう人たちの協力を得ながらやるわけで、今世界中で何件かありましたよね。みんなそうですよね。日本の自衛隊が行って、軍隊が行ってやるなんてことになるれば、それは即戦闘行為になっていくわけですよね。

そういうことはしない、せずにずうっと来て、しかも日本は、日本の自衛隊がこれまでも戦闘によって一人も殺したことがないし、殺されたこともないということで、憲法9条を持つ国として広く世界中に知られておったことが、日本ぐらい外国にたくさんのいろんな事業をやって人を派遣しておる国がないというぐらい行っておることは御承知だと思いますよね。その安全が守られてきたのは、そういう信頼感の上に立って守られてきたことであり、これが武力を行使する部隊が直接かかわっていくというようなことになるれば、当然相手も構えますからね。そういう人命優先ということを考えれば、私はそこに軍人が出ていくということは、当然国際法上からも、あるいは日本の今までとってきた対応から言ったら、一層事態を深刻化して、武力行為に発展していく種をみずからまくことだというふうに考えます、それは。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） ちょっと理解しがたい部分もあるので、ちょっと勉強不足で申しわ

けありません。

もう1点のみちょっとお伺いしたいんですけれども、よく問題になっている後方支援ってありますよね。現況で、私も新聞記事で見せていただいた状況ですので、それが正しいかどうかということを私の判断だけでわからないものですから、新聞記事の内容によりますと、後方支援、現況で認められておるのは、日本近海における米軍については認められていると。ただ、これから先、安全保障について、これが出てくると実際のところ、今度日本以外の国でも認められるという話になっておるみたいなんですけれども、これについてはどういうお考えを持ってみえるんですか。

○議長（佐藤高清君） 武田議員、3回までの質問ですが、いいですか。

○16番（武田正樹君） わかりました。これ3回目ですね。はい、わかりました。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 後方支援という言い方は、水を供給したり、武器を輸送したり、あるいは最近では国会で問題になりましたが、戦闘に行く戦闘機に空中給油をすとかいうこともできるとか、できんとかという議論が盛んにありましたよね。だけど、後方支援なんていう言い方をしておるのは日本だけなんですよね。国際的には、それは兵たんといって、戦闘を支える水だとか武器だとか、それから当然油がなきゃ、きょうびの飛行機も動きませんし、そういうものを届ける。

だから、実際には世界中でそうなんです、一番多くの犠牲を出しているのが、そういう兵たんというんですが、日本でいう後方支援ですね。後方支援をやる人たちが一番多くの犠牲、だって、そういうものを持っていくわけですから、戦闘機で飛んでいくのとはわけが違いますから、危険が伴いますよね。これを何か直接戦闘行為と関係のないことはできるなんて言っていますが、実際にはそんなことは国際法上、その後方支援なんて言葉自身が日本にしかないというのが、この間の国会の議論の中でも明らかになっておりますので、要するに、後方支援ということ自身は、国際的には戦争の必要な機材を運び、戦闘を有利に進める絶対になくしてはならない戦闘行為だというふうに思われておりますので、そういうことをやるんだから安全だというような理由というのは、国際的には成り立たないと思います。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 3回目ということですがけれども、これで終わりたいと思いますけれども、私も実際のところ、これ勉強不足の部分が物すごく多くて、実際、国が審議されておっても一方的に戦闘行為がどうのこうのという話に極端になっていっちゃうもんで、実際、私ももう少し勉強したいなと思っております。

それで、申しわけありませんけど、これについては採決は棄権したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 提案者の三宮議員にお聞きいたしますけれども、国連憲章の51条の中には集団的自衛権、あるいは個人的、今の自衛権が認められておりますが、他国について日本のように憲法9条というのがありますか。他の国で。これをまず聞きます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 憲法9条のような、日本に攻撃を受けた場合にだけ反撃することができるという態度をとっている国は、多分まずほとんどないと言ってもいいと思います。あればごくまれにある程度で、普通の一般の軍隊を持っておる国は、集団自衛権を認めた、多分国が多いと思います。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今の提案者、ないということではありますが、ないとなると国連憲章の51条というのは他国については総理大臣、あるいは今の党首が、議会に承認もなくてもいいところもあるし、また独自に権限によってされる、そういうところもあるわけね。そうすると、日本に、私が思うには、他の国にないから今この憲法9条がいわゆる改正をしてから、集団的自衛権というのは改正してから進めるべきじゃないかというのが、一般的の国民の中の反対、あるいは違憲というのが約80%近くあるわけね。80%ということは、国の計算すると、弥富市の中でも80%とあるという計算しなきゃいけません。そういうことになると、やっぱり今の9条を先に改正して、それから今の集団的自衛権というのが必要じゃないかなというふうに思います。

それから、今のこの30日に公布されましたね。公布されると、やっぱりこれは今のいわゆる憲法37条の公平の裁判というのがありますね。ここの中にあって、今の公布の差し止め訴訟というのもこれから考えられるということが出てくると思いますね。

それと、来年の3月ごろには施行されて、いわゆるその集団的自衛権というのが出てきますけれども、これが出てきたときには憲法9条に対して違憲とか、そういう訴訟もあり得るかもわかりませんね。そういうふうになってくると、やっぱり集団的自衛権というのは駆け込み、いわゆる公益にしたり、それから日本の場合はアメリカに艦船があります。この艦船というのは原子力空母といって、ドナルド・レーガンとかジョージ・ワシントン、あるいはニミッツという空母があります。これらのものをやっぱり日本には最新のイージス艦があります。6隻あるね、これね。こういうのがあって、いろんなところのいわゆる首長の方なんかの新聞やいろんなものを見ると、やっぱり法案が早く駆け込みではないかということも言われておるし、私は先回、三宮議員が出されたときについては、やはり反対はしましたで

すけれども、それ以後、新聞をよく今のいろんな首長がちょっと違憲じゃないか、あるいは今のちょっと早過ぎるんじゃないかというのが新聞にもよくされています。そうやってきたときに、私は毎日のようにこの集団的自衛権とかいうのは、やっぱり議員でありますので、また公人でもあり、一人一人の命がやっぱり大切、これはもう絶対に守らなきゃいかん。そのために今議員もやらせていただき、また公人として、また市民の方も同じような私の考えだと思います。

そうなってくると、やっぱりこれは戦争行為になってこれから出てくるということになれば、先ほど言った原子力空母になれば、当然そこにはいわゆる水素爆弾、いろんなミサイルを積んでおります。公益になったときに、いろんな対応するときに、核戦争というのがこれから始まってくるんじゃないかなというふうに思います。

最近では、シリアなんかだと、今ロシアが、今のアメリカ連合軍といわゆる有志の、これとの中に今争いが出てきて、どんどんなってくると、日本もその中に、アメリカについていかなきゃいけないというふうになってくると、みずから今の戦争の中に日本が安全だと言いながら守れないということもあります。

それから、もう1つは衆議院のときに、昨年あったときには、今のペルシャ湾。ペルシャ湾についてはこの間言いましたけれども、機雷を除去するとか、それからアラビアの、イエメンのところ、こういうのに機雷があったときには、今の除去するという話であったから、私も当時は、ことし6月に出されたときには反対をしましたけれども、ころころちょっと曖昧な話になってきたから、なかなか今の、私どもは憲法とか法律には余り詳しくない。そうなってくると、やっぱり最高裁で判決をいただいた後に、これが正しいのか、正しくないというのが、いわゆる先ほど言った憲法の中の公平の裁判というものもあるので、この辺のところで、もしわかる程度でありましたら、お答えをいただきたい。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 大原議員、今おっしゃられたこと、非常に大事なことでして、もともと集団的自衛権というのは、自分の国が攻撃されていないけれども、今安倍総理も言っておったように、ほっておいたら自分のところも危なくなるから、一緒に手を出して助けましょうという話ですよ。そうすると、相手側から見ると、日本を攻撃していないのに、日本がアメリカを助けるために攻撃したら日本を攻撃する、向こうは攻撃されたから当然反撃の権利が生じると。日本だって、他国に実際に日本が攻撃されたらそれについては反撃をする権利を持っておると思うんですよ。

それで、今、なら大原議員がおっしゃるように、アメリカとの関係で言うと、河野幕僚長がアメリカに行っているいろんなことを約束してきたことが公文書で明らかになった。どう考えてもあれは自衛隊がつくったものだということは、自民党の人たちも認めていますよね、そ

の国会議員の。それを、だけどあんな形で、まだあれは去年の12月ですからね、与党協議もされていない、当然内閣としてもまだ何も決めておらん。こういうときに軍人が行って、向こうの国のやっぱりトップやその周辺の人たちとそんな相談をしてくるなんていうのは、絶対に許されんことですよね。ところが今、本当に審議を通じて明らかになったことは、今回の国会でもそうですが、事実を確かめるためにぜひ本人を呼べとか、その文書を出せといったって、アメリカとの関係があるもんで出せん。文書も出せんし、本人も出せんと言って拒否しておるわけでしょう。アメリカとの関係なら国会も国民への説明も何にもできませんなんていう、こんなことが独立国の、しかも国権の最高機関で許されるはずがないですよ。

こんな関係の人たちがアメリカとの関係で、例えば今までアメリカなんかはベトナム戦争、トンキン湾事件もそうです。あれは、後で全くでっち上げだとか。だけど、それについて沖縄や何かもいろんな形で利用されたけど、日本の政府なんかは一言もアメリカにそれをたずすとか、そんなことは絶対に、日本の大きな何かの基地を使ってやっていかんよなんてことはよう言わん関係ですから、実際に今大原議員が心配してみえるように、これで特に今アフリカでああいう事態になっていることに、駆けつけ警護だとか、いろんなことをやるといっても、実際に部隊が準備しておることが、この間、うちの国会で暴露された文書の中にはいっぱいあるわけね。

だから、法律が決まる前にそういうことを軍がやる。これは何年か前だったら、そんなことがわかれば全部首ですよ。ところが今、安倍さんがそういう考え方だもんで、総理大臣と同じ考え方をしておる人が、政府も自民党も与党も処分するなんていう話は全然出てきませんよね。これほど文民統制なんていうことが無視された状態で、国会でちゃんと諮ってから行くなんて言うんですが、実はもうイラクへ最後に自衛隊が行ったときなんか、はっきりと危ないと思ったら撃てということで、銃機関銃から相当大きいいろんな砲、何とか砲というのを持ち込んでやっておるでしょう。しかも、宿営地に砲弾を撃ち込まれて、実際に戦地そのものだったということ。帰ってきた人たちは3割ぐらいメンタルの病気になって、自殺者もどんどん出るという、そういう状態が最後にはイラクであったんですが、あの部隊の報告書が出ておるんですが、まるで戦場だったということで報告されて、それも初め黒塗りだったやつが国会の追及を通じて公開されたんですが、そういうことが今までもやっている。今度はもっとやっていいという、できるということを決めたわけですから、こんなことをやったら、一旦戦争が始まると、簡単にまあええわ、この辺でやめようというふうにはならんでしょう。けんかと違うもんね。大原さんと私がけんか、まあ俺は負けるかもしれんけれども、ええかげんこの辺でやめようという話になるけど、実際にどんばちが始まったら相手をせん滅するまでやめられませんよね。イラクへ持っていった自衛隊の部隊も全部そういう、1つの陣地や敵の部隊をせん滅させることができるだけの武装をして行っておったんだね。

そういう覚悟をしながら行かざるを得んようなところへ、今までも絶対やっていかんといった、法律上もいかんと言っておったことをやってきた人たちが、今度は、これが本当に日本の危機になるかどうかは内閣が判断する、総理大臣が判断すると。普通は法律だとそういうことは書きますよね、どういう場合とどういう場合とどういう場合と。これは書かずに今回法律を決めていますから、もうそれは大原さんが心配するとおりのことは、私はいつも起こることがこの間の法律。

いろいろ裁判やそういうことがあったって、そう簡単に決まりませんよね。だからやっぱりこれは、今国民は、通ったって、やっぱりこの法律そのものをなくしなきゃ解決しないと。憲法を変えてやるならともかくね。だって、憲法を守るのが内閣総理大臣や国务大臣や国会議員の責任ですから、それを国民の命を守るためには今までの解釈を全部変えと。しかも変えるだけじゃなくて、普通は内閣がそういうことをやる時はどういう条件、どういう法律に照らして、これは違憲じゃないということをしちゃんと記録に残して、後でも検証できるようにするね。今度はどうやったってそれが整わんから、一切検討結果は御破算にしちゃって、何にも残していないですよ。新聞で報道されておったでしょう。こういうことをやって、だからどう考えたって、市長も安倍さん大丈夫かと言っておったけど、あの人の頭の中どうかなっておるんじゃないかしらんと思うようなことをやる。これに与党が引きずられてついていくという状態。国民の多数の人たちは、今言ったように8割の人はこんなこといかなんと思っておるわけでしょう。これはやっぱりやめさせるのは、私は国民の責任だと思いますよ。一緒に頑張りましょう。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今、提案者から大体の説明を聞いたんですけれども、やっぱり戦争ということは一番いかんことであって、私も広島やら長崎、あるいは9月には舞鶴、あそこも行って、戦争の悲惨な展示があった、こういうのを見て、やっぱり本当に悲しいなと。やっぱり誰一人も生命を大事にしなきゃいかん、これが目的であるので、今回のおたくの、三宮議員のこの発議8号については、私は今の採決には加わりませんから、採決のときには議長、退場いたしますからよろしく願いを申し上げて終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） 私は、前回と同様に賛成の立場で討論をいたします。

私が討論をいたします立場というのは、戦争のむなしさ、こうしたものの経験者の一人です。それからまた、政党とかイデオロギーとか、そういうようなものには一切左右をされない純真な立場で討論をしたいと思うのであります。

そこで、私が討論をいたします内容は、大きく分けて4つであります。

1つは、安倍首相の積極的平和主義の問題であります。これは極めて危険であり、問題であると私は認識をしております。今回は国会でも議論されましたし、国民的な世論もいろいろありました。そうしたものをるる説明したり、あるいはまたそういう立場を一つずつ取り上げて言うことではありませんけれども、私は率直に申し上げて、今のこの安倍首相の積極的平和主義の問題というのは、これは間違っておると。やっぱりどういうように間違っておるかということ、必要性和か合理性に欠けておることであるということです。

アメリカの指示に応えた集団的自衛権ではないだろうか。これは先日、中日新聞にも出ておりました。アメリカのガイドラインに応えたものである、全く同様であります。アメリカのガイドラインに応えたものであるということ。そしてコラムで、漫画で安倍さんがはいながら、はえば立て、立てば歩きの親心ということで、オバマ大統領が親心を示しておる漫画が出ておりました。これはまさに本当に要を得た漫画だったかと、私は感じたのであります。そうしたことから、特にまず歴史認識の問題、アメリカ追従の考え方というものについて私は疑問を抱いております。これがまず第1番であります。

それから2番目に、これは歴史的に見て、軍事同盟というのは常に仮想敵国をつくることです。いいですか。同盟国のために、海外まで出兵をすると、ここに今回、憲法違反だという、こういう指摘がされておることであるということです。日本の憲法はあくまでも専守防衛であります。同盟国のために、海外まで出兵をしてはいけません。出兵とは戦が伴うことなんです。こういうことをやっぱり考えた場合には、これは一つの憲法違反と言われても仕方がないと、こういうように感ずるのが私の考え方です。

それから3番目に、このような集団的自衛権を成立させたことによって、近隣諸国との平和外交を困難にしたという、これは私は偽りない事実だと思っております。特に、日本が今やらなければならないことは、ソ連との平和条約を締結することです。北朝鮮との国交正常を図って平和条約を結ぶことです。これは日本が一番、今後、平和外交で近隣諸国と平和的な外交を求める大事な問題なんです。これがともにできない。しかも、困難にした。

今回、アメリカはソ連との行動について大変関心を持っております。プーチン大統領が日本へ来られるかどうか、これも微妙になってきました。しっかりとアメリカは牽制をしております。特にそういう中で、アメリカはどうだということ、アメリカ自体はキューバとの国交も正常化する。しかもイランとの問題も平和外交に徹しておる。

そういう中で、日本がそういうような近隣諸国との平和外交がむしろ困難になったというのは、日本人は真剣に考えないかんとおっしゃっています。

私は尊敬する孫崎享さんという外交官、この人の本もよく読んでいますし、講演も聞いております。この方は、外交官で大変活躍をされた方です。この方が本にあらわしておられるのは、私も本の中に書きましたけれども、竹島の問題、北方四島の問題、尖閣諸島の問題等は、あえて日本が難しくなっておるようにアメリカは仕向けておるといふ、こういう解釈があります。ということは、そういう問題が近隣にあることによって、日本はアメリカ追従の軍事同盟を結ばなければならぬように仕向けておるんじゃないかと、こういうことであります。これは非常に重要な問題の一つであります。

それから、幾つかありますけれども、もう1つ私が懸念することは、今後軍拡競争に発展していく可能性が出てきたということです。特に、中国あたりは口実ができてくる。日本がこうしたアメリカとの同盟関係、あるいは集団的自衛権を成立させたということ等で、むしろ近隣諸国の軍拡の理由づけになったといふ、こういうことも一つの問題ではなかろうかなと。私は、そういうような点で心配をいたしております。

そして、最後には今も質疑の中でありましたように、やっぱり日本は法治国家でありますから、憲法を大事にすること。そして、どうしても国際情勢やいろいろな問題がこの集団的自衛権を必要とするならば、堂々と憲法を改正した上で国民の信を問うべきだと、こういうことだと私は思います。

こうしたところから、これから恐らく憲法学者や、あるいは法曹会の皆さん方、いろいろな方々が、これは裁判問題になるんだろうと私は予想しております。ですから、また何年かのうちに、この集団的自衛権の正当性か違法性かわかりませんが、こういうものが明らかになっていくのではないだろうかなと、こういうように思います。

そうした観点から、急いでこの集団的自衛権を決めることには問題があるということで、前回、大島静雄先生から出されたこの請願については、もっと慎重に国民が納得できるように議論をしてもらいたいと、こういうことで私たちはやったわけではありますが、残念ながら弥富の市議会ではこれは否決になったわけがあります。

今後、そうしたことから、私たちはやっぱり日本国民として、日本の国の平和外交はどうあるべきか、こういうことをしっかり考えながら対応していく必要があると、こういうようなことを考えまして、今回はこの安全保障の廃止を求めるといふ、こういう意見書については私は賛成をし、今後必要ならば憲法問題とあわせて、憲法の改正を含めて、あわせてしっかりと国会で議論をしてもらうようにしていきたいと、こういうように思いまして、私はこの意見書の提出については賛成をいたします。以上です。

○議長（佐藤高志君） ほかに討論の方、ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） 私もこの安全保障法の廃止を求める意見書に対して、賛成の立場で発言させていただきます。

この間、国会のほうで行われた安全保障法の議論を見ておりますと、大きく日本の根幹を、憲法をないがしろにしているようなやり方で行われたと、私は解釈しております。

まずは、国民主権に対して、国民の大多数が説明不足で説明を求めている、これが80%以上も数値としては上がっています。そして、国の大多数、6割を超える人たちが反対の声を上げている。これに対して、国民主権というものをないがしろにしている。そして、民主主義に対しても、あのような採決の仕方、皆さんも御周知だと思いますので説明は省きますけれども、あと委員会についてはあんな委員長がちょこちょこ来て、ごたごたの中で採決された。あんなような形で、あれが本当に民主主義の姿と言えるのかと私は思いますし、平和主義に対しては、これは言わずもがな、先ほど佐藤議員も言っておったように、他国をあおって敵対心を上げて、またはそうした戦闘行為にやむなしという形でも参加してしまえば、こちらの日本国も攻撃される、テロの危険性だってアップする。そしてまた復讐の連鎖に巻き込まれる危険性があるという中で、今こうした法整備を進めていくわけではなくて、やっぱり平和外交に終始して、ここに外交によって平和を築いていく、憲法、私たちの9条をしっかりと守って、逆にこの憲法9条を全世界に広げて戦争のない世の中にしていくことが一番望ましいやり方でありまして、今こうして法整備をして、そうした中に参加していくというのはかなり時代と逆行しておりますし、この地球を考えたら、今戦争を起こしたら、どんどん地球自体が住めなくなってしまう。そうした連鎖をとめるためにも、ここはしっかりと日本が先頭を切って世界に示すという意味でも、こうした憲法9条を守って世界の平和を守っていくことが一番望ましいということにありますので、一刻も早くこうした不名誉な安全法の廃止を求める意見書に対しては、これは本当にしっかりと弥富市からも声を上げて、一刻も早くこの安全保障の法の廃止を求めていきたいと思っています。

○議長（佐藤高清君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○１番（伊藤勝巳君） 提案者を含め、また２人の賛成者がありましたので、私もあわせて賛成の討論をしていきたいと思っています。

私は憲法で保障された、いわゆる他の国に脅威を与えていけないと、そのことは武器輸出をしない、こういう形のことが私たちの憲法9条の中に明らかになっていたと思っています。きょうの新聞でもあります。武器輸出をするということを書かれていますね。そうしますと、

一体我が国の立場はどうか、佐藤博議員からも話がありましたから申し上げます。

私たちはやっぱり戦争の、戦前、私は生まれています。皆さん、御存じだと思いますが、学校の教科書、これに墨が塗ってありました。これはどういう意味なのかと。いわゆるその時代の中で天皇陛下、軍に逆らうことなど、勝者というものはいいが、言葉遣いが墨で削られていた。ここの中で多分、その内容を、本を見られたのは、佐藤博議員と私と三宮さんかもしれません。あとは知らんかえ。現実には、僕は余分なことを申し上げますけど、うちの書庫、書庫ってなんですけど、農家です。ただ、おじきたちが学校へ行っていましたから、その中の書庫の中の本を見ると墨で消してある。こういう自由というものというか、表現の自由をその戦争のときに奪われた。

これは、私たちは特に今、自由な発言をしています。自由な発言というのは、相手の立場を尊重しながら議論をすることが自由なんです。このことが今認められておるんですよね。自由というのは、相手を無視することは自由じゃないんです。自由、これは民主主義なんでしょう。この民主主義がどう侵されていくかというのが私は一つだと。

もう1つは、この閣議決定で簡単に決めたこと、武器輸出も。そうして、法案11本か12本に対する審議が、どこの審議に焦点が置かれたかということだけなんですよね。集団的自衛権と、いわゆる他国との関係など、皆さん、国民の中で本当に11本の議論をしておるのかと。機密法案もしっかりと議論の中にあるのかどうか、私は思っています。

昭和33年ごろ、岸内閣は、前にも申し上げましたけれども、そのときの議論も体を張って抵抗しました。私は歴史の中で、これは申し上げてなんですけれども、中国との日中回復は久野忠治さんが一生懸命やられたんですよ。それで私たち愛知県の労働組合は、そのために年2回、日中の交流会をやって、そうして田中角栄さんが行って井戸をくんだわけですよ。その井戸をくむ役割をしてきたのは国民なんですよ。

それからロシアでもそうなんです。ロシアの最初の貿易を誰がやったかといったら経済界じゃないですよ。労働組合のある人がロシアでやって、日ソの回復をして、日ソの交流を深めたんです。本当に。このことは私は当事者からも聞いていますし、北朝鮮との関係でも、あのいろんな形が今日あるけれども、中国から北朝鮮への国交の橋渡しをしたのは誰なのかというの、これはもう亡くなりましたけれども明確になっているんです。

そういう時代がいわゆる対話と協調の時代で、議論をしてきた。真剣に国民があったということ。だから、私もきょうのこの提案に対しては、もっとやっぱり時間をかけてお互いが議論をしていくことによって、この平和な、いわゆる日本の外交問題、経済戦争でない、私ははっきり前から、戦争が起きるのは経済侵略というか経済戦争だと。だから、日本としてのあるべき姿の労働条件、経済の成長率、それらをきちっと見図ることによって、外交が平和でお互いの協調ができると、こういうふうに思っています。私は、ちょっと年はいって

ますので、ただそういうロシアの問題、日中の問題も私もお邪魔しました。その先輩方が井戸をくみかけた、足がかりは一体どうやった、労働組合なんです。労働組合が交流に交流を重ねてきた結果、田中角栄さん、久野忠治さん、横山敏明さん、そういう方々がロシアなり、日中に行って国交を回復したんですよ。国交回復というのは協定やなくて。

だから、国民が足がかりになってきたこと、それは長い時間、70年の中で培ってきて今日がある。今日の世相の状況は私も理解します。しかし、そのことを今、私たちは本当に安倍さんの政策について、どう受け入れるか、受けとめていくかは慎重審議をしながらいくこと、だから、きょうのこの見直しに対する、審議に対する反対意見については私は賛成をして、もう少し時間をかけて、憲法に対する課題についても十分見きわめる必要があるんじゃないかということを私自身思い、私も賛成の立場での討論とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

採決に入ります。

発議第8号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立少数と認めます。

よって、本案は否決されました。

お諮りします。

堀岡議員から発議第9号、第10号並びに第11号議案が提出されました。

この際、日程に追加し、議題としたいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、発議第9号議案から発議第11号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 発議第9号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第18 発議第10号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第19 発議第11号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第17、発議第9号から日程第19、発議第11号まで以上3件を一括議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である堀岡議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 発議第9号から発議第11号まで3件の意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

発議第9号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書は、平成28年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算が確保されるよう、国に対し強く要望するものであります。

発議第10号愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書は、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国から財政措置がなされる国基準単価を土台に、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施するよう、愛知県に対し要望するものであります。

発議第11号国の私学助成の増額と拡充に関する意見書は、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、あわせて私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう、国に対し強く要望するものであります。

以上のこの意見書3件につきましては、それぞれ関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、これより採決いたします。

発議第9号から発議第11号まで以上3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案3件は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 閉会中の継続審査について

○議長（佐藤高清君） 日程第20、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、平成27年第3回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時11分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 横 井 昌 明

同 議員 堀 岡 敏 喜